

平成 16 年

塩竈市議会会議録

(第109巻)

第3回定例会 9月9日 開会
9月30日 閉会

塩竈市議会事務局

平成 1 6 年 9 月 定 例 会 日 程 表

会期 2 2 日間 (9 月 9 日 ~ 9 月 3 0 日)

月 日	曜日	区 分	会 議 内 容	会期
9 . 9	木	本会議	会期の決定、諸般の報告、請願第 9 号及び第 10 号、認定第 1 号及び第 2 号、議案第 49 号ないし第 60 号、議案第 61 号及び第 62 号	1
10	金	休 会		2
11	土	"		3
12	日	"		4
13	月	"	総務教育常任委員会 (北側委員会室) 10 : 00 ~	5
14	火	"	民生常任委員会 (北側委員会室) 10 : 00 ~	6
15	水	"	産業建設常任委員会 (北側委員会室) 10 : 00 ~	7
16	木	"	平成 1 5 年度決算特別委員会 10 : 00 ~	8
17	金	"	平成 1 5 年度決算特別委員会 10 : 00 ~	9
18	土	"		10
19	日	"		11
20	月	"	敬老の日	12
21	火	"	平成 1 5 年度決算特別委員会 10 : 00 ~	13
22	水	"	平成 1 5 年度決算特別委員会 10 : 00 ~	14
23	木	"	秋分の日	15
24	金	"		16
25	土	"		17
26	日	"		18
27	月	本会議	議案第 49 号ないし第 60 号 (各常任委員会委員長議案審査報告)、請願第 9 号及び第 10 号 (総務教育常任委員会委員長請願審査報告)、認定第 1 号及び第 2 号 (平成 15 年度決算特別委員会委員長審査報告)、議員提出議案第 4 号及び第 5 号、議員派遣の件	19

月 日	曜日	区 分	会 議 内 容	会期
28	火	本会議	一般質問 田中 徳寿 議員 中川 邦彦 議員 嶺岸 淳一 議員 志賀 直哉 議員	20
29	水	本会議	一般質問 鈴木 昭一 議員 曾我 ミヨ 議員 福島 紀勝 議員	21
30	木	本会議	一般質問 吉川 弘 議員 伊藤 博章 議員 伊藤 栄一 議員 閉 会	22

塩竈市議会平成16年9月定例会会議録目次

(9 月 定 例 会)

第 1 日 目 平成16年9月9日(木曜日)

開 会	1
議事日程第1号	1
開 議	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	3
請願第9号及び第10号	4
認定第1号及び第2号	4
提案理由説明	4
総括質疑	9
伊 勢 由 典 君	9
議案第49号ないし第60号	18
提案理由説明	18
総括質疑	27
小 野 絹 子 君	27
議案第61号及び第62号	32
提案理由説明	32
採 決	33
散 会	34

第 2 日 目 平成16年9月27日(月曜日)

議事日程第2号	35
開 議	37
会議録署名議員の指名	37
議案第49号ないし第60号(各常任委員会委員長議案審査報告)	37

採 決	45
請願第9号及び第10号 (総務教育常任委員会委員長請願審査報告)	46
採 決	47
認定第1号及び第2号 (平成15年度決算特別委員会委員長審査報告)	47
採 決	51
議員提出議案第4号及び第5号	51
提案理由説明	51
採 決	54
議員派遣の件	54
採 決	55
散 会	55

第3日目 平成16年9月28日(火曜日)

議事日程第3号	57
開 議	59
会議録署名議員の指名	59
一般質問	59
田 中 徳 寿 君	
財政問題	59
財政再建について(平成17年度予算の一割削減)	
水産業について	60
水産業及び水産加工業の再生について	
市内循環バスについて	61
通称百円バスについて	
教育問題	62
教育長の教育方針について	
不登校の実態と展望について	
浦戸小中一貫校について	
中 川 邦 彦 君	
災害に強いまちづくり	74

塩竈市地域防災計画の見直しについて	
避難場所の確保と住民への徹底について	
避難場所の設営について	
木造住宅震災対策事業について	
環境問題	76
自動車リサイクル企業の進出計画について	
廃蛍光管処理施設について	
教育施設	77
第一中学校の体育館の改築について	
道路の整備	77
北浜2丁目の高台の道路の整備について	
丘陵地の道路整備について	
嶺岸淳一君	
環境に関する本市の状況と課題について	90
色覚のバリアフリー化について	93
乳幼児健康支援一時預かり事業について	95
志賀直哉君	
産業の振興について	106
水産業、水産加工業の現況について、市の対策は	
商店街の振興について	
新商品開発の振興について	
塩竈再生委員会の活動について	107
今後の推移について	
職員提案制度の導入	
広域行政について	108
「未来都市づくり研究会」の推移について	
消防・環境の考え方について	
学校給食などの地産地消について	
教育環境について	109
子供と親の教育相談室（さくら相談室）	

学校と地域との連携について	
観光振興について	109
島おこし「フラワーアイランド計画」について	
イベントの充実について（マリンゲートを中心とした）	
少子化対策について	109
散 会	123

第 4 日 目 平成 16 年 9 月 29 日（水曜日）

議事日程第 4 号	125
開 議	127
会議録署名議員の指名	127
一般質問	127
鈴木 昭 一 君	
市民憲章の制定について	127
制定についての進捗について	
児童憲章制定について	128
制定についての進捗について	
浦戸一小の廃校舎の活用について	128
どのような活用を考えているのか	
福祉施設として活用はどうか	
一般職員の写真入り名札の着用は	128
市長のリーダーシップで義務付けはできないのか	
伊保石公園の 2 期工事について	129
市長の具体的な構想は	
玉川小学校の建て替えについて	130
児童の安全に対しどのような考えでいるのか	
先般の工事についてどのようなものか	
市立病院のあり方について	131
公立病院として役割を市長はどのように考えているのか	
病院の広域化事業についての考えは	

玉川利府線の歩道改修について	132
西玉川町地内歩道の整備は考えているのか	
車いすも通れない状況を当局はどのように把握しているのか	
曾 我 三 三 君	
介護保険事業について	143
老人ホームの不足にどう応えていくのか	
来年度からの国の介護保険見直しの具体的内容と拡充の取り組みについて	
国民健康保険事業について	145
医療費一部負担の減免の実施について	
(その後の取り組みの経過と実施時期について)	
浦戸の学校併設に当たって	145
学校併設に伴う住民要望にどう応えていくのか	
浦戸の振興をどのように図るのか	
母子・父子家庭に対する支援事業について	147
母子・父子家庭への日常生活支援事業の実施を	
福 島 紀 勝 君	
防災対策について	159
自主防災の組織率と今後の進め方	
津波・高潮対策の状況は	
水門等の開閉判断指導	
分別収集の実態と今後について	160
容器包装廃棄物の現況	
焼却炉の稼働状況とダイオキシン	
環境対策と現状について	160
水産加工団地内及び生産工場付近の悪臭	
粉塵や廃棄物処理の調査・指導は	
船舶等の塗料剥離による河川・海水汚染	
各種納税の実態について	161
近年の滞納状況は	

督促状の送付とその後の対応は	
完納迄の差し押さえ等は	
介護予防と拠点整備について	161
デイサービスセンター等の活用	
民間施設への改修費補助	
散 会	173

第 5 日 目 平成 16 年 9 月 30 日 (木 曜 日)

議事日程第 5 号	175
開 議	177
会議録署名議員の指名	177
一般質問	177
吉 川 弘 君	
三位一体の改革について	177
全国知事会が 3.2兆円の補助金削減案を採択、本市への財政の	
影響は	
生活保護制度の国庫負担引き下げの動きと本市への財政影響は	
三位一体の改革による本市への今後の財政影響と市財政の今後	
の見通しは	
コインバス導入について	179
市民のバスへの要望と課題をどのように考えているのか	
コインバス実現の成功のポイントは	
空白地域と病院・福祉施設への足の確保対策は	
市長の行革について	180
市長はどのような行革を目指すのか	
NPM (脱公共化) 行革の問題点について	
国保税について	181
国保税の 4 年間値上げの問題について	
伊 藤 博 章 君	
地方分権について	193

住民満足度の向上、行政の効率的運営のあり方について	
教育行政について	194
絶対評価の導入や週5日制の完全実施など大きく変化してきて いる教育行政に関して	
環境行政について	195
広域行政への取り組みなど環境行政全般について	
防災について	196
自助・共助・公助について	
伊藤栄一君	
災害に対する対策	210
市内いろいろと異なる地域ごとの対策	
市町村合併について	210
広域行政と市町村合併の差異	
広域行政のメリット、デメリット	
市立病院について	211
市立病院の運営について	
教育問題	212
小中学生の登下校に対する安全対策	
浦戸小中併設校に伴う空き教室利用について	
閉会	223

平成16年9月定例会 9月9日 開会
 9月30日 閉会

議案審議一覽表

請願審議一覽表

請願文書表

議員提出議案

塩 竈 市 議 会 9 月 定 例 会 議 案 審 議 一 覧 表

付託委員会名	議案番号	件 名	議決結果	議決年月日
平成15年度 決算特別 委員会	認定第1号	平成15年度塩竈市一般会計及び各特別 会計決算の認定について	認 定	16.9.27
	認定第2号	平成15年度塩竈市立病院事業会計及び 塩竈市水道事業会計決算の認定につい て	認 定	16.9.27
総務教育	議案第51号	塩竈市公の施設に係る指定管理者の指 定手続等に関する条例	原案可決	16.9.27
	議案第55号	平成16年度塩竈市一般会計補正予算	原案可決	16.9.27
	議案第60号	工事請負契約の一部変更について	原案可決	16.9.27
民 生	議案第50号	塩竈市母子・父子家庭医療費の助成に 関する条例	原案可決	16.9.27
	議案第52号	塩竈市乳幼児医療費の助成に関する条 例	原案可決	16.9.27
	議案第53号	塩竈市心身障害者医療費の助成に関す る条例	原案可決	16.9.27
	議案第54号	塩竈市乳幼児及び心身障害者医療費の 助成に関する条例を廃止する条例	原案可決	16.9.27
	議案第55号	平成16年度塩竈市一般会計補正予算	原案可決	16.9.27
	議案第56号	平成16年度塩竈市介護保険事業特別会 計補正予算	原案可決	16.9.27
産業建設	議案第49号	塩竈市地方卸売市場条例の一部を改正 する条例	原案可決	16.9.27
	議案第55号	平成16年度塩竈市一般会計補正予算	原案可決	16.9.27
	議案第57号	平成16年度塩竈市水道事業会計補正予 算	原案可決	16.9.27
	議案第58号	市道路線の認定について	原案可決	16.9.27
	議案第59号	多賀城市道下馬笠神線の路線認定の承 諾について	原案可決	16.9.27
	議案第61号	教育委員会の委員の任命について	同 意	16.9.9
	議案第62号	固定資産評価審査委員会の委員の選任 について	同 意	16.9.9

塩竈市議会 9 月定例会議案審議一覧表

付託委員会名	議案番号	件名	議決結果	議決年月日
	議員提出 議案第4号	北方領土問題の解決促進を求める意見書	原案可決	16.9.27
	議員提出 議案第5号	地方分権推進のための地方財源の充実強化、特に「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書	原案可決	16.9.27

塩竈市議会 9 月定例会請願審議一覧表

受理番号	件名	受理年月日	付託委員会名	審議結果	議決年月日
第 9 号	義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書の提出に関する請願	16.8.31	総務教育	継続審査	16.9.27
第 10 号	教育基本法の改正について反対の意見決議をあげる請願	16.9.3	総務教育	継続審査	16.9.27

平成 1 6 年 9 月 9 日 塩 竈 市 議 会 定 例 会
請 願 文 書 表

番 号	第 9 号
受 理 年 月 日	平成 1 6 年 8 月 3 1 日
件 名	義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書の提出に関する請願
要 旨	<p>【請願要旨】 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書を国に提出されるようお願いいたします。</p> <p>【請願理由】 我が国における義務教育制度は、地域間の経済的格差によることなく、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上が図られることにより、国民として必要な基礎的資質を培うことに大きく貢献してきました。</p> <p>また、義務教育費国庫負担制度は、財政力のない市町村に住んでいても、全国と同じ条件で教育が受けられるように、教職員の給与など義務教育にかかわる費用を国と県が半分ずつ負担する制度です。</p> <p>しかし、昭和 6 0 年度予算で旅費・教材費が除外されて以来、恩給費、共済費の追加費用等除外され、平成 1 6 年度には、退職手当・児童手当が国庫負担からはずされました。そのことにより、地方自治体に大きな負担をもたらしてきました。</p> <p>さらに、今年 8 月には、全国知事会が 2 0 0 5、6 両年度で 3 兆 2 0 0 0 億円の国庫負担補助金を削減する案を決定しました。義務教育費国庫負担金については、公立中学校分 8 5 0 0 億円の削減を盛り込み、2 0 0 9 年度までに小学校分も廃止するとしています。</p> <p>もし、これが実施されるならば、ほとんどの道府県では深刻な財源不足に陥り、現行の教職員配置が困難になります。多くの県にまで広がりを見せた少人数学級の取り組みも、後退を余儀なくされ、教育条件の低下にもつながると言っても過言ではありません。</p> <p>以上の趣旨から、地方自治法第 9 9 条にもとついて義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書を提出されますようお願いいたします。</p> <p>地方自治法第 1 2 4 条の規定により請願いたします。</p>
提 出 者 住 所 ・ 氏 名	<p>塩竈市小松崎 9 - 4 3 - 1 4 宮城県教職員組合中央支部 塩竈地区会 議長 清 水 仁</p>

紹介議員 氏名	小野絹子 吉川 弘 伊勢由典 福島紀勝
付託委員会	総務教育常任委員会

平成 1 6 年 9 月 9 日 塩 竈 市 議 会 定 例 会
請 願 文 書 表

番 号	第 1 0 号
受 理 年 月 日	平成 1 6 年 9 月 3 日
件 名	教育基本法の改正について反対の意見決議をあげる請願
要 旨	<p>【請願要旨】 貴議会として、政府に対し「国民的な議論のないまま拙速に教育基本法の改正を行うことに反対する」旨の意見書を提出するよう請願いたします。</p> <p>【請願理由】 昨年 3 月、中央教育審議会が文部科学相に「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興計画のあり方について」の答申を提出しました。 その後、教育基本法の改正問題が昨年秋の総選挙において争点の一つとされたり、今年 2 月には自民党・民主党議員の有志による超党派国会議員連盟『教育基本法改正促進委員会』が結成されています。この結成総会で同議連副会長になった民主党の西村眞悟氏は、これからの教育のあり方について「お国のために命を投げ出しても構わない日本人を生み出す。お国のために命を捧げた人があって、今ここに祖国があるということを子どもたちに教える。これに尽きる」「お国のために命を投げ出すことをいとわない機構、つまり国民の軍隊が明確に意識されなければならない。この中で国民教育が復活していく」（朝日 2 月 2 6 日付）と挨拶していますが、このようなねらいを持って教育基本法の見直しが行なわれるとしたら、まさに戦前への逆戻りであって、到底容認できるものではありません。</p> <p>政府・文科省や国会議員の有志が教育基本法の「改正」を企図しても、国民の多くは教育基本法を眼にしたこともなく、子どもと教育のさまざまな困難が本当に教育基本法の責任なのかどうか、国会の中でも専門家の間でも具体的に論議されたことも検証されたこともないのが実態です。ですから、教育学関連学会会長 2 5 氏は連名で、教育基本法の「改正」が必要だとする動きに対して幾多の疑問点と問題点を指摘し、慎重な審議を求める要望書（資料 1）を提出していますし、日本弁護士連合会もまた、会長名で答申内容が憲法の第 1 3 条（個人の尊厳）、第 1 9 条（思想・良心の自由）、第 2 0 条（信教の自由）および子どもの権利条約の理念や原則に抵触するおそれがあるとして、その取り扱いに慎重を期し、十分な検討と議論を重ねることを要望する声明（資料 2）を出しています。</p> <p>答申に対するマスコミ（新聞）各紙の反応を全国紙・地方紙の社説の見出しで見ますと、これもまた別紙一覧（資料 3）の通り、大多数は「なぜ見直しか、説得力なし」「機が熟したとは思えない」「改正急がず幅広い議論を」と言った批判的で、慎重な対応を求める論調で共通しています。</p>

その後、与党間の合意が得られず国会への上程が見送られてきましたが、日本国憲法の「理想の実現」を図るために制定された教育基本法について、国民的な議論も合意も得られないにもかかわらず、改正促進委員会なる有志議連が性急に「改正」しようとする意図に危惧の念を抱かざるを得ません。

私たちの調査では、これまでに古川市議会をはじめ全国242の市・町・村議会で「改正には反対」の意見書を採択しています。これらの意見書は、義務教育費国庫負担制度を放棄しようとする政府の姿勢を危惧し、教育の機会均等を守るためには教育基本法の理念を守るべきだとしているのが共通の特徴となっています。

我が国の教育の現状は、不登校・高校中退・いじめ・校内暴力・学習離れなど、その深刻さは憂うべき状況ですが、その責任を教育基本法に求めるとしたら、まさに木を見て森を見ない誤りをおかすものでしかありません。教育基本法は、その前文にもあるように日本国憲法と一体のものであり、それ故に「教育憲法」とも呼ばれてきました。にもかかわらず、国民的な合意を得ないまま性急に改正作業を推し進めれば、学習指導要領や学力問題をめぐる混乱以上に、より大きな矛盾を生み出してしまうことが予想されます。

もちろん、子どもと教育を取り巻く困難や矛盾に満ちた現状は、それぞれの立場から全力を尽くさなければならない緊急な課題であるだけに、教育基本法を軽視してきたこれまでの教育行政を率直に反省することも含め、改めて教育基本法の理念と原則を教育の営みの実際に生かす努力も求めなければなりません。国民的な議論や教育現場をあげての努力をしてもなお見直しが必要というのであれば、大方の理解も得られるのではないのでしょうか。

以上の理由から、貴議会において「国民的な議論と理解を得ないまま拙速に教育基本法の改正を行うことには反対する」旨の決議を採択し、政府、文部科学省に提出して下さいますようお願いいたします。

提出者 住所・氏名	仙台市青葉区愛子中央3丁目10-18 民主教育をすすめる宮城の会 代表 中 森 孜 郎
紹介議員 氏 名	小 野 絹 子 吉 川 弘 伊 勢 由 典 福 島 紀 勝
付託委員会	総務教育常任委員会

議員提出議案第4号

北方領土問題の解決促進を求める意見書

上の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成16年9月27日

提出者 塩竈市議会議員

菊地	進	田中	徳寿
武田	悦一	伊藤	栄一
志子田	吉晃	鈴木	昭一
今野	恭一	嶺岸	淳一
浅野	敏江	吉田	住男
佐藤	貞夫	木村	吉雄
鹿野	司	志賀	直哉
東海林	京子	福島	紀勝
伊藤	博章		

塩竈市議会議長 香取嗣雄 殿

「別 紙」

北方領土問題の解決促進を求める意見書

我が国固有の領土である歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島の北方四島は、今日もなおその返還が実現していない。

昭和20年、当時のソ連邦が不法占拠して以来、50数年間の永きにわたり、希望と落胆の交差する中、北方四島を故郷とする元島民も平均年齢70歳を超え、一日も早くこの問題が解決されることを熱望している。

よって政府においては、これまでも北方領土返還要求を国民の総意の運動として展開してきたが、戦後59年を迎えた今、返還実現を目指し、全国民のより一層の運動の盛り上がりを図り、この問題の解決に向けて、これまで以上の強力な外交交渉により、日本国民の永年の悲願である北方領土の一日も早い返還の実現と、日ソ平和条約を締結し、真の日ソ友好関係を確立するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

議 長 名

関係機関あて

(内閣総理大臣・外務大臣・沖縄及び北方対策担当大臣)

議員提出議案第5号

地方分権推進のため地方財源の充実強化、特に「国庫補助負担金改革案」
の実現を求める意見書

上の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成16年9月27日

提出者 塩竈市議会議員

菊地	進	田中	徳寿
武田	悦一	伊藤	栄一
志子田	吉晃	鈴木	昭一
今野	恭一	嶺岸	淳一
浅野	敏江	吉田	住男
佐藤	貞夫	木村	吉雄
鹿野	司	志賀	直哉
東海林	京子	福島	紀勝
伊藤	博章		

塩竈市議会議長 香取嗣雄 殿

「別 紙」

地方分権推進のための地方財源の充実強化、特に「国庫補助負担金改革案」
の実現を求める意見書

平成16年度における国の予算編成は、「三位一体の改革」の名の下に、本来あるべき国・地方を通ずる構造改革とは異なり、国の財政健全化方策に特化されたものと受け取らざるを得ず、著しく地方の信頼関係を損ねる結果となった。

こうした中、政府においては、去る6月4日に「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」が閣議決定され、「三位一体の改革」に関連して、概ね3兆円規模の税源移譲を前提として、地方公共団体からの具体的な国庫補助負担金改革を取りまとめることが要請されたところである。

地方六団体は、この要請に対し、去る8月24日に、国と地方公共団体の信頼関係を確保するための一定条件を下に、地方分権の理念に基づく行財政改革を進めるため、税源移譲や地方交付税のあり方、国による関与・規制の見直しに関する具体例を含む「国庫補助負担金等に関する改革案」を政府に提出したところである。

よって、国においては、三位一体の改革の全体像を早期に明示するとともに、地方六団体が取りまとめた今回の改革案と我々地方公共団体の思いを真摯に受け止められ、以下の前提条件を十分踏まえ、その早期実現を強く求めるものである。

記

1. 国と地方の協議機関の設置
地方の意見が確実に反映することを担保とするため、国と地方六団体との協議機関を設置することをこの改革の前提条件とする。
2. 税源移譲との一体的実施
今回の国庫補助負担金改革のみを優先させることなく、これに伴う税源移譲、地方交付税措置を一体的、同時に実施すること。
3. 確実な税源移譲
今回の国庫補助負担金改革は、確実に税源移譲が担保される改革とすること。
4. 地方交付税による確実な財政措置
税源移譲額が国庫補助負担金廃止に伴い財源措置すべき額に満たない地方公共団体については、地方交付税により確実な財源措置を行うこと。
また、地方交付税の財源調整、財源保障の両機能を強化するとともに、地方財政全体及び個々の地方公共団体に係る地方交付税の所要額を必ず確保すること。
5. 施設整備事業に対する財政措置
廃棄物処理施設、社会福祉施設等は、臨時かつ巨額の財政負担となる事業であることから、各地方公共団体の財政規模も考慮しつつ、地方債と地方交付税措置の組合せにより万全の財政措置を講じること。
6. 負担転嫁の排除
税源移譲を伴わない国庫補助負担金の廃止、生活保護費負担金等の補助負担率の切下げ、単なる地方交付税の削減等、地方への一方的な負担転嫁は絶対に認められないこと。
7. 新たな類似補助金の創設禁止
国庫補助負担金改革の意義を損ねる類似の目的・内容を有する新たな国庫補助負担金等の創設は認められないものであること。
8. 地方財政計画作成に当たっての地方公共団体の意見の反映
地方財政対策、地方財政計画の作成に当たっては、的確かつ迅速に必要な情報提供を行うとともに、地方公共団体の意見を反映させる場を設けること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

議 長 名

関係機関あて
(衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣・内閣官房長官・金融担当大臣・経済財政政策担当大臣・総務大臣・財務大臣・経済産業大臣・文部科学大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣・国土交通大臣)

議員派遣の件

平成16年9月27日

地方自治法第100条第12項及び塩竈市議会会議規則第153条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

記

1. 第38回宮城県市議会議長会議員研修会
 - (1) 派遣目的 講演会等出席
 - (2) 派遣場所 名取市「名取市文化会館」
 - (3) 派遣期間 平成16年11月8日
 - (4) 派遣議員 議員23名以内

平成16年9月定例会 9月9日 開会
9月30日 閉会

塩竈市議会会議録

平成16年9月9日（木曜日）

塩竈市議会 9月定例会会議録

（第1日目）第12号

議事日程 第1号

平成16年9月9日(木曜日)午後1時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
 - 第2 会期の決定
 - 第3 諸般の報告
 - 第4 請願第9号及び第10号
 - 第5 認定第1号及び第2号
 - 第6 議案第49号ないし第60号
 - 第7 議案第61号及び第62号
-

本日の会議に付した事件

日程第1ないし日程第7

出席議員(23名)

1番	菊地進君	2番	田中徳寿君
3番	武田悦一君	4番	伊藤栄一君
5番	志子田吉晃君	6番	鈴木昭一君
7番	今野恭一君	8番	嶺岸淳一君
9番	浅野敏江君	10番	吉田住男君
11番	佐藤貞夫君	12番	木村吉雄君
13番	鹿野司君	14番	志賀直哉君
15番	香取嗣雄君	16番	曾我三三君
17番	中川邦彦君	18番	小野絹子君
19番	吉川弘君	20番	伊勢由典君
21番	東海林京子君	22番	福島紀勝君
23番	伊藤博章君		

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤 昭 君	助 役	加藤 慶 教 君
収入 役	田 中 一 夫 君	総 務 部 長	山 本 進 君
市民生活部長	棟 形 均 君	健康福祉部長	佐々木 和 夫 君
産 業 部 長	三 浦 一 泰 君	建 設 部 長	早 坂 良 一 君
総 務 部 次 長 兼 総 務 課 長	阿 部 守 雄 君	総務部次長兼行財 政改革推進専門監	佐 藤 雄 一 君
市民生活部次長 兼 環 境 課 長	綿 晋 君	健康福祉部次長兼 社会福祉事務所長	大 浦 満 君
建 設 部 次 長 兼 建 築 課 長	佐々木 栄 一 君	危 機 管 理 監	芳 賀 輝 秀 君
総務部政策課長	渡 辺 常 幸 君	総務部財政課長	菅 原 靖 彦 君
市民生活部			
市 民 課 長	澤 田 克 巳 君	産業部水産課長	福 田 文 弘 君
		総務部	
建設部		総 務 課 長 補 佐 兼 総 務 係 長	佐 藤 信 彦 君
都市計画課長	橋 元 邦 雄 君	市立病院事務部長	小山田 幸 雄 君
市立病院長	長 嶋 英 幸 君		
市立病院事務部			
次長兼業務課長	伊 藤 喜 昭 君	水 道 部 長	内 形 繁 夫 君
水道部総務課長 兼 経 営 企 画 室 長	郷 古 正 夫 君	教育委員会委員長	東海林 良 雲 君
		教育委員会	
教育委員会教育長	小 倉 和 憲 君	教 育 次 長 兼 総 務 課 長	伊 賀 光 男 君
教育委員会			
教 育 次 長 兼 生涯学習センター館長	渡 辺 誠 一 郎 君	教育委員会 学 校 教 育 課 長	歌 野 正 一 君
選挙管理委員会		選挙管理委員会	
委 員 長	高 木 英 助 君	事 務 局 長	丹 野 文 雄 君
監 査 委 員	高 橋 洋 一 君	監 査 事 務 局 長	橋 内 行 雄 君

事務局出席職員氏名

事務局次長	遠 藤 和 男 君	議事調査係長	安 藤 英 治 君
議事調査係主査	戸 枝 幹 雄 君		

午後 1 時 開議

議長（香取嗣雄君） 去る 9 月 2 日告示招集になりました平成16年塩竈市議会 9 月定例会を
ただいまから開会いたします。

直ちに会議を開きます。

本議場への出席者は、市長、教育委員会委員長、選挙管理委員会委員長、監査委員並びに
その受任者であります。

本日の議事日程は、日程第 1 号記載のとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（香取嗣雄君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、18番小野絹子君、19番吉川 弘君を指名いたします。

日程第 2 会期の決定

議長（香取嗣雄君） 日程第 2、会期の決定を行います。

本定例会の会期は22日間と決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（香取嗣雄君） ご異議なしと認め、本定例会の会期は22日間と決定いたしました。

日程第 3 諸般の報告

議長（香取嗣雄君） 日程第 3、諸般の報告を行います。

諸般の報告につきましては、さきに皆様にご配付しておりますとおり、地方自治法第 180条
第 1 項の規定により、市長に指定しておりました先決処分の報告であります。

先決第19号車両損傷事故による損害賠償の額の決定については、8月3日先決処分がなされ、
地方自治法第 180条第 2 項の規定により 9 月 2 日付で議長あてに報告がなされたものであ
ります。

さらに、監査委員より議長あてに提出されました例月出納検査の結果報告 2 件並びに企業会
計例月出納検査の結果報告 2 件であります。

これより質疑に入ります。（「なし」の声あり）

議長（香取嗣雄君） これをもって、質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（香取嗣雄君） 異議なしと認め、質疑を終結いたします。

以上をもって諸般の報告を終了いたします。

日程第4 請願第9号及び第10号

議長（香取嗣雄君） 日程第4、請願第9号及び第10号を議題といたします。

本定例会において、所定の期日まで受理した請願につきましては、お手元にご配付の請願文書表のとおりであり、所管の常任委員会に付託いたします。

日程第5 認定第1号及び第2号

議長（香取嗣雄君） 日程第5、認定第1号及び第2号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

当局より提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま、上程されました認定第1号及び第2号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

まず、認定第1号ですが、一般会計と10の特別会計を合わせまして、歳入は400億2,970万1,010円、歳出は401億2,016万5,619円となっております。歳入歳出差し引き額は9,046万4,609円のマイナスとなり、これから翌年度に繰り越すべき財源2,795万8,500円を除きますと、実質収支は1億1,842万3,109円のマイナスとなっております。

それでは、会計ごとに概略を説明申し上げます。

まず、市立病院事業会計でございますが、収益的収支につきましては、収入総額が27億1,755円、差し引き額が3億1,676万3,279円となっております。このうち、翌年度に繰り越すべき財源を除いた実質収支は3億1,250万4,779円となりましたので、1億5,650万4,779円を財政調整基金に繰り入れ、残る1億5,600万円を翌年度に繰り越しをいたしております。

次に、特別会計でございますが、交通事業・老人保健医療事業・漁業集落排水事業・公共用地先行取得事業・介護保険事業につきましては、いずれも歳入歳出同額の決算となっております。

国民健康保険事業につきましては、歳入歳出差し引きで687万7,323円の剰余金が生じたので、全額を基金に繰り入れいたしております。

魚市場事業につきましては、歳入歳出差し引きで3億 6,810万 3,836円の歳入不足が生じたので、平成16年度の歳入をもって補てんをいたしております。

下水道事業につきましては、事業の未了により生じた1,974万円を翌年度に繰り越しをいたしております。

公共駐車場事業につきましては、6,970万 1,375円の歳入不足が生じたので、平成16年度の歳入をもって補てんをいたしております。

土地区画整理事業につきましては、事業の未了により生じた396万円を翌年度に繰り越しをいたしております。

次に、認定第2号、市立病院事業会計、水道事業会計につきまして説明を申し上げます。

まず、市立病院事業会計でございますが、収益的収支につきましては、収入総額が27億 5,768万 2,702円、支出総額が29億 765万 2,333円となり、税抜きの損益計算による収支差し引きでは1億 4,996万 9,631円の純損失が生じ、この結果、累積欠損金は40億 9,428万 821円となっております。

一方、資本的収支では、収入総額が1億 7,625万 9,000円、支出総額が1億 7,625万 8,639円となり、収支差し引きで361円の残額が生じております。

本年度は、超音波診断装置や超音波手術器などの医療機器を更新するとともに、病棟の給湯設備やナースコールの改修を行うことによって医療環境の改善に努めましたが、医療制度改革でありますとか、全国的な医師不足の中で常勤医師を十分に確保できなかったことなどから、単年度収支は前年度よりは改善されたものの、依然として厳しいものとなっております。今後とも、良質で安定した医療の提供に努めながら、経営健全化に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

次に、水道事業会計でございますが、収益的収支では、収入総額が19億 8,226万 7,402円、支出総額が19億 1,712万 1,071円となり、税抜きの損益計算による収支差し引きでは4,993万 345円の純利益が生じ、累積欠損金は1,055万 9,705円となっております。

一方、資本的収支では、収入総額が3億 346万 6,976円、支出総額が7億 3,567万 3,234円となり、収支差し引きで4億 3,220万 6,258円の不足が生じております。これにつきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,496万 6,007円、過年度分損益勘定留保資金4億 1,724万 251円で補てんをいたしております。今後も、経費の節減と経営の効率化になお一層努め、経営健全化を図ってまいります。

以上、各決算の概要につきまして説明を申し上げましたが、ご配付しております決算書及び参考資料などをご参照の上ご審議いただき、ご認定を賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくをお願い申し上げます。

議長（香取嗣雄君） 高橋監査委員。

監査委員（高橋洋一君） それでは、私の方からただいま上程されました認定第1号「平成15年度塩竈市一般会計及び各特別会計決算」並びに認定第2号「平成15年度塩竈市立病院事業会計、同じく水道事業会計の決算」につきまして、その審査概要を申し上げます。

審査に当たりましては、市長より審査に付されました一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、資金運用状況報告について並びに地方公営企業の各会計決算報告書、財務諸表、事業報告書及び政令で定めるその他の書類、明細書などについて、計数の正確性を検証するとともに、財務状況が明瞭かつ適切に表示されているかどうか、予算の執行または事業運営が適切かつ効率的に行われているかどうかを主眼として審査するとともに、関係職員の説明を聴取するなどして審査いたしました。

なお、別に法の定めるところにより行っております例月出納検査並びに定期監査での結果を総括し、あわせて決算審査を行ったものであります。

その結果、一般会計及び特別会計にあっては、決算書等がいずれも法令に準拠して作成されており、その内容については、収入役及び各部が所管する諸帳簿並びにそれにかわる電算財務会計と照合した結果、適正に表示され、計数も正確でありました。また、各会計における予算執行も適正に行われており、執行状況も良好なものと認められました。

地方公営企業会計におきましても、各事業の決算諸表等は法律に準拠して作成されており、事業経営成績及び財政状況は適正に表示され、計数は正確なものと認められました。

各会計の決算状況については、ただいま当局から説明がありましたので、私からは概要のみを申し上げます。

初めに、一般会計並びに特別会計の決算の概要を申し上げます。

お手元に配付されております資料 3「決算審査意見書」をもとに説明させていただきたいと思っております。資料 3「決算審査意見書」の3ページをお開きいただきたいと思います。

3ページの表の一番下、実質収支になります。一般会計と各特別会計を合わせた全体の実質収支では1億 1,842万 3,000円の赤字決算となっております。

次に、一般会計の決算状況でございます。同じく資料の5ページの表1をごらんいただき

いと思います。

歳入は 201億 5,169万 5,000円で、収入率が 99.10%、歳出は 198億 3,493万 2,000円で、執行率は 97.54%となっております。

収支の状況につきましては、ページ6をごらんいただきたいと思います。

3行目以降になりますけれども、形式収支及び実質収支はともに黒字となっておりますが、下から4行目の実質単年度収支では2億 6,167万 8,000円の赤字決算となっております。

また、普通会計における財政状況を見ますと、次ページの表3に示しておりますように、公債費比率は 0.1ポイント改善しているものの、経常収支比率は 1.5ポイント低下しており、財政の硬直化が進んでいると言えます。

ページ11の表8をごらんいただきたいと思います。

歳入の根幹をなす市税収入ですが、前年に比べ4億 7,375万 9,401円の減収の62億 9,226万 4,542円と大きく落ち込んでおります。本市を取り巻く経済状況も非常に厳しく、今後税収の伸びは期待できないものと思慮されるところであります。今後の財政運営にあっては、職員が一丸となって財政再建に向けた取り組みを推進されるとともに、塩竈再生委員会から提出される提言等を十分に踏まえ、市民の福祉向上と市勢の発展になお一層努力されるよう望むものであります。

次に、特別会計の決算状況を申し上げます。

資料の前の方に戻りますけれども4ページの総括表で説明させていただきたいと思います。

10事業会計の実質収支の総額で見ますと、4億 3,092万 8,000円の赤字となっております。下から2行目になります。

主な会計について申し上げますと、まず、交通事業会計は歳入歳出同額で決算されております。輸送人員の推移を見ますと、島内人口と観光客数の減少から5年間で2割減少し、それに伴い事業収入も年々減収となっております。一方、一般会計からの繰入金は年々増加し、本年度では歳入額の61.7%、1億 5,792万 751円となっております。今後の事業のあり方について、運営形態等の検討を含めた交通会計健全化計画を策定し、それに基づいた事業運営を行うよう期待するものであります。

国民健康保険事業につきましては、歳入歳出差し引きでは687万 7,323円の黒字となって決算されております。しかし、国保財政調整基金から2億 4,200万円の取り崩しを行っており、本年度の実質単年度収支は2億 3,781万 6,303円の赤字決算となっております。本年度の保険

税収入を見ますと、収納率は前年より0.48ポイント上昇したものの68.98%と低迷しており、収入未済額は前年度よりも5,937万2,321円多い7億4,320万4,783円となっております。高齢化や医療の高度化に伴い、医療費の増加が予想される一方、長引く不況下で保険税を確保していくことは非常に困難なことと思われませんが、安定した国保事業を運営していくため、収納率の向上対策には万全を期されるよう望むものであります。

魚市場会計につきましては、歳入歳出差し引きで3億6,810万3,836円の歳入不足を生じ、前年度に引き続き繰上充用金をもって補てんし、決算されております。本年度は、水揚げ数量が前年度より増加したものの、金額は大きく下回り、市場使用料は前年度より1,537万97円の減収の4,741万81円となっております。今後の事業運営に当たっては、関係諸団体と十分協議を重ねられ、さらに累積欠損金の計画的な解消に鋭意努力されるよう望むものであります。

下水道事業については、翌年度へ繰り越すべき財源1,974万円を控除して、歳入歳出同額で決算されております。本事業の面積普及率は86.7%、人口普及率は97.5%に達し、事業は順調に進捗しているところであります。今後は公債費償還や整備面積の拡大に伴う維持管理費が年々増加していくことが見込まれますので、事業経営の健全化と市民サービス向上に向けて鋭意努力されるよう望むものであります。

公共駐車場事業につきましては、歳入歳出差し引きで6,970万1,375円の歳入不足額を生じ、繰上充用金をもって補てんし、決算されております。決算内容を見ると、営業収支では39万9,127円の黒字となっており、平成8年度より単年度営業収支は採算ベースに乗っておりますので、今後の事業運営に当たっては、累積した欠損金の早期解消を検討され、健全経営に一層努力を望むものであります。

介護保険事業については、歳入歳出同額で決算されております。しかし、本年度では、介護保険財政調整基金から1,208万5,227円の取り崩しを行っており、実質単年度収支は2,212万4,813円の赤字決算となっております。第1号被保険者のいる年度末の世帯数は9,520世帯で、被保険者は1万3,524人となっております。15年度末で1,983人が認定を受けており、前年度より161人増加しております。今後の事業運営に当たっては、高齢化社会の中で介護給付費も増加すると思われるので、事業の健全な運営に向けてなお一層努力を期待するものであります。

次に、2 公営企業会計の決算概況を申し上げます。

資料の85ページ以降に改めて番号が振り直してありますけれども、後半の方の5ページの表

をごらんいただきたいと思います。

まず、病院事業会計についてです。

総収益と総費用の収支差し引きでは1億4,996万9,631円の赤字決算となっております。入院、外来患者数が昨年度より減少したものの、診療単価が上がったことにより、収支差し引きでは前年度より4,571万8,560円純損失が減少しております。年度末の未処理欠損金は40億9,428万821円、不良債務は13億7,336万9,368円となり、非常に厳しい財政状況となっております。平成12年度を初年度とする市立病院経営健全化計画と決算額を比較しても、いずれも目標数値を下回る結果となっております。これは健全化計画で想定していなかった医師数の減少や医療制度の改正など、経営環境の悪化が主な原因と考えられますが、不良債務の発生を防ぐという第一段階の目標の達成になお一層経営努力をされるよう望むものであります。今後の経営に当たっては、地域医療の中核を担う公的病院として住民の健康を守り、良質で安定した医療を提供し続けていくには、経営の健全化は必須であることから、現在の経営環境に適合した新しい計画の策定を望むものであります。

次に、水道事業会計です。

同じく16ページの表をごらんいただきたいと思います。

総収益と総費用の収支差し引きでは、前年度よりも1,549万3,992円増収の4,993万345円の黒字決算となっております。これにより、当年度末の未処理欠損額は1,055万9,705円に減少しております。本年度の年間配水量を見ると、前年度に比べ4.5%増加しておりますが、これは水産加工団地において上水道への切りかえが行われたことによるものであります。今後の水道事業の見通しは、給水人口の減少、景気回復のおくれ等により、水需要の伸びは期待できないものと思われることから、今後の運営に当たっては引き続き一層の経営の効率化を進め、安全で安心な水を低価格で供給できるよう期待するものであります。

以上が決算審査の概要であります。なお、詳細につきましては、資料3の「決算審査意見書」をご参照くださるようお願い申し上げます。以上です。

議長（香取嗣雄君） これより総括質疑に入ります。20番伊勢由典君。

20番（伊勢由典君）（登壇）平成15年度決算認定1号、2号についての総括質疑を行います。

平成15年度一般会計の決算は、先ほどの報告にもございましたように、歳入で201億5,169万円、歳出は198億3,493万円で決算され、形式収支の上では3億1,676万円の黒字決算でしたが、実質単年度収支は2億6,167万円の赤字と報告されました。

平成15年度当初予算は、前市政のもと骨格予算として生まれ、当初予算額は197億8,400万円、前年度比でマイナス4.7%の緊縮予算でありました。当時は平成13年11月に公表した財政健全化の基本方針で、5年間で60億円の収支改善を図ることが課題となっていた時期でもございます。この問題に対して、平成15年度予算議会での日本共産党の市議団の総括質疑に対し、市当局の答弁は、「下水道料金の引き上げ、補助金のカット、職員の給与削減の協力などで累積赤字は試算の上で約30億円の圧縮し、平成16年度は財政再建準用団体は回避できる」と述べておりました。その後、佐藤昭市長は、平成15年6月の施政方針で、第4次長期総合計画の五つのリーディングプロジェクトを推進するため、行財政改革を進めることを明らかにしました。その内容は次の点であります。

- 一つ、市政全般を見渡し、廃止すべきもの、実施すべきものを整理し、優先順位をつける。
- 二つ、限られた財源の集中的投資を行う。

その上で平成15年を「財政再建元年」として位置づけ、難局を乗り切るというものでありました。その後、市職員を5年間で100名削減、あるいは当初予算の10%削減など打ち出されてきました。

しかし、ひるがえって、過去の行財政の経過を振りかえってみますと、平成13年までは前年の行財政改善推進計画や、あるいは実績報告書を議会に示して、市の行う行財政のこの改革、実績がわかるようになっておりました。平成15年の行財政改革の実績書は議会には出されておられません。今回の決算書を見渡しても、行財政の見直しの施策や成果が明らかでないため、なかなか判断が下せないのであります。本来は単年度ごと計画や、あるいは実績を議会に示すのが市当局の責任ではないでしょうか。

そこで、第1に伺いたいのは、平成15年度の施政方針でうたった行財政改革の具体的実績はどのような内容なのか、お聞きをいたします。市民は長引く不況とリストラ、失業などで苦しんでおります。市は財政難の中で、生活保護の取り組みなど市民の生活を守るため全力を尽くしてきました。しかし、一方で、先ほど述べた平成15年度当初予算の10%削減などを打ち出しておりました。大胆な提案であると同時に、市民生活と行政サービスの低下になるのではないかと、こうした懸念を抱きました。

そこで、第2にお聞きしたいのは、予算10%削減は具体的にどのような形で進められたのかお聞きをします。あわせて、福祉や教育など市民サービスの点で低下の影響があったのか、お聞きをいたします。

3点目は、三位一体改革で、塩竈市も平成16年度国庫支出金など4億円削減といわれております。今後も国の予算の削減が行われようとしております。第3の質問は、平成15年度決算を踏まえて、現段階での市の累積赤字の収支見通しについてどのように考えているのか、お聞きいたします。

市立病院事業決算書では、平成15年度純損失1億4,996万円で、累積の未処理欠損金は40億9,428万円となりました。自民党、公明党連立の小泉政権はこの間、老人医療1割負担やサラリーマン3割負担などを強行しました。このことが医療機関の経営の危機をつくり出しております。市立病院に対する今回の監査意見書でも近年の医療制度の改正と診療報酬のマイナス改定など、経営健全化で想定していない経営環境の影響を述べております。また、常勤医師確保の困難性が増しており、市立病院の経営にとって大きな問題となっております。結果として、年延べ入院患者は5万6,975人で、前年比で比較しても横ばいですが、年延べ外来患者は10万5,346人で、前年比で延べ患者2,580人減少したことが報告されております。こうした医療経営の困難さはあるものの、塩竈市立病院は二市三町の広域的な性格を持つ公的病院であり、関係住民や市民にとって健康や命を守る役割を果たしていることも事実であります。そこで、佐藤市長や病院長に伺いますが、市立病院のあり方について、今後の決算を踏まえながらどう考えているのか、お聞きをいたします。

議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 伊勢議員のご質問にお答えさせていただきます。

初めに、行財政改革の実績についてというお話でございました。

財政改革に取り組みました経緯につきましては、議員の方からも前段でお話ございましたが、本市におきましては、13年度に策定いたしました財政健全化の基本方針に基づきまして、14年度以降健全化に向けた取り組みがなされてきたところであります。15年度におきましても、人件費では定数の削減でありますとか、職員給与の独自削減、あるいは時間外の圧縮、特別職給与あるいは管理職手当の圧縮、さらには管理的経費でございます物品費の抑制なども行いながら、財政の健全化に努めてまいったところでありますが、一方では予想を上回ります市税の減少、さらには扶助費の増加等々、マイナス要因もかなり大幅に進んできております。

そういった中、当初予算から私はその後に聖域のない行財政改革こそ、今この塩竈市に必要であるというようなことを計画させていただき、15年度をその初年度として位置づけて取り組んでまいったところであります。具体的な数値としては、一般会計10%の経費削減、予算の

削減、それから、職員定数につきましては5カ年間で100名の削減といったような具体的な目標を掲げて取り組まさせていただいたところであります。その成果はどうであったかというようなお話でございました。

まず、経費の削減であります。残念ながら15年度の一般会計ではほぼ前年度比5%程度というような削減にとどまっております。今後なお一層努力をしてみたいと思っております。また、定数の削減でございますが、全会計の数字ではございますが、定数25名を削減することができました。これにつきましては、5カ年間で100名ということからすれば、順調に第一歩を踏み出したのかなというふうに感じているところであります。

そういった削減の影響が、例えば福祉であり、教育に出てきていないかというようなご質問でございましたが、福祉、教育等につきましては、従来どおりの行政が行われるような取り組みを行ってまいったというふうに確信をいたしております。

そういった中、今後の予算編成の見通しというご質問でございました。それから、あわせてまして財政再建計画がなかなか説明をしてもらえないというお話でありましたが、繰り返し申し上げますが、今国におきましては三位一体改革が進められております。補助金のカット、それから交付金のカットと合わせまして、基幹税の移譲というようなことが三位一体で進められておりますが、残念ながら15年度には地方行政を円滑に推進する上での十分な税財源の移譲はなかったということを私ども感じておまして、地方6団体おしなべて同様な感想でありまして、ぜひぜひ今後地方の行財政を円滑に進めるための基幹税の移譲ということをお願いしておりますが、その方針につきましては本年度10月ないしは11月に示されるということでございますので、そういった数字を踏まえた正確な予算の見通しを立ててまいりたいということで考えておりますが、こういったことが進められないとすれば、今後相当厳しい行財政運営を強いられるというふうに考えているところであります。

それから、市立病院問題についてご質問いただきました。

市立病院の健全化、16年度が最終年次であります。残念ながら平成15年度の企業会計でも1億5,000万円の赤字決算であります。理由はいろいろございます。医療制度の改正、あるいは公的病院として担うべき役割、高度医療や救急医療のほか在宅医療といったような分野につきましても、公立病院として鋭意取り組まさせていただいておる。あるいは、慢性期医療についても市立病院では取り組んでおりますが、こういったものが全体の収益ということになりますと、若干足を引っ張っているところがあるかとは思いますが、私ども今議員もおっしゃられ

ましたとおり、市立病院が二市三町の高度医療を担う大きな役割を果たしているわけでありますので、極力赤字の解消に努めながら、一方では二市三町、特に本市の地域医療環境の向上といったようなことになお一層一生懸命取り組まなければならないというふうに考えておるところであります。

そういった中、赤字の大きな要因の一つになっておりますが、例えば整形外科医が残念ながら常駐できない。結果といたしまして、入院患者も対応できないといったような問題でありますとか、全体的な医師不足の問題であります。これは公立病院特有ではないかと思っておりますが、研修医制度のスタートに伴いまして、全体的な医師不足問題につきましては県の方にも強く要請をお願いしているところでありますが、県の方からはそれぞれの地域医療圏を中核病院、サテライト病院というような分け方をして、中核病院には重点的に医師を配属していただけないというようなお話をいただいておりますので、本市立病院も地域の中核病院としての役割を担えるような体制づくりになお一層努力を傾けてまいりたいというふうに考えておるところであります。私の方からは以上でございます。よろしくようお願い申し上げます。

議長（香取嗣雄君） 20番伊勢由典君。

20番（伊勢由典君） それほど時間もありませんので、基本的なその細かい問題については決算特別委員会の中で質疑をゆだねることになるかと思っておりますので、大体その15年度、佐藤市政のもとで取り組んだ大枠については今確認をしたところであります。ただ、不満なのは、15年度の施政方針の中でうたわれていたその行財政のその姿が、私たちの関係ではわからないというのが端的な事実でございますので、こういう形についてはやはりしかるべき議会の側にきちんと示していただきたいと思います。職員の削減の数ですとか、あるいは予算の上でも5%の程度にとどまったということは、それはそれでそのとおりかと思っておりますが、改めて正確に議会の側でもその15年度一体どういう財政運営だったのか、正確に認識をする上でもちゃんとした資料提出をしていただきたいと思いますということを踏まえて、決算議会に臨んでいきたいと思っております。よろしくお願いたします。

議長（香取嗣雄君） 5番志子田吉晃君。

5番（志子田吉晃君） ニュー市民クラブを代表して、平成15年度塩竈市一般会計、特別会計の認定第1号及び病院、水道の会計企業の認定第2号について、市民の生活向上のために総括質疑を行います。

なお、重複する質問があるかと思っておりますが、答弁は省いていただいて結構です。

市長は、これまで一般会計予算において、予算額の1割カットと20億円の縮減を答弁されてきました。平成15年度の決算の歳出決算額において14年対比でマイナス4.5%の削減をされたのは、行財政改革の努力のあとと推察されます。しかし、塩竈市の今回15年度決算において、財政状況の指数で改善されたのは公債費比率プラス0.1ポイントの改善だけであり、他の経費は投資的経費を構成比10.7%まで削減したつじつま合わせの決算結果としか思われません。

そのような中で、先ごろ再生委員会の中間答申において、補助金、各種手当、退職金、市営汽船等のあり方に意見が出され、また我々議員も議会において再生委員会発足に先立ち、市長が就任なされて以来、数多くの質問が出ております。そして、これまでの答弁では改革とスピードをもって判断していくと述べられておりますが、塩竈丸はどのようなスピードをもって運営されていくのか、お伺いいたします。

15年度の決算書は塩竈市の成績表であります。成績向上のためには、反省なくして発展なしであります。この15年度の決算書の最大の反省点は何か、この1点、市長にお答えいただきたいと思っております。

また、市長として今期決算は何点なのか、評価をお聞かせくださるとともに、前回昨年の決算委員会の委員長報告に対しどれだけ対処なされたか、お伺いいたします。特に、一般会計から特別会計、企業会計に対する繰出金のあり方に検討を求めています。14年度総額34億7,200万円から15年度36億1,500万円と1億4,200万円ほど増加しております。また、当報告に市営汽船の最終便の時刻延長や循環バスの運行路線の見直しについて要望されておりますが、どのように対処されたか、お尋ねいたします。

市民の大多数の方々より熱い声援を送られている佐藤市長は、この力を推進力として大胆なる行革に取り組んで、塩竈市を再生されることを願うものであります。以上。

議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 志子田議員のご質問にお答えさせていただきます。

平成15年度一般会計予算の1割カット、それから職員定数5カ年間で100名ということにつきましては、伊勢議員のご質問についてもお答えさせていただきましたので、重複して回答することについてはご容赦いただきますが、ただ、最大の反省点ということですが、10%カットを掲げておりながら5%というところにとどまったということについては、私の努力が足らなかったと思っております。職員には一生懸命取り組んでいただいたと思っておりますが、私の最大の反省点かと思っております。

具体的に行財政改革推進の上で再生委員会からのご提言等をどうとらえるかということでございますが、再生委員会の中間提言を先日委員長から、会長からちょうだいいたしました。本来、10月ぐらいに中間答申ということでございましたが、再生委員会からは17年度の予算編成に反映していただけるようにということで、前倒して中間答申という形でちょうだいいたしました。内容につきましては、既に1年間議会の方でのご提言、ご指導いただいた内容と重複する部分もございました。また、そういった点とは違った観点からのご提言もございました。一つ一つ誠意を持って我々今後の行政運営に役立ててまいりたいということを考えております。具体的なことにつきましては、委員会の折、またご説明させていただきたいと思っております。

そういった中、点数についてのご質問いただきましたが、議員の方から点数を聞かれるまでもなく、実感として感じていただけるような行財政改革になお一層努力を傾けてまいりたいということでご容赦をいただきたいと思っております。

それから昨年度の決算委員長報告にどれだけ対応したかということのご質問でありました。例えば、国保会計において保険基盤安定分の繰出金の問題でありますとか、介護会計におきまして介護サービスの給付が増加といったようなことについてのご懸念をいただきました。国保会計につきましては、大変市民の皆様方には恐縮なお願いであったんですが、先の12月議会で値上げについて議決をいただき、今後なお一層安定運営に努力を傾けてまいりたいと思っております。また、介護等につきましても、認定者数が年々増加の一途をたどっております。やはり地方だけではどうしても対応できないような事態が発生するのではないかと。保険の根本にかかわる問題等もあるかと思っております。そういった問題提起を県内10市長会、あるいは県内の市町村長会等でもいろいろお話をさせていただいたところであります。いずれ、すべての会計が健全に行われますようなお一層の努力を傾けさせていただきたいと思っております。

そういった中で、交通会計の問題、ご質問いただきました。

交通会計につきましても、かなり一般会計からの持ち出しが増加をいたしておるということ等を勘案いたしまして、平成16年度から交通船の乗組員数、今まで職員3人で運営してまいりましたが、職員2名プラス嘱託員1名という体制に平成16年度から切りかえさせていただきまして、結果といたしまして年間2,000万円ぐらいの人件費の節減につながってきたというようなことであります。また、最終便の時間延長等につきましてもいろいろお話をいただいておりますが、最終便につきましては、ことしの7月から民間事業者であります海上タクシーを運行いただいております。8月は1,000人近い方々がご利用いただいたという実績をご報告

いただいておりますが、こういった民間事業者と共同で最終便の問題解決等に当たってまいりたいというふうに考えております。循環バスにつきましては、今現在バス運行者といろいろ話し合いを重ねさせていただいております。その結果等につきましては、所管の委員会で現在の進捗状況を改めてご報告をさせていただきながら、一日も早い実現に向けた努力を傾けてまいりたいと考えております。私の方からは以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

議長（香取嗣雄君） 5番志子田議員。

5番（志子田吉晃君） ありがとうございます。

それで、繰出金のこともお答え願いたいと思ひまして、2回目。

それから、そのことに関しまして、結局は一般会計よりも高い会計にクリアしているものが多いということの考え方なんですけれども、平成16年度の下水道事業債のような資本比平準化債というような考え方がほかの会計にも応用できれば、このような繰出金の増額対策がなるんじゃないかと思うのですけれども、その辺のことのお考えがございましたら、よろしくお願いしたいと思います。

それから、全体の税の使い方で予算配分なんですけど、今回は資本比率が極端に低かったということで、税の予算配分は本来であれば将来の税収を生む方向の投資的経費に投入をすべきだと、本来であればですが。その辺のところのご意見もありましたら、以上の2点でまとめてお聞かせ願いたいと思ひます。

議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 初めの繰出金についてであります。1億 4,277万 3,000円増加しているという内容につきましては、後ほど担当の方から説明をさせていただきますが、そういった中で下水道事業のような資本比平準化債が使えないかというお話でございましたが、これにつきましては市とか県ということではなくて、国の方からこういう制度が認められたことによって下水道事業については資本比平準化債、これはどちらかといいますと三位一体改革の財源の補てんという意味合いも私は強かったのかなと思っておりますが、その他のものについては、残念ながら今のところ資本比平準化債的な制度の導入ということまでは至っておりませんが、我々も今議員の方からご提言いただいたようなものがないものかどうか、今後いろいろ勉強させていただきたいと思っております。

それから、投資的経費が少し少なかったのではないかというようなお話であります。投資的な経費というのは、将来の例えば市税等の増加要因につながるのではないかというようなご指

摘だったかと思いますが、本市、15、16、17年というのはもう財政的には本当に超緊縮という形に言わざるを得ないのかなということで、市民の皆様方にも大変なご負担をお願いしながら財政運営を行ってまいりました。一日も早く、そういった投資的な経費にも予算が回せるような財政の健全化になお一層努力を傾けてまいりたいと思いますので、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

議長（香取嗣雄君） 菅原財政課長。

財政課長（菅原靖彦君） 私からは繰出金の関係についてお答えさせていただきます。

15年度決算の繰出金約36億円ということで、14年度からさらに増加しているというふうな状況でございます。先ほど市長の答弁にもございましたが、その要因といたしましては、一つには社会保障関係の増があるというふうなところが大きいのではないかなというふうに考えてございます。会計といたしましては、まず国民健康保険会計、これは、制度的に保険基盤の安定繰り入れという制度がございまして、それが15年度において拡充される方向で改正されております。そのようなことから、一般会計の方から国保会計に繰り出す金額が4,000万円程度ですけれども増加しているというふうなことで、その財源は国で2分の1、県で4分の1、4分の1が市の分というふうな財源構成でございますけれども、そういった部分がございまして。それから、もう1点は先ほどありましたように介護会計、これの給付費がそろそろ上げどまるのではないかと思われていたわけですが、そのような動きがなく増加を続けているというふうなことがございます。その市の町村の負担分、一定率で定まっておりますので、給付費が伸びますと介護会計の繰り出しが伸びてしまうというふうな関係にございます。そのような現在の社会経済環境を受けましたその社会保障関係の増加というのがこの繰出金の動向に大きく影響しているというふうなことで考えておりまして、15年度においてはそのような傾向があらわれてしまったのかなというふうに思っております。

ただ、本市の財政運営にとりまして、繰出金問題大変大きな課題でございますので、議会等でもご説明をした中にもございますが、基準外繰り出しにつきましては、やはり見直し、縮小に向けた見直し、これは念頭に置いてきたわけでございますけれども、そういったスタンスをより強めざるを得ないのかなというふうに考えておりまして、そんなことをベースに今後さらにその繰り出しのあり方を考えてまいりたいというふうに思っております。

議長（香取嗣雄君） これをもって総括質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（香取嗣雄君） ご異議なしと認め、総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、議員全員をもって構成する平成15年度決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思っておりますがご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（香取嗣雄君） ご異議なしと認め、本案については、議員全員をもって構成する平成15年度決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

日程第6 議案第49号ないし第60号

議長（香取嗣雄君） 日程第6、議案第49号ないし第60号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

当局より提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま上程されました議案第49号から議案第60号までにつきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第49号は「塩竈市地方卸売市場条例の一部を改正する条例」です。法令等に違反する行為が市場の利用者であった場合、現行の塩竈市地方卸売市場条例では、処分期間が明確になっておりません。処分できる利用者が卸売業者の方に限られている等、違反者に対する処分権限が不十分な部分がありました。

今回の改正は、法令等に違反した行為が買受人や問屋等の方にあった場合、これらの方にも期間を定めて業務や入場等の停止を命じたり、承認及び登録の取り消しを命ずる等の規定を設け、魚市場内の諸問題に対する対応につきまして処分の明確化を図るため、条例の改正を行おうとするものでございます。

次に、議案第50号は「塩竈市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例」でございます。宮城県は、宮城県母子・父子家庭医療費助成事業補助金交付要綱の全部改正を行いました。この改正に合わせまして、従来は母子・父子家庭におきまして、母子または父子がともに市内に住所を有する場合のみが助成対象だったものを、母か子または父か子のどちらかでも市内に住所を有していれば、医療費の助成対象になる等の改正を行おうとするものでございます。

議案第51号「塩竈市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」につきましては、昨年の自治法改正により、従来は公共的な団体等に限定されておりました公の施設の管理委託制度が、普通地方公共団体が指定する法人その他の団体に管理を行わせることができる指定

管理者制度に改正になりました。自治法の規定により、現在管理委託を行っている公の施設につきましては、平成18年9月までに指定管理者制度にするか直営にするか、選択決定することとなります。今回提案の議案は、指定管理者制度を行う場合に必要となる、指定管理者の指定手続についての新たな条例を制定しようとするものでございます。

次は、議案第52号「塩竈市乳幼児医療費の助成に関する条例」でございます。宮城県は従前、宮城県乳幼児及び心身障害者医療費補助金交付要綱により、乳幼児と心身障害者両者の医療費を助成しておりましたが、今回それぞれの実態に合った形で要綱を二つに分け、新たに宮城県乳幼児医療費助成事業補助金交付要綱を制定いたしました。この制定に合わせまして、保護者が市内に住所を有していれば、乳幼児が市外施設に入所、入院等をしている場合でも医療費助成に該当する等の規定を盛り込んで、新たな条例を制定しようとするものでございます。

次に、議案第53号「塩竈市中心身障害者医療費の助成に関する条例」につきましては、先の議案第52号と連動いたしまして、宮城県は宮城県心身障害者医療費助成事業補助金交付要綱を制定いたしました。この制定に合わせまして、議案第52号にも新たに規定を設けましたが、外国人登録簿に記載のある方も医療費助成に該当する等の規定を盛り込んで、新たな条例を制定しようとするものでございます。

議案第54号「塩竈市乳幼児及び心身障害者医療費の助成に関する条例を廃止する条例」につきましては、宮城県乳幼児及び心身障害者医療費補助金交付要綱の廃止に伴い、また、議案第52号及び第53号と関連いたしまして、当該条例を廃止しようとするものでございます。

次に、議案第55号「平成16年度塩竈市一般会計補正予算」でございますが、歳入歳出それぞれ8,932万4,000円を追加いたしまして、総額を204億9,406万2,000円とするものでございます。

歳出といたしましては、

予防接種健康被害に伴う医療手当等の給付金といたしまして 1,119万2,000円

緊急地域雇用創出特別基金事業補助金を受けて行う、災害対策点検啓発事業及び企業情報データベース構築事業費等といたしまして 1,443万3,000円

浦戸中学校と浦戸第二小学校を併設化するための浦戸小中学校整備事業費といたしまして 5,477万7,000円

木造住宅等耐震改修推進事業費といたしまして 247万円

などを計上させていただいております。

これらの財源といたしましては、

国庫支出金といたしまして	70万円
県支出金といたしまして	2,366万円
繰越金といたしまして	1,146万 4,000円
市債といたしまして	5,350万円

を計上いたしております。

次に、議案第56号「平成16年度塩竈市介護保険事業特別会計補正予算」でございますが、平成15年度介護給付費交付金の精算金計上に伴い、歳入歳出それぞれ 165万 5,000円を増額し、総額を3億 1,365万 5,000円とするものでございます。

次に、議案第57号「平成16年度塩竈市水道事業会計補正予算」でございますが、藤倉P C配水池整備に伴います地質調査費といたしまして 400万円を計上し、資本的支出を7億 6,468万5,000円とするものでございます。

次に、議案第58号「市道路線の認定について」につきましては、都市計画法第29条による開発行為の完了に伴い、公共施設（道路）が帰属されたことにより、新たに6路線を市道として認定しようとするものでございます。

次に、議案第59号「多賀城市道下馬笠神線の路線認定の承諾について」でございますが、本市の花立町と多賀城市下馬3丁目で行政区域をまたがり、多賀城市で整備する下馬笠神線を多賀城市で路線認定することについて承諾するため、議会の議決を求めようとするものでございます。

最後になりますが、議案第60号は「工事請負契約の一部変更について」でございます。平成13年12月21日に議決をいただきました工事請負契約、新町2号雨水幹線築造工事でございますが、につきまして、工事現場周辺の市民の方々への振動・騒音等の環境対策でございますとか、現状の設計施工では地下埋設物に支障を生じる等の理由により工事内容に変更が生じております。このことにより、契約金額が5,134万 8,150円の増額となる変更契約を締結いたしましたので、議会の議決の付すべき契約に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めようとするものでございます。

以上、各号議案についてご説明を申し上げましたが、なお、補足を必要とする部分につきましては、それぞれ担当部長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご協賛賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

ます。

議長（香取嗣雄君） 三浦産業部長。

産業部長（三浦一泰君） 議案第49号「塩竈市地方卸売市場条例の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げます。

資料 16の3ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、このページで現在の状況とその課題、そしてこれらに対処するための改正案の基本的な考えについてご説明します。

左側「現行制度」、その中の「現行の許可、承認、登録の状況」で、現在の状況を参考までにまずご説明申し上げます。卸売機関でございますが、県知事が卸売市場法に基づいて許可することとなっております。せり人につきましては、県の卸売市場条例によりまして県知事へ届け出るとなっております。買受人につきましては、市長が承認することとなっております。これは県の条例で定められ、また市の地方卸売市場業務規則によって市長が承認することとしております。問屋につきましては、市の規則で市長に登録することとなっております。

次に、真ん中の欄でございますが、ここには法や条例などに違反した行為があったときの市長の処分権限、その内容とその課題をまとめています。まず、市長の処分権限とその内容ですが、市場施設利用者に対し、施設の使用許可の取り消し、停止をすることができ、また買受人の承認の取り消し、取引の制限ができることとなっております。これは市の規則に基づくものでございます。

しかし、その下の現行制度の課題にまとめてございますように、今回の問題を通じまして、現在の仕組みには課題があることが判明いたしました。具体的には、市長に登録する問屋について、その登録取り消しに関する定めがないこと、市場取引の公正確保の中心になるせり人に対する市長の処分に関する定めがないこと、施設使用停止の期間に関する定めがないこと、法人に対する処分内容だけが定めてあり、例えばその従業員が市場利用の別法人の代表者である場合などの対処策がないことなどでございます。

右側の改正案の欄になりますが、こうした課題を踏まえ、法や条例などに反した行為があったときの処分内容につきまして、大きく4項目の改正をしたいと考えております。

市長に登録する問屋については、その登録を取り消すことができることとする。

せり人に対する市長の処分を定める。

施設利用停止期間の期限を最大6カ月とする。

違反する行為があった場合の市長の処分は、当該法人のみならず、その従業員などに対しても適用できることとする。

などがございます。

1ページに戻っていただきまして、条例の一部改正の内容につきましてご説明申し上げます。改正案の欄でご説明を申し上げます。

下線部分が改正内容でございます。

まず、第4条から第12条まででございますが、こちらにつきましては言葉の定義を明確にしたり、条文、文言の整理を行ったものでございます。

そして、監督処分第13条の条項を新設してございます。これは、ただいま3ページでご説明申し上げました市長が行う処分を条文化したものでございます。まず、第1項では、卸売業者、買受人、問屋がこの条例や規則などに反した場合に市長が行う当該行為の中止、変更、是正のための措置について定めています。具体的な内容は、2ページになりますが、(1)第1号では、卸売業者に対する施設使用許可の停止期間を6カ月以内としています。(2)第2号では、買受人の承認、問屋の登録の取り消しなどについて定めております。第2項では、買受人、問屋以外の施設利用者についても同様に行為の中止等を命じることができる旨、定めております。第3項では、せり人に関しまして、第1号から第4号までの不正な行為などがあつた際の入場停止処分を定めております。最後に、第4項では、文章は複雑になってございますが、違反行為があつた場合の市長の処分は、当該法人のみならず、その使用者にも適用できる旨を定めております。以上が本市地方卸売市場条例の一部を改正する条例の内容でございますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

議長(香取嗣雄君) 佐藤総務部次長。

総務部次長(佐藤雄一君) それでは、私の方から議案第51号「塩竈市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例」につきまして、ご説明申し上げます。

お手数ですが、資料 2と資料 16をご用意ください。

まず、資料 16の4ページをご参照願ひます。

条例設置の目的についてご説明申し上げます。先ほど市長の方からも説明がございましたように、地方自治法が昨年6月に改正されました。今回の改正で、公の施設の管理者につきましては、地方公共団体が出資している法人、公共団体、公共的団体といった条件が撤廃されまして、地方公共団体が指定するもの、いわゆる指定管理者に公の施設の管理を行わせることがで

きるようになりました。民間の団体なども指定管理者になることが可能になってございます。現在管理委託しております公の施設につきましては、自治法改正の施行日から起算いたしまして3年以内、つまり平成18年9月までに公の施設の管理方式、指定管理者方式か直営方式かを決定いたしまして、その管理方式に沿うように公の施設の管理に関する条例の改正を行う必要がございます。

近年、公的な団体以外におきましても十分なサービス提供能力が認められる団体が増加してきております。また、住民ニーズが多様化してきておりまして、効果的、効率的に対応するためには、民間の団体の持つノウハウを活用することが有効であると考えられまして、管理主体の範囲を民間団体等までに広げたものでございます。住民サービスの向上、つまり質の高いサービスの提供により、利用者の増加を図るといふことと、行政コストの削減、つまりは経費の縮減が図れるよう管理の実施を行うということが指定管理者制度導入の基本的な目的でございます。このことによりまして、地域の振興、活性化、行財政改革の推進につながることを期待されているところでございます。

これまでの委託制度、いわゆる管理委託制度におきましては、地方自治体と委託を受ける法人等の契約に基づきまして、法人等が公の施設の管理に係る具体的な事務を行うことに限定されておりました。施設の管理権限、責任は地方公共団体が持っておりまして、法人等の名前によります利用許可はできませんでした。今回の改正によりまして、従来の管理業務に加えまして、指定管理者の名前でもって許可を与えることができるようになったというところでございます。

本市では、公の施設数が多いこともございまして、今回施設全般に共通する分につきましては、通則的な条例、指定管理者の指定手続に関する条例を制定いたしまして、各施設の指定管理者制度の事務手続の統一化を図ろうとするものでございます。個別施設の指定管理者を指定するに当たりましては、改めて個別の公の施設条例を制定してまいりたいというふうに考えております。

続きまして、2の指定管理者の指定手続のフロー図をご参照ください。

これは、公の施設に指定管理者制度を導入するまでの手続を図式化したものでございます。本市では、先ほどもご説明申し上げましたように、公の施設数が多いこともございまして、指定管理者制度の導入に当たりましては、まず通則条例を制定し事務手続の統一化を図って、次に個別の公の施設条例を改正し制定し、指定管理者の指定を行う分離型のパターンを採用して

まいりたいというふうにご考えてございます。フロー図の 、網かけをしている部分が今回提案してございます事務手続の統一化を図るための通則条例部分でございます。その下に、 各施設の条例改正ということで、今後指定管理者制度を導入する施設につきましては、個別ごとに条例改正を行っていく予定でございます。フロー図の中ほどに「 指定管理者予算の議決」とございます。地方自治法の規定により、指定管理者の指定を行おうとするときはあらかじめ議会の議決を経て行うことが必要になってきてございます。

続きまして、公の施設に係る指定管理者の手續に関する条例の主だった内容につきまして、ご説明を申し上げます。

恐縮ですが、資料 2の9ページ、それから、今説明申し上げました資料 16の5ページ、6ページをご参照願います。

資料 16の5ページ、6ページにつきましては、各条項の趣旨につきましてその概要を取りまとめしておりますので、条例とあわせてご参照いただければと思います。

まず、第2条でございますが、これは指定管理者の募集について規定してございます。民間団体等の持つノウハウを最大限に活用する機会を得るために、指定管理者の募集は原則公募してございます。公募するに当たりましては、(1)の指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の概要を含め、必要とされる8項目を募集要件として掲げてございます。また、公募を行っても申請する団体等が極めて限られてしまうケース等々も勘案いたしまして、例外規定を設けてございます。

第3条でございますが、これは指定管理者の指定の申請方法について規定しているものでございます。指定管理者の指定を受けようとする団体に対し、(1)の指定管理者の指定を受けようとする公の施設の事業計画書を含めまして5項目の申請書類の提出を求めようとするものでございます。

第4条でございますが、これは指定管理者の指定に関する規定でございます。応募者が提出してきた事業計画書に基づきまして指定管理者候補者を選定することになりますが、選定するに当たりましては、(1)の住民の平等な利用が確保されること等を含め、四つの選定基準を設けまして当該団体の実績、専門性、安定性等について検討し選定しようとするものでございます。サービスの内容、市民の平等利用の確保、管理に当たっての費用対効果、管理能力など総合的に勘案して決定します。ただし、選定につきましては、あくまで指定管理者の候補ということでございまして、最終的には議会の議決により指定管理者が決定されます。

第5条でございますが、これは指定管理者と市の協定に関する規定でございます。指定管理者が公の施設の管理を行う権限は、条例に基づく「指定」という行為によって生じますので、契約を結ぶ必要がなくなります。指定管理者との関係は管理の代行という形になりますので、指定管理者に出資する委託費、細目的事項につきましては、市と指定管理者の間の協議によりまして(1)の指定の期間に関する事項を含め8項目につきまして、別途両者間で協定書を締結することになります。

第6条、第7条、第8条につきましては、指定管理者を指定するに当たりまして、公共性の担保を確保するための規定でございます。毎年度事業終了後の報告書の提出を義務づけて、さらには市側からの指定管理者に必要な指示を行い、指示に従わない場合は指定の取り消し、または業務を停止するなどの規定を設けまして、コントロール権とチェック権を残し公共性を担保しようとするものでございます。

最後に、第11条でございますが、これは個人情報の取り扱いに関する規定でございます。指定管理者がその業務を行うに当たりまして、個人情報については慎重に取り扱う必要がございますので、指定管理者が管理を通じて取得した個人情報の保護に必要な事項を盛り込んだものでございます。よろしくお願いたします。

議長(香取嗣雄君) 山本総務部長。

総務部長(山本 進君) それでは、私の方からは議案第55号、塩竈市一般会計補正予算の概要につきまして、同じ資料 16に基づきましてご説明させていただきます。

お手数ですが、7ページごらんください。

この表は、一般会計及び特別会計の総括表でございます。今回歳入歳出を補正いたします額は、一般会計で8,932万4,000円、介護保険事業特別会計165万5,000円、合計9,097万9,000円でございます。このことによりまして、一般会計及び特別会計の補正後の予算総額は、一番下段にお示ししておりますとおり409億6,746万1,000円となりまして、補正前と比較いたしますと0.2%の増となるものでございます。

次に、一般会計の歳入の補正の内容につきまして、ご説明を申し上げますので、恐れ入りますが、8ないし9ページをお開きください。

費目14の国庫支出金70万円、これは木造住宅等耐震診断改修推進事業に係る国庫補助金でございます。

費目15の県支出金2,366万円、これは予防接種健康被害に伴う養育年金支給に係る県負担金

839万 2,000円、緊急地域雇用創出特別基金事業に係る県補助金 1,443万 3,000円、木造住宅等耐震診断改修推進事業に係る県補助金50万円、こころの教室相談員設置事業に係る県委託金 33万 5,000円を計上するものでございます。

費目19の繰越金 1,146万 4,000円は、前年度からの繰越金でございます。

費目21の市債 5,350万円でございますがこれは浦戸小中学校整備に係るものでございます。

次に、歳出の補正内容についてご説明申し上げますので、10ないし11ページをお開きください。

ここでは、歳出予算を目的別に計上しております。この部分につきましては、所管の委員会におきまして改めてご説明申し上げますので、ご参照賜りたいと存じます。

次に、12ないし13ページをお開きください。

ここでは、歳出予算を性質別に分類、比較しております。

費目2の物件費 1,731万 2,000円は固定資産税家屋評価システムの更新事業、緊急地域雇用創出特別基金事業、木造住宅等耐震診断改修推進事業に伴う使用料及び委託料でございます。

費目5の補助費等 1,720万 1,000円は、国庫補助金等精算還付金、心身障害者医療費県支出金等でございます。それから、予防接種健康被害に伴う養育年金等の支給費、木造住宅等耐震診断改修推進事業に伴う助成金などでございます。

費目6の普通建設事業費のうち、単独事業 5,481万 1,000円でございますが、これは浦戸中学校と浦戸第二小学校の併設化を目指すための学校施設整備事業費でございます。以上で説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第60号「工事請負契約の一部変更について」の契約変更内容についてご説明させていただきます。

同じ資料 16の20ないし21ページをお開きください。

まず、工事につきましては、工事期間が平成13年度から16年度までの4カ年で、今年度が最終年度となっており、工事を円滑かつ安全に施工できるよう工事費の増額分を変更契約しようとするものであります。

主な工事の変更箇所や内容を説明いたしますので、21ページの図をごらんいただきたいと思います。

この平面図の右上、の部分でございますが、この分につきましてはページの中ほど「車道拡幅横断図」で説明されておりますように、交通の安全を確保するために車道部を80センチメ

ートル拡幅しようとするものであります。

次に、その下の「水路切断取り壊し横断図」をごらんください。西町から壱番館まで工事延長全体につきまして、本町側水路取り壊しのときの騒音、振動などの環境対策を考慮しまして、工法をカッター切断併用によるコンクリート取り壊しに変更しようとするものでございます。この、につきまして、いずれもその後の交通実態、さらには沿線にお住まいの方々の要望等を組み入れての工法変更でございます。

次に、平面図の右上、の部分をごらんいただきたいと思います。この部分は壱番館と太田屋さん前の交差点です。恐れ入りますが、右下の「NTT伏越し部縦断図」を見ていただきたいと思います。NTT地下横断ケーブルが支障となっておりますので、ボックスカルバートの断面形状を変更し、下越して施工しようとするものでございます。また、議案資料の20ページには、平成13年度12月21日に議決いただきました当時の議案の写しがございますので、ご参照ください。

以上、主な工事の変更内容を説明いたしました。この変更により工事費が増となりますので、当初の契約金額より5,134万8,150円ふえました。結果的に16億7,884万8,150円への契約金額の変更が必要となっております。以上、議案第60号の工事請負契約の一部変更についての概要を説明させていただきました。以上です。

議長（香取嗣雄君） ただいまより議案第49号ないし第60号の総括質疑に入ります。18番小野絹子君。

18番（小野絹子君）（登壇） 私は議案第51号「塩竈市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例」が通則条例として提案されておりますので、共産党議員団を代表して総括質疑を行います。

ただいまの説明にもありましたように、今までの公の施設の管理は、公共団体、公共的団体、50%以上出資法人などに限定して管理を委託することができましたが、去年の9月の国会で地方自治法が改正され、地方自治体が提案する指定管理者に管理を代行させる指定管理者制度を創設し、株式会社などの民間事業が行うことを可能にしたのであります。

これは小泉内閣の構造改革の一環として行われており、三菱総研によれば自治体市場は50兆円にも及ぶといわれております。今まで自治体がやってきた業務を株式会社などの民間に市場を明け渡すものにもなりかねません。これまでの管理委託制度は、自治体との契約に基づいて具体的な管理を行い、施設の管理権限及び責任は地方自治体にありました。ところが、指定管

理者制度は施設の管理に関する権限をも代行させるというもので、利用許可も指定管理者が行い、条例の範囲内で料金を自由に設定でき、その料金は指定管理者の収入として受け取ることができる内容であります。しかも、総務教育常任委員協議会の資料では、この最大の相違については指定管理者が使用許可など処分性を認めることになると述べております。つまり、市民が市の公の施設を借りるのに許可をするのは塩電市ではなく、代行させられている株式会社などの指定管理業者が市民に貸すか貸さないかを定めることになるのです。さらに、資料では、導入目的を公の施設にかかわる管理主体の範囲を民間事業者等まで広げることにより、住民サービス向上、行政コストの縮減を図るために創設されたもので、地域振興の活性化、行財政改革の推進につながることが期待されると述べておりますが、これは管理委託の限界を越えて、コスト削減が端的に進む可能性が利益追求で行われ、公の施設の設置目標をゆがめ、住民の施設利用権を損なう危険が心配されるのであります。

公の施設について、地方自治法 244条では「普通公共団体が住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」とうたっております。住民の施設利用権が保証されなければなりません。さらに、サービスの質と専門性が担保されなければなりません。市民へのサービス後退にならないように、サービスの質と専門性をどう担保なさるのか、お伺いしておきます。

また、議会のかかわりではありますが、総教協議会の資料でも、議会では施設の個別条例の改正を含め、指定管理者の議決と債務負担行為の予算の議決だけでありまして、指定管理者に義務づけております業務の報告書は市には提出されますが、議会にはありません。指定管理者に公の施設の代行をさせた場合、利用者との間のトラブルや事故が起きた場合、議会は蚊帳の外になっています。こういう議会の関係のあり方について、市長はどのように考えているのか、お伺いします。

第2点は、通則条例なるこの手続条例はなぜ必要なのかという問題であります。市の現在40近くあるといわれます公の施設のうちで指定管理者に代行させる施設が決まった時点で、個別条例を提案してもよいのではないのでしょうか。当市においてまだ指定管理者が具体的に出ているわけでも、その施設において指定管理者が具体的に出ているわけでもありませんし、なぜこの手続条例が必要なのか、お答え願いたいと思います。私は手続条例がなくとも個別条例で対応できると思いますが、見解をお伺いしておきます。以上であります。

議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） ただいまの小野議員の指定管理者制度導入に関する条例についてのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、なぜ今指定管理者制度の導入かということのご質問であったかと思いますが、私の認識は、基本的にはよりその質の高い市民サービスを提供させていただくということをお大前提にさせていただきたいというふうに考えております。旧来の施設管理、どちらかといいますと量的な管理はなされてきたかと思いますが、質的な充実ということについては行政側の努力も足らず、市民の方々に必ずしも満足がいただける状況であったかという反省に立ちまして、今後はぜひそういった民間事業者の方々の活力をお借りしながら、より質の高い行政サービスを提供させていただくということをお大前提にした条例制定だというふうに考えております。

次に、じゃあ質的な向上だけかということですが、もう1点としては、公共セクターが管理するより以上にこういった指定管理者制度を導入することによりまして、より経費の節減ということにつながっていくことであればなおありがたいというふうに考えておりますし、いずれこういうことを進める上で当然のことではありますが、公明性、透明性というものの確保は言うまでもないというふうに考えております。権限及び責任の範囲について大変心配だというご質問をいただきました。指定管理者が決まりましたら、当然のことながら、一定の協定を結ぶということが大前提であります。協定を結ぶ際に、市民の方々の不安につながらないように施設の管理運営が行われるような協定であるだろうというふうに確信をいたしておるところであります。

利用料金についてご質問いただきました。今現在、我々公的な立場の場合は使用料という形で市民の方々から料金をいただいておりますが、指定管理者制度になりますと、利用料という形になるのかなと思っております。我々の方からは上限額をお示しし、その範囲の中で指定管理者の自助努力により下げられる部分があれば、当然使用料の範囲内での利用料の値下げといったようなこともこの制度の導入によって可能になってくるのではないかと考えております。

議会のかかわりということですが、今回ご提案させていただいておりますのは通則条例ですが、議員ご指摘のとおり、このほかに個別の条例の制定というものが当然必要になります。その個別の条例を制定する際はまた改めて議会の方にお諮りをさせていただくということで、今回は市内に約、公の施設が40ございますが、これらすべてに共通する指定管理者制度の導入についての定めを行ったところであります。また、そういった中で、議会の役

割が全くなくなるのではないかというご質問でありましたが、議会は必要があれば、地方自治法第98条の規定に基づきまして監査委員に対し監査を求め、監査の結果に関する報告を請求することができることになっておりますので、こういった指定管理者制度を今後進めていく上で、議会、市民の方々、行政というのは三位一体となって取り組んでいくというふうに認識をさせていただいているところであります。私の方から以上でございます。よろしくお願いを申し上げます。

議長（香取嗣雄君） 18番小野議員。

18番（小野絹子君） 第2点の通則条例はどうしても必要なのかということについて、答弁がなかったのですが、その前に、実は市長はこの指定管理者制度というものに対して大変期待しているようにお見受けするわけですけれども、やたらと指定管理者制度を使うというものではないと思うんですね。北海道の小樽市だったと思うんですけれども、学童保育の指定管理者制度をやったそうです。ある清掃会社が受けたんだそうですよ。今塩竈でしたら学童保育というのは一定の資格のある方、あるいは3年以上経験のある方とかいろいろありますね。ところが、請け負った方は清掃業務の、しかもそのとき来た方は清掃業務をやっているおばさんがおいでになったそうです。ですから、こういうふうに指定管理者制度というのは、そのところはとってしまえば中身はいろいろ変わってしまうというのがあるわけですよ。ですから、簡単にやるべきではないというふうなふうに私は思うわけです。

それから、議会との関係でも、今お話ありましたけれども、普通なら決算だったら、もう間もなく次から決算始まりますけれども、委託した分は全部出てくるわけですね。どういうふうになっているかというのは聞けるわけですよ。わざわざ監査委員に、監査委員議会からも出ていますけれども、あるいは当局の監査委員に言って初めてその資料が出ると。これが議会なのかということになるではありませんか。そういう問題も含んでいるということを指摘しておきたいというふうに思います。

何よりも、さっき言いましたように、使用权がある、使用の権限ですね、要するに。行政の処分ができるということですから、使わせるか使わせないかという判断ができると、これは大変なことですね。市民が平等にどなたでも使いたいというときにちゃんと使えるような保証、そういうものが今までのようにきちんとなるのかという、そういう心配だってあります。そういうものを含めて、私はもともとこの指定管理者制度そのものについては6月議会でも一般質問させていただきましてけれども、いろいろそういう点での問題意識を持っている一人であり

ます。

それで、もう一つは、さっき言いましたように、いずれにしろその国の方で法改正をしちゃって、そして少なくとも18年度までに、9月までには塩竈市で委託している分についてはどちらかに決めざるを得ないと。塩竈市の直営か、あるいはその指定管理者にするのか、やはりそこはうんと重要なことなんです、まず一つは、何をこの40あるうちに、市の方がどういうふうに独自でやれるようにするのか、それはあくまでも市民が利用しやすいように市民の、コストだけじゃないんですよ。大事なのは、やはりさっき出ていましたけれども、質の問題含めてきちんと管理していくことが必要ですから、そういう点でやはり十分その市の求められている判断というのは非常に重要だと思うんですよ。同時に、来年の6月まで施行する分がいつになるかわかりませんが、いずれ来年の9月にまではやらなくちゃないと。それは法律でそうなっているということはわかるにしても、そうであるなら、そういうことでやるというふうになったときに、初めて提案していいものではないのかと。要するに、この通則条例なものがないと進まないというものではないのではないのかということをお聞きしているんです。それについてお答え願いたいと思います。

議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） お答えいたします。

まず、議員の方から通則条例は要らないのではないかと、それぞれ四十数件について個々に通則条例的なものもあわせて提案すべきではないかという趣旨であるかと思いますが、私どもはまず、市民の方々に指定管理者制度について塩竈市の基本的な考え方はこういう方向ですよということをまずお示しすることが必要ではないかと思っております。その今後指定管理者制度を推進する上で、これこれこういった考え方で塩竈市は進ませていただきたいということの意思表示をさせていただいたわけでありますので、私はやはり通則条例というのは必要ではないかと。特に、市民の方々にとって、今から行政がどういうことをやろうとするかということをご判断いただく材料としては必要ではないかというふうに考えているところであります。

さらに、そのやたらに指定管理者制度をというようなご質問でございましたが、申し上げましたように18年9月であります。17年9月ではなくて、18年9月までの間にどちらかを選ぶということでありますので、確かにまだ時間はあります。ですから、我々もまずはこういった基本的な考え方でよということをお示ししながら、今後しからばこういったものを指定管理者制度を導入するか、同じように指定管理者制度でも、議員がご心配されているように、すべて

公募ではなくて、公募じゃない方法も選択できるわけでありまして。さらには、直営でやるという道も当然残されているわけでありまして、大きくは3通りあるわけでありまして、そういったものを今後どういうふうに使っていくかということにつきましては、改めてご説明をさせていただきたいと思っております。

最後にご質問いただきました、市民の方々の何よりも権限の制限にならないようにということにつきましては、我々も肝に銘じて対応してまいりたい。結果といたしまして、市民の方々によりよい文化を楽しんでいただけるような指定管理者制度にしたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

議長（香取嗣雄君） これをもって総括質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（香取嗣雄君） ご異議なしと認め、総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております各号議案につきましては、お手元にご配付の議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託いたします。

日程第7 議案第61号及び第62号

議長（香取嗣雄君） 日程第7、議案第61号及び第62号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

当局より提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） ただいま上程されました議案第61号及び議案第62号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

これらの議案は、いずれも人事案件でございます。

まず、議案第61号「教育委員会の委員の任命について」でございます。

現委員中2名の委員が本年9月30日をもって任期満了となりますため、その後任の委員を任命しようとするものでございます。

後任は、塩竈市南町7番30号、菅原周一氏、昭和16年10月15日生まれと、塩竈市宮町4番19号、永沼 宏氏、昭和9年3月5日生まれのお二人です。お二人とも現在委員としてご活躍いただいております、再任で任命をしようとするものでございます。

次に、議案第62号は、「固定資産評価審査委員会の委員の選任について」でございます。

現委員中4名の委員が本年10月4日をもって任期満了となるため、その後任の委員を選任し

ようとするものでございます。

後任は、塩竈市芦畔町12番13号、木村伸吉氏、昭和7年2月14日生まれ、塩竈市本町2番16号、齋藤榮樹氏、昭和16年8月29日生まれ、塩竈市松陽台3丁目20番10号、佐久間志保子さん、昭和26年11月6日生まれでございます。以上3名の方は、現在委員としてご活躍いただいております。再任で選任しようとするものでございます。

また、これまで6期にわたり委員をお願いしてまいりました二階堂 務氏が、今回退任されますので、その後任として、塩竈市海岸通1番17号、眞木芳美さん、昭和39年4月9日生まれを新たに選任しようとするものでございます。

いずれの方々も、人物識見ともに適任と考えますので、満場のご賛同を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。議長（香取嗣雄君） お諮りいたします。本件は人事案件でございますので質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（香取嗣雄君） ご異議なしと認め、本件については質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

採決いたします。議案第61号及び第62号については同意を与えることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（香取嗣雄君） 起立全員であります。よって、議案第61号及び第62号については同意を与えることに決しました。

お諮りいたします。本日はこれで会議を閉じ、明10日から26日を休会とし、27日定刻再開いたしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（香取嗣雄君） ご異議なしと認め、本日はこれで会議を閉じ、明10日から26日を休会とし、27日定刻再開することに決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。

ご苦労さまでございました。

午後2時58分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成16年9月9日

塩 竈 市 議 会 議 長 香 取 嗣 雄

塩 竈 市 議 会 議 員 小 野 絹 子

塩 竈 市 議 会 議 員 吉 川 弘

平成16年 9月27日（月曜日）

塩竈市議会 9月定例会会議録

（第2日目）第13号

議事日程 第2号

平成16年9月27日(月曜日)午後1時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
 - 第2 議案第49号ないし第60号(各常任委員会委員長議案審査報告)
 - 第3 請願第9号及び第10号(総務教育常任委員会委員長請願審査報告)
 - 第4 認定第1号及び第2号(平成15年度決算特別委員会委員長審査報告)
 - 第5 議員提出議案第4号及び第5号
 - 第6 議員派遣の件
-

本日の会議に付した事件

日程第1ないし日程第6

出席議員(23名)

1番	菊地進君	2番	田中徳寿君
3番	武田悦一君	4番	伊藤栄一君
5番	志子田吉晃君	6番	鈴木昭一君
7番	今野恭一君	8番	嶺岸淳一君
9番	浅野敏江君	10番	吉田住男君
11番	佐藤貞夫君	12番	木村吉雄君
13番	鹿野司君	14番	志賀直哉君
15番	香取嗣雄君	16番	曾我三三君
17番	中川邦彦君	18番	小野絹子君
19番	吉川弘君	20番	伊勢由典君
21番	東海林京子君	22番	福島紀勝君
23番	伊藤博章君		

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤 昭 君	助 役	加藤 慶 教 君
収入 役	田 中 一 夫 君	総 務 部 長	山 本 進 君
市民生活部長	棟 形 均 君	健康福祉部長	佐々木 和 夫 君
建設部長	早 坂 良 一 君	総 務 部 次 長 兼 総 務 課 長	阿 部 守 雄 君
市民生活部次長 兼 環 境 課 長	綿 晋 君	健康福祉部次長 兼 社 会 福 祉 事 務 所 長	大 浦 満 君
建設部次長 兼 建 築 課 長	佐々木 栄 一 君	危 機 管 理 監	芳 賀 輝 秀 君
総務部政策課長	渡 辺 常 幸 君	総務部財政課長	菅 原 靖 彦 君
市民生活部 市 民 課 長	澤 田 克 巳 君	建設部 都 市 計 画 課 長	橋 元 邦 雄 君
総務部 総 務 課 長 補 佐 兼 総 務 係 長	佐 藤 信 彦 君	市立病院事務部長	小 山 田 幸 雄 君
市立病院事務部 次 長 兼 業 務 課 長	伊 藤 喜 昭 君	水 道 部 長	内 形 繁 夫 君
水道部総務課長 兼 経 営 企 画 室 長	郷 古 正 夫 君	教育委員会教育長	小 倉 和 憲 君
教育委員会 教 育 次 長 兼 総 務 課 長	伊 賀 光 男 君	教育委員会 教 育 次 長 兼 生 涯 学 習 セ ン ター 館 長	渡 辺 誠 一 郎 君
教育委員会 学 校 教 育 課 長	歌 野 正 一 君	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	丹 野 文 雄 君
監 査 委 員	高 橋 洋 一 君	監 査 事 務 局 長	橋 内 行 雄 君

事務局出席職員氏名

事務局 長	佐久間 明 君	事務局 次 長	遠 藤 和 男 君
議 事 調 査 係 長	安 藤 英 治 君	議 事 調 査 係 主 査	戸 枝 幹 雄 君

午後 1 時 開議

議長（香取嗣雄君） ただいまから 9 月定例会第 2 日目の会議を開きます。

本議場への出席者は、第 1 日目の会議と同様であります。

本日の議事日程は、日程第 2 号記載のとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（香取嗣雄君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、20 番伊勢由典君、21 番東海林京子君を指名いたします。

日程第 2 議案第 49 号ないし第 60 号

議長（香取嗣雄君） 日程第 2、議案第 49 号ないし第 60 号を議題といたします。

去る 9 月 9 日の本会議において、各常任委員会に付託されておりました各号議案の審査の経過とその結果について、それぞれの委員長の報告を求めます。

まず、総務教育常任委員会委員長の報告を求めます。7 番今野恭一君。

総務教育常任委員長（今野恭一君）（登壇） ご報告いたします。

今定例会において、総務教育常任委員会に付託されました関係議案について、9 月 13 日に委員会を開催し、当局より関係者の出席を求め、慎重に審査をいたしましたので、その審査の結果についてご報告いたします。

まず、議案第 51 号「塩竈市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」については、地方自治法の改正により、従来は公共的な団体等に限り認められていた公の施設の管理委託制度が、普通公共団体が指定する法人その他の団体に管理を行わせることができる指定管理者制度に改正になり、指定管理者の指定手続についての新たな条例を制定しようとするものである。本件についての主なる意見は、次のとおりであります。

1. 指定管理者制度は、公共施設の管理主体を民間業者等まで広げ、住民サービスの向上、行政コストの縮減等を図ろうとするものであり、本市の地域振興や活性化、行財政改革の推進につながることを期待される。制度の実施に当たっては、市民の平等な利用が確保されるとともに、公共施設としての効用が最大限に発揮され、かつ経費の縮減が図られるよう努められたい。

1. 指定管理者制度は、公共施設の市民サービス向上に直結するものである。公共施設は、

その目的に応じて専門性が求められるなど、施設によってその性格が異なることから、条例制定に当たっては、サービスの低下を招くことのないよう対象施設ごとの個別条例において、指定管理者の選定基準や管理基準、業務の範囲、責任分担等を明確にすることが重要であり、各施設に共通する通則条例は不要である。今後の個別条例の制定に当たっては、以上の点や情報公開の面なども十分踏まえながら取り組まれない。

これらの意見を踏まえ、討論が行われ、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第55号「平成16年度塩竈市一般会計補正予算」については、歳出において賦課徴収費、石油交付金事業費、心の教室相談員設置事業費、小学校建設事業費等が計上され、また債務負担行為において家屋評価システム賃借料が追加され、地方債において小学校施設整備事業が追加され、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査に当たりまして各委員より述べられました要望、意見の主なるものを申し上げます。

1．心の教室相談員設置事業については、子供たちの登校拒否や閉じこもり等が問題となっている中、このような子供たちの心に働きかける相談事業の充実がより一層求められている。1年間だけのモデル的な研究事業であるが、今後の事業の普及・拡大につながるよう、子供の目線に立った事業の展開に取り組まれない。

1．小学校建設事業費は、浦戸第二小学校と浦戸中学校の併設に伴うものである。小中併設学校は、浦戸地域が少子化・過疎化により年々児童生徒が減少している中、小中一貫的教育として教員を共有的に活用し、浦戸地域の教育の一層の充実を図るものであり、また、特認校として学区外からの児童生徒を受け入れ、地域振興を視野に入れながら恒久的な学校の存続を目指すものである。学校の整理に当たっては、子供たちの教育の視点に立って事業が行われるとともに、今後とも島民との話し合いを継続しながら、よりよい教育環境の整備に努められない。

次に、議案第60号「工事請負契約の一部変更について」は、平成13年12月21日に議決された工事請負契約「13 - 補 新町2号雨水幹線築造工事」について、工事現場周辺の市民への振動・騒音等の環境対策や現状の設計施工では地下埋設物に支障を生じさせる等の理由により、工事内容に変更が必要となり、5,134万8,150円の増額となる変更契約を締結しようとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が本委員会で審査した議案の経過と結果の概要であります。

よろしくご審議くださるようお願い申し上げます、ご報告いたします。

総務教育常任委員長 今野 恭一

議長（香取嗣雄君） 次に、民生常任委員会委員長の報告を求めます。6番鈴木昭一君。

民生常任委員長（鈴木昭一君）（登壇） ご報告いたします。

今期定例会において、民生常任委員会に付託されました関係議案について、9月14日に委員会を開催し、当局より関係者の出席を求め、慎重に審査をいたしましたので、その審査の結果についてご報告いたします。

まず、議案第50号「塩竈市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例」については、宮城県母子・父子家庭医療費助成事業補助金交付要綱の全部改正に伴い、従来は母子・父子家庭において母子または父子がともに市内に住所を有する場合のみが助成対象だったものを、母か子、または父か子のどちらかでも市内に住所を有していれば医療費の助成対象になるなどの改正を行おうとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第52号「塩竈市乳幼児医療費の助成に関する条例」については、宮城県乳幼児及び心身障害者医療費補助金交付要綱により、乳幼児と心身障害者両者の医療費を助成していたが、今回それぞれの実態に合った形で要綱を二つに分け、新たに宮城県乳幼児医療費助成事業補助金交付要綱を制定したことに伴い、保護者が市内に住所を有していれば乳幼児が市外施設に入所・入院などを行っている場合でも医療費助成に該当するなどの規定を盛り込んで、新たな条例を制定しようとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第53号「塩竈市心身障害者医療費の助成に関する条例」については、さきの議案第52号と連動し、宮城県が宮城県心身障害者医療費助成事業補助金交付要綱を制定したことに伴い、議案第52号にも新たに規定を設けたが、外国人登録簿に記載のある方も医療費助成に該当するなどの規定を盛り込んで新たな条例を制定しようとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第54号「塩竈市乳幼児及び心身障害者医療費の助成に関する条例を廃止する条例」については、宮城県乳幼児及び心身障害者医療費補助金交付要綱の廃止に伴い、また議案第52号及び第53号と関連して当該条例を廃止しようとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第55号「平成16年度塩竈市一般会計補正予算」については、歳出において身体障害者支援費制度事業費、予防接種障害児養育年金、予防接種医療年金などが計上され、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査に当たりまして各委員より述べられた要望、意見の主なるものを申し上げます。

1. 予防接種健康被害救済に係る給付については、平成10年に実施された三種混合ワクチン予防接種による健康被害の認定が平成16年に国よりなされたことに伴い、過年度分を含めた医療手当及び障害児養育年金を救済のため給付を行おうとするものである。予防接種と健康被害との因果関係については定かではないが、その発生が皆無とは言えない状況にある。このような状況の中、業務の遂行に当たってはガイドラインを遵守することとともに、なお一層の注意を払いながら伝染病のおそれのある傷病の発生及び蔓延の予防に努められたい。

次に、議案第56号「平成16年度塩竈市介護保険事業特別会計補正予算」については、平成15年度介護給付費交付金の精算金計上に伴い、歳入歳出それぞれ165万5,000円を増額し、総額を30億1,365万5,000円とするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、本委員会で審査した案件の経過と結果の概要であります。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます、ご報告いたします。

民生常任委員長 鈴木 昭一

議長（香取嗣雄君） 次に、産業建設常任委員会委員長の報告を求めます。12番木村吉雄君。産業建設常任委員長（木村吉雄君）（登壇） ご報告いたします。

今期定例会において、産業建設常任委員会に付託されました関係議案について、9月15日に委員会を開催し、当局より関係者の出席を求め、慎重に審査をいたしましたので、その審査の結果についてご報告いたします。

まず、議案第49号「塩竈市地方卸売市場条例の一部を改正する条例」については、法令等に違反する行為が市場の利用者であった場合、現行の塩竈市地方卸売市場条例では処分期間が明確になっておらず、処分できる利用者が卸売業者に限られているなど違反者に対する処分権限が不十分となっている。今回の改正では、法令等に違反した行為が買受人や問屋等の方であった場合、期間を定めて業務や入場等の停止を命じたり、承認及び登録の取り消しを命ずる等の規定を設け、魚市場内の諸問題に対する対応について処分の明確化を図るため条例の改正を

行おうとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査に当たりまして各委員より述べられました要望、意見の主なるものを申し上げます。

- 1．今回の条例の改正については、市場及び関連業界の発展を考慮してのものであり、その施行に当たっては業界並びに市場関係者との協議を十分に行われた上で、関係規則・要綱等の整備に取り組み、公正な取引の堅持のため今後も業務の遂行に努められたい。

また、市場における不正取引等の再発防止に向けた取り組みを強められるとともに、不正があった際には市場全体、塩竈市全体の活性化に影響が及ぶことのないように、法令等に基づく速やかな解決に向けて努力されたい。

次に、議案第55号「平成16年度塩竈市一般会計補正予算」については、歳出において緊急地域雇用創出特別基金事業費、木造住宅耐震診断等委託料、木造住宅等耐震改修推進事業助成金等が計上され、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査に当たりまして各委員より述べられました要望、意見の主なるものを申し上げます。

- 1．緊急地域雇用創出基金事業については、今日の厳しい雇用情勢に対応するため、地域の実情に応じ、緊急かつ臨時的な雇用、就業の機会の創出を図るものである。本事業は、本市においても一定の成果をおさめているものであるが、事業期間が平成16年度末までと限られたものであるため、今後国・県の施策の動向を見きわめながら、雇用の創出について引き続き情報の収集と関係機関に対する働きかけに努められるとともに、本市の活性化に資するものとなるよう、来年度以降の新たな制度への対応についても積極的に取り組まれたい。

次に、議案第57号「平成16年度塩竈市水道事業特別会計補正予算」については、藤倉PC配水池整備に伴う地質調査費が資本的支出に計上され、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第58号「市道路線の認定について」は、都市計画法第29条による開発行為の完了に伴い、公共施設（道路）が帰属されたことにより、新たに6路線を市道として認定しようとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第59号「多賀城市道下馬笠神線の路線認定の承諾について」は、本市の花立町と多賀城市下馬三丁目で行政区域をまたがり、多賀城市で整備する下馬笠神線を多賀城市で路線

認定することについて本市が承諾するに当たり、議会の議決を求めるものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、本委員会で審査した案件の経過と結果の概要であります。

よろしくご審議くださるようお願い申し上げ、ご報告といたします。

産業建設常任委員長 木村吉雄

議長（香取嗣雄君） 以上で、委員長報告は終了いたしました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。（「なし」の声あり）

これをもって委員長報告に対する質疑を終結することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（香取嗣雄君） 異議なしと認め、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議案第51号について、討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

まず、原案反対者からの発言を許可いたします。20番伊勢由典君。

20番（伊勢由典君） 日本共産党市議団を代表し、議案第51号「塩竈市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」に対して反対討論を行います。

地方自治法第244条では、公の施設について「普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設を設ける」とし、さらに「普通地方公共団体は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用するのを拒んではならない」あるいは「不当な差別をしてはならない」と自治体の責務と利用される市民の利用権を法のもとで保障しております。しかも、管理に関して、地方自治法244条の2に「公の施設設置目的のため、条例の定めるところにより公共団体もしくは公共的団体（自治体の出資比率50%）の法人に委託する」として管理委託について制度化していました。

ところが、政府はこの地方自治法244条の2の委託をなくし、公の施設の管理を株式会社や民間企業にも代行させようという指定管理者制度を昨年7月に法制化し、制度を変えました。地方自治法を改正してまでなぜ指定管理者制度なのでしょう。

日本経団連は、地方行財政改革の新たな取り組みを2000年に発表しました。その中で、地方自治体の許認可が大手企業のグローバルな市場競争を阻害しているとして、地方自治体に公共分野の規制緩和を求めたものであります。その発表を受けて、政府は2003年7月、地方自治法の改正を行いました。政府の国会答弁で、公の施設の指定管理者による管理代行の範囲は限定

するとしておりました。しかし、関係省庁は、福祉第一種施設や道路、港湾、河川、公営住宅、社会教育施設も可能としました。指定管理者制度導入は、地方自治体が管理していた公共施設を営利法人や企業の参入の場を制度化したものであります。そのことを裏づけるように、財界のシンクタンク三菱総研も「地方自治体の市場は50兆円」と発表しました。

指定管理者で民間を活用し、行政のコストが縮減される、賛成だとの意見もあります。指定管理者になった企業にコスト削減を求めたら、指定企業に働く人の人件費を下げるか、正社員を派遣労働者に入れかえるしか方法はありません。派遣労働の人件費は、正社員の半分そこそこで雇用も数カ月であります。これでは働く人たちの士気は低下し、公共施設での市民に対するサービスの低下を招くこととなります。安易なコスト削減の議論は公共施設の市民サービスに影響を与えるものであります。

議会初日の我が党の総括質疑に対し、佐藤市長は「指定管理手続条例は、市民の方々に市の基本となる考えを示し、意思を表明した」と述べました。「公共施設に共通する条例として提出した」としております。しかし、私は、公の施設は福祉介護関連の施設もあれば、水産業関連の施設、社会教育施設、下水道などの都市基盤整備関連、清掃工場など一般廃棄物施設など、市民生活と市民サービスにとってなくてはならない施設であります。同時に、市民サービスを受ける市民にとっては、公の施設管理は専門性と安全性などが担保されなければならないのだと考えます。

総括質疑の中で紹介しましたが、北海道小樽市の学童保育を指定管理者制度で指定されたのが清掃会社でした。そのため、派遣されてきたのは学童保育の資格と経験のない清掃会社の職員だったとのこと。こうした問題を起こしている自治体が現にあるわけであり。したがって、今回提案された「塩竈市公の施設に係る指定管理者の手続等に関する条例」は不要であり、利用する市民の実態が見える個別条例で提案すべきだったと考えます。公共施設を利用しているのは市民であります。今後提出される個別条例の中に市民利用者の代表を加え、運営委員会を設けるべきであります。加えて、指定管理業務の情報公開ができるようにしなくてはなりません。

議会とのかかわりは、管理指定業者に対してどうするかと予算では債務負担行為が提案されたときであります。予算執行後、議会への報告はありません。予算執行後も決算議会に示すべきであります。指定管理者制度導入に当たって透明性が求められます。地方自治法でも、議員の兼職禁止を定めております。市当局と市長、議員の癒着の構造を排する内容が必要でありま

す。

最後になりますが、指定管理者制度導入は、自治体労働者の職場が奪われる危険性をはらんでおります。

したがって、以上の理由により、議案第51号「塩竈市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」に対し、不要であり、反対を表明し、討論を終わりたいと思います。

ご清聴のほどありがとうございました。

議長（香取嗣雄君） 次に、原案賛成者からの発言を許可いたします。9番浅野敏江君。

9番（浅野敏江君） 議案第51号「塩竈市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」につきまして、採決に当たり、賛成会派を代表し、賛成の討論をいたします。

指定管理者制度は、市民のニーズに合わせた多様なサービスを提供するために市民の税金を適切に、より効果的・効率的に使うことで市民福祉の向上を図ることが目的です。指定管理者には、従来の市の外郭団体や社会福祉法人のほか、株式会社やNPOなどが含まれ、行政責任を担保する中で民間の団体の持つノウハウなど幅広く民間の力を活用できる仕組みであり、このことにより地域の振興や活性化、行財政改革の推進につながることで大きく期待されると思います。

現在、本市の公の施設は約40施設ありますが、平成18年9月までに指定管理者に移行するかどうか検討しなければならない施設を含め、施設の機能や役割、運営方法の見直しが進められており、直営の施設も新たに指定管理者による運営方法が検討されているところであります。今回提案されている「塩竈市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」は、公の施設に指定管理者制度を導入するための必要な手続を定めた通則条例であります。指定の手続については、個々のすべての条例に規定する方法もありますが、多くの公の施設に共通する部分について、統一的な規定を行う一方、ただ単に手続を定めるだけでなく、今後の指定管理者制度導入に当たっての市の基本的な姿勢や個人情報保護などに関する原則が明示されております。

また、当該条例では、事業者選定に当たって市民の平等利用が確保されていること、公の施設の効用を最大限に発揮されていること、管理を行う物的・人的能力を有していること、管理経費の削減等が図られていることなど、透明性、公開性を確保するための基準を明確にしております。

加えて、適正な管理を推進するために指定管理者に毎年度事業終了後に事業報告書の提出を義務づけるとともに、市から指定管理者に必要な指示を行い、指示に従わない場合は指定の取

り消しまたは業務の停止を規定するなど、チェックとコントロール権を残し、公共性の担保を図っているところです。

平等利用や差別的な取り扱いの禁止に関しましては、民間の指定管理者といえども地方自治法や当該条例の規制を受けます。

このように、通則条例で利用者や市民が安心できる統一した選定などの原則をきちんと示すことが不可欠であり、今後指定管理者制度を導入するすべての施設がこの通則条例を基本にして事業者選定に取り組みられることを切に望むものです。公の施設の多様な民間による管理運営を可能にする指定管理者制度は、新しい市民と行政のあり方について問題提起をしているものと考えます。市民、民間団体、行政の役割分担を明らかにし、ともに市政を推進していくことが今まさに求められています。市民意識の変化や民間活動の動向を的確に把握し、行政だけでは対応できない個別のニーズや新たな地域の課題に対し市民、民間団体の協力を得ながら取り組むことが喫緊の課題です。

管理の基準、業務の範囲については、施設の性格、固有の環境事情によって異なるものであることから、それぞれの個別条例にゆだねられることとなりますが、質の高いサービスの提供による利用者の増加、経費の縮減が図れるような管理の実施、成果志向でいかに市民の満足度を上げていくかなど、新しい公共のあり方をつくる議論に展開していくことを大いに期待して、賛成討論といたします。

ご清聴ありがとうございました。

議長（香取嗣雄君） 以上で通告による討論は終了いたしました。

採決いたします。

採決は分割で行います。

まず、議案第49号及び第50号、第52号ないし第60号については委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（香取嗣雄君） 起立全員であります。よって、議案第49号及び第50号、第52号ないし第60号については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第51号については、委員長の報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（香取嗣雄君） 起立多数であります。よって、議案第51号については委員長報告のとおり

り可決されました。

日程第3 請願第9号及び第10号(総務教育常任委員会委員長請願審査報告)

議長(香取嗣雄君) 日程第3、請願第9号及び第10号を議題といたします。

去る9月9日の会議において、総務教育常任委員会に付託されておりました請願第9号及び第10号の審査の経過とその結果について、総務教育常任委員長の報告を求めます。3番武田悦一君。

総務教育常任副委員長(武田悦一君)(登壇) ご報告いたします。

今定例会において、総務教育常任委員会に付託されました請願第9号「義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書の提出に関する請願」並びに請願第10号「教育基本法の改正について反対の意見決議をあげる請願」については、9月13日に委員会を開催し、紹介議員及び市当局関係者の出席を求め、その所見を聴取して慎重に審査を行った次第であります。その結果は、次のとおりであります。

まず、請願第9号「義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書の提出に関する請願」については、義務教育費国庫負担のあり方などについて総合的に検討するため、本委員会でさらに時間をかけ、慎重に審査する必要があるとの意見が大勢を占め、採決の結果、閉会中の継続審査の取り扱いにすべきものと決しました。

次に、請願第10号「教育基本法の改正について反対の意見決議をあげる請願」については、教育基本法を取り巻く状況、改正の内容等について総合的に検討するため、本委員会でさらに時間をかけ、慎重に審査する必要があるとの意見が大勢を占め、採決の結果、閉会中の継続審査の取り扱いにすべきものと決しました。

以上、よろしくご審議くださるようお願い申し上げます、ご報告といたします。

総務教育常任委員長 今野 恭一

議長(香取嗣雄君) 以上で常任委員長の報告は終了いたしました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。(「なし」の声あり)

これをもって委員長報告に対する質疑を終結することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(香取嗣雄君) ご異議なしと認め、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

請願第9号及び第10号については、委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（香取嗣雄君） 起立全員であります。よって、請願第9号及び第10号については、委員長報告のとおり決しました。

日程第4 認定第1号及び第2号（平成15年度決算特別委員会委員長審査報告）

議長（香取嗣雄君） 日程第4、認定第1号及び第2号を議題といたします。

平成15年度決算特別委員会委員長より決算審査の報告を求めます。13番鹿野 司君。

決算特別委員長（鹿野 司君）（登壇） ただいま議題に供されました平成15年度決算特別委員会における決算審査の経過と概要、結果についてご報告申し上げます。

本特別委員会に審査を付託されました案件は、認定第1号「平成15年度塩竈市一般会計及び各特別会計決算の認定について」、認定第2号「平成15年度塩竈市立病院事業会計及び塩竈市水道事業会計決算の認定について」であります。

本付託案件審査のために9月16、17、21及び22日の4日間委員会を開催し、まず議事運営上、正副委員長の互選を行いました結果、委員長には私、副委員長には田中徳寿委員が選任されました。

審査に当たっては、各会計決算の内容について、決算書及び提出資料などの説明を聴取し、さらに新たに各種資料の提出を求め、活発な質疑を展開し、慎重に審査いたしました。

そして、採決の結果、全員をもって認定すべきものと決した次第であります。

各会計決算の内容につきましては、既に議員各位にもご存じのとおりでありますので、詳細は省略いたしまして、各会計決算に対して出されました要望、意見の主なるものを申し上げます。

まず、一般会計についてであります。

1. 地方分権が推し進められる中、地方財政を取り巻く状況はますます厳しいものとなっております。国の予算編成や施策の動向を見きわめながら、補助金の廃止や縮減あるいは一般財源化、税源配分の見直しなどに対する的確な対応を求められている。そのような中、本市

においても事務事業のさらなる効率化を進め、職員定数の削減を行っていくことは必須の課題となっているが、職員数の減少による市民サービスへの影響が懸念されているところであり、今後においては、財源確保に向けて関係機関に対する働きかけを一層強められ、財政改革の実現と住民福祉の増進が両立できるよう努力されたい。

1. 市の財政健全化には、歳入の根幹をなす市税の収納率向上対策が欠かせないものとなっている。また、使用料や手数料などその他の収入についても平等・公平の見地からその収納率の向上に努められ、財政の健全化に向けて歳入の確保により一層努力されたい。

1. 塩竈市地域総合整備基金の貸し付けについては、地域振興に資する民間事業者に活力と魅力ある地域づくりの推進に寄与するため、無利子基金の貸し付けを行うものである。同貸付金については、その償還が完了するまでの間貸付金の使途や貸付対象事業の進捗状況などについて調査を行われるなど、適正な管理・指導に努められたい。

また、本市で交付している各種補助金などについても、その状況・実態の把握に努められ、補助金などの効果が明らかとなるような決算報告に努められたい。

1. 市営住宅使用料については、入居者の納付意識の変化や我が国の低迷する経済情勢を反映した生活苦などにより、収入未済額が増大している現状にある。今後、入居者の納付意識の高揚を促しながら、収納対策の充実へ向けたマニュアルの整備を急がれ、支払い能力を有する方に対する厳正な対応を行われるとともに、納付が困難な方に対しては減免制度の活用を行われるなど、事務の適正な執行に努められたい。

1. 行財政改革の実現に向けた時間は限られているとの認識が必要であり、市長の強力なリーダーシップのもと、職員の意識改革並びに一層の創意工夫が不可欠となっている。本市は事務事業の効率化、民間の視点を活用する観点から事業のアウトソーシングを進めているが、外部委託を行う際には費用対効果が妥当なものとなるよう十分な検討を行われるとともに、住民の行政満足度の向上が図られるよう努められたい。

1. 放課後児童クラブについては、学校の空き教室を有効に活用し事業展開がなされているが、以前集会所などを利用していた時期と比べ、地域との交流が減少傾向にあるので、今後については地域との交流を深めるべく、いろいろな行事などを設定しながらさらなる事業展開に努められたい。さらに、その運営に当たっては、地域住民や保護者の要望に十分配慮され、今後も児童の健全育成に努められたい。

1. 母子保健事業は、母性と乳幼児の健康の保持増進を目的に、各種健診等を総合的に行い、

子供を安心して産み育て、健康な生活習慣が身につけられるよう実施しているが、乳幼児の集団健診における歯科健診については、まだ歯が生えそっていない1歳6カ月で実施している状況にある。今後は乳児の歯科健診の集団健診について、より効果的な健診時期について関係機関との協議を深められ、さらなる事業の充実に努められたい。

1．老人保健対策事業については、健康寿命の延伸と生活の質の向上を目的に実施しており、中でも高齢者の健康審査は、生活習慣病の予防・改善を推進するため重要な役割を果たすことから、受診者の実態やニーズを十分に把握するとともに、検診会場などの環境整備についても適正な措置を講じられたい。

また、住民の健康保持と適正な医療確保を図るため、受診科目の拡大や受診のあり方についても検討を図られるなど、保健対策事業の円滑なる実施に努められたい。

1．市民から強く要望されている墓地の確保については、法人等による新たな墓地の確保も念頭に置かれながら、その需要に対応する取り組みについて検討が行われるとともに、墓地における良好な環境の整備に努められたい。

1．廃棄物の処理は、市の指定袋により分別され排出されているが、時には可燃ごみに使用済みのスプレー缶などが混入されており、収集時における火災の危険が伴っている。このような状況の改善を図るため、ごみ分別収集については市民に対する啓発・指導を強化されるとともに、その理解と協力のもとに事業の円滑なる推進に努められたい。

1．市内の学校施設については、老朽化が進み、その多くは早期の改修が必要とされている状況にある。今後においては、学校施設改修5カ年計画を踏まえ、債務負担行為の導入についても検討を行うなど、その効率的な整備・改修になお一層努められ、児童・生徒のやる気を引き出す上で重要となる良好な教育環境の実現に努力されたい。

1．「子ども110番の家」は、児童・生徒が登下校時などに危険を感じて助けを求めた際、子供を保護して警察などに通報する制度である。現在、学校が週5日制となり、エスプや図書館を利用するなど登下校時の通学路以外においてもその必要性があることから、広域的な活用のあり方について今後検討を深められたい。また、緊急事態の際に同制度が円滑に活用されるよう、制度の周知についてさらなる取り組みを行われたい。

次に、特別会計について申し上げます。

国民健康保険事業特別会計については、当初平成15年度決算における大幅な赤字が見込まれていたが、流行性疾病などによる医療費への大きな影響もなく、また収納対策に努めた結果、

保険税収納率が向上し、大幅な赤字は回避されたものである。

同会計における将来の収支予測については、国民健康保険税の改正に当たり重大な根拠となるものであることから、今後なお一層綿密な調査、分析を行われるよう努められたい。

また、保険税の滞納原因としてその多くが生活困窮を理由としていることから、減免制度の積極的な活用についても検討を深められ、今後も適正な収納事務の執行に努められたい。

魚市場事業特別会計については、本市水産業を取り巻く環境は依然として厳しいものがあるが、引き続き水揚げ高の確保に向けて漁船誘致に取り組まれるとともに、漁船乗務員に安らぎを与える福利厚生施設の整備にも努力されたい。

公共駐車場事業特別会計については、ここ数年駐車場使用料が減少している状況にあることから、利用者の立場に立った運営に一層努められるとともに、新たな利用拡大策についても検討を深められるなど、会計の健全化に向けて努力されたい。

介護保険事業特別会計については、高齢社会を支えるための重要な事業の一つであるが、ここ数年軽度の要介護者においてその認定数が急増するとともに、重度化が進んでおり、介護予防における取り組みが重要となっている。本来、介護サービスは高齢者の生活機能、身体機能の維持・改善が目的であるが、過度の介護サービスなどが身体機能の改善に結びつかない一原因であることも考えられる。今後は、要介護者の増加や重度化を防ぐため、関係機関と連携を図りながら介護予防サービスの拠点を創設するなど、新たな取り組みについても検討され、介護保険事業の充実と円滑な運営に改善を尽くされたい。

最後に、企業会計について申し上げます。

病院事業会計について、経営健全化計画に基づく経営改善を進めているが、診療報酬の引き下げや本人自己負担の引き上げなどの医療制度改革、さらには常勤医師の定数確保が困難となっている状況から、病院の経営環境は厳しいものとなっている。市立病院については、現在地方公営企業法の一部適用がなされているが、権限と責任の所在の明確化を図る上から、その適用のあり方について検討を深められ、さらなる経営改善に努められたい。

また、基本理念としてすばらしいものとなっている「院是」を職員一人一人が自己のものとしながら、地域医療の中核を担う公立病院として今後も市民の負託にこたえられるよう検討を深められたい。

水道事業会計については、市内における水需要が減少している実態を踏まえ、適正な受水量の設定に向け検討を深められたい。さらには、厳しい財政状況の中、今後とも効率的な職員の

配置にさらなる組織のスリム化を検討されるとともに、諸手当などの見直しを含めた経費の節減などに努められ、事業の円滑なる推進と経営健全化に努力されるとともに、今後も良質かつ安価な水の供給を行われたい。

以上が審査の概要であります。

なお、本特別委員会は委員全員の構成でありますので、審査の細部については省略いたしますが、当局におかれましては、指摘ないし要望された事項についてそれぞれ意を体し、万漏のないよう措置を講じられるよう要望いたします。

以上、よろしく皆様方のご賛同をお願い申し上げまして、ご報告といたします。

平成15年度決算特別委員会委員長 鹿野 司

議長（香取嗣雄君） 以上で委員長報告は終了いたしました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。（「なし」の声あり）

これをもって委員長報告に対する質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（香取嗣雄君） 異議なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

認定第1号及び第2号については、委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（香取嗣雄君） 起立全員であります。よって、認定第1号及び第2号については、委員長報告のとおり認定されました。

日程第5 議員提出議案第4号及び第5号

議長（香取嗣雄君） 日程第5、議員提出議案第4号及び第5号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

議員提出議案第4号及び第5号について、提出者の代表から趣旨の説明を求めます。7番今野恭一君。

7番（今野恭一君）（登壇） ただいま議題に供されました議員提出議案第4号について、提

出者を代表いたしまして、お手元にご配付の同議案別紙を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

北方領土問題の解決促進を求める意見書

我が国固有の領土である歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島の北方四島は、今日もなおその返還が実現していない。

昭和20年、当時のソ連邦が不法占拠して以来、50数年間の永きにわたり、希望と落胆の交差する中、北方四島を故郷とする元島民も平均年齢70歳を超え、一日も早くこの問題が解決されることを熱望している。

よって、政府においては、これまでも北方領土返還要求を国民の総意の運動として展開してきたが、戦後59年を迎えた今、返還実現を目指し、全国民のより一層の運動の盛り上がりを図り、この問題の解決に向けて、これまで以上の強力な外交交渉により、日本国民の永年の悲願である北方領土の一日も早い返還の実現と、日口平和条約を締結し、真の日口友好関係を確立するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

続きまして、議員提出議案第5号について、お手元にご配付の同議案別紙を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

地方分権推進のための地方財源の充実強化、特に

「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書

平成16年度における国の予算編成は、「三位一体の改革」の名の下に、本来あるべき国・地方を通ずる構造改革とは異なり、国の財政健全化方策に特化されたものと受け取らざるを得ず、著しく地方の信頼関係を損ねる結果となった。

こうした中、政府においては、去る6月4日に「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」が閣議決定され、「三位一体の改革」に関連して、概ね3兆円規模の税源移譲を前提として、地方公共団体からの具体的な国庫補助負担金改革を取りまとめることが要請されたところである。

地方六団体は、この要請に対し、去る8月24日に、国と地方公共団体の信頼関係を確保するための一定条件を下に、地方分権の理念に基づく行財政改革を進めるため、税源移譲や地方交付税のあり方、国による関与・規制の見直しに関する具体例を含む「国庫補助負担金等に関する改革案」を政府に提出したところである。

よって、国においては、三位一体の改革の全体像を早期に明示するとともに、地方六団体が取りまとめた今回の改革案と我々地方公共団体の思いを真摯に受け止められ、以下の前提条件を十分踏まえ、その早期実現を強く求めるものである。

記

1．国と地方の協議機関の設置

地方の意見が確実に反映することを担保とするため、国と地方六団体との協議機関を設置することをこの改革の前提条件とする。

2．税源移譲との一体的実施

今回の国庫補助負担金改革のみを優先させることなく、これに伴う税源移譲、地方交付税措置を一体的、同時に実施すること。

3．確実な税源移譲

今回の国庫補助負担金改革は、確実に税源移譲が担保される改革とすること。

4．地方交付税による確実な財政措置

税源移譲額が国庫補助負担金廃止に伴い財源措置すべき額に満たない地方公共団体については、地方交付税により確実な財源措置を行うこと。

また、地方交付税の財源調整、財源保障の両機能を強化するとともに、地方財政全体及び個々の地方公共団体に係る地方交付税の所要額を必ず確保すること。

5．施設整備事業に対する財政措置

廃棄物処理施設、社会福祉施設等は、臨時的かつ巨額の財政負担となる事業であることから、各地方公共団体の財政規模も考慮しつつ、地方債と地方交付税措置の組み合わせにより万全の財政措置を講じること。

6．負担転嫁の排除

税源移譲を伴わない国庫補助負担金の廃止、生活保護費負担金等の補助負担率の切下げ、単なる地方交付税の削減等、地方への一方的な負担転嫁は絶対に認められないこと。

7．新たな類似補助金の創設禁止

国庫補助負担金改革の意義を損ねる類似の目的・内容を有する新たな国庫補助負担金等の創設は認められないものであること。

8．地方財政計画作成に当たっての地方公共団体の意見の反映

地方財政対策、地方財政計画の作成に当たっては、的確かつ迅速に必要な情報提供を行う

とともに、地方公共団体の意見を反映させる場を設けること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上であります。

議長（香取嗣雄君） これより質疑を行います。（「なし」の声あり）

以上をもって質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（香取嗣雄君） 異議なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

採決は、分割で行います。

まず、議員提出議案第4号については、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（香取嗣雄君） 起立全員であります。よって、議員提出議案第4号については、原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第5号については、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（香取嗣雄君） 起立全員であります。よって、議員提出議案第5号については、原案のとおり可決されました。

日程第6 議員派遣の件

議長（香取嗣雄君） 日程第6、議員派遣の件を議題といたします。

本件は、お手元にご配付のとおり、地方自治法第100条第12項及び会議規則第153条の規定により議員を派遣しようとするものであります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員派遣の件については、質疑・委員会付託・討論を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（香取嗣雄君） ご異議なしと認め、質疑・委員会付託・討論を省略することに決しまし

た。

採決いたします。

議員派遣の件は、お手元に配付のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（香取嗣雄君） ご異議なしと認め、よってそのように決しました。

お諮りいたします。

本日はこれで会議を閉じ、明28日定刻再開いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（香取嗣雄君） ご異議なしと認め、本日はこれで会議を閉じ、明28日定刻再開することに決定いたしました。

以上をもって、本日の会議は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでございました。

午後2時22分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成16年9月27日

塩 竈 市 議 会 議 長 香 取 嗣 雄

塩 竈 市 議 会 議 員 伊 勢 由 典

塩 竈 市 議 会 議 員 東 海 林 京 子

平成16年 9 月28日（火曜日）

塩竈市議会 9 月定例会会議録

（第 3 日目）第14号

議事日程 第3号

平成16年9月28日(火曜日)午後1時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1及び日程第2

出席議員(23名)

1番	菊地進君	2番	田中徳寿君
3番	武田悦一君	4番	伊藤栄一君
5番	志子田吉晃君	6番	鈴木昭一君
7番	今野恭一君	8番	嶺岸淳一君
9番	浅野敏江君	10番	吉田住男君
11番	佐藤貞夫君	12番	木村吉雄君
13番	鹿野司君	14番	志賀直哉君
15番	香取嗣雄君	16番	曾我ミヨ君
17番	中川邦彦君	18番	小野絹子君
19番	吉川弘君	20番	伊勢由典君
21番	東海林京子君	22番	福島紀勝君
23番	伊藤博章君		

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤昭君	助役	加藤慶教君
収入役	田中一夫君	総務部長	山本進君
市民生活部長	棟形均君	健康福祉部長	佐々木和夫君
産業部長	三浦一泰君	建設部長	早坂良一君

總務部次長 兼總務課長	阿部守雄君	總務部次長兼行財 政改革推進專門監	佐藤雄一君
市民生活部次長 兼環境課長	綿晋君	健康福祉部次長兼 社会福祉事務所長	大浦満君
建設部次長 兼建築課長	佐々木栄一君	危機管理監	芳賀輝秀君
總務部政策課長	渡辺常幸君	總務部財政課長	菅原靖彦君
市民生活部 市民課長	澤田克巳君	産業部水産課長	福田文弘君
建設部 都市計画課長	橋元邦雄君	總務部 總務課長補佐 兼總務係長	佐藤信彦君
市立病院事務部長	小山田幸雄君	市立病院事務部 次長兼業務課長	伊藤喜昭君
水道部長	内形繁夫君	水道部總務課長 兼経営企画室長	郷古正夫君
教育委員会教育長	小倉和憲君	教育委員会 教育次長 兼總務課長	伊賀光男君
教育委員会 教育次長兼 生涯学習センター館長	渡辺誠一郎君	教育委員会 学校教育課長	歌野正一君
選挙管理委員会 事務局長	丹野文雄君	監査委員	高橋洋一君
監査事務局長	橘内行雄君		

事務局出席職員氏名

事務局長	佐久間明君	事務局次長	遠藤和男君
議事調査係長	安藤英治君	議事調査係主査	戸枝幹雄君

午後 1 時 開議

議長（香取嗣雄君） ただいまから 9 月定例会第 3 日目の会議を開きます。

本議場への出席者は、第 1 日目の会議と同様であります。

本日の議事日程は、日程第 3 号記載のとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。携帯電話をご持参されている方は、電源を切るようお願いをいたします。

日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（香取嗣雄君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、22番福島紀勝君、23番伊藤博章君を指名いたします。

日程第 2 一般質問

議長（香取嗣雄君） 日程第 2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。2 番田中徳寿君。（拍手）

2 番（田中徳寿君）（登壇） ニュー市民クラブの田中徳寿でございます。

本日、9 月定例会において質問の場を与えてくださった先輩、同僚議員の皆様には厚く御礼申し上げます。

私は、一般質問の機会があるたびに本市の財政問題を取り上げてまいりました。財政基盤の確立なくして政策なしであります。早い話が、お金がなければ、やりたいと思っても何もできないということでもあります。思い起こせば 3 年前、新聞紙上で「塩竈市の財政再建団体転落へ、市が財政再建団体の危機、避けたい 3 度目の転落、聖域なき改革が急務」と警鐘を乱打されていまして。あれから 3 年、新市長となって 1 年 5 カ月、市の財政事情は好転したのでありませんか。まず第 1 点目として市長にお伺いいたします。

次に、市長は、選択と集中という言葉で市政運営を行っておりますが、塩竈市の財政再建策は、投資的経費と物件費と人件費、定数減の減少というびほう策であり、このような政策では、現在政府によって進められている三位一体改革の現状の中でも、5 年の長期計画の財政運営を市民の皆様にご公表し、その三位一体改革による変動による見直しは必至であっても、それを作成し、それを市職員の方々も意識を共有して、それらが塩竈市の羅針盤として機能していくことが大切であると考えますが、市長はいかがお考えかお伺いいたします。

そして、その計画の中で行われる事業は将来の塩竈市のために必要であると考えられるものに限定し遂行していただきたく考えます。そして、今まで行われている事業でも、塩竈市直営の事業であっても、大胆な見直しにより、一時的に予算が増加しても翌年度以降は確実に減少するような、民間への委託も含めて、指定管理者制度などを前段として活用して、大胆な政策転換が必要であると思います。

例えば17年度の予算から3カ年計画で、まず最初に駐車場の特別会計の累積赤字分約7,500万円を予算措置をして予算を組み立てることは、市職員の方々に市長の並々ならぬ財政立て直しの決意が伝わると思料されますが、市長はいかがお考えかお伺いいたします。

この2年ぐらいをかけて魚市場特別会計の累積赤字分約3億6,800万円を予算措置をして特別会計の赤字がなくなれば、塩竈市の一般会計と特別会計の赤字が解消され、財務諸表を見ればだれでもわかる工夫が必要だと思いますが、市長はいかがお考えかお伺いいたします。

それらの行為が市民に対して佐藤市長が不退職の決意をもって赤字解消に向けて取り組むことを宣言することになると考えます。昨年4月の選挙で市民に支持された市長の熱意を持って、将来の塩竈市の礎を今築くときが到来し、市長の熱い気持ちで市役所の不採算事業の代表的な市営汽船事業と病院事業の抜本的対策を今こそ打ち出すときです。これら二つの事業を黒字化することが、あるいは民営化するかというような積極的な対策が必要であると思いますが、市長にお伺いいたします。

次に、市税、国保税未納額の15年度決算で拝見いたしますと、市税が約6億6,400万円余で、国保税が約7億4,300万円余、その他8,800万円余で、合計14億9,500万円余が市の未収額であります。これらを一元化して回収していく部門に事業を見直した部門から人員を投入して収納を整理していくことが第一の課題であります。そこで、佐藤市長はどのような対策を立てられるかお伺いいたします。この金額は、15年度末の基金の運用金を除く基金の預金残高は16億2,000万円余で、塩竈市にとって大切な金額であると思われるので、真剣な対策が必要だと思えます。

次に、税収対策のうち増収対策は企業誘致と人口増対策があると思いますが、市長はどのような考えを持っておられるかお伺いいたします。それらの対策を総動員して、なおかつ17年度予算の歳出1割減を達成することを目標に予算を組み立てることが塩竈市の財政再建の第一歩と思えますが、市長はいかがお考えかお伺いいたします。

次に、塩竈市の基幹産業と言われる水産業と水産加工業についてお伺いいたします。

市長は、去年の8月、魚市場における問題の処分として、ことしの5月1日からの卸売会社の10日間の業務停止処分を申し渡し、今、今議会において塩竈市地方卸売市場条例の改正を目指し、塩竈魚市場の再生に向けて決意を示したと思いますが、それは魚市場のけじめであり、その後の魚市場の再生策を含めて一体となった水産業と水産加工業の再生を考える時期が到来していると思います。今私の手元に川瀬元市長が40年ほど前産経新聞記者として「新塩釜漁港問題点を探る」に18回にわたり連載した小冊子を読ませていただくと、平成16年の現在にも当てはまり、その当時に危惧されたことが今も現存している事実、魚市場を含む水産業の課題の重さに胸を打たれるものがあります。昭和40年当時から、ドル箱のマグロ中心の取引で大衆魚が塩竈魚市場から逃げていくと指摘されております。そして、トラック輸送の搬入魚がふえていると述べられており、現在にも通用している問題であります。

私は、業界の経営の近代化が今こそ必要であり、そのためには二つの卸売機関が統合し、そこに水産業界の多くの組合もその統合した会社に参画し、（仮称）塩釜食品株式会社のもとに統合し、この会社は産地市場と地場商社として全国に発信する企業となり、将来は株式市場に上場するような企業になると推察されます。このような会社ができると、全国の船主の方々にセールスをする人たちと、魚という商材を塩釜魚市場に水揚げしたり、練り生産日本一のかまぼこ基地の塩竈ですり身の上場をすれば、すり身の値段が、塩竈魚市場での値段が全国に発信されると考えられます。このような企業に業界の人たちを引っ張っていくことが今必要なのではないかと考えます。市長はいかがお考えかお伺いいたします。

また、水産加工業の工場が集積する新浜地区においても、整備をして、再活性化していくことが大切であると考えますが、市長はいかがお考えかお伺いいたします。

そこで、新浜地区は地盤が軟弱なため、加工場、事業所等より発生される汚水を各工場においてポンプアップをして、地下に埋める管ではなく、地上を通す管において連結して、1カ所の地盤の固いところにコミュニティプラント、合併浄化槽をつくり、そこで処理する方法があると考えます。今の技術ではBOD30ppm以下にして海に放流する方法があり、それを水産団地加工組合の施設を生かしていくか、それとも隣に新しい処理施設を地上に出してつくり、食品リサイクル法、容器包装リサイクル法、土壌汚染法を取り入れた各施設が配置されれば、水産加工業の活性化に非常に大切であると考えますが、市長にお伺いいたします。

次に、市内循環バスについて質問いたします。

市長は、選挙の公約において通称100円バス導入を市民に約束しています。その100円バス

は、既存の概念にとらわれず、情熱と執念をもって、問題は必ず解決するという意識を常に持ちながら、次のことを質問いたします。

私は、100円バス事業は東北大学の大滝先生が言われている6次産業に当たりと考えており、これが塩竈市のまちの道具、スキルとして持つことが大切であると考えております。今般、市内循環バスを100円バスとして半年間の試行をするということですが、市民と商店、事業所の協力のもと、まちの道具である100円バスを運行するために、広告収入や停留所における広告協賛を得る方法を模索し、なおかつ、市民に喜ばれるコースの設定を図りながら、小型化したバスを使用することを要望いたします。また、できるならば、市立病院、本町通り、郊外的大型店を循環するような企画を期待しておりますが、市長にどのような試行企画があるのかをお伺いいたします。

次に、小倉教育長が就任されて10カ月が過ぎようとしています。あすの塩竈市を担う子供たちの教育について、小倉教育長の教育方針を聞かせていただきたくお伺いいたします。

今、小中学校の不登校の問題が言われて久しいですが、現在の塩竈市内の小中学校の不登校の実態はどのように支援しているのか、教育長にお伺いいたします。不登校の問題が起きたときに、各小中学校は各家庭と各小中学校はどのような連携をとるような施策になっているか、教育長にお伺いいたします。そこで問題となるのは、けやき教室や各小中学校の保健室登校をしない児童生徒たちに義務教育過程の勉強をどのようにしているのかの実態調査をなさっているかを教育長にお伺いいたします。なお、不登校児の中で学校やけやき教室に通えない受験生が公立高校への合格率がどのようになっているか、教育長にお伺いいたします。

次に、浦戸小中一貫校についてお伺いいたします。

小中一貫校のモデルに浦戸小中一貫校をと考えておりましたが、浦戸小中併設校で小中一貫校的な授業を進めていくとのことですが、この併設のメリット、長所はどこにあるのですか、教育長にお伺いいたします。この浦戸小中併設校の前段に、ことし3月、浦戸一小を閉校し、浦戸二小で浦戸一小の児童を通わせる方法を採用し、来年4月からは小中併設校になるとのことですが、浦戸二小の小学校、桂島から野々島にある浦戸中学校に、小学校を併設に当たりどうして浦戸二小の名称と校歌の変更問題を取り上げるのか不思議であります。併設というのは浦戸二小の移設であると考えますが、教育長のお考えはいかがかお伺いいたします。もし移設であるならば、校名、校歌の問題は議論の余地はなく、浦戸二小PTA全員の願いのとおりになると考えますが、教育長にお伺いいたします。

最後に、市長が本町地区にある旧今野屋の解体の決断をし、なおかつ、工事が始まり、その政策が本町地区の店主たちによる本町通りまちづくり研究会が発足し、それが本町通りに再生の種火が起きたと私は感じております。このような政策が町全体に波紋が広がることを期待しております。これがどのように発展するかはまだわかりませんが、一つの芽が育ち始めました。これが町の再生に必要なのだと思います。今後もこのような決断を期待しつつ、私の1回目の質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま田中議員から何点かのご質問をいただきました。

まず、財政問題に関するご質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

昨年5月に市政を担当させていただいて以来、行財政改革を喫緊の課題ということで1年半にわたって市政運営に取り組んでまいりました。平成15年度を財政再建元年と位置づけ、予算規模の10%の削減、そして、5年間で100名の定数削減を掲げさせていただき、行政の減量化と効率化に取り組んでまいりました。平成15年度一般会計では、漁港整備関係事業費、物件費、公債費関連で3億5,000万円ほどの圧縮に努めさせていただくとともに、下水道事業会計では事業の進捗調整を行い、約9億3,000万円の縮減を図りました。しかし、扶養手当、生活保護費、知的障害者福祉費等の福祉費関連経費や他事業への繰出金が予想以上に大きく増加し、また、災害復旧のための事業費計上などにより、予算規模は対前年費でマイナス5.4%にとどまっております。職員定数の見直しにつきましては、平成10年度から行っている5%削減に続いて、さらに100人削減を目指し、定員適正化に取り組み、25名の削減を行っております。16年度は、さらに一般的経費で5%、政策的経費で10%の縮減を目標に、各部に枠配分方式を導入し、廃止すべきもの、実施すべきものを整理し、選択と集中のもと、限られた予算を集中的に投資し、事業効果の早期発現に引き続き努めてまいりたいと考えております。

しかしながら、このような聖域のない行財政改革の取り組みを全力で進めてはおりますが、本市経済の低迷は今後も続くものと予想せざるを得ず、市税収入は下げどまりの気配すら感じられません。また、国においては三位一体の改革が進められておりますが、平成15年度は地方に対し十分な税財源の移譲がなされず、今後の動向も極めて不透明な情勢にあります。行財政改革の努力を上回る税収減や三位一体改革等が大きく影響いたしまして、行財政運営は残念ながら依然として深刻な状況に陥っていると言わざるを得ない事態が続いております。

羅針盤としての財政計画策定についてのご質問がございました。

本市の行財政改革は、昭和60年度に行政改革大綱を策定し、その後、行財政改善推進計画、さらには平成13年度に準用再建団体転落回避のための財政健全化基本方針を作成するなど、時代とともに変化する市民ニーズやその時々行政課題への適切な対応に努めてまいりました。しかしながら、昨今の本市を取り巻く厳しい財政状況や社会情勢の変化のさまざまな課題に対応し、また、地方分権にふさわしい自主自立のまちづくりを市民とともに推進していくためには、新たな改革の視点に立った抜本的な行財政改革が必要との認識をいたしております。市政運営の基本的戦略を示す長期総合計画に基づき、「日本で一番住みたいまち塩竈」を実現するために、行財政システムを徹底して見直し、塩竈市政はどうあるべきか、塩竈市役所はどのように変わる必要があるのかといった本市の行財政全般にわたる考え方、進め方を明示し、計画的に推進していくとともに、その過程で生み出した人員、財源などの行政資源を本市が本来取り組むべき政策課題や将来のまちづくりに向けた重要施策に重点的かつ戦略的に投入してまいりたいと考えております。

国におきましては三位一体の改革が進められておりますが、現在、地方6団体は、国に対し地方行政を円滑に進めるための基幹税の移譲を強く求めており、国の方針は、来月か、遅くとも11月までに示されるものと考えております。そういった数値をきっちりと踏まえ、正確な財政見通しを立てながら、新行革大綱、それに基づく具体的な数値目標を設定したアクションプログラムを策定し、全庁一丸となって、さらなる行財政改革を進めてまいります。

直営事業の見直し、民間活力の導入等につきましてもご質問をいただきました。

本市におきましては、繰り返しますが、事業の選択と集中を基本とし、すべての事業をゼロベースからの見直しで進めているところでありますが、改めまして事務事業を総点検し、指定管理者制度などの民間活力の導入によりまして、より適切な公共サービスを提供できるような取り組みをなお一層進めてまいりたいというふうに考えております。

企業会計、特別事業会計の経営健全化につきましてもご質問いただきました。

企業会計等につきましては、独立採算の原点に立ち返りまして、受益者が負担する使用料等で賄うべき経費と税で賄うべき経費との基準を明確にし、民間で対応可能な事業につきましては、官民の役割分担の抜本的な見直しを進めてまいりたいと考えております。

そういった中、魚市場、駐車場事業特別事業会計につきましては、これまで経営健全化の取り組みといたしまして、車両登録許可の申請手数料や駐車場使用料の適正化、あるいは職員配置の見直し、管理経費の削減等に努めておりますが、水揚げ高の不振でありますとか、地域経

済の低迷により、現状では累積欠損金の早期解消は極めて困難となっております。赤字決算を避けるために毎年繰上充用による措置を行っておりますが、この制度は地方公共団体にのみ認められた非常手段であり、決して好ましいものではなく、早急に是正を行う必要があるというふうな認識をいたしております。企業特別会計の今後の事業運営に当たりましては、まず独立採算の原則に立ち返りまして、アウトソーシングの推進でありますとか、受益者負担の適正化などに努め、安定した経営の見通しを踏まえた上で、累積赤字の解消に向け具体的な取り組みを進めてまいりたいというふうに考えております。

市立病院の経営健全化に当たりましては、現在、民間医療機関等との役割分担を明確化しながら、自治体病院としての今後のあり方を検証してまいりたいと考えております。あわせて、自立した経営体制の確立を目指し、地方公営企業法の一部適用から全部適用への移行に向けた検討を行いますとともに、現行の経営健全化計画を見直しまして、収支均衡を目指した新たな第2次経営健全化計画の策定や安定的な経営体制の構築に努めてまいりたいと考えております。

交通事業会計につきましては、平成16年度に甲板員の臨時職員化を行い、年間約2,000万円の削減を行うなどコスト縮減に努めているところでありますが、現在、交通事業健全化策定委員会を設置し、将来の交通事業のあり方に関する調査検討を進めております。これらの検討結果を踏まえ、できるだけ早急に経営健全化計画を策定し、運営コストの削減でありますとか、収支の確保などにさらなる収支改善に取り組んでまいりたいと考えております。

議員の方から、そろそろ市長は抜本的な対応策に取り組むべきではないかというご指摘をいただきました。私といたしましては、一時的な一般会計からの繰り入れで解決ということではなくて、その後も安定的な経営ができるような解決策となることが必須の条件であると思っておりますので、そういったことをなお検討させていただきたいというふうに考えているところであります。

収納対策につきましてご質問いただきました。

未納分につきまして、こういう貴重な税財源をもっと積極的に活用できるような体制強化というご質問でありました。17年度を目標に、市税と国保税の収納業務の一元化に向けた検討を現在進めており、ぜひこういった組織を実現いたしまして、収納率の向上を図ってまいりたいというふうに考えております。

それから、市税増収対策としての企業誘致及び人口増加策というようなご質問をいただきま

した。

就業機会の増加と、さらに地域の活性化ということで、新たな企業の誘致といったようなことにつきましては、本市でも必須の状況でございます。市長がみずからシティセールスを進めるなど、積極的な対応を進めなければならない時期であるというふうに考えております。私も先頭に立って企業誘致を進めてまいりたいと思っておりますし、こういった担当部署のあり方など組織的な対応も検討が必要かと思っております。

実は、過日、かつての三重県知事の講演をお伺いする機会がございました。今三重県は県内の地域格差が一番小さい県だそうであります。これは、知事時代に某弱電メーカーを三重県に招致したと。その際には、県が80億円の支援、それから当該所在市が30億円の支援を行ったそうではありますが、そのときまいた芽が今大きく育って、三重県の大きな柱になっているというようなことをお伺いできました。我々も、今もちろん大切であります。この塩竈の5年先、10年先、あるいは20年先、30年先をにらんだ企業誘致というものを努力していかねばならないということを改めて認識をさせていただいているところであります。

こういったことを集約する形で、今後、平成17年度の予算編成が始まるわけでありまして。これまで、廃止すべきもの、実施すべきものを整理し、選択と集中により、限られました予算を集中的に投資し、事業効果の早期発現を図るなどの取り組みに一定の成果を上げつつありますが、残念ながら、現下の経済社会状況は大変厳しいものがあるというふうに認識をいたしております。今後は、経常経費の歳出抑制や歳入の確保に取り組むことは当然であります。さらなる聖域に切り込むような改革が今強く求められておると思っております。職員ともども、こういった改革に積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えているところであります。

次に、水産業及び水産加工業の再生についてご質問いただきました。

マグロ取引問題に係る処分につきましては、本市水産業の信頼回復と再生に向けた第一歩であるというふうに認識をいたしております。本市の水産業は、戦前から多種多様な漁業の水揚げにより興隆してまいりましたが、昭和40年代の本市所属の北転船による北洋漁場の開発により、その内容を大きく変換することになったことについては周知のとおりであります。生鮮出荷業は、マグロはえ縄漁業やカツオ・マグロのまき網漁業によるマグロの出荷に特化し、また、水産加工業では北転船によるスケトウダラを原料とする練り製品製造業が発展し、一般加工業も北洋冷凍魚に多く依存することとなり、現在に至っているところであります。

本市魚市場は、その後の各国による200海里経済水域の設定と漁業規制の強化により北転船

の水揚げが皆無となり、全国有数の規模を持つ水産加工業と大きく乖離した状況になっております。そのような中、全国の水揚げ数量も昭和60年代の1,300万トンから600万トンに半減をいたしており、本市の魚市場におきましては、水産加工業界や仲卸市場など地域が必要とする商材を広く集荷する機能が強く求められているところであります。また、一方では、卸売市場法の改正による手数料自由化の流れもあり、各市場間の競争は今後さらに激化していくものと考えております。このため、今後の魚市場におきましては、変化に迅速に対応できる足腰の強い経営が不可欠でございます。卸売機関の一元化によりまして、そういった新しい体制を確立することが絶対に必要であるというふうに認識をいたしております。市長としては、今後積極的にこういった役割を果たしてまいりたいと考えております。ただし、この問題につきましては、当然のことながら当事者間の合意といったようなことも必要なことであります。市場開設者として、そういった働きかけを行いながら、両者間の協議をなお一層深めてまいりたいというふうに考えておりますが、解決策として議員がご提案された方策も解決の一方策ではないかというふうに理解をいたしております。

なお、今後の水産加工業の振興の核となる再開発事業として進めてまいりました水産物流センター事業につきましては、7月に開催されましたセンター組合の臨時総会で県有地の取得に向けた増資が議決されましたので、その実現の早期なることを本市としても支援をしてまいりたいというふうに考えております。

水産業及び水産加工業の再生の中で、加工団地の排水問題につきましてご質問いただきました。

加工団地内で発生する汚水処理につきましては、団地内企業の方々と公共下水道を導入し汚水処理していくことを合意のもとに、塩竈市では70億円を費やし、平成15年度をもって工事を完了しております。本年7月からはすべて公共下水道による処理に移行いたしております。地域内の水質環境は抜本的に改善されるのではないかなというようなところを期待いたしております。このため、加工団地組合では、平成11年度に委員会をつくり、排水処理事業にかかわる新規事業を現在検討しております。そういった中で、バイオディーゼル燃料の処理に取り組むといったようなことも今現在検討が始められているところであります。

次に、循環バスの100円化、ワンコイン化についてのご質問をいただきました。

本市の中心市街地の活性化でありますとか、高齢者の方々の外出支援、さらには自動車からバスへの乗りかえによる環境負荷の軽減等を目的といたしました100円バスの導入につきまし

ては、これまでもいろいろ検討を重ねてまいったところでもあります。しかし、現在のバス事業は、9路線18系統 254運行回数による高密度運行の実態でありますとか、道路運送法上の制約などを考慮し、今回まずは市内循環バスを 100円均一料金、いわゆるワンコインバスとして試行運転をさせていただこうとするものであります。全体といたしまして、平成14年度の統計では、年間28万 7,000人の方々のご利用をいただいておりますが、今回は年間14万 5,000人という最大の利用をいただいております循環路線をあくまで試行として取り組まさせていただきたいという内容であります。その経過、結果及び課題等を見まして、今後の方向性を検討させていただきたいと考えております。現在、バス事業者と実施に向けた協議を継続しております、できれば本年12月末ごろには条件を整備し試行運転ができればというふうに考えておるところであります。そういった際に、運行路線の変更、例えば市立病院あるいは本町商店街というようなお話もいただきました。そういったこともぜひ今後の検討課題というふうにさせていただきたいと考えております。

それから、教育長の教育方針、それから不登校の実態と展望につきましては、後ほど教育長より答弁をいたします。

さらに、浦戸小中一貫校につきましても、教育長からという話でございました。私の方からは一言、確かに浦戸につきましては教育特区としまして小中一貫というものを目指してまいりました。残念ながら小中一貫ということでは、一貫ではなく小中併設校という形にはなりませんが、そういった中で、浦戸の小中学生のできるだけよりよい教育環境というものを整えることに今後ともなお一層努力を重ねさせていただきたいというふうに考えているところであります。

私の方からは以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（香取嗣雄君） 小倉教育委員会教育長。

教育委員会教育長（小倉和憲君） では、私の方から、まず教育長の教育方針についてのご質問でございますけれども、昨年の11月に教育長に就任以来、健康で豊かな人間性の育成、21世紀を主体的に生きる人間形成、ともに学び、ともに歩む市民が輝くまちづくりを本市の教育目標として、一つ、思いやりの心、健康な体、豊かな創造力を培う学校づくり、二つ、健康で人間性豊かな家庭、地域の教育力向上、三つ、魅力ある地域文化の創造、四つ、感動と活力のあるスポーツ活動の4点を重点に、市民の生涯にわたる学習の充実に努めてまいったところでございます。

この中で、すべてが大事ではございますが、特に私といたしましては未来につながる子供たちの育成が最重要事と考えております。今現在、熱心に行われております生涯学習を受け継ぎ、さらに発展させていくのは未来を担う子供たちであるというふうに考えております。この意味でも、わかる楽しい授業は必須のことです。考える土台となる基礎基本の定着や、それを支える教師の資質の向上に努力をしまいつけてきたところでございます。さらには、子供たちにとっては学校は安全な場所でなければならないということでもあります。地域の皆様のお力をおかりしながら、学校、警察、相談センター等などの関係機関の連携のもとに、地域ぐるみの防犯体制のシステムづくりにも取り組んでいるところでございます。

これらの活動を支える基盤といたしましては、一つは、子供に対する、そして教育に対する情熱だと考えております。二つ目は、児童生徒第一主義に徹するというところでございます。私自身が先生方の授業を見、学校施設を回ってしっかり確かめ、児童生徒と一緒に通学路を歩いてみる等々、これまで私の時間のある限りやってきたわけでございますけれども、足で稼ぎ、体で実感し、子供の目線で、学校現場の教職員の目線で、さらには保護者の目線で、そして地域住民の目線で物事を見るように努めてきておりますし、今後ともそのようにしていきたいと思っております。

今度とも、市長の政治姿勢であります「元気です塩竈、大好きです塩竈、安心です塩竈」を踏まえまして、塩竈を愛し、塩竈で生まれ育ったことを誇りに思い、世界へ自己の存在を発信できる児童生徒の育成のために全精力を傾注してまいり所存でございますので、今後ともご理解、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

次に、塩竈市の不登校の実態とその対応、展望について、4点のご質問をいただきました。

平成15年度の不登校の状況につきましては、小学校で10名、中学校で70名となっております。本年度につきましては、1学期の状況でございますけれども、小学校4名、中学校22名であり、前年度の同期と比較しましても減少しております。これは、各学校の努力によるものでございます。

学校活性化プロポーザル事業を実施している第三中学校を例とさせていただければ、不登校生徒を解消を目指して、日中は授業の入っていない教師が交代で生徒の指導に当たっておりますとともに、夜間、毎週水曜日ですけれども、夕方5時半から7時まで、それぞれ学級を開設し、全教員が交代による授業を実施し、その学級に保護者と一緒に子供も行き、子供が学習している間に保護者も教師並びにカウンセラー等の相談に当たっているということをやっております。

ます。そのような学校の取り組みが今年度の減少になっているのかというふうに考えております。また、各学校で保護者や児童生徒への説得活動等を強化を図ってきておりますし、これらの成果が現在あらわれているものと思っております。

次に、教職員の一丸となった協力体制ということでございますけれども、さらなる努力を今後傾注し、不登校生徒の一層の減少に努めてまいりますので、ご理解を賜ればと思っております。

次に、不登校出現時の家庭との連携方法についてでございますけれども、本人も含めまして、関係する保護者や児童生徒への電話並びに家庭訪問等を繰り返して面談を行っているのが中心でございます。

それから、不登校児童生徒の学習実態調査の有無でございますけれども、先日も決算委員会のときにもお話ししましたが、不登校の中には、なかなか集団生活と、ドクターストップ等かかっている児童生徒もおりますので、個々のケースによって違っております。ただ、ドクターストップのかかっていない児童生徒については、教師が学校で行っているプリントなりドリル等を持って、それをやりとりをしながら、子供たちの学力の向上に努めているところでございます。

次に、不登校生徒の公立高校の進学率でございますけれども、平成15年度の公立高校の進学は、不登校の中で33名の子供が3年生おりましたけれども、33人中9人、進学率は約27%でございます。

次に、不登校の要因と今後の見通しということで、不登校の要因は、先ほどもお話ししましたけれども、一つ目は、いじめやかからかい等の級友等との人間関係から来るものということと、二つ目は、怠学、いわゆる怠け、またはこれに近い理由から不登校となるもの、三つ目は、立派になろうとし過ぎて精神的に限界を超えて不登校となるもの、大きく三つに分類されますけれども、一つ目につきましては、人間関係の改善を図るという意味からは、要因を取り除く努力がしやすく、効果もある程度期待できるものであります。二つ目の怠学につきましては、幼児からの子育てに影響するところもあり、学校に子供を送り出す努力が希薄な保護者の意識改革もしなければなりませんし、努力に比して効果は余り上がらない部分もあります。三つ目の精神的な限界に由来するものにつきましては、学校に行きなさいとか、学校に来なさいという学校刺激自体を医者から禁止されているものでありますし、これは何ともしがたく、本人が学校にこだわりなく来られるときまでじっと待つしかございません。子供たちの幸福を願

い、何とか社会に適用していったほしいと思い、その時点でできることを最大限に頑張る努力をしているのが現状でありますので、ご理解を賜ればと思っております。

続きまして、浦戸の教育問題についてお答えいたします。

現在、浦戸第二小学校の児童は19名、浦戸中学校の生徒は14名であります。今後年々減少していくことが見込まれております。生徒数が少ないために、体育活動を初め集団での活動が難しい状況であり、また、複式学級による授業の難しさもあったことから、小学校と中学校が分散したままでは、今後ますますこの傾向が進み、学校の存続さえ危ぶまれているところでございます。このほど、保護者の方々、地域の方々がこの問題についていろいろと検討され、最終的には小中学校の併設を決定されましたが、教育委員会といたしましても、将来的な小中学校の存続、集団で学ぶことを実現できることを考えますと、現時点で考えられる問題解決のための選択ではないかと考えております。

さらに、小規模校である浦戸第二小学校、中学校の職員は、それぞれ3人と7人でございます。今後私たちが目指すところは、この両方の教員が小中学校相互に乗り入れをし対応することにより、10人分の教員、教頭を入れれば12名の教員の体制により、9年間を見通した一貫した教育の実現や児童生徒それぞれの個性に応じたきめ細かな教育が実現することです。また、このことにより、小学校から中学校へ上がる段階での教科担任制度や、算数から数学へのハードル等の高さの解消等の工夫がされてくるものがあるのではないかと考えております。

浦戸地区であるからこそ、市内の学校ではできない教育ができるということもありますが、今後市内におきましても、少子化の傾向の中で、浦戸地区で採用された手法が生かされる場面も相当ふえてくると考えております。浦戸の教育の効果を十分に把握しながら、市内の各学校に積極的に活用してまいりたいと思っております。

次に、浦戸第二小学校の併設は移転と考えてよいのかということでございますけれども、このことについては一応移転というふうに考えております。ただ、校歌、校名につきましては、田中議員のご意見も視野に入れながら、保護者、住民の皆様の気持ちを受けとめ検討させていただいております。以上でございます。

議長（香取嗣雄君） 田中議員。

2番（田中徳寿君） 市長と教育長の丁寧なお答え、どうもありがとうございました。

ただいまから、時間が余りないんですけれども、2回目の質問をさせていただきます。

そこで、市長が行財政改革を徹底して見直してやっていくということなんですけれども、魚

市場と駐車場の特別会計だけについて質問させていただきます。

今、魚市場と駐車場を繰上充用方式、あるいは費用の見直しと節減を図っていても、これから10年も15年もかかってしまうわけです。その間、塩竈市は赤字の役所だと言われ続けるわけであります。これが問題なのであります。

一般会計はそれほどではない状況であると私は考えております。この6万のまちで、これほどの事業をなして、このぐらいの起債残高は、ある種丁寧に事業をしてきたんでないかと考えております。ただし、下水道事業会計の多さと、病院会計などが問題あると思っておりますけれども、そのほかのことに関しては結構頑張っている事業体質ではないかと考えております。ただし、その中で魚市場と駐車場、約4億3,000万円ほどの赤字があります。この4億3,000万円の赤字が塩竈市が赤字体質だと言われる源だと考えております。

なぜかといいますと、20年近く繰上充用を議会でしてきたわけであります。これが問題なのであります。なぜかといいますと、ほかの町の人たちが塩竈市を申すときに、この赤字、要するに何の赤字かもわからないわけです。ただ塩竈市は赤字だと言われるわけであります。この解消。正直申し上げると、塩竈市の一般会計、特別会計、企業会計合わせると約450億円あると考えております。その中で4億円ぐらいのことなのであります。それで過去20年間塩竈市は赤字だと言われているのであります。ここに根の深さがあると思っております。

なぜかという、赤字だと言われると、みんな萎縮するのであります。その萎縮が塩竈市の中に根っことしてはびこっておる、これが問題だと思っております。お金の額ではないと思います。塩竈市の起債、もし認められてそのようなことができるのであれば、物すごく塩竈市が変わるわけです。それは市当局の方々の決断であると思っております。今学校をつくると40億円ほどかかると聞いております。その10分の1の決断なのであります。確かに大変なことだと思えます。でも、この意思が塩竈市にとって一番大切だと思っております。

塩竈市の財政は、私もこの議席を得て1年5カ月、約5回の質問の中でかなり発言させていただきましたが、調べれば調べるほど、それほど傷んではおりません。ただ、傷んでないですけども、処置をしないできたことが問題なのであります。今まではそれが許されたと思っております。でも、これから、21世紀というのは行動を起こさなければ消えていくかもしれない時代かもしれないのです。下手をすると町や市が消えるかもしれないのです。今までは言われることをやればよい時代であったかもしれないかもしれません。今からは、積極的に塩竈市というまちを全国に売っていくことが大切であり、その売っていくためには何が大切かということ、赤字を消す

という姿勢だと思います。それは、一気に行かないかもしれませんが、でも、今まで入れていた繰り出しよりも多く入れて消すんだよという意思があることが第一歩だと思います。その第一歩を踏み出さなければ、何ら解決しません。いつも同じだと思います。それをこれから先塩竈市が営々と築けていけば、確かに経営努力で変わる点もあるでしょう。でも、違うと思います。日産が変わるときに、塙というたしか会長さんが、言っていないかわかりませんが、外人だからできると言ったそうです。しがらみがないからできると言いました。でも違うと思います。それは意思だと思います。再生するという意思だと思います。私は、市長がそういう意思を感じるからこそ申し上げているのであります。

もっと昔のことを申し上げれば、薩摩藩が幕末に、たしか 250万両かな、500万両の借金を250年賦にしたそうです。それがアイデアです。何年払ったかはわかりません。でも、それが維新、あれだけの藩が倒幕するだけの財をなしたそうです。それが行政だと私は思っております。一つのことを消す努力をしたとき、それが物すごい波及効果があらわれるのが行政だと思います。それを今求めたいのです。市長にその1点だけお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 田中議員から、魚市場会計、それから駐車場会計についてご質問いただきました。

先ほどのご答弁の中でも申し上げましたが、特に魚市場会計、駐車場会計につきましては、繰上充用という極めて変則的な会計処理をしております。なおかつ、かなりの長い間こういうような状況が続けてきているわけでありまして、ここはぜひご理解いただきたいんですが、我々がやっておりますものについては、すべて市民、県民あるいは国の税金でやっているわけでありまして、ですから、そういったものを解決するための費用については、やはり一つは公平性、透明性というものが絶対に必要だと思っております。なぜ今この時期に魚市場会計であり、駐車場会計の赤字を解消しなければならないのかというような、そういう確たる根拠でありまして、今までの20年とどこがことしが違うのかということ冷静に考えていただきたいんですが、やはり行政というものはそういう大変厳しいものだと私も受けとめております。

ですから、こういうことを、もし、もしですね、田中議員のご提案のとおり行くとすれば、なぜ市民の血税を使ってそういう解決をしなければならないのかという、そういう透明性というものが必要だと思っております。残念ながら、今の時期でその3億数千万円の魚市場会計の

不良債務、あえて申し上げますが、不良債務を解決するための確たる理由が果たして本当にあるかどうかということでもあります。そういったことも考えながら、我々、この問題に対処してまいりたいと思っております。

なお、この辺はもしかしたら見解を異にするかもしれませんが、私は、この魚市場会計の3億数千万円、それから公共駐車場の6千何百万円ですか。その赤字が市民の方々の気持ちを暗くしているということではなくて、そのもっと根底に横たわります一般会計でありますとか、特別会計等々の、例えば350億円でありますとか、300億円という大きな債務が実際はやはり市民の方々の気持ちに重くのしかかっている部分があるのかなというふうに考えておりますし、そういったことを解決するためにやはり行財政改革に取り組む。繰り返しますが、我々、行財政改革は手段でございます、目的ではありません。目的は、本当に必要な福祉であり、教育であり、あるいは環境問題であり、地域のインフラ整備であり、そういうことに早く財布の中からきちっとお金を出せると、そういう塩竈市にしてみたいと思っておりますので、よろしくご理解お願いいたします。

議長（香取嗣雄君） 17番中川邦彦君。（拍手）

17番（中川邦彦君）（登壇） 日本共産党市議団を代表して一般質問を行います。

第一に、災害に強いまちづくりについて伺います。

私は、2月議会でも震災対策について質問しましたが、その後に県では震災対策について見直しが行われました。塩竈市としてどのように見直したのか伺います。

政府の地震調査委員会は、2003年6月に30年以内の地震発生確率を99%と発表し、いつ起きてもおかしくない状況にあると言われております。県防災会議地震対策等専門部会がまとめた2月の報告では、地震の発生には三つのパターンがあると言われております。一つは、マグニチュード7.6の宮城県沖地震単独型、二つ目は宮城県沖地震と日本海溝寄りを震源とする地震との連動型、三つ目に、長町利府活断層帯による直下型と発表されました。

被害予測では、塩竈市内での建物の被害として、対独型は場合は全半壊で154棟、連動型の場合は1,402棟と、連動型の場合に被害が大きくなると予測しております。また、負傷者も多数になり、同時に津波による被害状況も明らかになりました。宮城県沖地震を連動型として到達時間を1時間以内に経過した場合に、津波の高さが1ないし2メートルで、浸水面積を1.6平方キロメートルに及ぶと予想しております。4月の総務教育常任委員協議会でも津波による被害地域が示されました。塩竈市地域防災計画にはまだまだ不備な点があり、本市での震災対策は

途上にあると思われます。

以上の点を踏まえ、以下の災害に強いまちづくりについて伺います。

1 番目に、塩竈市地域防災計画の見直しはどのように進めているのか伺います。特に、災害時に職員の配置について、塩竈市防災計画の中で、職員の配備体制について、「地震により災害が発生し、または発生するおそれがある場合には、市及び防災関係機関等は、その機能のすべてを上げて迅速に災害応急対策を推進するため、災害規模に応じて必要な職員を配備し、その活動体制に万全を期するもの」とあります。市内には多くの職員が暮らしており、日常生活の場としても地域住民とのかかわりを強く持っております。職員の役割として避難所での指揮が町内会や地域の人たちとの連携が図られるのではないかと思います。私は、そのためにもマニュアルをつくり、常日ごろの訓練が大事であり、きちんと配置を考えていく必要があるのではないかと伺います。

また、9月25日の河北新報では、本市の職員を対象にしたマニュアルを作成したことが報道されましたが、その内容について伺います。

2 番目に、避難場所の確保について伺います。

9月25日の河北新報によれば、津波などが発生した際に住民の一時避難場所として海沿いのビルに避難所を設置する協定を所有者4団体と協定を結び、新たな取り組みとして期待されていると報道されていますが、その内容についても伺います。災害の形によっては避難場所が変わるところもあり、市内には利用されていない私有地や空き地などがあり、住民が住んでいる近辺に、安全な場所であれば、一時的に避難できるところを避難場所として指定していくことも必要ではないかと思いますが、見解を伺います。避難場所の見直しを行って、安全な場所を確保することが必要ではないでしょうか。見解を伺います。

3 番目に、避難所の設営について伺います。

避難所には被災された方々が集まるわけですから、迅速に設営と運営を図る必要があります。市の担当者を配置して、町内会や住民を対象に常日ごろから設営の方法や訓練を防災研修会などで行うべきではないでしょうか。その徹底とあわせて防災備蓄倉庫の活用や点検なども一緒に行うべきと考えますが、見解を伺います。

さらに、阪神淡路大震災や三陸南地震では、災害ボランティアの活動が大きな役割を果たし、住民の方々から大変喜ばれたと聞いております。市としての災害ボランティアを受け入れるなどどのように考えているのか見解を伺います。

4番目に、木造住宅震災対策事業について伺います。

さきの阪神淡路大震災での死者は木造一戸建て住宅の倒壊による圧死が大半を占めました。また、三陸南地震でも木造住宅による倒壊被害が多く発生しています。本市でも木造住宅が数多くありますが、耐震補強工事を受けるために耐震診断を受け、その後耐震補強工事をしていても、なかなかできないので困っている方もおります。高齢者世帯の方の話を聞くと、多額の費用がかかるのでとてもできないのであきらめていると伺いました。震災被害を防ぐ施策として、補助対象限度額90万円に対し、宮城県が3分の1で30万円の補助、本人が3分の2負担となっております。耐震改修は、住宅の倒壊によって命をなくすことを防ぐものであること、震災から市民の住む住宅や家財を守るためであることではないでしょうか。国が設置した被災者の住宅再建支援のあり方に関する検討委員会の報告書2000年12月では、事前に耐震性の補強がなされていれば、阪神淡路大震災の場合でも、これだけ多くの住宅の倒壊を生じさせることもなく、事後的に多額の支援経費がかかることもなかったのではないかと結んでおります。仙台市では、独自に15万円を上乗せし、県の補助30万円と合わせて45万円の補助を実施しております。また、耐震基準が施行された昭和56年以前に建築された住宅は、本市では何千棟あると報告されていますが、耐震診断を受けた件数と改修を行った件数と、今後の計画を持っているのは何件あるのか伺います。手持ち資金がない人でも耐震改修が行えるように、市独自の木造住宅耐震改修費を助成する制度を検討すべきではないか、見解を伺います。

第2番目は、環境問題について伺います。

1番目は、自動車リサイクル企業の進出計画について伺います。

6月議会で小野議員が自動車リサイクル企業の旧日石跡地への進出計画について質問した際に、当局答弁の中で、産業廃棄物処理施設に係る許可手続として塩釜保健所に立地計画概要書を提出し、塩釜保健所から土地利用と環境保全に係る支障の有無について意見を求められ、意見書を提出したと述べております。私どもの調査で、仙台港背後地による同会社が爆発や火災を何度も発生していると聞いております。近辺のある会社では事務所の窓やドアが爆発の勢いで大きく揺れるそうです。会社の方は、そのような危険な事業所がなぜ石油基地があるところに移転するのか、防災上危険ではないのかと首をかしげていました。そのような危険な実態を当局は事実としてつかんでいるのか、見解を伺います。

2番目は、廃蛍光管処理施設について伺います。

私は、昨年とことしの2回、新浜町集荷所と籬集荷所で開かれた地元町内会の説明会に参加

しました。参加者には町内会の方や食品を扱っている方などが参加されていました。設置者は安全を強調しているが、町内への説明会を全町内と近隣を含めたものにすべきではないか。処理するときに出る水銀の飛散に不安を感じる。1日の処理が5トン未満だから自然だと言っても不安があるし、新浜町への設置には反対だと。近くには仲卸市場があるし、加工食品を扱っているところでもいいのかという意見が多数を占めました。

そこで、3点について伺います。

一つ目は、新浜町や一部だけの問題ではなく、塩竈市全体の問題として説明する責任があるのではないのでしょうか。

二つ目は、心配されている風評被害の影響についてどのように考えているのか伺います。

三つ目は、住民の不安にどうこたえていくのか。

以上の点について当局の見解を伺います。

第3番目は、教育施設として第一中学校の体育館の改築について伺います。

第一中学校の体育館は、昭和36年の建築で、43年も経過し老朽化していますが、災害時には学校が避難場所として指定されているところです。卒業式では、全校生徒が入れず、学年ごとの代表だけが出席する。部活動でも手狭なため限られている。設備にしても、暗幕がきちんと閉められないなど不便で、述べたら限りがありません。生徒たちが安心して学べる環境をつくるのが大切ではないか。また、地域の方々が体育館を開放してほしいという要望の中で、体育館にはトイレもないので利用できないなどの声が寄せられています。今後の改修計画について具体的に当局の見解を伺います。

第4番目は、道路の整備について、2点について伺います。

1番目は、北浜二丁目内の高台の道路の整備について伺います。

本年1月に地元町内会長と住民の代表の方が、市長に対して、国有地を地元住民の生活道路として活用してほしいという要望書を提出しました。高台のために障害を持った方が外出できない、急病人が出ても救急車が入れずに、国道側から担架を担いでくるという切実な声が寄せられました。そのとき市長からは実現の方向で努力すると話されました。その後、共産党市議団は、さる4月に、東北比例ブロックの高橋千鶴子衆議院議員と大門実紀史参議院議員の国会議員も同席し、財務省交渉を行いました。私は、市に提出した要望書と実情を地図や写真を示しながら財務省交渉を行いました。財務省からは、市から申請があれば無償で譲渡するという回答を得ました。私は、市の方に交渉の内容を報告いたしました。その後、市の方では申請の

手続を進めているのか。また、今後の道路整備計画について伺います。

2番目は、丘陵地の道路整備について伺います。

丘陵地の地域住民が安心できる環境の整備として、特に長沢町内は、丘陵地で、市道宮町吉津線と市道長沢町1号線の間にある建設部所管道路は、道幅が狭く、災害時や緊急時に緊急車両が入れないところでもあります。高齢者の方々が多く住んでいるところで、若い人たちは便利なところに移り住んでいくのが現状です。所管道路だからということではなくて、きちんと市道と認定して整備することではないでしょうか。災害に強い安心して住める住環境の整備計画を持つ必要があるのではないのでしょうか。当局の見解を伺います。

以上で第1回目の質問を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

議長（香取嗣雄君） 佐藤 昭市長。

市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいまの中川議員のご質問にお答えをさせていただきます。

初めに、災害に強いまちづくりに関するご質問をいただきました。

震災対策強化を図るため、宮城県では本年6月に県の防災計画を見直ししており、本市でもこれを受けて見直し作業を開始したところでございます。また、昨年の三陸南地震、北部連続地震の教訓を踏まえ、発生初期の対応が非常に大切だということで、県では初動期のマニュアルを作成し、職員に周知をしております。本市におきましても、被害を必要最小限にとどめるためには職員のいち早い対応が必要と考えまして、本年6月に塩竈市災害対策本部運営要綱を改正し、災害対策本部を設置した場合の第1号から第3号までの非常配備の体制と、災害対策本部の設置を要しないもの、警戒が必要な場合の警戒配備体制等を整えたところでございます。

ご質問のございました避難所への職員の配置及び運営に係ります避難所運営マニュアルにつきましては、現在作成を進めておりますので、もう少しお時間をおかりしたいというふうに考えております。

また、今月、災害時の職員活動マニュアル、大規模災害応急対策マニュアル、これはポケット版ではありますが、を作成し、各職場及び職員に配布をさせていただきました。これは、災害が発生した場合の初動時の対応マニュアルといたしまして、職員の心構え、対応について明らかにしたものでございます。これらマニュアルに沿った対応がいち早くとれますように、職員に対する研修会を早急に進めることといたしております。

避難場所の確保と住民への徹底についてのご質問をいただきました。

本市では、災害が発生し、市民が一時避難するための場所である避難場所を浦戸を含め52カ

所設定させていただいておりました。災害が発生した場合、特に津波が発生した場合の浸水予測につきましては、宮城県が実施いたしました第3次地震被害想定調査により明らかになっておりますので、いち早く避難場所への避難をお願いいたしたいと考えているところであります。

しかしながら、災害の種類や被害の状況によりましては、すぐ避難場所に避難できない状況も考えられます。例えば地震により沿岸部に津波が来襲した場合には、避難場所まで行くよりも近隣の強固な建物に避難した方が安全な場合もございます。また、沿岸部では、地理的に不案内な観光客の方々もたくさんおられるわけでありまして。市では、このような事態に備えるため、先週の24日、塩釜港湾合同庁舎、パチンコタイガー立体駐車場、それから、ジャスコ塩釜店、マリンゲート塩釜の4カ所を一時避難場所とする協定を締結させていただきました。塩釜港湾合同庁舎は2階会議室、パチンコタイガー立体駐車場は2階から屋上まで、ジャスコ塩釜店は2階から5階までの各フロアを提供いただくことになりました。また、マリンゲート塩釜につきましては、2階のベイサイドルーム、デッキなどを活用いただくこととなります。ジャスコ塩釜店は営業時間内、おおむね朝10時から夜9時までとなりますが、その他の場所につきましては全日避難が可能となりました。これにより2,122人の避難が可能な状況になっております。

このように町内、各町内会におきましては、身近なところに集合場所としての一時避難場所を決めておくことも、場合によりましては必要なことであるというふうと考えております。

現在市では、各町内会を通じて防災研修会を開催いたしておりますが、自主防災組織の必要性、また、地域の皆さんみずからが作成する防災マップの重要性をお伝えいたしております。常日ごろから生活の場に潜在する地域の危険箇所の確認をすることや、みずからの避難経路、一時避難場所、避難誘導等をどのようにするかを考えていただき、災害に備えていただくことが非常に大切であるとの認識を確認いただく機会とさせていただいております。地域の総意として、まず自分の身は自分で守るとの趣旨から、市有未利用地が一時避難場所として適切であるとの合意が得られますれば、本市としても適切な対応を行ってまいりたいというふうと考えているところであります。

避難場所の設営に関するご質問いただきました。

災害が発生した際の被災者を収容するための避難所の適切な運営は非常に大事なことであるというふうと考えております。したがって、避難所運営マニュアル、市職員の配置計画等については、今後とも検討を進め、早急に取りまとめてまいりたいと考えております。

また、適切な運営を実施するためには、災害対策本部と避難所、避難所内部での指揮系統が大切となりますので、災害対策に従事する適切な職員の配置も検討を重ねてまいりたいと考えております。

なお、防災備蓄倉庫に関するご質問もございましたが、現在、学校の空き教室を活用させていただきながら順次整備を進めていくところであります。

さらに、災害救助ボランティアにつきましてのご質問をいただきました。

ボランティアにつきましては、阪神淡路震災を契機に各地の災害復旧で活躍をしており、昨年の北部連続地震においても多数の方々支援のため来県いただきました。しかし、被災地の受け入れ体制が不十分であったため、円滑に機能しなかった地域もあったやにお伺いをいたしております。被災いたしました家屋の危険度判定、あるいは破損したブロックや家具類の後片づけ、さらには被災者の健康面でのケア等、1日も早く災害から立ち直るにはどうしても災害ボランティアの支援活動が不可欠でございます。ボランティア支援の受け入れの直接の窓口として活躍されるのは塩竈市社会福祉協議会となりますが、市といたしましても、災害ボランティアの方々スムーズに活動できますよう、マニュアルの作成等に当たっては同協議会と連携を図り、受け入れ体制の万全化を整えてまいりたいと考えております。

木造住宅震災対策事業についてご質問いただきました。

市独自の補助金を設ける考えについてご質問いただきました。

耐震改修工事費用のための市独自の補助金につきましては、本市におきましては、現在、災害復旧支援と安全な住まいづくりを進めるため、災害特別融資制度を設置いたしております。この制度は、平成2年に3回の水害により被害を受けました罹災者に対しまして、住宅等を復旧する場合の資金の支援をすることを目的に、当時、平成2年度限りの単年度事業として発足いたしました。しかし、その当時より、市民や罹災者の方々より、災害の未然防止及び災害復旧支援の両面から融資制度を拡充強化する要望が数多く出され、これを受けまして、平成3年10月施行による今日的な制度に見直しを図り、県内では本市が先駆的に実施させていただいている制度でございます。

具体的には、市が金融機関に対しまして融資金額の2分の1の原資を預託することにより、工事に係る費用の80%以内で、10万円以上、1,000万円を上限として、通常よりも低利な2.5%の金利で融資が受けられるというもので、結果といたしましては利用者の方々に対して助成に行うという形にさせていただいております。議員の方から他市の事例ご紹介いただきま

した10万から15万の補助金という形で支援をいたしておりますが、そういった事例と比較いたしましても、決して見劣りのしない内容の制度であるというふうに考えております。

診断結果の実態について、どのような状況になっているのかというご質問でありました。

昨年度実施をいたしました耐震診断士派遣事業による耐震診断結果につきましては、実施件数49件のうち約9割の住宅で耐震性に問題があるとの結果になっております。また、本年度実施を予定しております改修計画事業の精密診断は、現在10件の診断を実施しておりますが、その結果、診断を実施したすべての住宅が危険領域の判定であり、その7割については、倒壊または大破壊の危険があるとの大変に厳しい判定結果が出されており、こうした状況を放置すべきではないというふうな認識をいたしております。ただ、一方では、私有財産に対する公的な助成という意味で限界がありますことを踏まえまして、ぜひ現行の融資制度を最大限活用していただきたいというふうに考えているところでございます。

なお、耐震強化診断を実施した世帯の年齢層につきましては、昨年度の場合は高齢者世帯を優先順位といたしましたが、今年度は申し込み順とさせていただいておりますことを申し添えさせていただきますと思います。

次に、環境問題についてご質問いただきました。

まず、自動車リサイクル企業の進出計画についてでございます。進出に当たりましては、産業廃棄物処理施設の許可手続と特殊建築物の敷地の位置指定について建築基準法上の許可手続が必要となります。産業廃棄物処理施設の許可手続といたしましては、事業者が今年4月28日に塩釜保健所に立地計画概要書を提出し、5月11日、塩釜保健所から県の指導要綱に基づき本市に対しまして立地計画に関する土地利用と環境保全に係る指標について意見を求める照会がございましたので、5月28日に意見書を提出いたしております。

意見書の主なる内容でございますが、港湾の臨港地区内における土地利用については特に支障がないものとし、環境保全の面では、公害防止に係る所定の手続を行うこと、それから住民説明会の範囲は設置予定場所から一定の距離にある貞山通り一丁目から三丁目とすること、設置予定場所に近接する区域の石油関連企業等の理解を得ること、それから、最後に、ガス化溶解炉の設置は行わないこと等の意見を盛り込んだ内容となっております。

建築基準法上の許可手続といたしましては、本施設が特殊建築物に該当しますことから、その敷地に建設してよいかどうかの許可が必要となります。事業者からは、その手続といたしまして、本年6月に特定行政庁である本市に許可申請がなされました。これを受けまして、本市

から宮城県都市計画審議会に付議調書を提出し、特殊建築物の敷地の位置指定について、9月7日開催の宮城県都市計画審議会に諮問され、同審議会から異議なしとの答申書を9月13日に受理いたしております。このことを踏まえ、申請者には所定の審査の手続を進めることといたしております。

今後の廃棄物処理施設の許可手続のスケジュールにつきましては、現在県において、廃棄物対策課を初め関係各課からなる調整会議で審議されているところでありますが、今後、県において調整会議でまとめられました事項を事業者へ通知し、事業者はその調整事項を踏まえた地域住民説明会の開催、生活環境影響調査結果を踏まえた処理施設設置計画許可申請書の提出、市や地域住民等に対する生活環境保全上の意見の聴取のための告示縦覧、施設の審査、施設設置の許可という流れで進んでいくこととなっております。本市におきましては、告示縦覧のときに生活環境保全上の意見が求められておりますので、一定の経過を見守りながら、適切な対応に努めてまいりたいと考えております。

仙台支店におきまして火災や爆発等の事故が発生したことについてのご質問でございました。

仙台支店におきましては過去におきましてそのような状況があったと伺っております。しかしながら、消防署から搬入業者、処理業者双方に対し、より適切な処理についての指導がなされ、ここ数年は発生していないというふうに伺っております。本市に立地する施設につきましても、こういったことがないように、改めて消防署の指導を得ながら十分な安全対策を求めてまいりたいと考えているところであります。

次に、廃蛍光管処理施設についてのご質問いただきました。

昨年7月、新浜町一丁目地区に、民間事業者による廃蛍光管処理施設の整備について、産業廃棄物処理業許可を得るため、県の指導要綱に基づく手続が行われ、11月下旬には住民説明会も実施されております。事業者は、本年2月、施設整備に向け保健所に施設計画協議書を提出し、3月には保健所から市に対しまして生活環境保全の見地からの意見を求める通知がございました。しかしながら、本市といたしましては、昨年実施された11月の住民説明会の状況では、参加者が極めて少数であり、地域住民の理解を得るには至っていないとの判断に基づき、意見書の提出を保留し、事業者に対しまして再度住民説明会の開催を要請してきたところでございます。これを受け、事業者側では本年4月から6月にかけて水産関連業界の説明を行っております。さらには、4月下旬から8月上旬にかけて、地元町内会に周知を図るため、施設の概要と説明会案内を全戸配布し、8月8日に合同説明会を開催いたしております。その際には、市

側も同席し、状況の把握に努めたところでございます。

説明会におきましては、出席した住民の方々からは、最終的に設置そのものの内容、必要性についてはおおむね理解を示されましたものの、水産加工業が集積するこの新浜地区への立地について、出席者の一部の方々から反対意見が出されたとの報告を受けております。なお、当該施設の許可権者は県であり、本市は意見書を提出する立場にありますが、説明会の状況を踏まえ、再度事業者に対しまして住民への理解を得る努力を行ってほしい旨の直接要求を行わせていたところであります。意見書の提出につきしては、今後の状況を踏まえ、提出する内容、時期等を判断させていただきたいというふうに考えているところであります。

それから、教育施設の中で、第一中学校の体育館の改築についてご質問いただきました。

本市内の小中学校各施設の多くは老朽化が大変進んでおり、児童生徒の皆様にご不便をおかけしているところであります。学校施設の維持管理に当たりましては、これまで児童生徒の安全確保を最優先課題として、小中学校の施設全体の中で、より緊急性の高い施設の改修や修繕等を実施させていただいたところでございます。第一中学校の体育館につきましても、昭和36年建設であり、老朽化とともに耐震性能についても憂慮されるところであります。本年度から5カ年計画で実施する予定であります耐震診断調査の中で、平成20年度に本施設の診断を行うこととしており、その結果を踏まえまして検討を重ねてまいりたいというふうに考えているところであります。

道路整備につきまして何点かのご質問をいただきました。

北浜二丁目の高台の道路整備についてまずお答えをさせていただきます。市道との接続道路が極めて狭隘で、緊急時に救急車両等の心配があるのではないかとというご質問でありました。

北浜二丁目4及び5番地地区には、東北財務局所管の土地であります。現在、本市におきまして、当地も含め、いわゆる法定外公共物管理条例に基づいた管理をしてくれている国有財産500件ございます。この500件を対象にした管理移管を国から県を通じて照会があり、平成17年度から順次、法定外公共物の移管に関する事務手続を進めさせていただいています。この手続は、平成16年度に完了する運びであり、当該箇所につきましても現状のまま移管されることとなっております。

現状を確認いたしますと、災害時の緊急車両の進入などに若干困難な部分が見受けられ、道路を主体とした環境性の必要性は十分認識をいたしております。

しかしながら、こういった箇所は本市が古くから街区形成されてきたこともございまして、

市内の至るところに残念ながら存在いたしております。市といたしましても、このような地域の生活環境の改善には、防災の視点からも解決すべき重要な喫緊の課題というふうに理解をさせていただいております。地域の住宅密集状態なども参考にさせていただきながら、緊急性あるいは優先性を整理させていただきながら、順次取り組んでまいりたいというふうに考えております。

お尋ねの北浜二丁目4、5番地につきましては、財務局からの移管後に地域の皆様方との協議を深め、地域の課題解消に取り組まさせていただきたいと考えております。その中で狭隘な道路の問題についても同じような理解をいたしているところであります。

次、丘陵地の道路整備につきましてご質問をいただきました。

本市の地形的な特徴となりますが、地域の大半が丘陵地からなる海岸性地形であり、塩釜港に面している平坦地は過去に埋立により土地造成されてきたというような歴史的な経過を踏まえたまちであります。そのため、古くから丘陵地を利用した宅地化が進み、風光明媚といった反面、現代の車社会や高齢化社会にあっては、狭隘な坂道が多いということで、生活者の障害となっている実態にあり、こうした箇所は市内至るところに数多く存在をいたしております。このような状況は、とりわけ大きな災害を想定した場合、市民の生命と財産を守る上で非常に重要な課題であるというふうに考えております。

市といたしましては、このような地域の生活環境整備は喫緊の課題と理解し、こうした課題解決に向け、生活の実態を踏まえた緊急性でありますとか、優先順位を考慮し、地域の生活者の視点に立った整備に向けた取り組みを行ってまいりたいというふうに考えております。特に、議員の方から地震時という話がございました。集落内に整備されております道路が倒壊の危険を免れる、あるいはその道路によりまして火災の焼けどまりを行えるといったような、道路は多面的な機能を有しております。こういったことを考えまして、今後、本市に残されましたこういった狭隘な道路の整備につきまして、計画的に改修を進めてまいりたいというふうに考えているところです。

私の方からは以上でございます。よろしくごお願い申し上げます。

議長（香取嗣雄君） 中川委員。

2番（中川邦彦君） 2回目の質問をさせていただきます。

市長さんの方から詳しい内容でお伝えいただいたんですが、私は、議会、4回ぐらいだと思うんですが、この災害の問題について一貫して質問してきておりますが、やはり何で私が見直

しと避難場所の問題についてそこまで言ったかということ、塩竈の地域防災計画をずっと読んでみますと、どこか抜けているところがあったのかなというのがまず感じました。それで、何といてもなかなか理解できなかった部分というのは、やはり職員をどういうふうに配置していくのかなということを感じていたんですね。それで、どうしても議会の方に9月6日までに発言通告を提出しなければならなかったということで、その問題を中心に考えてきていたんですが、25日に河北新報にこういうふうに職員向けのマニュアルができたということで、どういうふうに今度、質問変えるわけにもいかないし、通告しているので、また余計なことを言うと、ああ、どうかなんていう意見も出てきますので、それに沿って組み立てたらなというふうに思っています。

それで、やはり何といても職員は市内にそれこそ点在しているわけで、この人たちの力をもらえば、もっとスムーズに町内と連携しながら、いろいろな意見も交換もできるだろうし、職員としての知識も経験も豊富だなというふうに思って、そこのところをどうにかならないかというふうに思ってひもといていったんですが、県の方でも、市長さんが答弁されたように、マニュアルをつくってやっていたということも聞いていたので、塩竈市でもできないのかなと発言通告を出した途端に、防災課長が、いや、マニュアルできているんですというね、ちょっとまずかったなというふうに、前もってきちんとつかんでいれば、もっと質問できたのかなというふうに思うんですが、そういった面でもやはり私の考えるところと危機管理官は同じことを考えていたのかなというふうに今思ったんですが、やはりそういう面でも、職員をどういうふうに配置して、どういうふうに役割を果たしていくのかというのは、1番目と2番目、避難場所の問題もそうですし、避難所の設営でも、やはり職員が中心になって、責任をとって、きっと本部との連携を図ることが大事だというふうに思うんですね。

そういう面で、改めて伺いんですが、やはり職員をどういうふうに配置していくかということでマニュアルもせっかくだつづくっているわけですから、ぜひ議会の方にもその活動マニュアルをぜひ配付していただきたいというふうに思っております。

それで、防災研修ということで私出したんですが、最近、松島の方では、ちょっと新聞に載ったところ、ちょこつとですが、読みたいと思うんですが、「松島町では、災害につよい地域をつくろうと簡易耐震診断講習回を開き、中学生から高齢者までも含めて60人が木造住宅の耐震化を学んだ。今後各地域で講習会を開催していく予定である」と、そういう内容を新聞で報道されているんです。ですから、塩竈で防災マニュアルをつくるために、同時に町内会での議

論とか、マニュアルの作成にいくんだと思うんですが、やはり何といても松島では講習会という形で、やはり中学生から自分の住んでいるところの耐震も一緒に調査していくんだと、そういうことがやはり必要ではないかなというふうに思うんですね。

きのう建設部長の方に道路の問題で伺ったんですが、そのときに、やはり何で7,000件も56年以前にそういう建物があって、進むのがおくられているのかなというところを私の思いをぶつけたんですが、建設部長も、もう少し啓蒙といいますか、やはり必要性と危険性と、人命をどういうふうに大切にすることでのやはり認識をどう持たせていくかというのと同時に、やはり費用の問題についても、先ほど挙げた塩竈市では災害融資制度というものが仙台と比べた場合にそれに匹敵するものがあるんだという答弁だったんですが、できればそういうものも含めて、市民が利用しやすいような、もう少し市民にわかりやすいような、そういうものもやはりきちんと出して、市民に知らせていく方向、そういうものが必要なのではないかなと。

それから、私、一番思うんですが、市長さんが、私有財産ということで言ったことで、若干その点について触れておきたいと思うんですが、仙台での例を言って申しわけないんですが、議会での論戦の中で、共産党の市会議員の方なんですけれども、やはり住宅は倒壊によって人命を守ることであり、やはり財産を守ることなんだと。それが、自分で守るのが当然だと。それはそのとおりだと思うんです。それで、税金の使い方をどういうふうにするかという、そういう視点が私は大事だというふうに思うんですね。そうでないと、やはり弱者をどういうふうに見ていくのか。

それから、先ほど私、国の2000年12月に国の設置した検討委員会の報告を出したんですが、もう一度改めて言いますが、どれだけ多くの住宅の倒壊を生じさせてきたのかと。それで、事後的に多額の支援経費がかかることもなかったのではないかと。そういうことを国ではまとめているんですね。ですから、その時点から国の住宅の公共性というものの見方がやはり変わってきたんだと。そのところが私は大事ではないかと。そういう意味で、鳥取県の西部地震の後に、鳥取県が住宅再建への直接の支援を決断してきていると。それから、それをまた実行してきたということが全国の知事会を動かして、また国を動かしてきたことが言えるのではないかなと、そういうふうに思いますので、その点でもやはり改めて、どちらがいいのかどうかということももちろんあると思うんですけれども、やはりどういうふうに弱者を救済していくのかと。それから、人命をどれだけ大切にすることまで含めて、その点で伺いたいというふうに思います。

それから、余り時間もないんですが、1点だけ、自動車リサイクル企業の問題で、私は、いろいろ議会で取り上げるのに、実際の働いている人からとか伺って聞いてきました。それから、過去の火災について、どういうことがあったのかということも調べてまいりました。それで、一番長いのは、2時間、3時間23分燃えているんですよ。そういうのを見たときに、やはり、これは私聞いたのでは、消防署の発生した件数とかなんかも、それはありますが、自前で消火している場合というのは結構あると言うんですよ。それから、何も私危険だからとかどうかというよりも、事実をもって、やはりそういう爆発とか火災が、石油基地が近辺にあるわけですから、それでいいのかどうか。その働いていた人、直接自分の事務所のドアが揺れたり、窓ガラスが揺れているというところで、何で塩竈のあそこの日石の跡地に持ってくるのかと。私はそういう面ではうんと不安を感じているんだと。そういうものもやはり言われているわけで、やはり安全性なり、不安を与えないということも一つだなというふうに思います。

それから、今火災も市長さんの方からここ数年はないんだと言うけれども、最後に出たのは消防署が出るところで平成12年ということもありますし、やはり実際、何回も言うようですが、消防署が出動しなくても、自分たちで消しているのも結構あると。それも事実です。ですから、やはりそういうところもきちんとつかまえていっているのかどうか。やはりその点も心配されるわけですから、きちんとしていくべきではないかなというふうに思っております。

それから、廃蛍光管の処理についてですが、一部の方々が反対の意見を述べていたと言うんですが、私は、あそこにいたほとんどの人が反対の意見を表明していたというふうに思いました。私のこれがそうすると一方的に間違っただけを紹介しているのかということになるんですが、この点について、私は市長に報告した方が私の説明で不安を感じているというならば、やはり一部の方ではなくて、圧倒的な人が反対していたわけですから、私は何もうそを言ってこれを述べているわけじゃないので、その点もやはりきちんとさせてもらえればというふうに思います。

それから、教育施設で一中の体育館の問題なんですが、私、昭和36年の第一中学校の卒業のとき、この体育館を使って第1回目の卒業をしました。それから43年ですから、やはり思い出もありますし、10年ぐらい前に、床とか周りの改修を行った、屋根も行ったということを知っております。ですけれども、ことしの夏のこういう暑いときに、子供たちがどうして授業の時間中に体育館を使っていたかということなんですが、窓を閉めたまま、カーテン、暗幕も閉めたまま、あの暑い中で子供たちはこの夏の暑いとき時間を過ごしたわけですから、そのとこ

るで、せめて暗幕が自由にあげ閉めができれば窓もあけられるんだと。だけれども、暗幕を使う授業をやる時に、わざわざ暗幕を閉めるときに、はしごを持って行ってやらなければ閉められないと。そうすると、先生方も大変なんです。私、うそもなにも言わないで、教頭先生と直接行って、先生、どういうふうにしてカーテンあけるんですかと聞いてみたんです。そうしたらそういう状況なんです。

ですから、何としても、市長さんが言うとおり平成20年に耐震診断の調査をしてから云々というふうに言いましたが、やはり子供たちの勉強する環境ですかね。それはやはり私たち大人の責任として見ていかなければならないのではないかなというふうに思いますので、その点をひとつ、もう一度、何とか窓があいたり、暗幕ができたり、映画をすれば、すき間からビニールテープであいている部分をふさぎながら映画を年に数回見るそうです。そういう努力をしているわけですから、そここのところもひとつお願いしたいというふうに思います。

あと、道路の整備については、やはり住環境の整備が一番だというふうに思います。そういう面で、災害に強い、安心して住める、それから、さっき言いましたけれども、若い人たちがどんどん離れていってるのも事実です。空き家も多いです。空き地も多いです。やはり塩竈の人口が減っていくのも、まだ私の地域を見れば、狭い範囲で言えば、そういうところもだんだんできていくというのも事実です。ですから、やはり何とか、今すぐこうだということではなくて、長い目でどういうふうにしていくのか、そういう計画を持つ必要があるということで上げましたので、改めてあればその点についても伺いたいというふうに思います。

議長（香取嗣雄君） 市長。

市長（佐藤 昭君） 中川議員のご質問にお答えいたします。

まず、緊急時の職員の配置についてでございますが、去年発生いたしました宮城県北部、あるいは連続地震の際に、実は、野々島のブルーセンターございますが、そちらの方に離島の方に住んでおる職員を24時間体制で配備いたしました。そうしましたところ、各島の方々は、ブルーセンターに電気がついているだけで、我々安心して、地震の揺れがあっても何とか我慢できるというようなお言葉もいただきました。裏返せば、それだけ職員を信頼していただいておりますのかなというふうに考えておりますが、今後、市内で発生することが予想されます各種災害につきましても、職員が率先してそういう対応ができるような体制をつくってまいりたいというふうに考えております。

それから、2点目、耐震診断、松島で新聞記事に載りましたような講習会を開催したと、本

市ではというご質問でございます。

ちょっと具体的な事例を紹介させていただきますが、大日向地区の町内会連絡協議会で、木造住宅耐震診断及び危険なブロック塀調査希望者に対しまして、本市の簡易耐震診断方法を含みます震災対策事業の説明会を開催し、住民の地震防災意識の啓発と木造住宅震災対策の促進を地域みずから積極的に取り組んだところであります。なお、その際には、防災マップ等の点検もあわせて実施されたやに聞いておりますが、こういった町内会単位の研修会を数多く重ねてまいりたいということで、今防災安全課が窓口になりまして進めさせていただいているところでありますが、なおご要望等がありますれば早速対応させていただきたいというふうに考えております。

それから、被災を受けた場合の災害復旧に一定の制度があることについて、なかなか周知が図られていないのではないかとのお話でございました。確かにこの制度、先ほど申し上げましたように、平成2年だったですか、連続して水害が発生した際に創設された制度でございまして、それからややしばらくたっておりますので、改めて市民の方々への周知が必要であるというふうに私も認識をいたしておりますので、先ほど申し上げました防災の研修会等の折には、こういった制度の内容等につきましても地域住民の方々にご説明をさせていただきたいというふうに考えております。

それから、自動車リサイクル、火災が頻発したのではないかとということでもあります。過去にそういうことあったということについては私も承知いたしております。ただ、内容をいろいろお伺いしますと、例えば本市のごみ収集車でも先日発生したんでありますが、ごみの中に紛れ込んでおりましたボンベが破裂して、それが火災の引き金になったとか、そういったことが残念ながら発生いたしております。あるいは、自動車でありますので、もしかするとタンクの中にガソリンが残っておったものを十分な確認がないままにシュレッダーにかけたとか、そういったことが原因となっておるのかなと思っております。こういうことについては、十分な対応策が当然とられるべきと考えておりますので、先ほど申し上げましたように、正式な協議が上がってまいりました際には、消防署等の応援もいただきながら、十分そういう対応ができるような対策を要望してまいりたいというふうに考えているところであります。

それから、廃蛍光管、私、一部のという申し上げ方をしました。職員の方からはそういう報告を受けましたのでそのまま申し上げました。内容等に疑義がございましたら、再度職員に確認をさせていただきたいと思っております。

それから、教育施設、ご質問が耐震強化ということでございましたので、私そういうご説明を申し上げました。ただ、議員の方から、耐震強化のみならず、今の施設が非常に老朽化しておって、暗幕とかそういったものも十分な状況にないんじゃないのかというお話でございました。実は、私も2週間ほど前に開催された一中の同窓会に出席したときに、大分古くなったなということで私も見てまいりました。ただ、本当に小学生の児童生徒には大変申しわけないんですが、こういった、小中学校の生徒には大変申しわけないと思っておりますが、そういった状況が市内の小中学校の実情であります。できますものから順次改修に、あるいは修繕に努めさせていただきたいということで、今年度は玉小ほかの耐震診断を踏まえた耐震整備に入っているところであります。

それから、道路につきましては、先ほどご説明申し上げたとおりであります。生活環境の向上のみならず、防災機能の強化、あるいは、場合によってはコミュニケーションの場といったような活用、多面的な活用があるのかと思っております。ぜひ地域の皆様方に安心して住んでいただけるようなまちづくりのために、今後とも計画的にこういった狭隘道路の修繕、改修等に努力を重ねてまいりたいと考えております。

私の方からは以上でございます。よろしくご願ひ申し上げます。

議長（香取嗣雄君） 暫時休憩いたします。

再開は3時15分といたします。

午後3時00分 休憩

午後3時15分 再開

副議長（菊地 進君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

8番嶺岸淳一君。（拍手）

8番（嶺岸淳一君）（登壇） 私は、平成16年9月定例会において、公明党を代表し、通告に従い一般質問を行いますので、市長並びに当局の誠意あるご答弁をお願いいたします。

初めに、通告の第1点目は、環境に関する本市の状況と課題についてでございます。

国の環境基本計画の中で、持続可能な社会の構築に向けた環境政策において、地方公共団体は持続可能な社会の構築の基礎である地域の環境保全に関して、主要な推進者としての役割を担うとともに、地域の取り組みの調整者としての役割を担います。このため、地方公共団体

は、地域の自然的、社会的条件に応じ、地域における取り組み目標や方向性などの提示、各種制度の設定や社会資本整備などの基盤づくり、各主体の行動の促進など、事業者、住民、民間団体や国の関係機関と協力連携し、地域における環境保全施策を総合的に展開する必要があります。そこで、これらの観点からご質問を申し述べます。

地域温暖化対策の推進で、京都議定書に基づく二酸化炭素排出抑制への取り組み状況について、本市はどのような姿勢で臨んでいるのか、ご説明をお願いいたします。二酸化炭素の排出抑制、硫酸化物の排出抑制、ダイオキシン類などの排出抑制、これらは大気汚染にかかわる問題と認識しております。塩釜湾や貞山運河、宮町水路などの水質問題、これらは水質汚染にかかわる問題ですが、騒音、振動など以前は公害規制の範疇だったことが、現在は環境問題として総合的に議論される時代であると認識しております。環境の問題を議論し合うときには、局所的な議論よりは、総合的に方向性を見出して、それから局部を検討し合うことが必要ではないかと考えるものでございます。

まず、大気汚染にかかわる領域ではありますが、近年大きな社会問題になったダイオキシン類についてお尋ねをいたします。本市の一般廃棄物処理の中核を担う清掃工場は、約8億円強の改修事業が無事完了し、ダイオキシン類対策が実施されている状況にあります。そこで、改修前と改修後のダイオキシン類排出量はどのように変化したのでしょうか。また、ビニール、瓶、缶類、ペットボトルなど分別排出が市民にも定着しつつあると思いますが、処理コストはどのように変化しているのでしょうか。さらに、ダイオキシン類の排出抑制は高温燃焼と連続処理であると言われておりますが、可燃ごみの収集量の関係について、実態を市民に明らかにしていただきたいと思っております。最近、単独処理を行っている処理場は、燃焼ごみがローカロリー化し、助燃材にA重油を使用していると聞いております。このことは硫酸化物の排出増加につながる事態ではないのでしょうか。また、連続運転を可能とするごみの量は、分別後で処理能力100トン当たり、人口約10万人程度が必要であるとお聞きしております。6万人で運営している本市の清掃工場は大丈夫なのか、危惧を抱かれる市民もふえております。市民の不安を取り除くためにも、一般廃棄物の広域化の進捗状況についてご答弁を求めます。

次に、水質の問題ではありますが、まず塩釜湾、宮町水路の水質状況はどのようになっているのでしょうか。宮町水路は、観光バスからの眺めの問題もあり、そこにたまった汚泥の問題もありますが、臭気、水質の関連性についてはどうお考えなのかお尋ねをいたします。

また、環境問題と関連してお聞きいたしますが、公共下水道の水洗化により、私は、公共用

水域、つまり湾内や河川水路の水質は生活排水を下水道に切りかえることで対策できたものではないかと思っております。そこで、水質の変化と下水道整備の進捗について、市長のご所見をお伺いいたします。

また、財政的な問題も環境の視点から議論してみたいと思います。

そこで、公共下水道の市民1人当たりの処理費とし尿処理のコスト比較をしますと、私が調査したところでは、公共下水道での処理費は1立方メートル当たり約300円ですが、利用者1人に換算してみますと、約13立方メートルが排出されている勘定になります。この排出量には、し尿のほか、手洗い、ふる場、台所などの汚水も含まれているわけですが、概算しますと、年間約4万6,800円の費用がかかることとなります。一方、し尿は1キロリットル当たり16万8,000円とお聞きいたしました。国民1人当たり年間0.5キロリットルのし尿を排出するようですから、処理費は年間8万4,000円になると思います。環境問題と行政改革、無関係に見える問題もどこかで連結しているのであります。つまり市民の財産である塩釜湾を観光資源として有効活用していこうと考えるとき、環境問題からその財源を捻出していくことも可能ではないでしょうか。市長のご見解をお願いいたします。

次に、公共下水道の水洗化改造についてであります。私が指摘してまいりましたように、水洗便所への改造は本市の将来遺産への大いなる投資であります。市内には、とうに水洗化できるのに、いまだにくみ取り便所の方がお住まいであります。近隣の関係もあり、お隣の方は臭気などで大変困っていても、なかなか口に出すことはできません。そこでお尋ねをいたしますが、未水洗住宅は現在市内にはどのくらい存在し、本市はどのような手法で改造を進展させようとお考えなのでしょうか。財政的にも、私が指摘したとおり、くみ取り便所が1個消えるごとに本市は8万4,000円と4万6,800円の差額が歳出カット可能となるわけであります。財政問題の視点からも、職員の方々には水洗便所の改造に頑張ってもらいたいとお願いたします。

さらに、し尿処理と一部事務組合の負担金の問題についてもお尋ねをいたします。

本市の特別建設負担金について過去に同僚議員からお尋ねがあったと思いますが、たしかこれはし尿処理場が立地したことから、普通交付税が本市に措置されることとなるので、その分を交付税同額で特別負担金として支払うということだと記憶しておりますが、間違いはないでしょうか。私は、当時なるほどと思いましたが、伊保石処理場線の本市負担や千賀の台33号線の改良費などを見るにつけ、これは少しおかしいのではないかと思うようになりました。当時、

一般廃棄物処理場の広域化の問題が同時進行していたことから、このような条件も将来のために投資だと説明をされました。また、可燃廃棄物の処理の広域化も具体的には進展せず、貴重な交付税を投げ続ける結果だけが残っているのではないのでしょうか。し尿処理場が立地した結果、住民対策が本市の行政課題となってしまう、だからこそ交付税措置されるのではありませんか。そうでなくては、建設時の起債償還額が交付税措置されているのにしても、関連道路整備は本市負担で実施されたわけですから、その分を負担していただきたいとは言いませんが、交付税だけは出さないというくらいの交渉が必要ではないのでしょうか。負担協定の見直しについて、市長のご見解をお伺いいたします。

次は、道路と環境の問題についてお聞きいたします。

本市には2カ所の大気汚染自動観測局が設置されておりますが、深夜に硫黄酸化物等の値が上昇して、時間最大記録になったりしております。これは、国道45号線を走行するディーゼルエンジン大型貨物車両が原因ではないのでしょうか。私たちもこの現象に関心を持って経過を見守りたいと思っておりますが、当局においても硫黄酸化物等の対策の視点で越の浦春日線の整備促進をより積極的に行動される時期ではないのでしょうか。

そこで、漁港背後地整備、魚市場再開発、港奥部再開発と道路の整備はだれもが関連性を認識しているところですが、それでも整備が促進されない状況であります。新たな視点として、渋滞による排ガス対策や大型貨物車両による粒子状硫黄酸化物等の対策としての道路整備促進を要望してはいかがでしょうか。環境問題と道路は密接に関連すると思しますので、このことについて市長のご所見をお伺いいたします。

第2点目は、色覚のバリアフリーについてお伺いいたします。

近年、障害者や高齢者の社会参加のためのバリアフリーに対し、広く国民の理解を得られるようになってきたことは大変喜ばしいことだと思いますが、外見からだけでは判断できない障害については十分な配慮がなされているとは言いがたい面も残されております。今回取り上げた色覚障害もその一つでございます。一般に色盲あるいは色弱、色覚障害というものは、最近では差別表現であるとして色覚特性と表現されるケースもありますが、今回の質問では色覚障害と表現させていただきます。

さて、戦後の我が国では、1958年に公布された学校保健法において色覚検査が位置づけられ、戦前の徴兵検査で用いられた石原式色覚検査表を利用して色覚異常の疑いのある児童生徒を選別してきました。この石原式検査表は大正5年に石原 忍博士によって考案されたもので

ございますが、極めて簡単に利用できる上、約99%の確率で色覚異常者を発見できるため、今日まで広く利用されてきたものであります。皆さんも経験があると思いますが、例の水玉で色をあらわして文字等を判別する検査表でございます。学校保健法での色覚検査は、1958年に就学時より毎年全員に色覚検査が行われ、色盲、色弱含めてすべて色盲と称し、医師、薬剤師などの職業は不適當であるとの進路指導が行われておりました。その後、1973年、色診検査と呼ばれていたものが色覚と改められました。小学校1年生のときから3年置き、つまり小学校1年、4年、中学校1年、高校1年、高等専門学校の1年と4年、この都合6回の色覚検査が義務づけられ、その程度まで判定することになりました。1978年に程度の判定が削除され、異常があるかないかだけを検査することになり、1997年には小学校4年生時の1回だけ検査を行い、学習に支障のある者を選んで事後措置することとなった経緯がございます。このような推移を経まして、本年からは小学校4年生時の色覚検査は廃止されたと伺っております。

こうした変化の背景には、人権意識の高まりとともに、色覚障害による大学への入学制限がほとんど廃止されたことや、わずかな障害でも敏感に判定してしまう石原式で色覚異常とされた児童生徒のうち、実際に不便を感じているものが1割弱しかいないという事実が認められてきたこともあるようでございます。学校教育の中で、治るわけでもないのに何度も繰り返し行われてきた色覚検査が、色盲、色弱といった形で一種の差別を生み出し、それを増幅させてきた面は大いに問題であり、進学や就職、さらには結婚といった人生の節目で不当に差別されてきたことも事実でございます。その意味において、色覚異常によって進学や就職が制限されなくなることは大きな前進であると思っております。

しかし、一方で、色覚障害者が不便を感じなくなるわけではありません。このことも忘れてはいけないとの指摘もあります。赤と緑の色覚異常が伴性劣性遺伝することは広く知られております。男性の20人に1人、女性の500人に1人、日本全国で約300人いると推定されておるところでもあります。しかし、大多数の色覚正常者を中心に構成されている現代社会においては、色による情報が反乱しており、色覚障害者にとって不便なケースがあることも見逃すことはできません。

実は、私自身、小学校の色覚検査で色弱と判定されました。しかしながら、そのことに対する事後の措置は何もありませんでした。ただ中学校のときに、理科系の大学あるいは教職、公務員を志望する場合、無理だと言われたこと、また、将来結婚するときに相手の女性が色覚異常の遺伝子を持っている場合には子供に色覚障害が発生するという断片的な知識として

学んできただけでございます。今にして思えば、かなりの部分で間違いだったわけでございます。子供のころ、色覚検査のたびに繰り返し植えつけられた嫌な思いというのは今も残っております。

さて、このような私自身の経験から言わせていただくならば、学校に通っていたころ困ったことの一つは、赤色のチョークでありました。緑色の黒板というのもちょっと変なのですが、この黒板に、天気が曇りや雨の場合、赤色のチョークで書かれた線はほとんど識別できません。最近では会議などでレーザーポインターというのがよく使われますが、これもどこを指しているのかわからないケースがあります。また、ある銀行のATMがありますが、ここで振り込みをするときには、青色の背景に赤い文字で電話番号が出ます。しかしながら、この数字もはっきりしません。以前に比べれば改善されたものが増えているとはいえ、まだまだ色彩についての配慮が感じられないものもあります。視覚的障害の程度の軽い私の場合ですらこのような経験があるわけですから、程度が重くなれば、さらに大変であると思います。色覚障害は、知能障害や運動障害と違って外見からは全くわかりませんので、この問題は軽く考えられがちですが、遺伝子異常ですから本人や家族にとっては深刻な問題でございます。

我が国では、進学における差別というものはかなり緩和されましたが、就職や結婚問題での差別は依然としてありますので、関係者は利益をおそれて口を閉ざしてしまいます。このことが色覚問題の解決をおくらせる原因となるといった悪循環に陥っております。学校における色覚検査は本年より廃止されましたが、今この問題について正しい知識と広く理解を求めることが必要であると考えます。

そこでお聞きいたしますが、色覚障害者の実態について、本市ではどのように把握されているのでしょうか。また、市及び一部事務組合の職員採用における色覚検査の状況についてお示しをお願いいたします。さらに、色覚障害に対する国の動向についてどうとらえているのかお尋ねをいたします。次に、加齢に伴う視界の黄変化への対応について教えてください。また、市の印刷物やホームページ、公共施設の案内表示などにおける色覚のバリアフリー化への対応についてもどうしているのかお知らせください。さらに、小中学校における色覚検査の実施状況と色覚障害の状況はどうなっているのでしょうか。あわせて学校内での色覚のバリアフリー化の対応と色覚障害への理解を深めるための取り組み状況について、市長のご見解をお伺いいたします。

第3点目は、乳幼児健康支援一時預かり事業についてお伺いいたします。

私は、これまで延長保育、一時保育、それに今回質問いたします乳幼児健康支援一時預かり事業について強い関心を持って、この3点について一般質問をしてみました。幸い当局のご努力によりまして、平成16年から新たに2カ所の公立保育所が延長保育を始め、市内6カ所の公立保育所のうち5カ所に拡大いたしました。また、一時保育は新浜町保育所の1カ所で実施されておりますが、利用者の方々がふえておられるようでございます。

さて、平成15年7月に、国では次世代育成支援対策推進法が施行され、それに基づく地域行動計画の策定が義務づけられましたが、それによりまして、国で示した特定14事業につきまして、その需要量を国に報告しなければならないと聞いております。その14事業の中に、私が長年質問をし、最も関心を持って取り組んでまいりました病気になった乳幼児を一時的に預かってくれる施設の重要度も求められております。平成14年度の12月議会の一般質問で、乳幼児の健康支援一時預かり事業について取り上げましたが、当局では現在策定中の「のびのび塩竈っ子プラン」の中で明らかにしてまいりたいと答弁をいただいておりますが、その実現についてはどのような検討をなされたのかお聞きをいたします。

現在、女性の社会進出がますます盛んになり、夫婦共稼ぎが多くなってきております。働く女性にとって一番の関心事は仕事と育児の両立がうまくできなくなることにあると思います。そこで一番心配なのは、子供が急に病気になったとき、どこにお願いしたらよいのか、預かってくれるところがあるのか、頭を悩ますことではないでしょうか。1日2日だったら勤め先の会社も休みをくれるかもしれませんが、それが1週間以上の長期になったらどうでしょうか。私の知り合いで、子供の病気の治療のために休暇をとって、実際にリストラにあった母親がおります。また、私のところには多くの母親の方々から、病後時の子供を一時的に預かる施設として市立病院の活用を図るべきではとのご意見も寄せられております。それが実現できれば、多くの働く女性にとって大変心強いことではないでしょうか。喫緊の課題として乳幼児健康支援一時預かり事業実施に向け、具体的な取り組みはいつごろから実施するのか、また、どのような形で行うのか、市長のご見解をお尋ねいたします。

これで、第1回目の質問を終了させていただきます。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

副議長（菊地 進君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま嶺岸議員の方からいただきました質問内容につきまして、順次お答えをさせていただきたいと思っております。

初めに、環境に関する本市の課題についてのご質問でございました。

地球温暖化の原因となる二酸化炭素CO₂の抑制等の対応についてご質問いただきました。

昨年度、まず市みずからが率先して電気やガソリンなどの使用量を削減し、地球温暖化の直接原因となる二酸化炭素の排出量の削減を実行するため、「塩竈エコオフィスプラン」を策定し、今年度より各種の対応策に取り組みを始めたところでございます。

プランの内容につきましては、平成14年度を基準とした二酸化炭素総排出量を平成16年度以降早急に7%削減することを目標といたしております。この行動結果につきましては、毎年公表し、市民、事業者への自主的な取り組みを拡大していくことが今後の大きな課題であるというふうに認識をいたしておるところであります。

ダイオキシン類の発生に関するご質問でございました。

平成9年1月には、旧厚生省において策定されましたごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン、いわゆる新ガイドラインに基づくダイオキシン類の排出基準値は5ナノグラムとなっております。清掃工場改築後のダイオキシンの発生変化につきましては、改修前の平成12年度の測定値が4.2ナノグラムという数字でございましたが、平成14年度の工事後にはそれが0.75ナノグラムで、なおかつ、平成16年6月測定の最新データにおきましては0.31ナノグラムとなっており、ガイドラインの数値を大幅にクリアする安定した操業を行っているという状況でございます。

ダイオキシン類の発生総量のご質問でございました。

ごみの焼却量を抑えることによって減ずることができるのではないかとというふうに我々も考えております。ちなみに本市の可燃ごみ収集量は、平成14年度が2万1,506トンでございましたが、平成15年度が2万1,729トンと、ここ数年横ばいの状況にございますが、ダイオキシン類の発生総量を抑えるため、今後ともごみ焼却量の抑制に努めてまいりたいというふうに考えているところであります。

可燃ごみを燃焼させる際に助燃材としてA重油を使用することへの環境の影響についてのご心配でございます。

清掃工場の煤煙測定については、硫黄酸化物が年6回、ばいじん、窒素酸化物、塩化水素、ダイオキシン類が年2回実施しており、現在のところ、いずれも基準値を下回る数値で推移をいたしております。焼却時には焼却温度等を常時監視し、最適な焼却の状態を保つことに努めているところであります。

そういった中、重油につきましては、月2回の立ち上げ、立ち下げ、そして焼却時の温度を800度C以上に保つときだけ使用させていただいており、そのほかはごみ自体の燃焼によりまして温度を保つような炉の構造になっており、環境基準値を十分クリアできる装置により発生を抑えているというふうな認識をさせていただいております。

ペットボトル等資源分別処理コストの変化についてのご質問でありました。

どれぐらいかかっているのかということでございましたが、建設改良費を除く維持管理費ベースでまいりますと、これまでのここ数年、1トン当たり1万8,000円で推移をいたしております。これまでは直営で管理しておりました新浜リサイクルセンターを平成16年度から外部委託をいたしました。この結果、平成16年度は1トン当たり約1万5,000円程度となる見込みでございます。

ごみ処理の広域化の進捗状況というご質問をいただきました。

宮城黒川ブロックでの広域化協議では、首長を構成員とする広域化推進協議会を立ち上げて、第1回協議会を開催し、ごみ処理広域化に係る基本方針の作成について幹事会に付議をいたしております。これを受けまして、8月30日に、構成する市町村の担当課長による幹事会を開催し、基本方針の作成の付議事項について確認され、今後より具体的な検討に入るため、作業部会を設置し、状況把握について早急に検討を進めることといたしております。

なお、広域的な焼却施設の整備につきましては、おおよそ平成23年ごろを目標に検討することといたしており、埋め立て処分については、現有施設の延命化を図りながら、焼却施設整備を優先課題として、その後の処分場整備を検討することといたしておるところであります。

水質問題についてご質問いただきました。

塩釜湾宮町側の水質状況についてであります。塩釜湾につきましては、貞山橋地点での水質環境を県において、また、宮町側におきましては市独自に水質調査を実施しているところであり、本年5月の宮町側の水質調査結果では、水の汚れの目安となります生物化学的酸素要求量、いわゆるBODの値は1リットル当たり1.5ミリグラムで、数値的には環境基準値10ミリグラムを下回っている状況にございます。このことは、議員もご指摘のとおり、これまで取り組んでまいりました公共下水道、汚水事業の水洗化率、平成15年度末97.5%の結果であるというふうに思料いたしております。

おかげさまで、下水道の入っていない地域も貞山通りや伊保石などの数地区と市街地内の飛び地を含む180ヘクタールとなっております。しかし、水洗化処理区域内にありましても、

接続されていない方々が水洗化人口の約 7.8%もおられることも事実であり、接続されない理由は、建物の老朽化や高齢者のひとり暮らしなどさまざまでございますが、この7月から、水洗便所改造資金融資あっせん規程を改正したことも説明しながら、一日も早い接続につきまして根気強く指導を行ってまいりたいというふうに考えているところでありますが、我々も塩釜湾並びに市内の水域の水質浄化にこの下水道整備が大きく貢献しているという認識でございます。

し尿処理場の特別負担金についてご質問いただきました。

塩釜地区環境組合負担金につきましては、大別いたしますと、維持管理経費となる環境センター管理費負担金と建設改良費となる投資的経費負担金、さらには建設改良費で交付税が参入されます特別負担金の3項目に分かれております。本市の独自の持ち出しは7,487万2,000円で、国から交付されます交付税9,328万7,000円を合わせますと、平成15年度の負担金総額は1億6,815万9,000円となります。特別負担金は、国からの建設改良費に係る元利償還金の交付税参入分で、二市三町分が一括して本市に参入されますため、本市に交付税として一括交付されるということになっております。

そういった中、し尿処理場に接続する市道の整備につきまして、こういった市道整備につきましても全体の中で負担してもいいのではなかったかというようなご質問をいただいたかと思いますが、確かに狭隘な道路の拡幅整備につきましては本市の地方特定道路整備事業で整備を進めてまいりました。これらの指摘につきましては、既に整備が終わっております現在を考えると、今後こういった事例が発生した場合の参考とさせていただきたいと思っております。

次に、環境保全のための道路整備網の促進というお話をいただきました。

宮城県が中の島公園に設置しております国道45号の大気汚染常時監視施設の観測速報値によりますと、浮遊粒状物質の高い数値は、ディーゼルエンジン車、多くは大型車両から排出されるものが多いと言われております。国道45号線は本市の市街地域を縦断して走っており、経済活動には欠かすことのできない幹線道路であります。一方、慢性的な交通渋滞の解消や通過交通の分散は、この地域の環境改善に向けた取り組みとして重要な課題であるというふうに認識をいたしております。

解決策の一つの取り組みといたしまして、三陸縦貫自動車道と国道45号を結ぶ越の浦春日線の整備等が挙げられるかと思いますが、同路線は、増加する交通量の緩和でありますとか、交通の分散といったことに大きくつながる上に、物資、物流の確保、あるいは災害時におきます緊急輸送路としての重要な役割を果たす路線としても期待されるわけでありまして、現在、平

成18年度から県道に認定いただいて、県道として整備を進められることとなっておりますが、一日も早く整備が進められますよう、あらゆる機会をとらえまして県の方に要望を進めてまいりたいというふうに考えております。

次に、色覚のバリアフリー化につきまして、何点かのご質問をいただきました。

議員ご指摘のとおり、色覚障害につきましては、従来色盲や色弱という言葉を使って表現をされてまいりましたが、最近では、色覚検査において異常と判断された人であっても、色覚障害の経験や体験を重ねることにより、大半は支障がなく仕事や生活ができることが可能になってきつつあるというふうに理解をいたしております。厚生労働省では、労働安全衛生法の一部の改正を行い、平成13年10月から、これまで雇用時の健康診断において実施すべきとしておりました色覚検査を廃止いたしております。

本市では、職員採用試験の実施に当たり、二次試験の際に、健康診断または健康診断結果の提出をお願いいたしておりますが、健康診断項目から色覚検査を除外いたしております。消防事務組合では二次試験の際に医師が発行する診断書を受験者から提出いただいておりますが、現在のところは色覚を診断項目に含めております。また、環境組合では法改正以降は職員採用をいたしておりませんので、検査も実施いたしておりません。

国の動向についてであります。厚生労働省におきましては、安全衛生規則などの一部改正を行い、労働者の安全配慮などの表示方法につきまして、色表示のみに偏ることなく、文字等の併用や、形や大小の差をつけるなどの工夫を行い、だれもが判別できる表示を行うことが望ましいといたしております。また、各省庁ではカラーバリアフリーに配慮したホームページの普及に努めるなど、色覚障害に対応しているというふうにお伺いをいたしております。

次に、視界黄変化につきましては、年齢を重ねた高齢者に比較的多く見られ、その症状は個人により異なりますが、一般的にまぶしさを感じやすくなることや、全体が黄色っぽく見えるようになる結果、白色と黄色、青色と紫と黒色などの区別が難しくなるというふうに言われております。本市では残念ながらこれら視界黄変化に対応するバリアフリー化についてはまだ対応させていただいておりません。

本市のホームページの対応ですが、本市では、基準を設けて国の示している情報のバリアフリーに留意しながら、だれもがアクセスできるホームページの作成に心がけているところでございます。

児童生徒の色覚検査の実施状況でございますが、学校保健法から色覚検査の項目が外された

ことにより、小学4年生の段階で実施されていた色覚検査が本年度より学校での実施が廃止となっております。

次に、乳幼児健康支援一時預かり事業についてご説明を申し上げます。

この事業は、保育所に通っているお子様が、病気の回復期にあり、集団での保育が困難である一定の期間、そのお子さんの保育看護を一時的に専門の施設または住宅等において行います、いわゆる病後児保育事業でございます。本事業は、国におきまして平成6年4月から実施要綱に基づき補助事業として制度化がされており、仕事と子育ての両立支援の一環として事業展開を図る自治体が広がってきており、県内では仙台市において既に実施されているというふうにお伺いをいたしております。

本市におきましては、多様化する保育ニーズに対応するため、これまで延長保育の拡大や一時保育の実施など保育サービスの充実を進めつつ、現在策定を行っております「のびのび塩竈っ子プラン」と、昨年7月に成立した次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画を一体的に組み合わせた取り組みを進める中、本事業の実施についても検討を行ってまいりました。その取り組みの一つといたしまして、本年3月の行動計画策定ニーズ調査の結果では、約7割、69.7%の方がお子さんが病気の際に仕事を休んでいるという実態があり、そのうち8割、83.3%を超える方々が仕事を休むのが困難であったという回答をいただいております。

本市におきましては、こういった実態やニーズを踏まえた上で、緊急に実施すべき子育て支援事業として本事業を行動計画に位置づけ、目標事業量を定めながら、平成17年度より保育師等を居宅に派遣して保育を行う派遣型の病後児保育や産褥期のヘルパー事業を実施してまいりたいと考えているところでございます。

本事業の展開に当たっては、さきのニーズ調査の中で5割を超えるニーズがあったファミリーサポートセンター事業についても、同じく17年度からの実施に向けて進める中、この事業の活用連携を図りながら、派遣型病後児保育の充実を図ってまいりたいというふうに考えているところであります。これまでの延長保育や一時保育に加え、この二つの事業を優先的に実施する中で、地域におきます仕事と子育ての両立支援をさらに充実させてまいりたいと考えておりますので、ご理解、ご協力をお願い申し上げます。

また、ご指摘のございました施設型での病後児保育につきましては、当面この派遣型を実施する中で保育ニーズに対応し、その利用状況やニーズの推移を見きわめる中で、市立病院の活用でありますとか、市内の小児科、産婦人科等の医院も含めた事業展開が可能であるかどうか

かを検討させていただきたいというふうに考えているところであります。

私の方からは以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

副議長（菊地 進君） 8番嶺岸議員。

8番（嶺岸淳一君） 今、市長の方から親切丁寧なご答弁をいただきましてありがとうございます。

ちょっと順不同になって申しわけないんですけども、2回目の質問をさせていただきます。

今、乳幼児健康支援事業の報告ありまして、いわゆる派遣型でやっていくと。本当にありがとうございます。ぜひ17年度当初から立ち上げていただきたいと要望いたします。

あわせて、今市立病院と、あるいは病院の先生の方を利用して検討させていく方針を聞きました。そこで、私がこの質問をする前に、二市三町の方に動向をどういうふうな状況なのかと調査をしました。そうしたら、同じような状況で悩んでいるわけですよ。だから、私は、この二市三町の広域の中で市立病院を使っていたらいいんじゃないかなと思うわけです。そこで、そういうような市長の協議会の中で、二市三町の協議会の中でその議題に出していただいて提案していただきたいと、こういうふうに思いますので、そのお考えについてお聞きしたいなと思います。

それから、一番最初の環境の問題でございますけれども、今の報告聞きましたらば、ダイオキシン類の関係で、今まで私は、議会に来て9年になりますけれども、このダイオキシンの問題はいわゆるダイオキシンを出さないためには連続燃焼するという方向で消えるんだと。800度以上でね。ところが、今お話聞いたらは、月2回の立ち上げ、立ち下げをするんだと。だから助燃材を使って重油を燃やしてやるんだと。すると理屈に合わないのではないかなと思うんですね。

そこでお聞きしたいんですけども、環境課そのものが、いわゆる環境を指導する場合と、それからそれを実施するのが一緒の課でやっているわけですよ。この辺もちょっとおかしいんじゃないかなと思うんですね。だから、その辺についてもきちんとした選別をもうしなければいけないかなと思いました。その辺もちょっとご回答をいただきたいと思います。

それで、簡単にお聞きしますけれども、本年、第159国会において環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律が、これ、可決されて成立しました。17年度の4月1日施行でございます。これは、簡単に言うと、事業所あるいは地方公共団体の環境による情報はすべて公開しなさいと、指導しなさいという状況でございます。

あわせてそこでお聞きしますけれども、すべての公表は毎年やることになるわけですね。ところが、環境基本法からいくと、マックスで公表して1回なのか、あるいは一番低レベルの公開でもって議会に報告されているのか、その辺がわかりません。毎月報告するのかどうかというのは、この法律に基づいて施行されていくのかなと、こういうふうに感じます。

あわせてですよ、今いろんな問題で上がっております環境ビジネス、これを今現代社会において非常な広がりがございます。そういうような観点から、この法律もあわせて、どういうふうな指導体制になっていくのかというのも環境課としての重要な問題施策を提起されたと思うんですね。この辺のとらえ方についてはどういうふうにしていくのか、こういうふうに思いますので、その辺のご回答があったら、よろしく願いいたします。

それから、もう1点は、皆様ご案内のとおり、過日新浜町で自動車の物損事故がありました。そこで電柱が七、八本折れて大停電になって、地域住民に対して約2億円の損害が出たとかと報道されておりました。その中で私が一番気にしているのは、電柱から落ちたいわゆるトランスからPCBが漏れました。私は、さきの議会の中で、このPCB問題について少し勉強して、学校の蛍光灯、照明器具にPCBがあるために全部交換しなさいということで交換した経緯があります。ところが、市内にはトランスいっぱい上がっていますよ。これがもし、防災の観点から、万が一折れて地上に落ちて、またああいうようなPCBが飛散すると。こういうような状況になったら、それこそ基幹産業である水産業界は大打撃を受けるわけですので、この辺の把握というか、環境課のとらえ方、あるいは電力側からの情報等、あるいはトランスがどのくらい上がっているのか、あるいはPCBがどのくらい入っているものなのか、その辺把握しているのかどうかお聞きします。私は、調査したところでは、今現在その発電メーカーはPCBが入っているトランスは製造していないそうでございます。だから、塩竈市にはどのくらいついているものなのか、その辺当然当局は把握しているんだろうと思いますので、あわせてご報告をお願いいたします。

最後に、色覚のバリアの問題でございますけれども、まず、学校において、いわゆる今蛍光のチョークなんか使ってやっている自治体もございます。相当値段が高いそうでございますので、その辺も検討なされてやっていただきたいなど、これは要望でございます。

それから、もう一つは、いわゆるうちの教育長さんは県の義務教育課長をなされた方でございますので、その辺は精通されている方でございますのでお聞きします。この教科書の普及に私は努めるべきだと。バリアフリー化の教科書ですね。これについて、ぜひ積極的に働きかけ

をすべきだと、こういうふうな観点にきているのではないかと。私、図書館に行ったり、あるいは子供さんたちの本を見ると、そういうカラーのバリアフリー化はまだされていないのが現実でございます。特に地図、ああいうものについてはほとんど見えないというふうにお聞きしました。あわせて教育長さんのもとで県、国に働きかけをしていただきたいと思いますので、そのことについて教育長さん何かありましたら、一言で結構でございますので、ご答弁願いたいと思います。以上でございます。

副議長（菊地 進君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 嶺岸議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、施設型での病後児保育を平成17年度からスタートさせていただきたいというご説明をさせていただきました。その中で、その後の保育ニーズを十分に把握していきたいと。市立病院の活用や市内の小児科、産婦人科等の医院も含めた事業展開が可能であるかどうかというのは今後の検討課題ですということを申し上げました。

そういった中、二市三町の広域行政の一環として塩竈市立病院でいかがかというご質問であったかと思いますが、ご案内のとおり塩竈市立病院、大変狭隘な地域に立っております。坂道であります。駐車場スペースも満足にとれない。それから、今の病院業務につきましても、廊下にベッドとか、それから車いすとかが放置された中で何とかやりくりをしながら病院の経営をさせていただいているというのが実態であるかと思っております。ですから、そういう環境がいいのかどうかということも引くくめまして、今後十分なる検討をさせていただきたいということでございます。

それから、2点目のダイオキシンの問題であります。ちょっと私の説明が不十分であったかと思えます。一定の温度、具体的に申し上げますと 800度C以上で連続運転することがダイオキシンの発生を抑えるという意味で一番望ましいということについては議員おっしゃるとおりであります。そのために、塩竈市としましても今24時間4交代制で焼却処分をいたしております。ただ、炉の中に、クリーン化というんですかね、燃やしたかすがつきます。そうしますと、そういった部分が異常燃焼というか、温度が物すごく上がりまして、炉本体を傷めるわけです。そのために、月に2回ぐらい定期的に炉をとめまして、そういったクリーン化をはがしたりすることをやっております。そのために炉を一たとめますので、今度炉を立ち上げるとき、あるいは今言ったように炉を一たとめまして立ち下げていくとき、というときに助燃材を使わせていただくというご説明をさせていただいたわけです。

0度から 800度Cまで上がるために、まず燃やすためにその重油を使います。ただし、その排出されます排気が 800度Cに上がっておりません。そうすると、ダイオキシン等の心配がございますので、煙道、煙の道の途中に温度を上げるための補助装置をつけております。そこで 800度Cまで上げて煙突から出しますので、例えばA重油を使いましても、そういった環境基準は十分満足されるという状況になっておりますので、年間を通してダイオキシンが基準値を超えることはないというご説明をさせていただいたわけでございます。

なお、その管理基準であります。実は、ダイオキシンの測定というのは国の方からは年1回という指導であります。しかしながら、本市におきましては、そのダイオキシンが与える影響の重要性を勘案いたしまして、年2回測定させていただいているということをご報告させていただきまします。ですから、測定の際には、最大値とかなんとかということではなくて、実際の測定値をそのまま公表させていただいているということをご理解いただければと思っております。

それから、新浜町の電柱が転倒した際に、そこに設置されておりますトランスからPCB等が流れ出すのではないかとのご懸念でありました。これにつきましては、ちょっと私の理解では、東北電力においては既にそういうPCBを使ったトランスからPCBの入っていないトランスに切りかえたというふうに聞いておりますが、なお私の回答がちょっと間違っておりますと大変不十分な回答になりますので、後ほど担当部長の方から回答させていただきたいと思っております。

それから、色覚のバリアフリーについては、後ほど教育長の方からご答弁をさせます。

私の方からは以上でございます。

副議長（菊地 進君） 棟形市民生活部長。

市民生活部長（棟形 均君） お答えいたします。

今お話がありましたトランスの関係につきましては、改めて東北電力の方に確認をいたしまして、私の方で把握をしてお答えをしたいと思っております。よろしく申し上げます。

副議長（菊地 進君） 小倉教育長。

教育委員会教育長（小倉和憲君） 教科書における色覚のバリアフリーですけれども、これについては、現在もある程度やっておりますとは聞いておりますけれども、今後県の方との話の機会がありまして、その辺は、こういうお話があったという議員のようなお話をさせていただきたいと思っております。

副議長（菊地 進君） 14番志賀直哉君。（拍手）

14番（志賀直哉君）（登壇） オリンピックが日本選手団の活躍により日本じゅうに感動を与え、毎日毎晩寝不足が続き、余韻に浸る間もなく、今度はテロや幼児・児童虐待、殺害といった犯罪が日が変わりで報道され、命のとうとさを踏みにじられたことに対して、皆さんも憤りを覚えたことと思います。これなどの一連の事件は、非常に痛ましく、当事者の皆様のご苦労、ご心痛に対し、心からお見舞い申し上げます。

地球温暖化の影響が、各国においても異常気象により大きな災害に見舞われておりますが、我が日本でもことしは七つの台風が上陸し、特に最近の二つの大きな台風は、これまでに類を見ないほど広範囲にわたり大きな被害をもたらしたこともご承知のとおりであります。

しかしながら、明るい報道も聞かれます。宮城県にも新しいプロ野球球団が誕生しそうな嬉しいニュースが飛び込みました。球団を宮城県に本拠地を置きたいと名乗りを上げたそれぞれの企業社長は、若く、現在の日本の最先端企業で仕事をされている成功者で、その対応は、一つの先を見据えたビジョン、実行力、スピード感あふれる柔軟な対応は、我が塩竈市にとってもうらやましい限りであります。その方々に負けないように、通告に従いニュー市民クラブを代表して一般質問をさせていただきますが、当局の誠意ある答弁、簡潔にお答えくださるようお願い申し上げます。

まず、産業の振興について。水産業、水産加工業の現況について。初めに、水産業と水産加工業の現況及び市の水産振興の対策について質問させていただきます。先ほどの同僚議員の田中議員と重複するところもあると思いますが、答弁の方よろしくお願ひしたいと思ひます。

塩竈魚市場は、昨年マグロの不正取引問題に対し、塩竈市としてもそれにかかわった卸売機関などに厳しい処罰を出され、今回は二度とこのような事件が発生しないように、今定例会に条例を議会に提案し、可決されました。

基幹産業の中心である魚市場の水揚げの金額は、年々減少の一途をたどり、昨年水揚げは100億円を切り、より一層厳しい状況にあります。そこで、これらの塩竈魚市場の水揚げを増進するため、今後の取り組み方や他市場との競争に打ち勝てる施策があるのかお答えをお願いします。

また、平成3年より、水産業界が協議し、水産の提言として市長に答申してまいりました。議会内でも今回が最後のチャンスと期待をいたしました。今後魚市場の再開発を含め、

魚市場運営に当たり市としてはどのように対応していくのかお答えください。

水産加工業の将来を方向づける漁港背後地を生かした水産物流通センターのその後の推移についてお答えをお願いします。

また、ここ数年、水産加工業者は倒産や廃業または撤退という形で減ってきている現況です。そこで質問です。これからの水産加工業の振興の具体的な施策をお答えください。

また、年々原魚については、世界的に、BSE狂牛病問題、鳥インフルエンザなどの問題により需要が伸び、高値が推移してきている現状であると思われませんが、TAC漁獲可能量体制などにより資源の安定化が見られる前浜物への移行が必要になってくるのではないのでしょうか。そこで質問です。これらの対策をどうお考えなのかお願いいたします。

商店街の振興について。

近隣市町への大型店の開店により、長引く不況とも連動し、商店街の活力は低下をたどり、特に中心市街地における空き店舗はふえ、後継者不足も深刻であります。これからの商店街の活性化についてどうお考えなのかお答えください。

新商品開発の振興について。

水産加工団地を核として、技術の集積により日本を代表する水産物の供給基地として発展してきました。しかし、消費者の嗜好の多様化、他の食品の競合などがあり、情報収集やマーケティングなどを充実して、商品の提案力の強化を図っていくことが重要になってきております。地元にある資源を活用し、異業種を連携し、新たな商品や業態の開発に取り組むことが大切になっております。

塩竈市においても、多年にわたり開放実験室が活用されているようでありますが、これまで何度となく、私も他の議員の方も、機会あるたびに、県とのかかわりの中、塩竈市にもっと広い意味での市内の加工業者と共同開発できるような施設誘致もできないものではないかと質問してまいりました。そこで質問です。今までどのような対応をなされてきたのかお答えください。

塩竈再生委員会の活動について。

市長に就任なされ、選挙公約でもありました平成11年11月に塩竈再生委員会を立ち上げ、これまで塩竈市の財政状況や行政改革の取り組み、まちづくりについての二つの専門部会を設置し、再生委員会3回と各部会3回を開催し、今回10月の中間の提言を目標を前倒しし、8月31日の総務教育協議会に塩竈再生委員会中間提言書が提出されました。各委員の熱心な協議に対

しては、敬意を表するとともに感謝申し上げますが、内容に関しては、以前より何度となく議会で取り上げ協議した経緯が皆様ご承知のことと思います。行政改革におかれましては、議員での特別委員会を立ち上げ、委員長報告などで提言したことは大分含まれております。同会派の志子田委員が総括質問し、また、菊地議員も決算委員会で質問されました。そこで質問です。以前、行財政特別委員会で協議なされ報告がありましたが、このかわりと塩竈再生委員会の提言をどのようにお考えなのか、市長の見解をお聞かせください。

職員提案制度導入について。

塩竈市役所ではすぐれたアイデアが表彰される規定はあるのでしょうか。当役所内にはすぐれた才能を持った方がたくさんおいでになることと思われまます。そこで、政策提案と事務改善提案に分け、政策提案ではすぐれたアイデアには予算編成や提案者が担当部署に配属されるような人事編成なども考慮する考えはないのかお答えをお願いします。さらに、自分が希望する部署への異動などの希望をとっているのか。また、実行しているのかお答えをお願いします。

広域行政について。未来都市づくり研究会の推移について。

平成17年3月の合併特例の期限にとらわれず、合併の研究を進めていくとの話し合いのもと、アンケート調査し、結果として6割近い方が合併を推進するべきであるとのことでしたが、塩竈市と他市町村との温度差があったと答弁をいただきました。私が2月の定例会で質問しましたが、その後どのように推移しているのかお答えください。

消防・環境の考え方について。

二市三町議員団連絡協議会の広域部会において、塩釜地区消防組合、塩釜地区環境組合のあり方について協議されました。その際、この二つの組合の議員の構成を一つにできないかという問題が提示されました。そこで質問です。両組合は年に何回ぐらい議会が持たれ、また、どのぐらいの時間を費やしているのかお答えください。さらに、両組合の人数と管理者の人数をお答えください。

学校給食などの地産地消について。

食の安全と自治体学校給食の実績をもとに、まちぐるみの地産地消を推進するという記事を目にしました。愛媛県の今治市は、20年前から地元産の有機野菜などの旬の農産物を学校給食に優先的に使用し、近年では有機物野菜を地元の有機農業研究会との連携により使用率が50%以上に上がったとありました。今治市の地元産食材事業のきっかけは、20年前の市を二分する大論争で、同市の学校給食は大型共同調理場でつくられていたが、建てかえ時期に市民からの

要望により単独自校調理方式を導入し、給食の質を上げようという運動が起き、単独自校制に切りかえ、地元の有機農業研究会が全面的に協力して、野菜や果物を提供していることでもあります。そこで質問です。塩竈市における学校給食で地産地消の割合はどのくらいになっているのかお答えください。また、現在有機野菜、有機果物などの使用率が全体のどのくらいになっているのか、割合なのかお答えください。

学校と地域の連携について。

冒頭にも申し上げましたが、昨今、幼児児童への虐待や殺人のニュースが頻繁に聞かれますが、学校周辺や地域などでの子供たちへの被害は最近はないのでしょうか。

また、不審者が侵入してきたときの対応と、子供安全パトロールや子供サポートなどの実施について、実態はどのようになっているのかお答えください。

加えて、近い将来宮城県でも大地震が発生するとの予測が行われていますが、学校や地域ではどのように対策をとっているのかお答えください。

さらに、教育格差の効果を高めるために、学校と地域の連携を推進するためにも、学校の施設の地域開放がなされているようですが、具体的にどのような利用をしているのかお答えください。

観光振興について。

まちおこし「フラワーアイランド計画」について。

先日、このような新聞記事を見ました。島おこし。済みません。「島一面を花で埋め尽くすフラワーアイランド構想。野々島、人口が減少し停滞する離島を新たな観光名所で活性化させようと、島民を中心とした島おこしが進行中で、これを支援している県は島を自立的な振興のモデルケースになると期待している。野々島は0.56平方キロメートルの小さな島で、90年の国勢調査で226人いた人口は、2003年4月現在、100数人に減少し、65歳のお年寄りが54%を占めている。以前は菜の花畑や田んぼが広がる美しい島だったが、最近は荒れ放題になり、活力が失われるばかりになってしまったと島民が言う」という記事がありました。市としては、このフラワーアイランド構想についてどのような考えをお持ちなのかお答えください。

マリゲートを中心としたイベントの充実について。

最近、マリゲートを中心としたイベントが少なくなっているようですが、現況をお答えください。

少子化対策について。

少子化対策として、子供を安心して産み育てる環境が求められており、子供たちのよりよい発育と女性が安心して働ける環境づくりに向けた保健、医療、福祉、教育などが連携した総合的な対策がなされているようですが、一番の問題点などはどこにあると思われ、現在成人以前に子供を出産されている方は塩竈でどのぐらいいるのか。また、両親と同居されている方は何人ぐらいおられるのかお答えください。そして、地域子育てセンターに相談に来られる方は何人ぐらいいて、どのような相談の内容なのかお答えをお願いします。

子供と親の教育相談については、2回目より質問させていただきます。

これで1回目の質問を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。（拍手）
副議長（菊地 進君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君）（登壇） 志賀議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、水産業、水産加工業に関するご質問でございました。

平成16年の魚市場水揚げ、8月末現在で隻数が1,135隻、数量が1万960トンということで、金額では約7.2億円、前年度を上回る状況になっているということでありましたが、まだまだ予断を許さない状況にあるということです。やはり塩竈魚市場の利用拡大といったようなことが喫緊の課題であるというふうに考えております。

そういった中、新しい動きといたしましては、母港水揚げが定着してございました気仙沼港所属のマグロはえ縄船2隻が本魚市場に水揚げがございましたというようなことが最近特筆的な出来事でございます。このような漁船誘致の取り組みといったようなことが間違いなく水揚げ増につながるものと確信いたしております。そういった一環として、船主から要望の多い船員休憩室の整備も本市として取り組ませていただきたいというふうに考えているところでございます。今後は、長期的に安定した水揚げが期待できるマグロはえ縄船、あるいは、カツオ一本釣り船の水揚げ増に向け、あるいは魚価の安定を中心に関係者に働きかけを行ってまいりたいというふうに考えております。

流通対策といたしましては、平成15年度から取り組んでおります県の市場発信型ブランド形成事業を最大限活用させていただきたいと思っております。具体的には、9月から10月に水揚げされますメバチマグロのブランド化の戦略と販路の拡大を目指し、具体的な取り組みを行い始めたところであります。

また、水産加工品についてご質問いただきました。

生産量約12万トン、生産額で745億円の一産業であります。平成15年以降、景気の低

迷による消費の減少、あるいは製品の低価格化により、依然として水産加工業界の方々、大変厳しい状況に追い込まれております。このような水産加工業界の振興策として、業界の自発的な取り組みはもちろんでありますが、即時性、即効性のある事業に迅速に対応するため、今年度から水産加工業活性化支援事業を進めさせていただいているところであります。その中で、塩竈水産加工研究会がジャパンインターナショナルシーフードショーに出展し、その結果、長野から塩竈の練り製品のセールス開催の依頼があると、新たな動きも出ていることが報告をされております。また、従来から水産加工品アンテナショップ事業に加えまして、10月3日の仲卸売市場での魚まつりの開催でありますとか、さらには、アラスカシーフードフェア、10月30、31日にマリンゲートで開催させていただくということにいたしております。また、本市水産加工品の販路の拡大を図るための求評見本市の開催も、商工会議所を中心に着々と準備が進められておりまして、こういったことが水産加工業界の活性化の一助にあるものと期待をいたしているところであります。

商店街の振興、活性化についてご質問いただきました。

本市の都市計画区域を見ますと、商業的な土地利用区域が10.35%を占めております。ちなみに仙塩広域都市計画における平均が4.2%ということと比べましても、本市の商業区域が極めて高い状況であるということをご理解いただけるかと思えます。そういった意味合いから、本市の活性化を図る上で、商業の振興というのは喫緊の課題であるというふうに認識をいたしております。

中心市街地におきましては、本塩釜駅を境にしまして、海側におきましては現在マリンゲート塩釜でありますとか、海辺の賑わい地区土地区画整理事業などに精力的に取り組むことといたしております。また、先ほどもお話しさせていただきましたが、本町商店街の皆様方には研究会を立ち上げ、活性化に向けました動きを加速度的に強めていくというようなことも取り組まれておりますし、商業活性化プロジェクトといたしまして、あきんど塾といったようなものも立ち上げておりまして、今年度は実践的な技術の習得に6店舗が取り組んでいただくこととなっております。こういったことが総合的に集約されることによって、地域全体の活性化ということに繋がっていくのかと思っております。

そういった中で、水産加工業等の連携というお話がございました。水産加工業界の一部には、直販店を開設し販路の拡大といったようなことに努めている方々もおられますが、一方で倒産ということに立ち至っている方々もかなりおられます。本市の対応といたしましては、

とりあえず現在本市で営業いただいております水産加工業界の方々が市内から流出しないという対策に今躍起となっている状況であります。今後は新たなニーズの拡大といったようなことについても精力的に取り組まなければならないだろうというふうに考えております。

いずれ、第6次産業という話がございまして。いわゆる1次産業、2次産業、3次産業という縦割の区域の行政の中から、商業、水産加工業の活性化というのは期待できないのではないかと。そういうものを横断的な形で取り組むということが今後大切な大切な課題だと考えております。ぜひ第6次産業という視点で関係者の方々に働きかけを行ってまいりたいというふうに考えております。

塩竈再生委員会の活用についてということのご質問ございました。

既に議会の方で特別委員会でおまとめいただきました内容と大分重複しているのではないかと。というお話でございました。私も決算委員会でも同じような趣旨でご回答申し上げました。趣旨は間違いなく一致いたしております。逆な言い方をすれば、市民の方々と議会の方々の認識は一致しているということであるかと思っております。それを十分に理解できないのは行政だけかなという反省をいたしております。ぜひ、こういった具体的な提案、もちろん議会、それから再生委員会からの具体的な提案に率先して取り組むべき時期が今ではないかと思っております。そういったことも踏まえまして、行財政改革の聖域なき取り組みということを再三申し上げさせていただいておりますし、今後ともそういった姿勢を継続させていただきながら、議会とは情報を共有し、市民の方々にはおわかりいただきやすい情報をなお一層提供させていただくことで対応してまいりたいというふうに考えております。

今回、塩竈再生委員会からは、職員給与の見直し、あるいは交通事業会計の健全化、補助金のあり方の3項目について、とりあえず中間報告という形で提言がなされております。これは、11月から始まります予算編成の時期に何とか間に合わせていただきたいという再生委員会の方々の切なる願いであるかと思っております。我々、そういった趣旨を十分くみ取りながら、なお一層本市の財政再建、行政改革に取り組まさせていただきたいと思っております。ご理解いただきたいと思います。

そういった中で、職員提案制度、あるいは希望できる部署に職員が配置できないのかというお話でございました。

本年、平成16年度の予算編成から、枠配分ということで各部に基本的には予算の編成の主体を移しております。そういった取り組みをさせていただく中で、全庁を横断するようなプロ

ジェットクについては優先的に予算を配分していくというような取り組みをさせていただいておりますが、そういったことに率先して取り組んでいただいた部署につきましては、メリットシステムというんだそうではありますが、本来やりたくても予算の枠が厳しくてなかなか取り組めないというようなことの一部を配当できるような仕組みを考えていきたいということで取り組まさせていただいております。

さらに、職員の希望できる部署へのというお話でございました。これにつきましては、毎年、異動時期の4カ月ぐらい前になりますか、職員から自己申告をいただいております。自分がどういった分野が得意であるかと、どういった部署に配置してほしいかといったようなことを中心に自己申告をいただくことになっております。そういったものにつきましては、人事異動の際の参考ということにさせていただきまして、極力職員がやる気が起こるような人員配置に努めてきたところでありますが、今後ともそういったことを促進してまいりたいというふうに考えております。

広域行政につきまして何点かご質問いただきました。

未来都市づくり研究会の推移であります。まず、二市六町一村で未来都市づくり研究会に取り組んでいるということについては議会の折々にご報告をさせていただいてきたところでありますが、若干の温度差があるということを申し上げさせていただきました。その理由といたしましては、平成17年3月末に迫っております合併特例法の期限にこだわらないで、中長期的な展望に立ってこの未来都市づくり研究会で市町村合併に関する調査研究を継続していくということであります。この辺につきましては、二市六町一村の首長の中で、やはり17年3月を意識すべきではないかといったような意見が過去にございました。ただ、事ここに立ち至りまして、当然のことながら17年3月が残念ながら視野に入ってきておらないというのも実情であります。そういったことを踏まえまして、私は、若干温度差もあるというような表現をとらせていただきました。今後は、11月ごろを目標としまして、現在取り組んでおります行政内容の調査でありますとか、行政サービス内容、あるいは合併によります住民負担の比較、広域行政に係る諸研究などを取りまとめ、未来都市づくり研究会の中で一定の報告がなされるということになっております。

消防事務組合、環境組合の内容についてご質問いただきました。

いずれも私が管理者でございます。消防事務組合につきましては、正副管理者が6名、議員が12名でございます。それから、環境組合につきましては、正副管理者が7名、それから議

員が10名でございます。議会の開催につきましては、市町村の議会開催後に消防事務組合あるいは環境組合の議会を開催することといたしております。どれぐらいの時間ということでもございました。大体1日の中で両組合の議会を終了できるような日程で取り組んでおります。正副管理者会議につきましては、したがって、大体午前の10時から12時ぐらいまで正副管理者会議を開催し、午後からそれぞれの議会を開催するというような取り組みであります。ちなみに、管理者の私といたしましては、必要の都度、消防事務組合でありますとか、環境組合の方にそれぞれ足を運びまして、懸案でありますとか課題の解決といったようなことにつきまして、それぞれの職員と意見を交換させていただいているところであります。

学校給食などの地産地消についてご質問いただきました。

現在、市内各学校におきましては、市内、近隣市町村、宮城県内の順番で優先いたしまして地産地消に努めさせていただいているところであります。それは、二市三町でも同じスタンスで実施させていただいております。ちなみに平成15年度の市内の学校給食における使用食品数全体における地場産品の活用状況について、その割合をご説明申し上げますと、小学校で277種類のうち63種、27.4%が県内産。このうち13種が塩竈の地場産品でございます。中学校では200種類のうち53種、26.5%が県内産であり、このうち8種類が塩竈の地場産品でございます。ちなみに塩竈の地場産品の主なる内容であります。かまぼこ類、ちくわ、さつまあげ、なると等ありますが、6種。それから、海草類、ワカメ、ノリ、コンブ等ありますが、4種類。それから、魚加工品3種類。きざみアナゴ、焼きカレイ等あります。といったような内容になっております。学校におきましては、例えば塩竈産の魚をおかずとして出した場合は、校内放送でお知らせするなど、子供さんたちに紹介をさせていただいているところであります。

このように、二市三町の広域での取り組みにつきましては、それぞれの各給食施設とも現実に地産地消の観点でメニュー作成に取り組んでおりますが、管内の首長会議や教育長会議の機会あるごとに、連携を深めながら、なお一層地産地消の理解が高まり、地場産品の活用が図られますような取り組みを促進してまいりたいと考えております。

それから、学校と地域の連携についてということでもございました。

不審者等の対応として、学校と地域の連携の一層の充実ということにつきましては、学校の安全管理方針というものを5項目策定いたしております。具体的には、児童生徒が自己防衛でありますとか、不審者の侵入防止のためのかぎの施錠でありますとか、あるいは教職員の不審者に対する対応マニュアル、訓練等ありますとか、そういった5項目であります。このよう

な方針のもとで、昨年玉川小学校に子供安全地域サポーター制度が発足したところでありますが、その後、順次サポーター制度が拡大されておりまして、市内小学校のすべてで発足が完了しているところであります。また、そのほかにも、子供 110番の家でありますとか、防犯協会、さらには交通指導隊の皆様方にも多大なるご協力を賜っており、大変感謝を申し上げますところであります。今後も関係機関連携を一層充実させまして、未来を担う子供たちの安全を守るため、さらなる努力を続けてまいります。

次に、観光の振興の策としまして、フラワーアイランド計画についてご質問いただきました。

現在、野々島におきましては、地域の活性化を図るために、島民みずからが観光農園づくりを目指したフラワーアイランド構想を進めております。この構想は、島の若手の方々が中心となり、島外の方々の支援も受けながら、休耕地を活用し観光農園を整備するもので、今後は、Uターンなどによる定住人口の確保でありますとか、島外の方々との交流拡大を図りながら、浦戸諸島全体の再生を目指そうとする計画でございます。ぜひ本市といたしましてもこういった積極的な取り組みを一緒になって支援をしてまいりたいと考えております。

それから、同じく観光の振興について、マリングートを中心とするイベントの開催についてご質問いただきました。

年間イベント開催状況でございますが、マリングートでは40日でございます。その他まちの中では70日程度イベントが開催されております。年間の休日が 120日でございますので、これらを相互に連携を図りながら開催することによりまして、本市の活性化に大きく貢献できるのではないかなというようなことを期待いたしております。市といたしましては、休日に塩竈に行けば必ず楽しいイベントをやっているという理解が深まるような努力をさらに続けてまいりたいというふうに考えております。

少子化対策についてであります。未成年者の女性の出産者数につきましては12名でございます。両親と子供が同居している一般世帯は 1,089世帯、うち6歳未満の親族がいる世帯数が 328世帯であります。

育児相談は、保健センターで、電話相談、来所相談、訪問相談、2,390件年間承っております。それから、子育て支援センターにおきましては98件。合わせまして 2,488件という内容になっております。内容につきましては、当然のことではありますが、育児の問題、あるいは健康の問題、離乳食の問題、多岐にわたる内容につきましてご相談をいただいております。職員が誠意を持って対応させていただいております。

私の方からは以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

副議長（菊地 進君） 小倉教育長。

教育委員会教育長（小倉和憲君） それでは、学校給食の有機野菜等の使用についてお答えいたします。

学校としましても、食の安全、子供たちに安全な給食の提供ということで日常考えておるわけですが、有機野菜については、必要量の確保とか、価格の問題から、残念ながら今学校の給食においては一般家庭で通常普通に食べているものをしておりまして、有機野菜等の使用は余りしておりません。以上でございます。

副議長（菊地 進君） 14番志賀直哉議員。

14番（志賀直哉君） 市長、また教育長の答弁、いろいろ丁寧親切にどうもありがとうございました。

では、2回目の質問をさせていただきます。

先ほど田中議員からも魚市場会計において質問あったようですけれども、その3億6,000万円の繰上充用を、まず返すというんですか、そういうの返すために、多分水産の提言というのはそこら辺から出発したと思うんですよね、業界関係者がね。その3億6,000万円を返すにどういう計画を立てたらいいかと。それが一番最初に、水揚げ数量7万トン、400億円ということで、そういうところから出発して、それをするにはどうしたらいいかということで、まず第一に市場の再開発、第二に背後地の問題から出発して、ここ10何年間ですか、いろいろ協議がされて、変更に変更を重ねて、その次が3万5,000トン、200億円という修正がなされて、そして、再開発の市場はA案、B案、最後にはC案になって、今は何案でもないというような感じになってきています。

去年は100億円を切る水揚げになってきたわけですが、まず、そういう計画よりも、とにかく現実においてはそういう今の水揚げ不足を何とかしなければならないということで討議なされてきたんですけれども、その最初の出発点から、だんだん環境の変化、またはそういう流通形態の変化で、塩竈の水揚げ自体が予想以上に下回ってきているのは現状であると思います。それはなぜかという、先ほどのプロ野球の球団社長でもないんですけれども、塩竈のそこら辺の若返りというか、そういう行動者が、私も始めたんですけれども、なかなかうまくいかなかったというのは現状にあると思います。

そこで、やはりいろいろ取引問題においても市当局にはご迷惑をいろいろな形でやって、

きのうも部長と課長行かれて、最終的には何だかうまくいったような話をちょっと聞いたんですけども、そういう形で今からが本当に正念場かなという感じが受けます。そういうことで、協議会においても市長にお願いしたんですけども、やはりそこらもう少しリーダーシップをとっていただいて、あと、そういうことで、前の市長は市場の再開発のときにその3億6,000万円をある程度ちゃらにするからという計画もありましたので、今の市長の答弁にもありましたように、なかなかそういうことをすぐできるような現状でもありませんし、そういうことで、いろいろ関係者と話し合いながら、リーダーシップをとって、とにかく水揚げ増につながるよう頑張っていっていただきたいと思います。

あと、水産加工業の将来についてなんですけれども、ここに来て、石油、原油の値上がりにより、やはり資材関係、または運送屋関係、やはり油使っていますよね、加工屋さんも。そういう関係で、非常にここに来て大変な、より大変な時期に来ていると思います。取引される大型量販店などは、消費税とかそういういろんな面にかけてもみんな生産者にかかってくるんですよ、今の現況を見てね。そういうことで、ますます大変な時期に来ると思いますので、そこらのやはり調査をなされまして、やはりもう本当に加工団地も歯が抜けたような感じでやっていますので、そこらの方をもう少し調査なされまして、相談して、やはりいろいろ努力していただきたいと思います。

あと、新商品の振興についてなんですけれども、私も何度となく東京だのに行ってそういう見本市とかなんとか拝見しているわけなんですけれども、私もそうなんですけれども、特に佐藤貞夫議員あたりもやはりよく言われたように、塩竈市に県のそういう開放実験室とか大きい施設の誘致ということでずっと長年言ってきたんですけれども、石巻にはあるんですかね。あと、我々も前は長町のセンター、あそこ協力しているいろいろ商品の開発ということでやった時期もありましたけれども、もう少しそういう意味で何とか塩竈市にそういう誘致していただいて、水産業じゃなく、いろんな加工業者の方がおられますので、そういう手当てはできないものかなと思っております。そこら辺の、そこまでいろいろ話はなかったんですけども、そこら辺の対応を、どういう対応をなさっているか市長の答弁になかったので、お聞かせ願いたいと思います。

また、塩竈再生委員会ですけれども、先ほど市長さんが言われて、この間同僚議員の菊地議員も言いましたように、我々議員は何だったのかというようなことで、先ほど市長さんが言われたように行政側がなかなか行かなかったということで、私もそれでまず理解するんですけれ

ども、やはり市民の方々、我々も井戸端会議で話すんですけども、やはり考え方、我々議員と一緒に、議員は市民の方々の代表者として答弁するので、意見することは一致だと思います。

そこで、市長にちょっとひとつお聞きしたいんですけども、市議会議員の定数問題については協議がなかったのか。減らすとかふやすとかという。それをちょっとお聞きしたいと思います。

あと、職員提案制度についてなんですけれども、すぐれたアイデアが表彰される規定はあるのかということに対して答弁なかったの。そして、やはりそういうすぐれた提案なされた方には、やはりその部署に変わってもらって実力を発揮するという、さっき市長のことはわかるんですけども、やはりそういうやる気のある方は塩竈の市役所にもいると思いますので、そういう検討をしていただきたいと思います。

あと、塩釜地区消防組合、環境組合のあり方については、我々二市三町の議員団で何回となく協議の中において一つ問題出てきたんですけども、この副管理者というのは6名おられるんですか。その中で、一応月々の給料というんですか、そういう手当は出ているわけですね。そうすると、市長して、その管理者して、給料を両方からもらっているということで理解してよろしいわけですか。

我々の会派の中でもいろいろ協議した話なんですけれども、やはりそこらは今からやはり考え直していく方がいいんじゃないかと。やはり組合が本当にその二つあって、その一つで、話を聞きますと、二つ一緒に協議してもやれるような、組合自体のいろんな問題はあるかもしれませんが、やれるんじゃないかなという感じが受けます。そして、議員の手当にしても、やはりここにきてやはり考え直すべきじゃないかなということで、我々の二市三町の議員の中でも大分そのことが論議されて、そのうち多分市長の方にも何らかの形で行くと思いますので、その際はいろいろ協議なされたいと思います。

あと、学校給食の問題なんですけれども、やはりこれも二市三町の議員団において、やはり地場産品を使ってもらいたいと。さっき教育長さんが言われたように、野菜でも有機物とかと、多賀城の米を使うということなんですけれども、なかなか単価的に合わないようで、非常に難しいということが、最終的にそういうことなんです。やはり自分の近くで、例えば野菜でも、米でもつくっている方目に見えるわけですよ。ある程度経費がかかっても、そういう地場産品というんですか、魚にしてもそうですけれども、要はそういうことを今からの行政側としてもやっていかれた方がいいんじゃないかなと。そうすると、どうしても、私もいろいろ学

校給食にやったんですけれども、面倒くさくなって一緒のところに頼んじゃうんですよ、大きいところに。そこら辺、なかなか分担して発注するのは非常に難しいんですけれども、やはり広域行政の中でそういうこともやられたらいいんじゃないかと。

きょうの新聞を見ますと、松山地方では、米ね。やはりあそこの酒造、酒屋さんが、その米の休田を借り切って、自分で使うところの米をやるというような、単価的には高いけれども、やはりそういう安全性、品質改良という形でやっている。そういうことを加味していったら、やはり学校給食の中においても、塩竈市は自校制ですばらしい給食をやっていますので、私も三小時代に、サメのひれの給食をやったこともあります。また、アブラサメの竜田揚げですか。そういうことをやったり、あと、タラの切り身を提供したり、いろいろそういうことを地場産品ということでやるんですけれども、なかなか難しいのは、学校給食がグラム数が決まっていますので、それにグラム数を合わせるというのがなかなか納品業者の方が難しく、その余ったものの処分に困るわけですね。だからどうしても単価的に高くなってしまいうということもありますけれども、そういうことを乗り越えてきたらいいなと思っております。

あと、マリンゲートを中心としたイベントというんですけれども、うちの武田議員がいつも言っていることなんですけれども、この間、利府ゴルフ場でゴルフ大会がありました。たまたま塩竈のすし屋さんに、女子ゴルフなんですけれども、大分ゴルファーが、たまたま塩竈に泊まる方が、仙台に泊まると遠いということで、塩竈のホテルに泊まる方が多くて、そこにやはりすし屋さんとかそういうのが、やはり塩竈はすしがうまいということで、そういうことが来ることによって、やはり地域に効果というんですか、非常に多いんですね。

あと、一回、前に、2年ぐらい前、毎年釣りのイベントをやられているんですけれども、一回、三、四年前ですか。私もちょっとたまたま歩いていたら、マリンゲートのところに、すごく大きいプレジャーボートですか。今まで見たことないようなプレジャーボートがずっと着いていました。それは多分大きな釣り大会があったんじゃないかなと思うんですよ。そういう釣り大会も年に、カジキですか。そういうのもやはり誘致するののも一つの効果じゃないかなと。今度プロ野球球団が来たら、ある一つの片方の社長は、塩竈にはうまいすし屋があるということ公の場所で言っていますので、そういうことも加味すると、そういうことが、イベントばかりでなく、そういう誘致というんですか。

あと、前にも言いましたけれども、前の会派のとき、金比羅さまに行ったら、何でも鑑定団の誘致なんて書いてあるんですね、市のあいつにね。そういう。あと、映画の口ケの誘致とか。

そういうのもかなり経済効果があるんじゃないかと思しますので、そういうことを観光課の方々、よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、市長さんが先ほど、イベントが40、70で110日間あると言われていましたが、前にも言ひましたけれども、下田に行ったら365日イベントらしいです。土曜日曜は観光課は毎日出ていると。毎週。年に60回ぐらいの週末イベントあって、そういう形で、あそこは観光の町ですから、それはそれでいいんですけども、そういうふうに頑張っておられるところもあるということであります。

また、少子化の問題についてなんですけれども、ちょっと私もちらっと見たら、ハッピーバースデイ支援事業ということで、不妊の治療を助成するハッピーバースデイ事業を始めたというんですね。これは大阪の池田市ですか。市内に1年以上居住している夫婦を支援して、不妊と不妊を診断され、第一子の出生のためにやったわけで、体外受精にかかる治療費や検査の一部を助成すると。助成額は15万円を限度に自己負担の2分の1。最初の体外受精実施から3年間、4回まで適用なるということなんですけれども、そういう一つの、人を呼ぶのがあるんですけども、そういう方々に悩んでいる方にやはり助成するののも一つの方法かなと思っております。

では、2回目の質問を終わらせていただきます。

副議長（菊地 進君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 志賀議員のご質問にお答えいたします。

まず、魚市場会計の健全化、これは全く我々の喫緊の課題だということで、先ほどもご説明させていただきました。卸売機関の一元化に向けまして、なお一層リーダーシップを発揮してまいりたいというふうに考えているところであります。

それから、水産加工業界、年間750億円の生産を誇る一大産業であります。本市にとりましても大切な大切な基幹産業であります。こういった水産加工業界の活性化が図られますような各種施策につきましては、先ほどその一端をご説明させていただきましたが、今後、水産物流センター構想の促進でありますとか、そういったところになお一層本市としても努力を重ねてまいりたいというふうに考えております。

そういった中で、開放実験室を誘致してはいかかというようなお話がございましたが、実は、先日、水産研究所の市民開放ございました。私も足を運ばせていただき、所長とたまたま意見交換させていただきました。一番初めに言われましたのは、市長、ここは東北で唯一です

よと。なぜそういうものを活用されないんですかということをおっしゃって、私も大変反省して帰ってまいりました。私に限らず、せっかくこういうある貴重な施設をやはり地域全体で活用するというようなことも大切な課題ではないかということをおっしゃって、関係者の方々にそういうことを申し上げさせていただきました。特に昨今、健康食品ブームであります。健康食品という名前がつくだけでも売れるような状況であります。特に青魚類でありますとか、あるいはフカヒレ、サメですかね。そういったものは非常に健康によいというようなお話がございます。ぜひ本市で扱われておりますそういう製品を加工することによりまして、業績の拡大といったようなことにつなげていくことができるとおっしゃって考えております。

再生委員会の中で市議会議員数の問題、ご質問いただきました。このたびの改選で23議席に減少されたということについては、議会の皆様の見識かなと思っております。そういった中で実りある議論が今後されますように、我々も一生懸命努力を重ねてまいりたいと思っております。定数の大小についてはご容赦をいただきたいと思っております。

それから、職員提案の表彰については総務課長より後ほどご説明させていただきます。

広域事務組合のちょっと副管理者の問題、私、説明が十分でございませんでした。管理者は私であります。それから、副管理者が各首長でございます。首長が4人です。そのほかに会計を監査する収入役が若干名おありまして、それでトータルの数字を申し上げましたので、管理者1名、副管理者4名です。ご理解をいただきたいと思っております。

それから、学校給食の地産地消については、我々もぜひ地場産品を活用いただきたいということではありますが、残念ながら、本市におきましては、野菜系の食材がほとんどないということでは、市域外から求めざるを得ないというのが現状であるかと思っておりますが、なおすぐれた水産品、水産加工品をなお一層地産地消という観点で学校給食に活用しますよう努力を重ねてまいりたいと思っております。

それから、イベント等で塩竈に人が集まるんじゃないかというご質問であります。

カジキ釣り大会、もう既に10回を超えているのかと思っておりますが、昨年も私出席させていただいております。表彰式には、ささやかではあります、塩竈の地場産品のお酒を出させていただいて、表彰式並びに懇親会も出席させていただきまして、塩竈のいいところをPRさせていただいているつもりであります。

同じように、各種イベントの開催につきましても、できる限り、できる限り足を運んできたつもりでありますし、今後ともできます限り私も市民の一人として足を運びたいと考えており

ます。職員にも、市内で開催されるイベントについては職員も率先して参加をしるというようなことを事あるたびにお願いをしております。ぜひ議会の皆様方にもご参加いただければ大変ありがたいと思っております。

その他につきましては担当よりご説明させていただきます。

副議長（菊地 進君） 志賀直哉議員。

14番（志賀直哉君） 先ほど「下田」と言いましたが、「伊東」の間違いでした。訂正させていただきます。

先ほど答弁なかったんですけれども、加工業者の、石油が値上がりしたときのあいつがどうなんだか、そこら調べているのかどうか、連絡お願いします。

あと、先ほどの広域行政の中で、やはり必ずトータル的にずっと計算したら、やはり1,000万円近くの金がそういう形でなっていますので、そこらを今からの検討課題としてやっていただきたいと思えます。

あとは……、一応そういうことでよろしくをお願いします。

副議長（菊地 進君） 市長。

市長（佐藤 昭君） 水産加工業界の燃料の高騰につきましては、イラク戦争の影響でありますかどうかわかりませんが、最近高騰しているということについては私も認識いたしております。そういった中、水産業に従事される方については、燃料税の減免という措置があるようでもあります。残念ながら水産加工業界までには拡大されていないというような実態についても理解をいたしているつもりであります。

その他の部分につきましては、今後の検討課題とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

副議長（菊地 進君） 阿部総務課長。

総務部次長兼総務課長（阿部守雄君） 職員提案制度にかかわる職員の顕彰、表彰にかかわるご質問ございましたので、塩竈市におきましても職員提案制度、制度化しまして、それに基づいて運用しているところでございます。当然採用された提案については、顕彰、表彰するような規定もございます。これまで、例えば全国に先駆けて結構情報関係の整備、設備の整備進んでおりますが、ホームページをつくる際にも職員の提案の中からさまざまな先進地の情報を仕入れながら取り組んできたといういきさつもございます。以上でございます。

副議長（菊地 進君） お諮りいたします。本日はこれで会議を閉じ、明29日定刻再開したい

と思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（菊地 進君） ご異議なしと認め、本日はこれで会議を閉じ、明29日定刻再開することに決定いたしました。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後5時13分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成16年9月28日

塩 竈 市 議 会 議 長 香 取 嗣 雄

塩 竈 市 議 会 副 議 長 菊 地 進

塩 竈 市 議 会 議 員 福 島 紀 勝

塩 竈 市 議 会 議 員 伊 藤 博 章

平成16年 9 月29日（水曜日）

塩竈市議会 9 月定例会会議録

（第 4 日目）第15号

議事日程 第4号

平成16年9月29日(水曜日)午後1時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1及び日程第2

出席議員(23名)

1番	菊地進君	2番	田中徳寿君
3番	武田悦一君	4番	伊藤栄一君
5番	志子田吉晃君	6番	鈴木昭一君
7番	今野恭一君	8番	嶺岸淳一君
9番	浅野敏江君	10番	吉田住男君
11番	佐藤貞夫君	12番	木村吉雄君
13番	鹿野司君	14番	志賀直哉君
15番	香取嗣雄君	16番	曾我ミヨ君
17番	中川邦彦君	18番	小野絹子君
19番	吉川弘君	20番	伊勢由典君
21番	東海林京子君	22番	福島紀勝君
23番	伊藤博章君		

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤昭君	助役	加藤慶教君
収入役	田中一夫君	総務部長	山本進君
市民生活部長	棟形均君	健康福祉部長	佐々木和夫君
産業部長	三浦一泰君	建設部長	早坂良一君

總務部次長 兼總務課長	阿部守雄君	總務部次長兼行財 政改革推進專門監	佐藤雄一君
市民生活部次長 兼環境課長	綿晋君	健康福祉部次長兼 社会福祉事務所長	大浦満君
建設部次長 兼建築課長	佐々木栄一君	危機管理監	芳賀輝秀君
總務部政策課長	渡辺常幸君	總務部財政課長	菅原靖彦君
市民生活部 市民課長	澤田克巳君	産業部水産課長	福田文弘君
建設部 都市計画課長	橋元邦雄君	總務部 總務課長補佐 兼總務係長	佐藤信彦君
市立病院長	長嶋英幸君	市立病院事務部長	小山田幸雄君
市立病院事務部 次長兼業務課長	伊藤喜昭君	水道部長	内形繁夫君
水道部總務課長 兼経営企画室長	郷古正夫君	教育委員会教育長	小倉和憲君
教育委員会 教育次長 兼總務課長	伊賀光男君	教育委員会 教育次長兼 生涯学習センター館長	渡辺誠一郎君
教育委員会 学校教育課長	歌野正一君	選挙管理委員会 事務局長	丹野文雄君
監査委員	高橋洋一君	監査事務局長	橘内行雄君

事務局出席職員氏名

事務局長	佐久間明君	事務局次長	遠藤和男君
議事調査係長	安藤英治君	議事調査係主査	戸枝幹雄君

午後 1 時 開議

議長（香取嗣雄君） ただいまから 9 月定例会第 4 日目の会議を開きます。

本議場への出席者は、第 1 日目の会議と同様であります。

本日の議事日程は、日程第 4 号記載のとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。携帯電話等を持参されている方は、電源を切るようお願いをいたします。

日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（香取嗣雄君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、2 番田中徳寿君、3 番武田悦一君を指名をいたします。

日程第 2 一般質問

議長（香取嗣雄君） 日程第 2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。6 番鈴木昭一君。（拍手）

6 番（鈴木昭一君）（登壇） 私はニュー市民クラブの鈴木でございます。

このたびの平成 16 年度 9 月定例会での質問の機会をいただきましたことに感謝を申し上げながら、通告に従い、佐藤市長初め当局に対し質問をいたします。

通告にあるように、再三にわたる質問を数多くありますので、はっきりした答弁を願うものであります。

まず、市民憲章の制定についてでございます。

この件については、再三ご提言を申し上げており、前市長同様、佐藤市長に対しましても質問をさせていただいております。佐藤市長の答弁では、よく理解をされており、各自治体も制定に取り組んでいる旨をおっしゃっていただきました。市長は、この憲章はすべての行政サービスにかかる費用が税金で賄われているという原点に立ち返り、サービスを受ける市民の立場に立った行政サービスの向上と、その責任を明確に示す内容であり、まさに本市が重点的に取り組んでおります情報公開、行政評価を含めて、行財政改革とも通じる部分でもあり、今後は行財政改革の具体的な取り組みを進める中で、先進事例も参考にしながら、市民憲章のあり方を調査研究していくと答弁されました。

そこで、これまでのどのような調査研究をし、先進事例などを収集されたと思いますが、こ

れまでの進捗についてお聞かせ願います。

次に、児童憲章制定についてでございます。

本件につきましても、市民憲章同様、再三ご提示申し上げておりました。言うまでもなく、1951年5月5日に、日本国憲法の精神に従い、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸せを図るため、この憲章が定められています。そして、児童は人として尊ばれ、児童は社会の一員として重んぜられ、児童はよい環境の中で育てられるとうたっております。また、1959年11月20日には、国連総会において児童権利宣言が公布されました。その他もろもろの権利と自由が明記されております。

私は、そういったことから、塩竈市として独自の児童憲章や児童権利宣言が制定され、市民総参加の児童の権利と安全を保障すべきと提言いたしました。市長の答弁では、21世紀を担う塩竈の子供たちが伸び伸びと健やかに育つ環境づくりを総合的に進めていくため、「のびのび塩竈っ子プラン」の策定を進め、その中でプランと児童憲章との関係を整理していきながら、どのような取り扱いにするか十分に検討しながら憲章の策定に踏み切っていきたいと言明されました。そこで、その後どのような検討を重ねられたのか、その進捗状況をお聞かせ願います。

次に、浦戸一小の廃校舎の活用についてであります。

このたび、児童の減少により、長年子供たちの教育を支えてきた学校が浦戸中学校に移転いたしました。浦戸住民の心情はいかがばかりかとお察しする次第であります。

そこで、廃校になった校舎について、今後どのような活用方法を考えておられるのか、市長のお考えをお聞きするものであります。さきに一般質問でも申し上げましたが、デイサービス事業を行うなど、福祉面での活用なども考えられたらどうかと申し上げましたが、市長はどのような活用を模索されておられるのかお伺いいたします。

次に、一般職員の写真入り名札の着用についてであります。

本件については、これもまた再三質問を繰り返しておりますので、当局の皆さんは耳にたこができるぐらいうんざりしているのではないかと思います。私は、他市町村でやっていることが塩竈市でできないはずがないと思っておりますし、市民の要望が強いだけに、議員である限り、市長がリーダーシップを発揮できるまで言い続けたいと思っております。

しかし、前回の佐藤市長への質問に対し、服務規定で着用を義務づけていないとか、職員の自主性に任せているとか、職員一人一人がまさに市民の皆様にサービスをする主体であるという意識と塩竈市の職員としての誇りと自覚を持ってみずから着用するといった意識の高まりを

期待したいという答弁でございました。また、写真入り名札の導入を含め、さまざまな観点から着用を前提とする検討に入るとも答弁されました。さらには、職員が誇りと自信と市民のサービスに努めるという強い意識で、上からの命令でなく、みずから着手する職場環境がつけられることが市長としての最大の責任とも言われ、今後努力していくと言明されました。しかし、残念ながら現在何らの改善も見ることなく、佐藤市長の思いは全く通じない現況であります。

つまり、市長の言う職員の自主性、職員の一人一人の市民に対するサービス精神、職員としての誇りと自覚がまだ実っていないと思うのでありますが、市長はどのようにお考えかお伺いいたします。佐藤市長が言う「元気です塩竈」、「大好きです塩竈」、「安心です塩竈」の三つのキーワードを掲げ、「日本で一番住みたいまち塩竈」を実現するとの言葉はどういうことでしょうか。

私は、佐藤市長が16年度施政方針でさまざまな方策を提案し、職員の意識の高揚に大いに発揮されていることについては心から敬意を表したいと思えます。そして、地方分権時代に対応する職員の意識改革や政策立案能力の向上を図り、人材の育成に努め、また、市民に対する接遇にも、企画委員が考案した職員パワーアッププログラムを採用し、接遇向上に努め、最良のサービス提供を心がけていくとも言明されました。そういった中であって、さほど難しい問題ではない写真入り名札が実行されない。市長の思惑とは全くかけ離れた感覚が職員の中にあるのではないかと思えてならないのであります。この件については、市長のやる気とリーダーシップが発揮されなければ、幾らいろいろな改革をしようとしても、市長の言う日本で一番住みたいまち実現が言葉だけで終わるのではないかと危惧するものであります。

いろいろ厳しいことを申し上げましたが、失礼な部分がありましたらおわびいたしますが、佐藤市長に期待する市民の方が多いだけに、市長の大きな手腕を発揮していただきたいと願うものであります。市長の誠意ある答弁を求めるものであります。

次に、伊保石公園の2期工事についてお伺いをいたします。

このことについても既に何度か質問させていただいておりますが、第2工区28ヘクタールの整備内容についてご質問します。

前回の質問での答弁では、市内には公式野球場がない。その意味では、青少年の健全な育成のためには、良好なスポーツ環境を創造していくことが非常に大切な重要なテーマであることは認識していると答弁されました。しかし、今現在塩竈市近辺には新たにでき上がった総合運動公園がある。または、加瀬沼公園あるいは周辺の施設整備の状況を勘案して、2期工事の見

直しを図りながら今後の建設を策定すると答弁されました。しかし、私にはこの答弁の意味がよくわかりません。答弁の中での塩竈市近辺の総合運動公園とはどこを指すのか。まさか利府町の運動公園を指しているということなのか。または、加瀬沼公園とは利府町の野球場のことを指しているのか。とすれば、塩竈市としては自前のものをつくらず他の市町村の施設を当てにしているのかどうかお答えをお願いいたします。

私は、今市内のスポーツの現状を見ると、これからの塩竈市を背負っていく子供たちのために、公式な野球場なり、陸上競技場なり、せめて他市町村と同等のものを一つでも設置していくべきと思いますが、市長のお考えを示してほしいと思います。今子供たちは佐藤市長に大きな期待を持っております。市長も、子供たちのさまざまな会にご臨席をし、子供たちの切実な思いをご存じと思っております。どうぞ子供たちの夢を壊さないような、単なる言葉だけでなく、真摯なご答弁をお願いいたします。

次に、玉川小学校の建てかえ事業についてでございます。

平成15年9月の議会でもご質問させていただきました。玉川小学校の建てかえについてであります。この件については、去る8月28日開催した我が会派の市政懇談会での住民の皆様から質問が出たものであります。改めてご質問させていただきます。

前市長は平成16年度に着手すると議会で答弁したわけではありますが、その後、財政難からその答弁を翻し、建設が延期されました。それについては佐藤市長にご質問をさせていただきました。一つには、建設は白紙に戻すのか。また、二つ目には、今後必ず発生するといわれる地震に耐えられるかどうかとお聞きをいたしました。市長は、現在の財政状況では若干延期せざるを得ないし、しかし、耐震化優先度調査は今年度実施すると答弁されました。このような結果を踏まえ、厳しい財政状況ではあるが、優先度の高い耐震診断並びに耐震補強に向けた年次計画を早急に策定し、できる限り早い時期に耐震化できるよう努めると言明されました。そこで、現在どのような進捗状況か、まずお伺いいたします。

次に、先般夏休みに玉川小学校の工事が行われたようでありますが、どのようなものだったのかお聞かせ願います。聞くところによると、屋根部分のモルタルが落下したとのことですが、どの程度のもので、児童に被害がなかったのかお聞かせいただきたいと思います。

先般の我が会派が実施した市政懇談会では、生徒に防災ずきんを持たせているとか、つくらせたとか言われており、ある方は、学校が古いのでいろんなものが落ちてくるので防災ずきんをかぶせて登校させるのではないかという意見が出てまいりました。我が会派としては、防災

ずきんは今後発生するであろうと予想される地震対策上の用意であろうとお答えしておりますが、もう一度教育委員会としてのお答えをお願いしたいと思います。

最後に、市長にお伺いいたしますが、これは玉川小学校学区の住民の皆様方の最大の関心事であります。現在の財政上から、何年後に改築可能なのか、しっかりご答弁をお願いいたします。

次に、市立病院のあり方についてご質問いたします。

昭和20年、敗戦で接收されるはずであった多賀城海軍工廠の附属病院の医療機器を買い入れて、本町の石母田医院内に開業し、昭和22年、現在に移り、24年に条例を制定、市民の健康保持に必要な医療を提供するために病院事業設置と規定されております。自治体病院として果たしてきた役割は、民間で担いにくい不採算の部門、救急医療、小児医療、高齢者高度医療、在宅医療など、また、医師や看護師などの実習、新薬の開発への協力も行ってきた経緯があります。しかし、残念ながら、昭和40年代、60年代、平成10年代に経営危機が発生したのであります。近年もまた、多くの自治体病院同様、経営難に加えて医師不足による大変な危機に見舞われているのが現況であります。そして、毎年のように赤字が発生し、累積赤字額は41億円ともなっており、再生委員会からも存続について提言されているようであります。

また、初日の一般質問で田中議員からも、民営化も考えるべきと質問がございました。しかし、私は、赤字だから公立病院を廃止するとか、民営化するとか、または別な用途に転用すべきとか、議会の中でも議論されているわけではありますが、果たしてそうでしょうか。私は、市立病院は民間では受け入れがたい不採算部門もあえて受け入れる、市民のための病院であると思うのであります。今市立病院は単なる市立病院ではなく、市民のための市民病院であると思っております。

二市三町の医療圏には百数十の医療機関があり、市立病院はなくてもよいのではとおっしゃる方もありましょう。しかし、結局のところ、民間病院では不採算部門とする老人医療等は切り捨てられ、病院を追い出される方も実際にはあるのです。追い出された患者は、施設に入りたくてもあきがない。または高額で入れないなど、また、家庭では面倒見切れない大きな悩みを抱えているのも事実ではないでしょうか。そこに市民のための公立病院の果たす役割は大きいものがあると思うのであります。

そこで、開設者としての市長に伺うわけではありますが、今後市立病院を切り捨てようとお考えなのか。それとも、何としても市民のため存続しようとしているのか、所信を伺います。市

立病院開設以来57年間の歴史と多くの患者の命を守ってきた。今現在、職員が一丸となり、意識改革をし、財政立て直しを進めているのであります。しかし、残念ながら、医師不足、看護師不足なども相まって、経営状況は好転しないのであります。また、残念ながら、先般決算特別委員会で質問した最悪な事例もありますが、しかし、市民が市立病院を頼りにしている患者もいることも事実であります。確かに現在市の財政から不採算の病院を抱えていくのは大変かもしれません。しかし、市立病院だけが赤字ではないはずであります。整理すべき部門はほかにもあるはずであり、市立病院とは性格が違うと思うのであります。市長におかれましては、市立病院は市民の命を守っているということをぜひ認識していただきたいと思っております。

また、市長に伺いたいのでありますが、現在市立病院の患者は市街からの患者が40%とも言われております。そういった意味では広域病院としての機能も果たしておると思いますが、市長はどのようにお考えか、市長初め院長にぜひお考えをお聞きしたいものであります。

最後に、玉川利府線の歩道改修についてお聞きをいたします。

これにつきましては、先般、これも我が会派が実施いたしました市政懇談会において地元の皆様からさまざまなご意見とご要望が出されました。要望が出されたところは、番地で言えば西玉川町2の6から3の21にわたる歩道であります。ご存じのように、この歩道は1メートル20程度の歩道であり、側溝を加えても2メートルの歩道であります。しかし、至るところに民家の駐車場の出入りするところは傾斜がかなりきつくなっており、車いすでは通れない状況になっております。健常者でも、傾斜のため、夜などは転んだりいたしますし、足をくじいたりもいたします。また、雪が降った際には、滑ってよく転んでいる人も見ることがございます。これでは福祉のまち塩竈とは言えるにほど遠い現状と言わざるを得ません。このことについては、平成12年に当時の町内会長が建設部に陳情に行っておりますが、全く取り合わず、現在も手つかずの状況であります。

市長はこの現状を把握して野放しにしているのか、地元住民の声をしっかり聞いて対応するのが佐藤市長の「日本で一番住みたいまち塩竈」を実現する姿勢であると思っておりますが、市長はどのように考えておられるのかお聞きをいたします。今後、そのことにより大きなけが人が出た場合は市の責任ともなるのかと思っております。

以上、責任あるご答弁をお願いし、1回目の質問といたします。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君）（登壇） 鈴木議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず初めに、市民憲章の制定についてのご質問でございました。

昨年9月定例会で同様の質問をいただいております。その際に、私の方からは、議員が引き合いに出されました英国の市民憲章の根本趣旨につきましては、すべての公共サービスは住民の税金によって賄われているということからしまして、サービスを受ける市民の立場に立った行政サービス水準をきちっとお知らせするという意味での市民憲章というものが大変地域全体に大きな目標というものを明示することになるのかと。言いかえれば、先進的な行政評価にもつながるのではないかというような趣旨で、今後検討をさせていただきたいというご答弁をさせていただきました。

その後、県内各市の状況、つぶさに調査をさせていただきました。現在、県内10市のうち、既に7市におきまして市民憲章が制定されておりますが、中身をいろいろ勉強させていただきますと、すべて平成3年以前のもので、どちらかといいますと、市民のあるべき姿でありますとか目標を内容とするものが大半でございました。議員の方からご質問いただきましたような先進的な行政評価といったような内容とは若干異なっているのかなというふうに理解をいたしました。理由は、ほとんどが昭和50年代前後に、国の新全国総合開発計画、いわゆる新全総に合わせまして、最初の長期総合計画を策定する際にどうも市民憲章が制定されているのではないかというようなことを勉強させていただきました。このようなことから、やはり先進的な行政評価的な市民憲章を策定するとすれば、市民の方々のむしろ意見を喚起しながら、市民の方々の総意としてこういったものをまとめていくべきではないかというような理解に達しました。ぜひ今後も、そういった意味合いから、機会をとらえまして市民の方々にこういった問題を投げかけさせていただきながら、今後取り組んでまいりたいというふうに考えているところであります。

次に、児童憲章に関してご答弁をさせていただきます。

ご承知のとおり、本市におきましては、塩竈の子供たちが本当に伸び伸びと健やかに育つ環境づくりを総合的に進めさせていただくということで、「のびのび塩竈っ子プラン」を策定し、現在、「のびのび塩竈っ子プラン」と一体となった取り組みを具体的に進めるため、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の策定を進めているところでございます。14事業ございまして、それぞれの事業につきまして、具体的な数値目標と今後の進むべき方向性を明らかにしてまいりたいというふうに考えております。

この行動計画では、本市が取り組む子育て支援の事業につきまして、すべての事業で目標事業量を設定し、各事業を積極的に実施させていただきたいというものでございます。具体的には、通常保育事業のほか、例えば延長保育、一時保育、あるいはファミリーサポートセンターなど14項目の特定事業について目標を明らかにして、子育て支援機能の充実を確実に推進していこうとするものでございます。本市といたしましては、子供の幸せを第一に考えるという面におきまして、児童憲章と「のびのび塩竈っ子プラン」及び行動計画の精神は全くつながるものではないかというふうに考えております。近々中に特定14事業を含めました「のびのび塩竈っ子プラン」の全容が間もなく明らかにできると思っております。この内容は、児童憲章の意義を十分に踏まえた内容となっております、これこそが塩竈版の児童憲章となり得るのではないかというふうに考えておりますので、よろしくご賢察をいただきたいと思います。

次に、浦戸一小的の廃校舎の活用についてご質問いただきました。

浦戸地域は、今までも潮干狩りや釣り、海水浴あるいはマリンスポーツの場として、また、浦戸イン・ウオークなどの自然散策活動の場として、市内外から多くの観光客の方々にご活用いただいているところであります。この4月から廃校となりました旧浦戸第一小学校におきましては、7月中旬に音楽と芸術のイベントといたしまして島ライブコンサート並びにアートウオーク・オブ浦戸という企画が開催され、雨の中にもかかわらず200名を超える多くの方々にご参加いただき、また、9月18、19日には県内21の勤労青少年ホーム利用者が集い交流し合うキャンプが実施されております。

旧浦戸第一小学校の廃校舎の利用につきましては、地域の皆様方から地域の避難所として活用したいというご意見をいただいておりますので、当面避難所としての確保を図る一方で、このようなイベント等の開催により、島の持つ魅力の発信の場として活用できればというふうに考えておるところであります。

また、少子化等により廃校となっております公立学校、全国で結構ございますが、この10年間で2,000校以上と言われております。中には、廃校となりました学校施設を社会教育施設や福祉施設等に転用し、地域の活性化や地域福祉の向上等に取り組んでいる地域も見られます。浦戸地区におきましては、年々高齢化が進行しておりますので、ご指摘がございました高齢者のための介護保健施設等の設置によって、生活上の不安が解消していくことも重要な課題であると認識をいたしております。そのような点も踏まえまして、今後先進的な事例並びに事業の運営主体でありますとか、施設の管理形態などの研究を行い、また、何よりも地域の皆様方の

ご意見等を賜りながら、こういった検討を全庁的な形で取り組んでまいりたいというふうにご考えておるところであります。ちなみに最近の話題でございますが、先日廃止いたしました保育所跡地をぜひ福祉施設として活用させていただきたいといったような申し出もされているところでもあります。

次に、一般職員の写真入り名札の着用について、もっと市長がきちっとリーダーシップを発揮すべきではないかというご質問でございました。

職員の写真入り名札着用につきましては、平成15年9月定例会でもご質問いただいたところでございますが、残念ながら現在のところまだ正式導入には至っておりません。当時、私といたしましては、現在の名札ですらも着用が定着しておらず、市民の皆様方から苦情が寄せられておりました実態を踏まえ、まずは現行の名札の着用を最優先課題ととらえ、職員の意識づけに取り組んでまいったところでもあります。その後、職員力パワーアッププログラムでありますとか、研修なども通じた職員の意識改革により、私の目から見ますと、職員の現行の名札の着用率はかなり高まっているのではないかと感じております。

また、市民の皆様方からの接遇に関する苦情も若干ではありますが減少してきておりますことから、職員の意識の高まりとともに、接遇も徐々に向上しつつあるのではないかとこのふうにとらえているところでもあります。

私は、写真入り名札の導入につきましても、写真入り名札を職員がみずから着用しようとする一人一人の意識こそが何よりも大切でありますし、そういったことを誇りと自信を持って行うということが非常に肝要ではないかと考えております。

先ほど議員の方から全くというお話がございましたが、実は市立病院の方では既に写真つきの名札を着用いたしておりますし、それぞれの事務所の入り口には職員の写真入りの名札を張り出させていただく等の若干の改革が進みつつあります。こういったことが全庁的に広まる努力を私が率先して取り組まさせていただきたいと思っておりますが、今一部導入に向けた作成作業に着手したところでもあります。パソコンを活用しながらの手づくりということで進めてまいりたいと思っておりますが、まずは窓口部門を最優先に、順次作成を終えた部署から導入してまいりますので、ご理解をお願い申し上げます。

伊保石公園の2期工事についてのご質問でございました。

この件につきましても過日ご質問いただいております。その際にもお答えさせていただきましたが、まずは本市の都市マスタープランの中で、公園緑地の整備目標、平成27年度になって

おりますが、市民1人当たり20平米というものを基準に整備を進めさせていただいております。伊保石公園は今年度に第1期工事38.2ヘクタールが完了いたします。これによりまして、平成16年度末での整備水準、市民1人当たり14平米というふうになります。

第2期工事につきましては、構想段階では、野球場、陸上競技場、テニスコートやサッカー場などの主にスポーツ施設整備が計画をされているところであります。しかしながら、計画策定から既に20年を経過しようとしており、この間、広域都市公園として県の総合運動公園、あるいは、これはぜひご理解いただきたいんですが、加瀬沼公園、これは広域都市公園でございます、本市でも費用を負担させていただいておりますが、そういった公園が近辺にでき上がっております。こういった都市公園とできれば内容が重複しない、あるいはそれぞれの特徴を持ったスポーツ施設を整備していくということが伊保石2期工事に課された課題ではないかというふうに考えているところでありまして、こういった意味で、広域的な利活用などもいただけるような施設整備につきまして、もう一度きちっと計画を立て直しさせていただきたいということを考えております。現在の構想の中で、チャンピオンスポーツからコミュニティスポーツまで幅広く行えるようなスポーツ施設を整備していく方向で検討してはいかがであるかというようなことを基本理念に、いろいろ作業に着手をいたしたところであります。

2期工事の整備時期についてご質問いただきました。

今行政推進計画の見直しを行っているということにつきましては、今議会でも再三ご説明させていただきました。そういった中で、伊保石の2期工事につきましても、いつ着工できて、いつごろまで終了できるかというような見通しを明らかにさせていただきたいというふうに考えているところであります。

次に、玉川小学校の建てかえ問題についてご質問いただきました。繰り返しになるかもしれませんが、ご答弁させていただきたいと思っております。

本市の学校施設は、新耐震設計基準以前、昭和56年であります。に建てられた建物が大半を占めております。棟数で言いますと約6割、面積割合でいきますと約7割がその基準に該当します。児童生徒の安全を考えれば、耐震対策というものは緊急課題であるというふうに認識をさせていただいております。平成16年度は、玉川小学校、第三小学校の2校の耐震診断調査を行っておりますが、夏休み期間中に各学校の建物調査は既に終了し、現在、机上での構造解析を行っているところでございます。年内には中間報告が出される予定でありますので、年明けに耐震補強方法及び概算工事費について議会にお示しできると考えております。中間報告は翌

年度以降の実施計画及び予算を策定する上での重要な判断資料となると考えております。耐震診断調査の最終報告は、調査報告書を取りまとめ、公的機関の耐震診断判定評価委員会による判定が必要で、来年3月となりますので、その診断結果を踏まえて対応してまいりたいというふうに考えているところであります。

次に、先般の玉川小学校修繕工事についてでございますが、経過からご説明させていただきますと、5月25日火曜日の朝に、学校から北側校舎3階ひさしからモルタルがはがれ落ちているとの連絡があり、直ちに危険箇所の応急処置を行い、その後、北側校舎全体を調査いたしましたところ、ひさし部分のモルタル剥離箇所が見られましたので、児童等の安全確保のため、補強工事を実施いたしました。工事期間は、工事騒音、仮設の足場設置が学校の活動に支障とならないよう夏休み期間を施工させていただきました。なお、事故があった月曜日は、運動会の振替休日に当たっており、幸い児童、職員に被害は発生いたしませんでした。

また、防災ずきんについてご質問いただきました。

防災ずきんの準備につきましては、近い将来高い確率で発生が予想される宮城県沖地震に備え、災害から児童生徒の安全を確保するため、本年の7月、市内の全小中学校の保護者に対しまして防災ずきんの準備につきましてのご協力をお願いしたものであります。これは、教室内で地震が発生した場合に、身近にある防災ずきんを着用することによって、少しでも被害が軽減できればという趣旨でございます。児童生徒を災害から守ることが趣旨でございますので、ご協力、ご理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

次に、市立病院の運営についてご質問いただきました。

結論から申し上げますと、市民のかけがえのない健康を守っていくという重大な使命を市立病院が担わせていただいておりますというふうに考えておりますので、今後とも適切な医療が提供できるよう、なお一層努力をいたしてまいりたいというふうに考えております。ただ、残念ながら、議員もご指摘のとおり、公立病院をめぐる環境は大変厳しい状況でございます。卒後医師の臨床研修必修化による全国的な医師不足や医療保険の本人負担の引き上げなど、一連の診療報酬制度の見直しであります。この状況を乗り越えるためには、やはり塩竈医療圏全体でという取り組みで医療のあり方を考えることが大切ではないかというふうに考えており、また、このことにより医師不足や経営難といったような問題の解決につながることにもなるのではないかと考えております。

具体的に申し上げますと、塩竈医療圏の医療機関が相互に連携協力し、効率的、効果的な医

療体制を整えていくことでありますとか、不足している診療科の医師を医療圏として大学に派遣を求めていくといったようなことであります。

こうしたことについては、既に医師会と圏域内の7病院の院長による会議を9月にスタートさせたところでありますが、医療圏唯一の公立病院として、こうした会議におきましても中心的な役割を担わせていただきながら、医療圏全体の連携と交流を通しまして、塩竈医療圏の医療水準が少しでも高められるような努力を重ねてまいりたいというふうに考えているところであります。

次に、市道玉川利府線の歩道改修についてのご質問でございました。

市道玉川利府線、昭和40年代に現在の状況で車道幅員が9メートル、歩道幅員が1.5メートルから2メートルに整備改良の上、完成させ、現在供用いたしているところであります。現在の歩道は、車道から若干高くして、いわゆるマウンドアップとっておりますが、幅員2メートル未満であることから、沿道の宅地への乗り入れは勢い急勾配の取りつけとなり、車いす利用者の通行や高齢者の歩行などに支障が生じるというような結果につきましてはご指摘のとおりであります。

一方、車いすが安全にすれ違うということを考えますと、歩道幅員が2メートル以上必要となりますが、こういった対応策につきましてはかなりの費用と時間がかかります。当面の対応策といたしましては、車いすが1台通れるような幅の歩道と、それから、ご指摘ありましたような宅地部分の急勾配の緩和策というようなものを暫定的に取り組むことによって、地域の皆様方の安全な利用に貢献できるのではないかと考えたように考えておりました、今後調査をさせていただきたいというふうに考えているところであります。

私の方からは以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（香取嗣雄君） 鈴木昭一議員。

6番（鈴木昭一君） どうもご答弁ありがとうございました。

2回目の質問をさせていただきます。

まず、市民憲章の制定については、近隣10市のうち7市が制定をしたということでございますけれども、平成16年4月現在で、日本では600余りの市民憲章が制定されているわけでありまして。私は、やはりこの市民憲章というのはこれからのまちづくりと市民憲章は一つだと思っているんですね。ですから、やはり今現在再生委員会等々でいろいろ今後の塩竈市のことを協議をしているということでございますけれども、やはりその中にそういった市民憲章もその一

つの協議の場として入れて、やはり塩竈市民としての誇りと、やはりそういった気構えを持って進んでいくと。そういった中でのやはり憲章の制定というのが必要ではないのかなと、このように思うわけであります。

非常に市民憲章はそう難しく考えれば難しいんでありますが、実際他市町村を見ると、さほど難しいものはございません。大体先ほど市長が言ったように、昭和60年代前が大体ほとんどでございますけれども、しかし、やはりそれだけ塩竈はおくれていたということであります。

一例を申し上げますと、ひたちなか市というところがあるわけですが、そこにはやはり私たちは豊かな海と緑に包まれた自然の中で、文化の誇り高い、世界に開かれたまちを目指すということをうたっております。そして、一つには、自然を愛し、人に優しい環境をつくる。そしてまた、スポーツや芸術に親しみ、笑顔の触れ合うまちにする。そしてまた、楽しく働き、ともに支え合う家庭をつくる。また、決まりを守り、みんな仲よく助け合う。最後に、未来と世界に目を開き、人と文化の会えるまちにしますというような憲章が制定されているわけであります。

そういった、そのほかいろいろな大体同じようなことでありますけれども、やはり塩竈も、そういった中であって、市民が誇りを持って生活できる、そういったものが必要ではないのかなと、このように思うわけであります。

先ほど市長が言った行政評価とかいろんな中でのことで補えるというようなことでございますけれども、私はそうではないんじゃないのかなと。やはり市民憲章は市民がまちづくりに踏み出す際の自然で素直な第一歩を快く用意してくれる。考えられてくれる。そしてまた、隣人と地域愛を共有することによって得られる、よいまちを前提としている、その個々人の附帯意識のある種の充実感や達成感を変えてくれる可能性がある。そんなことで、ひとつ私はそういった気持ちも持つのも大事ではないのかなと、このように思います。

そういったことで、再度お聞きしますけれども、こういったこと、市民再生委員会も実際にはやっているかと思えますけれども、その中の一つの中の協議の場に入れるのかどうか。それとも、もう現在の中で十分と、たり得ると思っておられるのか、お聞かせをいただきたいと思えます。

それから、児童憲章もでありますけれども、児童憲章も、これはもうかなり古くて、小学校プラン、それで間に合うかもしれません。しかし、果たしてそうでしょうか。私は、やはりそういった子供たち、ここにあるように児童は人としてとうとばれると。そしてまた、社会の一

員として重んぜられると。よい環境の中で育てると。そういったことが今さまざまな問題を浮かび出している、その一つの防止にもなるのではないかなと、このように思うわけであります。

そういった意味で、今虐待や酷使、放任、また不当な取り扱いから守るためにも、何らかの結論を出していただきたいなど。それが塩竈プランのその中だけであれば、なかなか市民が理解しにくいものではないのかなというようなことを考えるわけであります。どうかその辺もう一度ひとつお考えをいただきたいなど、このように思うわけであります。

それから、浦戸一小的の廃校舎の問題でありますけれども、先ほど市長から言ったように、いろんなイベントの中で、介護施設なんかも考えられていると。住民の方からも、ぜひそういった介護施設お願いしたいなというお話も聞きます。結局のところ、島ではできませんので、結局こちらの本島の病院なり、施設に入る以外にない。しかし、そのところに通ったり介護したりするのが大変だと。特に、一つでも島にあれば、行き帰りも楽だし、やはり介護も十分なされるのではないかなというような提言もされておりますので、そういったことも含めて、今後もっともっと従事できるようなひとつ事をご検討いただきたいということでございます。その介護施設については、再度聞きますけれども、どのような考えで、どのような規模をお考えなのかお聞かせをいただきたいと思います。

それから、写真入り名札でありますけれども、市長も今いろいろやられたと。先ほど私の質問から漏れた病院でありますけれども、病院では、これは前の質問でも、病院はちゃんと実施しているというお話をしております。大変いいことだろうと思いますし、やはり本庁でもやられたと。今部課長さんがやっている、そういった手づくりのものでもやはりあったらば、本当に開かれた庁舎になるのではないかなと、このように思うわけであります。

ただ、これまで何年も再三質問しても、なかなか進まないということでは、やはり一議員の提案では職員さんはなかなか動いてくれないのかなと、そんなふうな力のなさを思うのであります。今後、窓口からというようなこともございましたけれども、ひとつぜひそれを全庁にわたって進められるように、ひとつお願いをしたいと思います。

それから、伊保石公園の2期工事、確かに昔とは、前と計画ができたところとは状況が一変をしております。そのことはよく理解をするわけでありますけれども、要約すれば多目的なグラウンドみたいなものというような考えがあるようでありますけれども、しかし、なかなかそれだけでは、それだけでできるスポーツもあるかもしれませんけれども、やはりきちっとした、特に野球などは、そういう野球場なるものがないと正式な試合ができないということでありま

す。

今、皆さんご存じのように、プロ野球会では前代未聞のストライキを執行して、そして、その後楽天とライブドアが仙台に進出するというようなことも言って報道されております。そういった中では、この宮城県もやはりそういった野球熱がもっともっと出てくると思いますし、そのような中でこそ、この塩竈市の公式野球場が立派にでき上がると。できれば、プロ野球の練習場にもなれるような、そういった野球場、そして誘致を図ったならば、最大のまちの活性化になるのではないかなと、このように想定されるわけであります。塩竈でもそういったプロ野球が見られるとなれば、私はかなり違ったものが出ると。そのメリットははかり知れないものがあると、このように思いますが、市長はどのようなお考えかお聞かせいただきたいと思います。

それから、玉川小学校の建てかえでありますけれども、なかなか財政状況大変なようであります。そういった中で、モルタルがはがれてきたと、そこで工事をしたということで、いや、本当にこれ大丈夫かなと。本当にこれから起こるであろう地震に本当に耐えられるのかどうか。父兄、子供たち含めて、大きな懸念を持っております。そういった中で、何とも安全をまず優先をするということから、やはり何らかの形でひとつ予算措置ができないものか。また、ちょっと事業主体が違うわけでありましてけれども、海辺のにぎわい地区の再開発をおくらせても、まず子供たちの安全教育をしっかりして、父母や子供たちの不安を解消する、そのことが一番大事なのかなと。いろいろと事業主体が違うものですから、なかなかそれだけでは済まないとも思いますけれども、やはりそういったまず優先度を決めて、ひとつぜひ市長が言う選択と集中、そういったことも含めて、子供たちの安全をぜひ図っていただきたいなと、このように思っています。そういったことについても、もしまたほかにありましたらご答弁をお願いします。

それから、市立病院のあり方。先ほど最後に40%も他市町村から入院・外来の患者が来ているという事例を申しました。確かにそのとおりだろうと思います。そして、そういった意味では、やはり広域病院にすべきだろうということも必要だろうと。この41億円の赤字、これは大変なものでありますけれども、やはりもっと二市三町で話をして、広域病院として、その赤字をまず一時凍結をしてでも、広域病院としての位置づけをします。そして、二市三町の大きな広域病院としての機能を果たしてもらうのも大事なのかなと。

実は、ある市外のある一議員からお電話いただきまして、やはり市立病院は広域病院とすべきじゃないのかなと。私も地元の議会の中でぜひ提案をしていきたいという議員さんもおられ

ました。そういったこともございますので、ひとつもう一度お考えをいただければと、このように思います。いろいろ二市三町、広域行政をしているわけですから、赤字だけがちょっと大変だろうと思いますけれども、そういった意味での、そういった一時凍結をしながらでも、ひとつ今後の広域病院の進め方があるのではないかなと、このように思います。

それから、最後に、玉川利府線、大変時間なくなりました。これについては、調査研究をとということではありますが、ひとつぜひ、大変よく見ますと難しい工事になるかもしれません。ぜひ調査研究をして、一日も早い解決をぜひお願いしたいなと、このようにお願いして2回目の質問を終わります。

議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 再度のご質問にお答えをさせていただきます。

市民憲章につきましては、昨年の9月定例会で、鈴木議員の方からイギリスの市民憲章、いわゆるシチズンチャーターというんですかね。そういうものを引き合いに出していただきながら、やはりその理念としてはこうあるべきではないかというような意味でのご質問であったと記憶いたしております。その趣旨は、先ほど、繰り返すようではありますが、公共サービスの水準をきちんと市民の方々にお知らせし、市民の方々はそういう公共サービスを楽しむことができるというような相互理解を深めるための市民憲章というような方向にもう既に変わってきているのではないかというようなご質問であったかと思えます。

私も他市の事例を調べましたところ、実態はそうでなくて、市民のあるべき姿や目標を内容とするということで、かなり温度差があるということを改めて認識したということ先ほど申し上げました。だからつくらないという意味ではなくて、いずれこの市民憲章は、当然のことではありますが、議会の承認を必要とする事項であります。ですから、市民の方々ともう少し、その趣旨も踏まえて、どういう市民憲章をそもそもつくるべきなのかということからこれはスタートしなければだめだなという認識を改めてしたということをご説明させていただきました。

児童憲章につきましては、ちょっと見解の相違になるかもしれませんが、ぜひ「のびのび塩竈っ子プラン」、ご一読いただきまして、その内容と憲法でうたわれております児童憲章、我が国の児童憲章との差異というものを改めて我々も確認させていただきたいと思っております。

浦戸一小的の利活用、福祉施設でというご質問でございました。答弁の中で触れさせていただきましたとおり、一小ということに限定しないで、例えば保育所跡地でありますとか、いろいろな施設、使えるものがありましたらぜひにという考え方をお示しさせていただきました。今

のところ、ちょっと公設でということについては全く視野に入れておりませんでした。

それから、名札の着用、引き続き努力してまいりますというか、年内に一定の成果は出させていたいただきたいと思っております。

それから、伊保石公園、決してここの施設をやらないという意味ではなくて、やはり地域のスポーツ愛好者の方々に、この市域の中でそういうスポーツを十分堪能していただくようなことも当然市としての役割だと思っております。ただ、その中で、例えばプロ野球の練習とか、いろいろなお話いただきました。我々も全くそこまでは考えおりませんで、いわゆる子供さんたちが、あるいは朝起き野球というような、そういう野球場という意識でございましたが、この辺につきましても、先ほど触れましたように、市民の方々の意見を集約させていただきながら、どういった規模、どういった内容のものを伊保石公園の第2期工事というふうにするべきかということの議論を喚起していきたいと思っております。

玉川小学校、本当に地震が心配であります。そのために、16年度に耐震調査を実施させていただいております。国の方で成立しております特別措置法によりますと、こういった震災対応の校舎の建てかえについては、一定の補助率のかさ上げもあるようであります。そういった制度を最大限活用することを視野に入れながら、今後取り組んでまいりたいというふうに考えております。

それから、市立病院の広域化のご質問ございました。確かに二市三町でという問題も大きな課題であります。宮城県内で見ますと、各圏域の中核病院としての公立病院というのは実は県立であります。ですから、そういった県立病院と、それから本市のように塩竈医療圏の、あえて中核的と言わせていただきますが、中核的な役割を果たします市立病院が塩竈市独自のということについての矛盾というのは我々も常日ごろ感じておりますが、この辺につきましても機会をとらえている問題提起をさせていただきたいと考えております。

私の方からは以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（香取嗣雄君） 16番曾我ミヨ君。（拍手）

16番（曾我ミヨ君）（登壇） 日本共産党市議団を代表いたしまして、中川議員に続いて、通告に沿って一般質問を行います。

第1点は、介護保険事業に関してお伺いいたします。

一つは、特別養護老人ホーム入所施設が不足しているという問題について伺います。

特別養護老人ホームの待機者の方は年々ふえて、昨年度で289人になっていることが、さき

に開かれました平成15年度の決算特別委員会の質疑でも明らかになりました。この 289名の特別養護老人ホームの待機者はどうされているのかといいますと、入院している方もいますが、そのほかには在宅あるいは療養型施設、老健施設に入所していると述べられました。

しかし、療養型も老健施設も、若干の延長期間はあるものの、基本的には3カ月の基準となっていることも明らかになったと思います。二市三町で平成16年7月現在の療養型の数は267床となっております。療養型施設の受け入れについても、病院との関連を持つ施設であることから考えますと、この点でもふえていく可能性が少ないものではないかと考えるものであります。

私は、この間、脳梗塞により病院に入院している患者さんが、病院からの退院ということで、退院後は特別養護老人ホームに入所を希望したという2世帯の家族の方から相談を受けました。家族の方は、「幾ら探しても、どこの施設も、300人待ちだとか、500人待ちだとか言われる中で、気の遠くなるような話で困っています。何のための介護保険制度なのかさっぱりわかりません。何とかならないのでしょうか」という相談をされたわけでありました。とりわけ、一時的に家族介護についてもいろいろ話をしてみましたが、それぞれ理由があって、本当に深刻な状態だと感じました。この2家族の方は、最近それぞれ別の病院の療養施設に入所することが決まりました。しかし、先ほども申し上げましたように、また3カ月をすればそこを出なければならぬと言っています。このように、他の多くの方も老人ホームに入れないうちに療養型などの施設をいずれもたらい回し状態にされているのではないかとこのことを危惧するものであります。現状のままではさらに深刻な事態が予想されますので、このままでは本人も家族も安心することはできません。相談者が言うておりますように、介護保険料を払っているにもかかわらず施設に入れないうちで、何のための介護保険なのかと言われるように、この状態は、介護保険者である行政の責任が問われていることでもあると考えるものであります。特別養護老人ホームの施設の拡充が必要です。不足している特別養護老人ホームについて、どう対応しようと考えているのか、市長の見解をお伺いいたします。

二つ目に、政府の介護保険見直しの内容と介護保険事業の拡充についてお伺いいたします。

政府は、介護保険全般についての検討と見直しを行う方向で、既に厚生労働省内に介護制度改革本部が設置され、その中での論議が終わり、この秋には厚生労働省案を出すと報道されています。報道によれば、厚生省の見直しというのは、介護サービスの給付費の増大に伴い、このままでは保険財政が破綻する可能性があるため、見直しが必要だというのが前提になってい

るようであります。

具体的に何が見直しの検討になっているかといいますと、一つは、現在40歳からの介護保険料徴収を20歳からの徴収にし、さらに障害保険制度と統合する。二つ目には、現在保険給付費の対象となっている要支援、要介護1などの軽度の給付者の給付の見直しをする。三つ目には、特別養護老人ホームなどの施設サービスについては、ホテルコストとして居住費用や食事費用の負担の給付の範囲や水準の見直しを上げているようであります。

このような見直しが行われるとするならば、国民、市民、利用者、福祉関係者が、安心して介護事業が推進されるどころか、ますます負担が強まり、利用しにくい保険制度になるものと言わざるを得ません。当局では、この介護保険の見直しについてどうつかんでいるのか、また、この見直しについてどう考えているのかお伺いいたします。また、保険者である塩竈市は、今後安心できる介護保険制度の拡充について、どのように取り組もうとして、どう考えているのかお伺いいたします。

第2点は、国民健康保険の医療費の一部負担金の減免についてお伺いいたします。

この医療費の一部負担金の減免は、国民健康保険法第44条に規定されていることに基づいて医療費の一部負担金を減免できることになっております。日本共産党市議団は、5月26日にこの44条に基づいて医療費の一部負担金の減免を行うよう市長へ要望し、また、6月の伊勢議員の一般質問に対しては、当局答弁では、「今後早期に基準の整備を進めていく」と述べてまいりました。既に仙台でも医療費一部負担金の減免をこの10月から実施することになったと聞いております。積極的な対応をすべきと思いますが、まず、塩竈市はいつから実施しようと考えているのか、その見通しについてお伺いいたします。

第3点は、浦戸にかかわっての質問をいたします。

来年、平成17年度4月から、現在桂島の歴史ある浦戸第二小学校を野々島の浦戸中学校のそばに移転し併設にするということに当たって、特に父母教師会から出されている要望書についてお伺いするものであります。

この父母教師会からの要望書が出された経緯については、要望書の中にも述べられておりますように、父母教師会が7月27日付で塩竈市教育委員会への要望に対して、8月9日に教育委員長名での回答では不安を抱いていることから、改めて市長並びに議長に要望を提出したものだと言われております。要望されている6項目について、私の方から市長及び教育委員会への見解を改めてお伺いするものであります。

第1点の校名、校歌を残すことについては、昨日田中議員に対する教育長の答弁は、校名も校歌も残すということでもいいというふうには私は受けとめるのですが、この辺は明確にお答えいただきたいと思います。

第2点は、併設について、特に市長は、市の財政が厳しいということからではなく、子供たちが少なくてかわいそうだから、前向きに改善を図るために行うという、こういう言葉を述べていると。この言葉に偽りがないのであれば、学級編制について複式にならないように、県教育委員会がだめでも、市の予算で教員を配置してほしいと述べています。市長は、昨日の答弁では、よりよい教育環境のために努力していくと述べてきました。教育委員の対応では、複式学級の解消できるかどうかの権限が宮城県教育委員会にあると答えるにとどまっています。県の方からできないと言われているのかどうか、この点についてお伺いします。小学校の複式学級を実質的な複式の解消に向けて取り組むとは、市の予算で教員の配置を行い複式の解消を行うということなのかどうか、この点についてもお伺いします。

第3点は、子供たちの登下校も含めて通学が可能な船の運行の実現について、桂島、石浜、寒風沢までのスクール船という要望がありますが、これまでの回答を見ますと、できないという回答をしています。できないということでこのまま済みますのか、どのように対応しようと考えているのかお伺いいたします。

4点目は、小中一貫校の教育特区を考えてきたが併設校となったとしていますが、一体何を目的に、どのような教育をしようとしているのか。特に学区外からの受け入れも考えているということも述べていますが、その受け入れるための教育方針、目的は何なのかをお伺いいたします。

第5点目は、現状のままでいきますと、今後の入学予定は5年後になるために、市内への通学となった場合、その交通費は市の負担で行ってほしいということでもあります。この点についてはいかがでしょうか。

6点目は、定期的な話し合いの場をつくることも要望されております。つまり私は、皆さんがこういうことを要望しているのは、統廃合のときだけ何度も浦戸にやってきて話し合いをするけれども、その後の子供たちの教育環境を含むさまざまな問題を解消する上では、どうしても今後行政や教育委員会は責任を持って対応すべきものだと考えるからであります。

以上の点について、誠意ある答弁を求めるものであります。

二つ目には、浦戸の振興をどう図るかという点についてですが、今回の学校閉校や併設の問

題は、人口の流出による減少、過疎化などの影響によるものと考えています。浦戸の振興策については、これまでも行政は、住民の要望も取り入れながら、離島振興計画を立てて進めてきているものと考えます。平成15年度から24年までのこの離島振興計画に当たっての概要によれば、離島振興計画では、これまでの生活関連施設を引き続き推進するとともに、住民の自主性、創意工夫を尊重した、豊かな自然環境や水産物、歴史、文化など恵まれた貴重な資源を最大限に生かして、本土と島、島と島などの多様な連携や人的交流を促進し、住民を主体として行政と協働体制を構築して、住民が安心して生活できる島を目指します。

これは県の方針であります。その具体的な方策が四つ述べられていますけれども、やはり自然を生かした創意工夫による島づくり。先ほどもいろいろイベントをやっているということは述べられましたが、私は、そこにある浦戸の固有の財産、住民が持っているノウハウ、無理のない形でその資源を生かして、その資源を媒介にして、外からの力によって振興を図れないものか、もっと検討してみることが必要ではないかと考えているものであります。

その一つとしては、全国の農漁村で、例えばグリーンツーリズムなどの経験が出されています。浦戸のグリーンツーリズム、これは一つの例ですが、固有の財産を生かして振興を図る取り組み、そういう検討をする考えはないのかお伺いいたします。

最後になります。母子・父子家庭に対する日常生活支援事業の取り組みについてお伺いします。

今回、母子・父子家庭に対する医療費の助成に関する条例が出され、医療費の助成対象に幅を持たせる条例が可決されました。大変よいことだと思っております。私は、医療費の助成と同時に、もう一つの母子・父子家庭に対する日常生活支援事業の実施が求められていると考えています。昨年度から名称が母子家庭など日常生活支援事業に変わりましたが、これは平成8年度に国が母子・父子家庭に対する日常生活支援を派遣する事業としてスタートしたものであります。この事業の対象は、母子家庭、父子家庭、寡婦が技能習得のための通学、就職活動または冠婚葬祭や学校行事、病気など一時的に生活援助が必要な場合、生活環境の激変により日常生活に支障があるときに家庭生活支援を派遣される制度であります。

実は私は、3カ月前になりますが、母子家庭であるBさんのおばあさんから相談がありました。Bさんの父子家庭は、小学校5年生、3年生、2年生の3人の子供たちがいます。おばあさんからの相談は、ことし春に本人が脳梗塞になり、これまでやっていた家事などの子供たちの世話ができなくなったために、子供たちは毎日朝夕の食事、洗濯など近所の方に面倒をもら

っていると。介護保険による申請を行っているが、子供の世話などが対象にならずに、当然のごとくサービスの範囲は祖母の分の範囲だけだと言われている。父親は毎日夜8時過ぎまでの仕事。これから先どうすればいいのか困っているという相談でした。相談されて福祉事務所や県に問い合わせをしましたが、このようなとっさのときの支援は残念ながら整っていないことがわかりました。先日その家庭を訪ねたところ、祖母は最近介護保険の認定が要介護2ということで、現在週2回のヘルパーが派遣されているようであります。ヘルパーの派遣は当然祖母の必要とする範囲ではありますが、本当に助かっていると言っています。

もう一つは、数年前のことですが、奥さんが出産後に亡くなりました。この父子家庭になった家庭であります。そのときにも訪ねたとき、生まれたばかりの赤ちゃんをお父さんが抱きながら、そばに2人の子供がいましたが、その姿は今でも思い出されます。このときも、何かできることがあったら、困ったことがあったら何でも言ってくださいと言いながら、このときも具体的な方策を示すことができませんでした。今でも必要だと思っております。

母子・父子家庭世帯の日常の中で困ることは数多くあると想像できます。こうした家庭にある子供たちが健やかな成長を支援することが求められています。そのためにも母子・父子家庭に対する、政府が行っておりますが、日常生活支援事業を一日も早く実施することを求めて、市長の見解をお伺いし、第1回目の質問とさせていただきます。簡潔なご答弁をよろしくお願い致します。ありがとうございました。（拍手）

議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君）（登壇） 曾我議員の何点かのご質問にお答えをさせていただきます。

初めに、介護保険事業についてでございますが、老人ホーム不足にどういうふうにかたえていくのかというご質問でございました。

特別養護老人ホーム入所待機者の増加につきましては、市といたしましても、その解消に向けて取り組んでいかなければならない重要な課題というふうに認識をさせていただいております。現在市内には50床の特別養護老人ホームと200床の老人保健施設及び54床のグループホームが整備され、さらには塩竈地区内で5カ所目の特別養護老人ホーム50床が来春4月利府に開所予定となっております。しかし、待機者数がベッド数の整備に合わない、間に合わないという現状にございまして、限られたベッド数の中、清楽苑を中心とする千賀の浦福祉会におきまして、緊急度により優先的に入所していただく入所基準を作成いたしまして、今年11月から新入所規定による入所判定が行われるということになっております。

特別養護老人ホームが足りないという問題は全国的な問題でもありまして、来年度からの介護保険制度改正案の中でも、通所、宿泊、居住等さまざまな機能を持つ小規模多機能型サービスの創設が示されているところがございます。市内におきましても、来年秋、軽費老人ホームケアハウス、いわゆるケアハウスであります。30床ができる予定となっており、今後高齢者のニーズに合わせた施設サービスの提供が順次図られていくものと期待をいたしているところでもあります。

来年度からの国の介護保険見直しの具体的内容と拡充の取り組みについてというご質問でございました。

介護保険制度施行5年後の見直しに向け、厚生労働省社会保障審議会介護保険部会は、7月30日に介護保険制度の見直しに関する意見を取りまとめました。基本的な視点として、一つは制度の持続可能性、二つ目は明るく活力ある超高齢化社会の構築、三つ目が社会保障の総合化の3点でございます。給付の効率化、重点化、予防重視型への転換、あるいは社会保障制度間の調整の必要性を強調しており、その中で、要支援者の予防給付と要介護者の介護給付の一部を再編成し、対象者や給付内容を見直しした新予防給付を創設するとして具体的な考え方を示されております。

新予防給付につきましては、現行の要支援と要介護1を中心に、介護予防の視点から見直しを行っております。例えば、歩行できるにもかかわらず、不適切な車いすの使用により、次第に歩行不能になりましたり、家事を行う能力があるにもかかわらず、家事代行型の訪問介護サービスを利用し続けることにより、能力が次第に低下し、家事不能に陥るような、いわゆる廃用症候群を予防し、筋力トレーニング、転倒・骨折予防、低栄養予防、口腔ケアなどさまざまなメニューを提供していくというのが内容となっております。軽度者は予防メニューだけで、従来のヘルパー等の介護サービスが利用できなくなるのではないかというマスコミ報道も聞かれているところであります。

いずれにいたしましても、制度見直しによって、これまでの在宅生活に支障が出ることがないように、介護保険外のサービスである高齢者支援事業の導入等も図りながら対応してまいりたいというふうに考えているところであります。

次に、国民健康保険事業について、医療費一部負担の減免の実施について、その後の取り組みについてご質問いただきました。

国民健康保険の医療費の一部負担金の減免及び徴収猶予は、国民健康保険法第44条に規定さ

れており、本市でも国民健康保険規則に対象、申請手続等についての規定をいたしておりますが、制度の運用のためには、減免の範囲あるいは生活困難認定基準などを明確にして公平性を確保するなど例規の整備が必要でございます。一部負担金の減免は、最終的には被保険者全体の負担になりますことから、基準づくりは皆様方に十分理解の得られる内容にしていかなければならないというふうに考えております。このため、具体的な取り組みといたしましては、7月から塩竈地区二市三町の国保担当者と共通の基準づくりのため検討会を行っており、年度内に取り扱い基準を設置し、来年度から実施することを目標に検討を進めているところでございます。

浦戸の学校併設問題につきまして、住民要望にどうこたえていくのかというご質問でございました。

来年度の浦戸第二小学校と浦戸中学校の併設に関連いたしまして、浦戸第二小学校のPTA会長さんから6項目の要望が出されております。その中で、現段階におきまして回答できますもの、現段階ではまだ調整中のものがあることは事実でありますし、昨日教育長の方からご答弁させていただいたところであります。

現段階で回答、お答えできます事項につきまして触れさせていただきますと、一つ目に、中学校は複式学級にしないこと、小学校もできるだけ複式学級を解消し教科担任制にすることという内容であります。まず、教職員の割り当てにつきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第41条第2項に基づきまして県教育委員会の権限に属する事項でありますので、これまで教育委員会当局に対し強く働きかけを行ってまいりました。結果といたしまして、中学校は引き続き単式学級で進めるといようなことで考えているところであります。次に、小学校につきましては、小中学校を併設することによって、空き時間のある中学校教員を活用し、その教員を小学校の授業を兼任担当させることによりまして、実質的な複式学級は解消できるものというふうに考えているところであります。

なお、議員の方から、浦戸の小中学生がかわいそうというご発言がありましたが、私は、浦戸の小中学生によりよい教育環境をご提供できるようにという意味で申し上げたつもりでありますので、決してかわいそうという言葉は使っておらないというふうに思っております。

二つ目は、児童生徒を他の地区から募集するに当たりまして、面接等を行い、厳選なる規定の上で受け入れてもらいたいというお話でございました。

これにつきましては、小規模特認校制度というものがございまして、これを活用する際には、

募集要綱を定め、保護者が特認校の趣旨を十分理解し、小規模校の持つ特色ある環境の中でぜひ子供を教育させたいという意欲のある方々を募ってまいるといふことで対処させていただきたいと思っております。

三つ目には、教育委員会との定期的な話し合いでございます。

これまでも、教育関係者、精力的に地元へ足を運ばさせていただいたと思っておりますが、こういったことがスタート後も、市教育委員会と保護者間との十分な話し合いを行いながら、要望に沿いまして定期的にそういった会合を実施してまいりたいというふうを考えております。

若干のお時間をいただく事項といたしましては、一つは、浦戸第二小学校の校歌と校名を残す問題であります。これにつきましては、在校生のみならず、卒業生の方々からもいろいろ意見が出ているやに聞いております。そういった調整を緊密にさせていただきながら、極力地域の期待にこたえられるような対応をするというふうには私は理解をいたしているところであります。

野々島、桂島間の渡航の運行実施、これにつきましても今いろいろ検討中でございます。

将来、小中学生を市内に変えざるを得ない場合の市営汽船の交通費負担の問題、これらにつきましても、私は積極的な対応が必要であるのではないかと関係者に申し上げておりますので、ぜひそういったことで取り組みたいと思っております。

なお、後ほど、私の説明で足りない部分につきましては教育長よりご答弁をさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、浦戸の振興についてのご質問でありました。

浦戸につきましては、離島という地理的条件のため、特に就職などを機会に若年層の島外への流出が依然として続いております。残念ながら700名というボーダーラインもいずれ割り込むことになるのかなというのを危惧いたしているところであります。こういった中で、浦戸地区の振興に関するこれまでの取り組みということでご質問いただきました。

本土との格差解消を目指しながら、自然との調和、共生というものを十分に配慮しながら、漁港などの生産基盤整備、あるいは島内道路や下水の合併浄化槽による取り組み、さらには漁業集落環境整備事業等の生活基盤の整備、または、公衆トイレでありますとか、巡航船の待合室の整備などを行い、定住人口の確保を目指すとともに、観光客などの交流人口の拡大というものを図ってまいったところであります。

また、高齢化が進む浦戸地区に対しまして、地元島民のヘルパー養成を行うなど、ホームへ

ルプサービス事業を初めとする在宅福祉サービスなどの高齢者福祉策にも取り組み、高齢化社会への不安解消に努めてまいったところであります。

また、最近では、島民の方々の定住意欲が高まり、みずからが交流人口の増を目指した観光農園「フラワーアイランド構想」に積極的に取り組まれているほか、民間主導による海上タクシー事業や、寒風沢島で開催されました島ライブ等のように、地域民間が主体となった新たな取り組みが芽生えていることにつきましては、先ほども申し上げましたとおりであります。

さらに、去る8月には、野々島、桂島で開催されました花火大会におきまして、市といたしましても、市営汽船の60周年記念事業に合わせまして、市営汽船の臨時便を運行し、島民の方々と一体となって、市内の方々が多く訪れて、盛大に花火大会が開催されたというようなこともございました。

議員の方から、島の振興活性化ということですが、これは、島民のみならず、こういう素晴らしい財産、歴史、文化を持っておる島を市内の方々にも数多く訪れていただくと。当然行政もしかりであります、市内の方々に、例えば1年に1回でも2回でも結構です。足を運んでいただくということを心がけていただくことこそが真の離島振興ではないかなというふうに私は考えております。ぜひ職員にもそういった趣旨を徹底してまいりたいと思っておりますし、皆様方におかれましては、機会がございましたらぜひ、タクシーも就航したこともございます。ぜひぜひ足を運んでいただきたいというふうに考えているところであります。

母子・父子家庭日常生活支援事業についてご質問いただきました。

本事業は、平成14年の母子寡婦福祉法の一部改正に伴いまして、実施要綱が新たに定められ、平成15年4月から制度化された事業であり、母子家庭等において、就業や親の病気などの理由により一時的に家事や育児などが困難になった場合に、ホームヘルパーの資格等を有する方を家庭生活支援という形で居宅に派遣し、日常的な生活の援助サービスを行う事業でございます。

一般論になりますが、母子・父子の一人親家庭にございましては、母子家庭にあっては経済的な支援が必要とされ、父子家庭においては家事や育児などの日常的な生活の支援が必要であるとも言われております。母子家庭に対する経済的な支援策といたしましては、児童扶養手当として制度化が図られており、本市におきましても約490人の方々が受給されており、また、母子・父子家庭の両方を対象といたしました医療費助成事業を実施し、母子約490人、父子15人の所帯に助成を行わさせていただいているところであります。さらに、母子・父子家庭で一定の所得に満たない場合には保育料の軽減を行う等、経済的な負担軽減を図るさまざまな施策

を実施しているところでありますが、日常的な生活面での支援サービスの実施には至っていないということについては議員ご指摘のとおりであります。

一人親家庭にありましては、一般の家庭に比べまして、仕事と家事、育児の両立の困難度が高い側面が見られ、例えば残業などで帰りが遅くなる場合など、子供だけで家庭で過ごしている状況があるものと認識をいたしており、そうした一人親家庭の支援は何らかの形で今後対応していかなければならないのではないかなというように考えております。そこで、本市といたしましては、これらに対応するため、平成17年度からの事業実施を進めますファミリーサポートセンター事業におきまして、ホームヘルパーの資格を持つ在宅の方々などの登録を行い活用を図りながら、こうした一人親家庭の生活支援ニーズに対応してまいりたいというふうに考えているところであります。

私の方からは以上でございます。よろしくお申し上げます。

議長（香取嗣雄君） 小倉教育長。

教育委員会教育長（小倉和憲君） それでは、特認校の受け入れ目的ということでお答えいたします。

少人数のメリットはあるわけでございますけれども、ある程度人数の程度の問題もありますので、子供たちに多くの人数というか、その人数の確保、集団生活の維持に必要なのではないかということで児童生徒を受け入れるものであります。

市長も話しましたけれども、これまで、教育委員会としましても、保護者、住民の皆様の説明する際には、基本姿勢としましては、保護者、住民の皆様の要望にこたえて、できるものはできる、できないものはできないとして、正直誠実をモットーとして対話を努めてきたところでありまして、今後とも対話を重ねる努力を続けてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただければと思います。以上です。

議長（香取嗣雄君） 曾我ミヨ議員。

16番（曾我ミヨ君） 2回目の質問をさせていただきます。

深める観点から、一応大変前向きな回答にあった点については、ぜひそういう方向で取り組んでいただきたいということでまず申し上げたいと思います。

一つは、母子・父子家庭に対する支援事業、これはファミリーサポートセンターを立ち上げてやっていくと。ぜひよろしくおしいたいということと、それをぜひPRをしていただきたいということをお願いしておきます。

それから、国民健康保険事業の医療費の一部負担については、今二市三町で協議をなされていると。わかりました。ぜひ来年4月から実施できるように、そしてこれが実施の方向がはっきり決まりましたら、これもぜひPRをしていただくようお願いしておきます。

それで、老人ホームについては、どこの市町村も、国が建設に当たっては予算をつけないとか、絞っているという、そういう現状があるのではないかと。しかし、現実には、特養ホームを求めている人たちがふえていると。市長は、いろいろケアハウスだとか、あるいは千賀の浦の福祉会は逆に言えば入所基準を決めて重度の人から入れていくというようなことでの苦肉の策としてやるということですが、私は、介護保険料の中には、重いか軽いかを判断して入所を決めるよというような規約ではなかったはずなんです、本来は。入ると希望したら入れると。ところが、それがなかなか整備がされないものだから、政府としてはそういった入所基準を設けて判定をしてどうするか決めなさいということのようですが、一つ、介護保険事業が始まると前後して、塩竈でもそうでしたけれども、二市三町でいろいろ考えてきたんです、今まで。特養ホームどうするか。一市だけでは大変なので、そして、今大体一巡をしたんです。一巡をしてきました。先ほど言ったように、実は多賀城市では待機者が今どれくらいいるかといいますと、ことしの7月で154人、七ヶ浜でも62名とも聞いています。全部調べる時間がなかったんですが、いずれもどこのこの二市三町だけ見ただけでも、一定の待機者がいるのではないかと思います。そこがつかんでいるのであれば、それは示していただきながら、できれば今後特養ホームをどうしていくかということの協議を、まず市長を初め、ぜひ検討していただきたいということをお願いしたいわけです。

それから、もう一つは、中間施設のことも言ってきました。先ほど中間施設も200床ありますというようなことのお答えがありましたが、実は、市立病院のわきに土地開発公社が持っている土地があるんだと。それを病院との連携で、何とかこれから高齢化社会に向けて大変になるであろうという段階で、そういう活用も含めて検討できないかということを書いてまいりました。それも、やはりこれから二市三町の協議、先ほどは市立病院の問題も言いましたけれども、やはりそういったことを通じながら、救急医療のこと、高齢福祉のこと、老人ホームのことなども含めて、全体的にこういった状況乗り越えていくというような対応をぜひやっていただきたいと私は思いますので、その辺についてのご回答をいただきたいというふうに思います。

それから、介護保険の見直しについてですが、先ほどグローバルな点での市長からの解説と

どうか、答弁がございましたが、要は、具体的には住民にはどういう見直しがされるんだと、利用者側からすればどういうふうなことになるんだということが一番やはり聞いていて思うことなんだと思うんですね。それで、私は、先ほど20歳まで介護保険料徴収するだとか、あるいは要支援、要介護1などを保険給付から外すだとか、特養ホームは今の利用料のほかに入居費利用だとか、光熱水費だとか、食事だとか取っていくんだよと。こういう見直しのようにいうふうに私は報道で見ているわけですけども、そこで、この間の決算委員会なんかでも問題に、やりとりがありましたけれども、先ほども市長が、予防、あるいは不適切な支援をやることによって、家事なんかをしてあげることによって、体をどんどん弱体化していくというか、弱くしていくと。こういう認識であるとするれば、私は非常に大きな問題があるというふうに思っているんです。

つまり、筋力、歩いて筋力をつける。ダンベル体操。そういうことは、高齢者じゃなくても、私もうんと運動不足ですが、広く国民に生活活動の中で、ちょっと運動不足だとか、そういったことでの支援を広くつくっていくというのであれば、それはいいんですよ。ところが、この筋力トレーニングとか、転倒・骨折予防とか、低栄養改善事業などということで、要介護とか、要支援とか、こういう人たちが外されると。実際には、今じゃあこういう人たちがどういうサービスを受けて希望が持てるようになっているか。私はたくさん見ていますが、「今まで在宅にばかりいたんだけれども、いや、今度は木曜日は、私ね、デイサービスに行けるんです。みんなと顔を合わせてお話をして、食事をして、そして帰ってくるのが生きがいなんです」、「今度は金曜日はヘルパーさんが来てくれるんです」、こういうことでやはり元気になるというか、そういうことではないのかと。

そういった視点と、筋力だとかというのは、これはこれで議論がありましたように相当な経費と相当なマンパワーの指導員とかがなければ、大変な問題も起こしかねないと。私は、そういう介護予防は必要だというふうに言いました。だけれども、今度の介護保険事業で一番問題なのは、そういった国が定めて進めてきたことを、給付費がふえるからといって急回転をしてそれから外すなんていうことがあってはだめだろうと。それで、これを問題にしている大学教授や、障害者団体も含めて、それから全国市長会、それから全国の町村会でも国に対して、これは大変な問題だということで要望書を出しているようであります。

ですから、安易に、市長が先ほどの言った認識で言いますと、非常に全国の市長会が国に出した要望書とちょっと1段ずれるか2段ずれるかわかりませんが、そういうふうにならないの

かというふうに私は心配をするものですから、その辺は十分に、やはり利用者それから福祉関係者なんかも含めて、国が今何を考えているのかということ、そういうことをきちんとつかみながら、十分な意見を聞いて、やはり問題だということであれば、引き続きその改善を求めてやっていくことが必要だと思いますので、この点はよろしくお願ひしたいというふうに思います。その点についてのご意見をいただきたいと申します。

それから、浦戸の学校についてですが、きのうは教育長は、田中議員に対して、校名、校歌は、ただそこが二小がそっちに行くんだから残すというふうに私は聞いたんですが、これからいろいろ議論があるということで答弁されましたので、いずれにしても、父母教師会、住民が望んでいることを、やはり最大限それを受けとめて、残してほしいということをお願ひいたします。

それから、学校の、つまり県の教育委員会からは、中学校は複式にならないようにすると。それはこれまでも同様に補助される。しかし、不明なのは、実質的な複式の解消に向けて取り組む。現在は小学1年、2年生が1クラス、3年、4年が1クラス、5年、6年が1クラスと複式になっている。これを本当に実質的に複式を解消するとなれば、当然6人ぐらいの教師が必要なんだけれども、校長や教頭も含めて入るのかもしれないけれども、私は、もう一段、要するに我々は本当に子供たちによりよい教育をしてあげると申しますから、その責任があります。そう申しますと、例えば小学校のクラスに中学校の先生が行って教えると。じゃ、中学校の先生は小学校の学校の教える免許を持っている人がきちんと県から配置される。あるいは小学校でも中学校の、私は小学校も理科も教えられるけれども、中学校でも英語かそういうものも教えられるという人をきちんと県が保証するということまできちんとやっていかないと、ちょっと女川の学校も併設だそうです。女川の第四、併設だというふうに聞いていますが、そこでは実際には小学校の先生が中学校に行っても、部活をこうやって見ているだけだと。そういう事例も聞いているので、やはり本当に末端の毎日毎日行われる教育がきちんと保証されるようなものでなければならぬ。そこに非常に不安を感じているし、そのことにきちんと市の予算もつけてやってほしいということを強く要望されているものだというふうに申します。

それから、やはり学校はあっちに行ったらいいが、それと合わせてやはり足の確保をしないで、学校だけ建てて併設ですという行政というのはあるのでしょうか。それで、今行きましたら、「いや、浦戸の交通船ね、10年早く夜間までやってもらったら、まだ人口が残っていた」。これはある漁港の人が言うんですが、もう10年遅いんだと。あのときは、あそこから加工屋さ

んに相当来ていたんだそうです。ところが、そういうことがなかなか続けられないために、それから、高校に来たが部活ができない。親は学校に、多賀城高校ぐらいまでだったらいいけれども、もうちょっと遠くなると迎えに行けないので、つまり宮戸の方、あそこまで迎えに行つて、それを熱心に3年続けた人は高校も入れたんだけれども、そういう問題があると。いや、教育委員会は、それは私たちの行政とはちょっと縦割り行政だからと言うんだけれども、私は、教育委員会としても市長としても、そのところをきちんとやはり相互にかみ合わせてやっていかなかったら、何のための併設だと。

それから、今確かにタクシーが出て、非常にこれは、ちょっと経費が高いけれども、助かっています。だけど、野々島にある新しくつくった船だって、それは頻繁に渡船が渡れないことはない。浦戸の船で暮らしている、船というか、船を使って暮らしている人たち言うんですから。だけれども、割と寒風沢と野々島間は非常に安定して、いつ行っても、1分でも10分でもすぐ来てくれるんですけれども、あれぐらいな活用を考えたら、素人ですからあれですけれども、そういった目に見える形での対応も考えていいのではないかというふうに考えます。その点についてもお伺いしておきたいと思います。

浦戸の問題、あと振興については、グリーンツーリズム。パソコンで開いたらいろいろいっぱいやっているようなんですけれども、つまり単日的ないろんな催し物はやっているんだけれども、どうも私も浦戸に通っている方だと思っているんだけれども、見えないんですがね、その単日はそうだけれども、あそこで結局下宿やっている人たちがいっぱいいるんですよ。年齢はあいたにしても、下宿はやっているんですよ。そうすると、あれに浦戸にふさわしい下宿、民宿ですね。あれにやはりきれいな古風な看板をかけさせたり、いろんなことの工夫によって、グリーンツーリズムの実際に外からの人を呼ぶ。市の職員が行け、議員さんも行けということもあるけれども、そういったことで、「よし、今度お客さん来たら、私、手づくりの野菜を出してあげよう」とか、そういった形での取り組みをぜひ行政もひとつ、要するにせつかくこのところに振興計画にいろいろ文言は書いてあるけれども、具体的なこと、これ何をするのかなというふうにしか見えませんが、これは一つの私の本当に小さな提案ですけれども、もっと考えていただけないかということをお願いして、2回目の質問を終わります。

議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 国民健康保険につきましては、先ほどご説明させていただいたとおりでありまして、取り組みの時期から二市三町である程度足並みをそろえてやろうということで取

り組んでまいりました。減免につきましても、先ほど回答申し上げたとおりであります。二市三町である程度地域全体として一定のルールに基づいたやり方をさせていただきたいということで話し合いをさせていただきながら、できますれば17年度からの導入に向けてということでご回答申し上げたと思っております。

それから、介護保険の問題であります。議員から、国の介護保険の見直しが行われているようではありますが、その取り組みの内容について説明してほしいということがございましたから、私は、国の今の取り組みの状況をご説明しながら、制度見直しによって、これまでの在宅生活に支障が来すことのないよう、本市としてはということを申し上げておりますので、誤解だと思います。それはぜひご理解をいただきたいと思います。

それから、学校問題であります。

足の確保、全くそのとおりであります。ことしも浦戸一小を二小に統合いたしました。で、寒風沢の小学生の方、どういうふうにして通っているかという実情をお話しさせていただきますと、寒風沢から野々島まで渡船を利用しまして渡ります。そこに小型自動車が迎えに来ていて、そこから島民の方が野々島の渡船の船着き場まで送っていくと。それから桂島の方に渡って学校に通っているという、そういう形態をとらせていただいております。これらについては、渡船の運転員の方、それから今申し上げましたように陸上を走る部分については島民の方々のボランティア的な活動で大変なご支援をいただいております。

同じように、野々島に小中を併設するということについても、市としての今申し上げましたような一定の考え方はお示しいたしております。ただ、父兄の方からは、できれば浦戸巡航船でというお話でございました。ただ、残念ながら、今のダイヤでまいりますと、学校の開校時間に若干おくれるということで、やはり巡航船をご活用いただく方々にも迷惑をかけられないというようなことがございまして、便数をふやすことについてはなかなか厳しい環境にあります。ということをご説明させていただきながら、何とかそういう島民の方々のご協力で、渡船により通学していただけないかというご提案を申し上げさせていただいております。

先ほど、教育長、できる部分、できない部分と申し上げましたのは、巡航船の便数をふやすということについては、ちょっと今の置かれた環境の中で、ちょっと厳しいんじゃないかという意味合いで申し上げたのかと思っております。

夜間の最終便がもっとおくれた時間があればというご質問もいただきました。先ほど海上タクシーの事例ご説明させていただきましたが、おかげさまで島から高校に通っている方々、部

活で少し遅くなっても、その海上タクシーを活用して、何とか部活もできるようになったと。あるいは、島民の方々が、例えば誕生日でありますとか何かの記念日に市内に参りまして、家族全員で夕食をとって帰る。あるいは、塾に通う小中学生まで出てまいったそうであります。こういった足の確保によって、地域の生活形態が大きく変わるということについては、我々は肝に銘じて、今後こういったことに取り組んでいかなければならないと思っております。

残余の部分については、教育長の方からご回答申し上げてさせていただきます。

議長（香取嗣雄君） 小倉教育長。時間ないから簡潔に。

教育委員会教育長（小倉和憲君） それでは、実質的な学級担任ということですが、これについては、前にもお話ししておりますけれども、中学校の教員を、空き時間がありますので、その教員が算数なり国語なり社会という主要教科において小学校の方に来て授業をする。実質的なそれで、今5・6年の分は5年生の部、6年生と分けて指導できますと。それが実質的な複式学級の解消になると。ただし、教科によっては、やはり音楽とか体育とかそういうものについては、ある程度人数も必要です。

ただし、教員の配置については、今後人事異動との関係もありますので、これらについては今小中学校の校長に人事異動を考えながら県の方に強く両方の免許を持っている教員の配置についてお願いしているところでございます。以上でございます。

議長（香取嗣雄君） 暫時休憩いたします。

再開は3時15分といたします。

午後3時00分 休憩

午後3時15分 再開

副議長（菊地 進君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

22番福島紀勝君。（拍手）

22番（福島紀勝君）（登壇） 福島紀勝です。社会民主党市議団を代表して質問をさせていただきます。

今回も最初は防災対策についてお伺いをしてまいります。

関東大震災から80年以上にもなりますが、この間の我が国の防災対策は、事前の予防医学的な都市の体質改善を後回しにしつつ、事後の緊急医療的な体制整備を優先してきたと言われて

おります。阪神淡路大震災以降の防災を見ても、その事後中心的な体質は変わっておりません。震災後重点的に取り組まれているのは、防災情報システムの整備なり、救急救命ロボットの開発、応急対策マニュアルの整備などで、いずれも事後の備えにかかわるものであります。阪神淡路大震災で多数の命が失われた原因は、きのう中川議員も申されたように圧死などで大半の命が瞬時に奪われたことに示されるように、問題は事後の情報収集や広域の応援体制のおくれなどではなく、その後も各地で発生した震災の被害の状況などからしても、大型建築物、公共物及び各住宅の耐震化や不燃化の建築物であり、震災対策は予防重視と自主防災組織などが大事だと言われております。当市の自主防災組織の状況や、津波、高潮及び水門の開閉判断基準などを具体的にお示しいただければ幸いです。

次は、分別収集の実態と今後についてお伺いをいたします。

環境への負荷の少ない環境型社会システムを目指して努力していただいておりますが、市内におけるごみの総排出量はどの程度でしょうか。一般ごみ、粗大ごみ、直接搬入ごみ、また、一部時価処理ごみ、このように区分されると思います。さらに、一般ごみの内訳では、可燃ごみや不燃ごみ、資源ごみ、その他となっているかと思っております。容器包装廃棄物の数量的なものはどうなっておりますでしょうか。あわせて、容器包装廃棄物の数量的なものにあわせて、特定の分別基準適合物、そして法第2条第6項規定物はどの程度になっているものか。さらには、法に基づいてのリサイクルされる対象の7品目の割合をお願いいたします。そして、昨日の嶺岸議員が質問されましたが、焼却炉等の稼働の状況、そしてダイオキシンとの関係であります。

ごみの量が15年度で2万1,725トンと微増で推移して、焼却炉の延命に大変助かっていると思います。そこで、ダイオキシンですが、焼却炉の連続運転で基準以下のナノグラムを維持してきたと思いますが、月2回の運転停止に向けての低温操作、立ち上げによる低温間のこの時間帯、ダイオキシンの数値はどのように変化しているのかご説明をお願いいたします。

次は、環境対策と現状についてお尋ねをいたします。

塩竈市は、今日まで都市機能が整備され、発展を続けてきました。しかし、今は自然の海岸線も非常に少なくなり、まとまった緑も公園も空間なども限られた場所だけになってきております。大気汚染や水質汚染などが進み、環境面での解決に向けての課題が山積しているのではないのでしょうか。水産加工団地内の処理場付近の悪臭や人畜無形食料品及び農水産加工生産所から発生する臭気等は、塩竈の副産物かもしれませんが、正直悩みの種ではないのでしょうか。加えて、製造、生産、加工所からの粉じん、FRP等への塗装噴霧、船舶塗料の剥離により河

川や海洋への汚染等が挙げられますが、このような箇所からの廃棄物の処理状態等の追跡調査や指導をどのようにされているのかお尋ねをいたします。

次は、各種納税の実態についてお尋ねします。

市税不足の関係で、日夜、土日の休日も返上で収納率向上に奔走しご苦労されている皆さんに感謝を申し上げます。

過般の決算特別委員会にもあったように、滞納繰越額は昨年度より約 2,000万円もの増収であったようであります。長引く景気低迷の影響等で、近年の滞納状況はどのようなケースが多くなっているのでしょうか。督促状を送付されたその後の成果や対応措置及び完納までの差し押さえ等の実態や、取り扱いの実績をお聞かせいただければ幸いです。

最後に、介護予防と拠点整備について伺います。

先ほど質問された曾我議員、隣近所で似たような質問になるかもしれませんが、角度が若干違っておりますので、よろしく答弁のほどよろしくお願い申し上げます。

先月厚生労働省が打ち出した高齢者が寝たきりや痴呆になるのを防ぐ介護予防を充実するため、来年度に約 3,000カ所を目標に介護予防拠点を整備されるそうですが、当局はこうしたことを視野に入れ、今後デイサービスセンターなどをどのように活用されていくお考えでられるのか。また、生活機能の低下する廃用症候群に対する考え方や、要介護状態にならないようにする取り組みなど、さらには栄養改善や体力トレーニングなど、どのように今後進めていくお考えなのか。なお、拠点整備は将来的に中学校単位に1カ所を目指すとも言われております。そして、民間施設を活用した場合の整備にあっては、取り組む市町村に厚生労働省は半分を補助するようですが、具体策などがあればお聞かせをいただきたいと思っております。

これで私の1回目の質問を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。(拍手)

副議長(菊地 進君) 佐藤市長。

市長(佐藤 昭君)(登壇) 福島議員のご質問にお答えさせていただきます。

初めに、防災対策に関するご質問でございました。

議員ご指摘のとおり、本来の防災というのは、都市内に防災機能が兼ね備わっているということが究極の地域防災になるのかなと思っております。今後、本市が進めます道路でありますとか、その他の公共施設整備ということについては、防災機能が兼ね備わるような形のをぜひ計画してまいりたいと考えております。

そういった中で、自主防災組織についてご質問いただきました。

本市では、既に藤倉親交会、楓町町内会、梅の宮町内会、藤倉中央親交会、大日向地区町内会連絡協議会で自主防災組織が結成されており、それらがきっかけとなりまして、今年度に入りましてから、花立町内会、東塩釜町内会、新富新生町内会、芦畔町内会、赤坂中央町内会から届け出がありまして、現在10団体14町内会で結成がされております。本市には157の町内会自治会がございますが、正式の届け出は残念ながらまだ1割弱と、まだまだ組織結成率が低い状況となっております。今後とも、市の方から関係町内会に積極的な働きかけを行いながら、防災研修会等の開催に努めてまいりたいというふうに考えております。

津波、高潮対策の整備状況についてご質問いただきました。

塩釜港全体の津波対策といたしましては、チリ地震津波を契機に、昭和38年から、主に宮城県が事業主体となりまして防潮堤の建設を行っております。貞山地区につきましては、石油基地全面が既に完成しており、未整備であります港橋貞山運河の区域につきましても、平成17年度までに整備が行われる予定になっております。港奥部から北浜地区につきましては、港奥部再開発事業に合わせまして、平成18年度から順次整備に着手する計画となっております。なお、新浜地区につきましては、現在宮城県が国と基本計画について協議を進めていると伺っております。その後の整備になるかと思っております。また、県道仙台塩釜線、いわゆる都市計画道路八幡築港線の高潮対策につきましては、宮城県で整備を進めております街路事業の完成予定が平成20年となっておりますので、その後に津波対策に必要な施設整備を進めるスケジュールとなっております。本市といたしましては、今後ともあらゆる機会をとらえ、県に防災機能強化の一環として事業促進を要望してまいりたいと思っております。

次に、水門等の開閉判断・指導についてのご質問でございます。

現在、塩釜市内で管理している防潮門扉、水門等につきましては、港湾管理者及び建設海岸管理者から委託を受けたもの、あるいは市が独自に整備したものを合わせまして87カ所ございます。これらの防潮門扉、水門等は、津波、高潮の水害から地域の被害を未然に防止するため、注意報あるいは警報が発令された場合に操作を行いますが、短時間での対応となりますことから、市職員が行います箇所、あるいは民間の企業を初め消防団、さらには市民の皆様方をお願いする箇所等々とそれぞれ対応箇所を分けさせていただいております。また、この水門等を操作した場合におきましては、後日報告書を提出していただくこととなっております。今後とも、事前情報の提供でありますとか、防災訓練などを通して、より緊密に連携を図りながら災

害に備えてまいりたいというふうに考えております。

ごみの問題につきましてご質問いただきました。分別収集の実態と進め方ということでございました。

塩竈市内の平成15年度のごみ搬入総量2万8,953トンで、前年比1.6%445トンの増加ということになっておりまして、横ばいでありまして、そのうち、燃やせるごみが75.1%、燃やせないごみが8.3%、それからいわゆる資源物が16.6%となっております。また、ごみの64%が生活ごみで、営業ごみは33.5%、その他災害関連のごみ等が2.5%となっております。粗大ごみは781トンであり、不燃物の全体の32.4%を占めております。小型焼却炉も市内には若干あるようではありますが、実態については残念ながら把握ができておりません。

分別収集し、選別後にリサイクルされた資源物の59%2,608トンが容器包装となっており、本市のリサイクルの分類は8品目となっておりますが、プラスチック製容器包装が34.9%と最も多く、以下ガラス類が26.5%、段ボール16.9%、スチール缶が8.7%、ペットボトルが6.5%、アルミ缶が4.4%、紙の包装容器類が1.9%、紙パックが0.2%という内訳でございます。

こういったごみを焼却します焼却炉の稼働状況とダイオキシンについてのご質問いただきました。

昨日も回答させていただきましたが、やはり清掃工場、連続運転800度Cを保つことによりまして、ダイオキシンの発生量を大幅に削減できます。清掃工場につきましては、現在、4班体制の3交代勤務で800度Cを保つために24時間の連続運転を行っておりまして、ダイオキシン類の発生抑制に努めているところであります。おかげさまで、平成14年度の排ガス高度処理施設整備以降、本来の1日当たり90トンの処理能力も回復いたしております。平成15年度の年間平均稼働1日当たりの焼却量は82.5トンで、1カ月当たり1,832トンということで、ほぼ安定した運転を行っております。

ダイオキシン対策のためには、今ご説明申し上げましたように、初めから、燃やし始めから800度Cで燃やし続けることが必要であります。4週間に1回の定期点検と清掃を入れております。この際は一たん炉をとめます。再度炉を立ち上げる場合には、昨日も回答いたしましたが、A重油を使用しながら、助燃バーナーによりまして排ガスの温度を機械的に800度まで上げるといって操作をいたしております。

数値の測定についてであります。国の定める基準では、ダイオキシンの測定は年1回であります。本市におきましては年2回であります。こういう立ち上げ時には特別測定というこ

とはいたしておりません。ただ、温度を見ながら、なおかつCO - O₂ というデータがありますが、そういったものを計器類でチェックしながら、くれぐれも規制値を上回ることはないような炉の管理を行わせていただいているところであります。

次に、環境対策と現状についてということで、悪臭の問題でありますとか、その他のご質問いただきました。

まず、悪臭の問題であります。悪臭につきましては、本市に寄せられる公害苦情の件数の中では一番多く、平成15年度は苦情総数17件中11件が悪臭苦情となっております。その中で、水産加工団地内におきましては、各工場の施設改善や稼働している工場からの排水を本年度からすべて下水道への接続を行うことが完了いたしました。悪臭防止の施策上は、前年に比較しましてかなり良好な環境になってきているものと考えております。しかしながら、水産加工業がこの地区に集積いたしておりますことから、本市におきましては、比較的住宅地に近い新浜町公園におきまして、1年に1回臭気調査を実施し、引き続き監視を行っているところであります。その他の工場の悪臭につきましては、件数は多くないものの、港町周辺から苦情の申し立てがございました。

苦情のあった場合の対応でございますが、申し立て者が住所氏名を明らかにして申し立ていただいた場合は、直接訪問し事情聴取をさせていただきながら、現況調査を行い、その結果発生源が確認できれば、発生源者に自主的に改善するよう指導を行わせていただいているところであります。さらに、申し立て者の被害が確認され、発生源者が不誠実で改善が行われない場合には、改善勧告、さらには命令等の法的措置をとることといたしております。

粉じん、廃棄物処理の調査・指導についてご質問いただきました。

例えば清掃工場から発生するばいじんとその調査につきましては、硫黄酸化物については年6回、ダスト濃度、窒素酸化物、塩化水素、ダイオキシン類が年2回実施いたしております。

これは、例えば硫黄酸化物が年3回、ダイオキシン類等が年1回ということですが、市におきましては、事の重要性から、国の基準を超えますこういう調査を行っているところであります。例えば平成16年4月から8月に測定いたしました最新の調査結果といたしましては、ダスト濃度が1立米当たり0.15グラムの基準に対しまして、清掃工場からは0.016というデータでございました。同じく窒素酸化物が300ppmの基準値に対しまして100ppmということではほぼ3分の1。塩化水素が1立方メートル当たり700ミリグラムに対しまして、当工場は190ミリグラムということで、この数値も3分の1以下ということでありました。ダイオキシ

ン類につきましては1立米当たり5ナノグラムが国の基準でございますが、6月の測定値では0.31ナノグラムといずれも基準値を大きく下回る数値で推移をいたしております。

F R Pの強化プラスチック船剥離塗料の問題についてご質問いただきました。

こういった剥離塗料などの処分につきましては、事業系の産業廃棄物として事業者の責任のもとで基本的には適正に処理することが義務づけられております。しかしながら、事業者が特定できない場合がございますが、こういった場合につきましては、市と宮城県で協議をさせていただき、状況を十分把握し、基本的には宮城県が処分するという規則になっております。

次に、各種納税の実態についてご質問いただきました。

近年の滞納状況であります。さきの決算特別委員会でもご審議いただきましたように、本市の市税、国民健康保険税、下水道受益者負担金等の収納率をめぐる状況は極めて厳しいものと認識をいたしております。一般会計及びそれぞれの特別会計の財政健全化には、やはり収納率の向上が喫緊の課題でありますので、なお一層の努力を重ねてまいりたいと考えております。

ちなみに市税の滞納状況でございますが、主要税目でご説明させていただきたいと思っておりますが、市税と固定資産税の現年度課税分で比較いたしますと、個人市民税が98.1%、法人市民税が99.3%、固定資産税が95.7%と、市民税に比べて固定資産税の収納率が悪化いたしております。これ原因は、倒産や営業不振、さらには多重債務、失業等々相続に関するものと分析をいたしておりますが、滞納の実態を的確に把握しながら、その解消の取り組みをさらに強めてまいりたいと考えております。

次に、督促状の発送とその後の対応でということのご質問でございました。

督促状につきましては、納期限後20日以内に発送しなければならないという法律の規定がございますので、それを遵守し実施いたしているところでございます。また、滞納処分につきましては、督促状を発送した日から10日を経過した日まで完納しないときには財産の差し押さえをしなければならないとの法の規定であります。それぞれ個人個人の事情等も考慮の上対応をさせていただいているところであります。

次に、差し押さえについてのご質問であります。本市におきましては、平成15年度中新たに、不動産48件 3,200万円相当、預貯金等の債券 103件 400万円相当でございます。合計 151件 3,600万円相当の差し押さえを行わせていただきました。また、裁判所が行う不動産の競売事件及び破産通知に基づきまして、裁判所、破産管財人にそれぞれ滞納市税の配当を求めまして、44件 1億円相当の交付請求を実施いたしております。

次に、介護予防と拠点整備についてのご質問でございました。

議員ご指摘のとおり厚生労働省は、2005年度全国に3,000カ所を目標に介護予防拠点を整備する方針で、既存のデイサービスや民間施設などを改修する費用を補助するため、来年度の概算要求として225億円を盛り込んだと聞いております。拠点といたしましては、中学校区を生活圏とし、既存のデイサービスセンターや公民館など公共施設、民間施設などを活用し、整備に取り組む市町村に対し国が整備費の半分を補助することを検討しているとのことでございます。

本市におきましては、これまで介護保険制度の推進と並行しまして、生きがいデイサービスの実施や痴呆予防教室並びに転倒予防教室、あるいは介護予防講演会の実施など幅広く介護予防事業に取り組んでまいりました。今後の介護保険制度見直しの中でも介護予防が最重点課題となっておりますので、介護予防やリハビリテーション強化の対象となる廃用症候群への対応も含め、厚生労働省の介護予防拠点整備の具体的な通知を受けまして、体力トレーニングや栄養指導が受けられるようなシステムの確立に向け今後取り組んでまいりたいことを検討してまいりたいというふうに考えております。

民間施設への改修費補助のご質問ございました。

デイサービスセンター、市内に5カ所ございますが、本市での介護サービス利用状況の中で、大変需要の高いサービスで、540名もの方々にご利用いただいております。在宅の介護者を必要とする方々が通所して、食事の提供でありますとか、入浴の介助、健康状態のチェックなど日常生活支援を受けており、大変効果を上げているというふうに判断をいたしております。

なお、先ほど申し上げました厚生労働省が介護予防拠点整備に取り組む市町村に対し国が整備費の半分を補助することを検討している件につきましては、今後の状況を見据えながら、先ほど曽我議員にも答弁させていただきまして、今までのようなサービスが受けられるということを前提に検討させていただきたいというふうに考えているところであります。

私の方からは以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

副議長（菊地 進君） 福島議員。

22番（福島紀勝君） 大変ありがとうございました。

まず、防災対策の関係で、幸いにして宮城北部連続地震の場合には、当市は幸いにして避けることができたわけなんです、既に断層として見ておる部分では、まず角田市からいわき市に走る約100キロの既存の双葉断層、そして、二つ目には仙台の国見から県南の柴田町へ走っ

ております約20キロにわたるところの活断層、そして、三つ目には愛子断層で、これが南北に約7キロ。そして、しばらく前から言われております、すぐ隣を走っております長町利府断層と。こういうことで非常に私どもに余り被害がなかったから幸いなんです、今この危機管理監等がそれぞれ土曜日曜大分遅い時間までいろいろご指導いただいておりますが、非常に危険度を増している状況下にあろうかと思えます。

そうしたところで、先ほど説明をいただきました、それぞれの耐震の部分、論じられております耐震診断等々、これもまた大変その建物によってこの診断料が大きな数字になると、こういうことで、なかなか進まないのが実態だと、こんなふうにも言われておりますし、民間にあっては、たった5%ぐらいしか県のまとめでは進んでいないと。こういうような言われ方をしておりますので、ぜひそうしたところに気配りをしながら、ぜひご指導いただければ幸いだなと、こんなふうに思っております。

さて、自主防災組織の関係なんです、大変熱が高まってきたと、こというふうに評価したいなと、こんなふうに思っております。

また、隣接する石巻の部分を見てみますと、全市内、市内全戸で62%がこの自主防災のスタイルとしてできていると、こういうことで、また、私どもと似通った地形なり、そうした昨年あの大きな震災等も見たから、そういうふうに急激に伸びているのかもしれませんが、ぜひ私どもにあっても、そのような対策をぜひ担当部課長初め、ぜひ進めていただければ幸いだなと、こんなふうに思っております。

なお、先ほどの水門の関係、お尋ねをいたしました。

実は、その判断基準というのは、そこに行ってハンドルを握る人間のその判断しかないんです。実は牛生のところは私が管理しているんです。1週間に1度です。これは、私とその基準を求めたいのは、ことしは降水量がないからいいものの、高潮のときには降水量と高潮の潮加減どちらに力がかかるか、それを判断して水門の開閉をしなければならない。もし早目に閉めてしまって、多賀城地区からも来る雨水、流水路を来た場合については床上浸水になってしまうんですよ。そういうところの部分で、もしかするとよかれとしてやっていることが、あるいは間違っって損害賠償請求の矢面に立てられるかもしれないんです。そういう大変判断に苦しむ部分もありますので、ぜひそういうところも、私たち町内でやっている部分、これは3カ所ですか、あるんですが、そういうところもひとつぜひ考慮していただきながら、その辺のご指導をいただきたいなと、こんなふうに思っております。

そして、私どもの地区がちょうどこの牛生棧橋の部分の高潮の開閉弁と、そしてそれのない部分がちょうど私どもの貞山大橋と貞山橋の間が全く未整備、こういふことで、市長には昨年の12月3日の日に3町内から陳情させていただきまして、そして、市長からすぐその時点で県の方、そして仙台東土木事務所の方に連絡をとっていただいた関係でスムーズに陳情活動ができました。当時大変、12月ですので、みぞれ降る中を東土木事務所の方々には大変ご苦勞をおかけしましたが、さっそく私どもの現地調査をしていただきながら、なお、先ほど市長が申されたチリ地震当時の津波の到達の箇所、それをさかのぼって地域の皆さんの昔の場所を知っている方々に6カ所ほど確認をしていただきまして、それに基づいてこの河川なり、あるいはこの港湾の方々の方に連絡をとって、さっそく調査に入っていたと、こういふことで市長には感謝を申し上げ、なお、やはり県と太いパイプで、自分が指導された部下たちが今要職におられて、そういうつながりが功を奏したのかなと、こんなふうにご感謝をしておるところでございます。そのおかげで、地元民の気持ちは若干余裕が持てたかなと、安心の余裕が持てたかなと、こんなふうにお思っております。県道八幡築港線のその進捗状況、19年度、こういふことですので、今あすあさって来るであろうこの部分にあっても、あそこの県道の部分については、高潮で県道まで上がるおそれもあります。そうしたところもぜひお含み置きをいただきながら、今後の対策にぜひお力添えをいただければ幸いだと、こんなふうにお思っております。

なお、この災害の関係にあつては、今それぞれの資格を国の方で求めさせる部分では、防災士あるいは危険度判定士と、こういふことで、一つの講習を30何時間ぐらい受けるようなんですが、約6万円ぐらいかかるそうなんです。そうしたこともこれからそれぞれの職員の方々も何人かはこういふ資格も取っておかなければならなくなるのではないかなと、こんなふうにお考えしますので、ぜひこういふところも参考にいただければ幸いだと、こんなふうにお思います。

それから、分別収集の関係でご丁寧に説明をいただきました。きのうの説明でもありましたが、答弁があつたようですが、月2回、メンテの関係あるいは残廢を引き出す関係で炉をとめると伺っているんですが、その場合、温度をずっと下げなければならないかと思うんです。そして、その作業を終わって、また適温の800度まで上げるに、いろいろな余熱の関係なりいろいろしてやるでしょうけれども、そこまで上げるときの数字が大変ぐあいの悪い数字が出てくるだろうと、こういふふうにお言われているんです。だから、実際にどのような形でそこを測定をして、そのナノグラムを検出しているのか。測定した部分、どのような形で。これは業者に

やらせて、いつ何時というやつがデータとして残っているのであれば、ぜひそういうところも教えていただければ幸いです、こんなふうに思っております。

ごみの減量化、そして、せんだって決算特別委員会に言われたように、資源物の部分については当局の方の管理下にあると。そして、余り金にならないやつはよそのもので持っていかれてもやむを得ないと、罪にもならないと、こういう答弁だったと思うんですが、そういう部分にあっても、それぞれの地域で出される方、そして市民に上手にわかりやすくPRをしながら、啓発活動、これを続けていただきたいなと、こんなふうに思っております。

そこで、ペットボトルの関係について、たしか先日の答弁の中では、1トン1万8,000円、委託にすると1万5,000円程度だと、こういうふうに言われておったかと思うんですが、先ほどのせんだっての新聞の中では、ペットボトルが回収競争激化をしていると。何か中国向けに、オリンピックに向けての形かどうか、大変そちらに持っていかれる部分が多くて、業者が今の流れで、回収して、東京の業者、日本容器包装リサイクル協会、ここが引き取って処理費を払って業者にそれを渡すと、こういうことになっているようなんですが、その前にお金になる部分をごっそり買い占めに來て持っていくと。いい形なのか、その辺は判断に若干苦しましますが、一時的に高く売って、あとは余り使用頻度が少なくなったとき、これもまた今度は通常の業者にこの値段でと、こういうわけで、よしあしもあるかと思いますが、そうしたところの動きなども今後重視していく部分があるのかなと、こんなふうに感じましたので申し上げます。

それから、環境対策の部分で、確かに水産加工団地内の処理場の付近、大分よくなったと言われながらも、まだまだあそこの周囲、大変気になると、こんなふうにも言われていますし、また、排水溝の部分で、その辺の勾配のぐあいあるいは地盤沈下の関係で、大変よどんでいるというか、そういう部分があって、ちょっと苦情も出ておりますので、そうしたところなお目を通していただければ幸いです、こんなふうに思います。

それから、悪臭の関係、これについては、確かに匿名その他の関係で来るかと思えます。せんだっても棟形部長に電話をして、いろいろ手配をしていただきながら対応していただきましたが、実は、出先機関の、出先機関の電話の対応が余り思わしくなくて、それが今度は塩竈市役所に来ると。塩竈市役所の中にも来て、明快な答え、そして苦情を訴えている方の気持ちになかなかみ取っていただけないと、こんなことで、実はせんだって議会事務局の方に問い合わせがあって、環境審議委員はだれだと。こういうことで、じゃあ、だれだれとだれだれだと、

こういうことになったもので電話が来たのかなと、こんなふうに思いますが、悩んで電話をかけられている気持ちを、やはり県の出先機関で、北浜の方にあるようなんですが、そうしたところもぜひ連携を保ちながら、やはり悩みを聞いていただき、そして少しでも気持ちを落ちつかせてあげるような方法をとっていただきたいと、こんなふうに思っております。先日は棟形部長にいろいろお骨折りいただきましたが、その上の部分、大変申しわけないですが、その上の部分です。そういうところにぜひ連絡をとり合いながら、今後の対処方に注意をしていただければ幸いです、こんなふうに思います。

なお、私ども今度電話を受けたときには、できるだけ中身をよくお聞きしながら、所番地と電話番号までお聞きしようと思ったんですが、なかなかそこまでおっしゃっていただけませんでした。大体見当つきましたので、今後來たときには、赴いて、そちらの方と面談をしてみたいと、こんなふうに思いますので、ぜひ当局におかれましてはそんなところも心配り、心配りしていただきながら、よろしく対応方をお願いできればと、こんなふうに思います。よろしく願いいたします。

副議長（菊地 進君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 福島議員のご質問にお答えさせていただきます。

自主防災組織、先ほども回答させていただきましたように、残念ながらまだ1割弱というような組織率であります。お伺いしますと、石巻はもう既に62%というような数字を先ほどご説明いただきました。我々、本当に着実に、内容を充実させながら、一步一步こういった歩みを進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

それから、水門の開閉についてであります。

先ほど私、津波を想定した回答をさせていただきました。警報なり注意報なりというのはあくまでも津波でございまして、議員ご質問の高潮時ということについては回答いたしておりません。

と申し上げますのは、それぞれの場所によってかなり地域差があるということも実情でございまして、そういった実態につきましては、今担当課の方でいろいろ調査中でありまして、また改めまして水門の門扉の開閉の時期等についてご相談をさせていただきたいと思っております。

八幡築港線、一日も早く完成いたしまして、実はこの路線、45号のバイパス的な意味合いも持つのかと思っております。港から直接仙台方面に向かう車はかなり数多く走っておりまして、

朝晩には相当の渋滞が発生しているということについては私も確認をさせていただいておりますので、一日も早く、半年でも1年でも早く道路整備が行われますような働きかけを行ってまいりたいと思っております。

防災士、危険度判定士、大変恐縮ですが、私も不勉強でそういった資格があるということを知っておりませんでしたので、内容、後ほど確認をさせていただきたいと思っております。

それから、ごみ問題であります。なかなかちょっと適切なお説明ができなくて恐縮なんです。2週間に1回ぐらいずつ炉をとめます。炉をとめますと、平常な温度に戻りますので、20度とか30度ぐらいの炉内の温度に下がってしまいます。それをまた800度Cまで立ち上げないと新しいごみを燃やせないという状況になりますので、まずは火をつけるために重油を掛けて、それに着火すると。その時点ではまだ炉内の温度というのは依然として20度とか30度であります。それを800度Cまで上げていくときに、不燃の排気が出ていきます。それを、途中で助燃バーナーといいますが、排気温を800度まで上げるための装置が、今回の改良でつけました。それによって、二次燃焼と言ったらいいんですか、不完全な状態で出てくる排気をさらにそこで燃やして温度を上げて、800度Cにして煙道から出してやるという装置でございます。これは間違いなく2週間に1回そういう形で作業しております。

先ほどご説明させていただきましたのは、そのときにダイオキシンの発生量を測定しているかということですが、測定していません。今申し上げましたように、1年に2回。こういう話はちょっと恐縮なんです。1回の測定でかなり高い費用がかかります。そういったこともありまして、国の基準は炉を運転しているときに1回ということになります。地域の方々に不安をおかけいたしませんように、塩竈の焼却炉の場合は、まず温度チェックをいたしております。800度Cの温度が果たして出ていく焼却後の煙で800度Cに上がっているかどうかというのを測定する温度計はついております。それでまず800度を確認します。それから、もう一つは、一酸化炭素と酸素の関係量なんです。CO-O₂メーターと呼んでおりますが、実は私も不安だったもので、先日工場の方に行きまして、1時間ぐらいそこにつききりで勉強してきたんですが、そういう二つのメーターを見ながら、その二つのメーターの数値が一定以上であれば、ダイオキシンについては十分基準値をクリアできるだろうという経験的な数字であります。そういったもので焼却時のダイオキシンの発生を確認しているという状況にあります。

ペットボトルの処分単価、先日単価については嶺岸議員の方にご説明させていただきました。コスト縮減と言いながら、人件費の縮減でこういった単価差が出てきたわけではありますが、今

後とも安定的な処分ができるような体制づくりになお一層取り組んでまいりたいと思っております。

それから、水産加工団地の悪臭問題になります。

これは、実は我々も深刻な問題として受けとめておりますのは、将来H A C C P対応という問題が出てきましたときに、H A C C P対応であります。これは、単に一つの工場だけでなく、周辺的环境も加味されるわけでありまして。ですから、その対応工場としての認定をいただくためには地域全体の環境問題も一つの判定材料になりますので、そういったことも踏まえまして、今団地関係者と周辺の清掃活動等について、皆さんと一緒にやりましょうというようなことを申し上げ始めたところでございます。

悪臭については、大変不適切な対応があったということを議員の方から教えていただきました。そういったことを問い合わせいただきました市民の方には大変申しわけなく思っております。今後適切な、なおかつ市民の立場に立った親切な対応ができますような職員指導を行ってまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

私の方からは以上でございます。

副議長（菊地 進君） 福島議員。

22番（福島紀勝君） 大変ありがとうございました。

それで、あと、先ほど各種納税の関係についてお尋ねをいたしました。大分詳細にご説明をいただき、なお、私どもが抱えている悩みと申しますと、実は不在地主の関係等が、あるいはいろんな事情でそれが管財人の管理下にあると、そんなことも含めてなんですが、実は今ご当局にいろいろお願いをし、私道整備をさせてもらっておりますが、その一部のところに実は地元の拠出金をもらいたいんですが、そういう事情でどこからもお金出してもらえないところはないと。でも手をかけたいと。こういうところがあるものですから、いろいろ追跡もしていただきましてし、収納の室長等にもいろいろご相談申し上げ、対応策を練ってみました。しかし、実際にそこがそのような形であって、万が一これから、ことしは降水量がなかったから幸いなんですが、今後その場所にあっても、十分に水を含んだ場合、土砂崩れの発生の危険性もあると。こういうところもあるものですから、何とかいい方法で、国なり、あるいは市の方にそいつを押さえていただくような方法、そして、そこにあって土砂崩れの防止に力をかしていただけないかなと、こんな思いを込めながら申し上げてみましたので、いずれまた今後相談にお邪魔させていただきましますので、よろしくお願いを申し上げたいと、こんなふうに思います。

それから、介護予防の拠点整備、これは、将来的にそれぞれの中学校区ごとにと、こういうことで、その場合、私どもの関係では、ちょうどいい場所がこの東部地区にあるのかなと、こんなふうに思ったり、あるいはいい場所が簡単に設置できる箇所があるのかなと、こんなところも心配をしているところでございます。その時期が来れば、またみんなでその協議に入りたいと、こんなふうに思っていますが、実は、この保健センターの方で、いろいろあそこがいい資料がいっぱいあるですよ。これもみんなそれぞれお邪魔をしたり、あるいはあそこから取り寄せたり、そして、あと壱番館の建物の方に行っても、2階に行くと、ちょうどエレベーター上がったエレベーターのところ、エスカレーターの部分等にいろいろ資料があります。大変いいものが結構あるんでないかなと。ぜひああいうものを利用していただきたいし、ぜひ訪れてもらってくるような方法をとっていただきたいなと、こんなふうに思っております。きょうここに2部持ってきておりますが、家庭看護の心構えなり、あとはお年寄りの看護で困ったときはどうするかと、こういうことで、それぞれいい、身近で、そしてわかりやすく記載されている資料等が結構あるようですので、これは企画は健康体力づくりと、こういうところでの出している部分で、いち早くそれぞれの窓口で準備されて置かれたのかなと、こんなふうに見えるところにもこういう心配りがあるんだなと、こんなふうに感心しておりますので、ぜひ私ども、それぞれの機会を通じながらコマーシャルをしていきたいなと、こんなふうに思っておりますので、当局と一緒にそうした運動も押し進めてまいりたいと、こんなふうに思います。ぜひ当局におかれても、我々の注文が多過ぎるかもしれませんが、ぜひ消化をしていただきながら、いい形でお互いに前進をしてまいりたいと、こんなふうに思いますので、今後ともよろしくお願い申し上げたいと思います。ありがとうございました。

副議長（菊地 進君） お諮りいたします。本日はこれで会議を閉じ、明30日定刻再開したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（菊地 進君） ご異議なしと認め、本日はこれで会議を閉じ、明30日定刻再開することに決定いたしました。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後4時12分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成16年9月29日

塩 竈 市 議 会 議 長 香 取 嗣 雄

塩 竈 市 議 会 副 議 長 菊 地 進

塩 竈 市 議 会 議 員 田 中 徳 寿

塩 竈 市 議 会 議 員 武 田 悦 一

平成16年 9 月30日（木曜日）

塩竈市議会 9 月定例会会議録

（第 5 日目）第16号

議事日程 第5号

平成16年9月30日(木曜日)午後1時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 ないし日程第2

出席議員(23名)

1番	菊地 進 君	2番	田中 徳 寿 君
3番	武田 悦 一 君	4番	伊藤 栄 一 君
5番	志子田 吉 晃 君	6番	鈴木 昭 一 君
7番	今野 恭 一 君	8番	嶺岸 淳 一 君
9番	浅野 敏 江 君	10番	吉田 住 男 君
11番	佐藤 貞 夫 君	12番	木村 吉 雄 君
13番	鹿野 司 君	14番	志賀 直 哉 君
15番	香取 嗣 雄 君	16番	曾我 ミ 三 君
17番	中川 邦 彦 君	18番	小野 絹 子 君
19番	吉川 弘 君	20番	伊勢 由 典 君
21番	東海林 京 子 君	22番	福島 紀 勝 君
23番	伊藤 博 章 君		

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

市 長	佐藤 昭 君	助 役	加藤 慶 教 君
収 入 役	田中 一 夫 君	総務部長	山本 進 君
市民生活部長	棟形 均 君	健康福祉部長	佐々木 和 夫 君
産 業 部 長	三浦 一 泰 君	建設部長	早坂 良 一 君

總務部次長 兼總務課長	阿部守雄君	總務部次長兼行財 政改革推進專門監	佐藤雄一君
市民生活部次長 兼環境課長	綿晋君	健康福祉部次長兼 社会福祉事務所長	大浦満君
建設部次長 兼建築課長	佐々木栄一君	危機管理監	芳賀輝秀君
總務部政策課長	渡辺常幸君	總務部財政課長	菅原靖彦君
市民生活部 市民課長	澤田克巳君	産業部水産課長	福田文弘君
建設部 都市計画課長	橋元邦雄君	總務部 總務課長補佐 兼總務係長	佐藤信彦君
市立病院長	長嶋英幸君	市立病院事務部長	小山田幸雄君
市立病院事務部 次長兼總務課長	伊藤喜昭君	水道部長	内形繁夫君
水道部總務課長 兼経営企画室長	郷古正夫君	教育委員会教育長	小倉和憲君
教育委員会 教育次長 兼總務課長	伊賀光男君	教育委員会 教育次長兼 生涯学習センター館長	渡辺誠一郎君
教育委員会 学校教育課長	歌野正一君	選挙管理委員会 事務局長	丹野文雄君
監査委員	高橋洋一君	監査事務局長	橘内行雄君

事務局出席職員氏名

事務局長	佐久間明君	事務局次長	遠藤和男君
議事調査係長	安藤英治君	議事調査係主査	戸枝幹雄君

午後 1 時 開議

議長（香取嗣雄君） ただいまから 9 月定例会第 5 日目の会議を開きます。

本議場への出席者は、第 1 日目の会議と同様であります。

本日の議事日程は、日程第 5 号記載のとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。携帯電話等を持参されている方は、電源を切るようお願いをいたします。

日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（香取嗣雄君） 日程第 1、会議録署名議員の指名をいたします。

本日の会議録署名議員には、4 番伊藤栄一君、5 番志子田吉晃君を指名いたします。

日程第 2 一般質問

議長（香取嗣雄君） 日程第 2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。19 番吉川 弘君。（拍手）

19 番（吉川 弘君）（登壇） 私は、日本共産党市議団を代表いたしまして、一般質問を行います。

まず初めに、台風 21 号被害に見舞われました皆様に心からのお見舞いを申し上げます。

では、通告に基づきまして、1 番目は、小泉内閣による三位一体の改革について、本市とのかかわりで 3 点について伺います。

まず、1 点目ですが、小泉内閣は、国から地方への税源移譲額を示し、その前提として国庫補助負担金の廃止案を全国知事会、地方六団体に示しました。全国知事会での今回の焦点であった教職員給与の義務教育費国庫負担金については、平成 17・18 年度で公立中学校群の 8,500 億円の削減を盛り込み、さらに平成 21 年度までには小学校群も廃止する内容となっております。文部科学省の試算によりますと、40 の道府県では税源移譲の金額が国庫負担金を下回る、このような試算をしております。多くの自治体が財政難に直面しているもとでは、教育予算が削られ、教育水準の低下や自治体間格差が危惧されます。

また、今回の国庫補助負担金の削減には、学校校舎の改修・補修や社会保障関係では私立の保育所運営費や在宅福祉事業費補助金、さらに住宅関係では公営住宅建設費補助や家賃対策等補助が削減される内容となっております。このことによって、本市の場合、学校、保育所、住

宅などの建設・維持管理などに対する財政への影響はどのようになるのか、また、市当局はどう対応しようとしているのかお伺いいたします。

2点目は、生活保護制度の国庫負担引き下げの問題であります。

厚生労働省は、8月5日、財務・総務の両省と地方自治体の代表者で生活保護の国庫補助率についての関係者の会議を開きました。現在の国庫補助は、生活保護の給付費の4分の3を占め、残りの4分の1は地方自治体が負担することになっております。さきの会議では、この国庫補助率を3分の2に引き下げを提案するための関係者会議でございました。しかし、地方自治体の代表からは強く反対を表明されたのであります。本市の決算特別委員会の答弁では、国は来年度は補助率の改定は行わない、このように答えておりますけれども、しかし補助率が改定されたら大変だと思います。生活保護の受給世帯は全国で97万世帯、これは3月時点でございますけれども、このように過去最高となっているのでございます。受給者は139万人で、国民100人に1人の割合となっております。これによる国庫補助金の削減額は約1,700億円を見込んでおります。そもそも生活保護とは、憲法第25条の生存権に基づき、すべての国民に国の責任によって最低限度の生活を保障するための制度であります。国庫補助金の削減がされれば、本市においても大きな財政負担になると考えますが、その負担額は幾らになるのかお伺いいたします。

さらに、国に強く意見を要望していくことも大事だと考えますが、お伺いいたします。

3点目は、三位一体の改革による本市の財政状況について伺います。

三位一体の改革の初年度だった今年度の予算では、国から地方への財政支出では1兆300億円の国庫補助負担金と2兆8,600億円の臨時対策債を含んだ地方交付税の合わせ3兆8,900億円もの削減が行われました。一方、移った税源は4,500億円で、削減額のわずか11.5%にしか過ぎませんでした。このようなやり方では地方自治体の予算が組めない、こういう声が全国から寄せられております。国の三位一体の改革は、今後本市の財政にどのような影響を与えていこうとしているのかお伺いいたします。

市長は、平成15年度を「財政再建元年」と位置づけました。今議会の中で我が党の議員は、総括質疑やさらには決算特別委員会でも財政再建計画を早く提出するよう要望してまいりました。市長は決算特別委員会の中で平成16年度中には準用財政再建団体には陥らない、このように答弁しました。しかし、昨年平成15年11月18日の総務教育常任委員会協議会に示されました財政見通しでは、平成18年度には約23億円、平成19年度には34億円の収支不足が予測され

る、このように報告されております。今後とも準用財政再建団体に陥る、このような危険性はないのかお伺いいたします。

当局では、財政改善計画は12月議会までに提出すると、このように言っておりますが、私はまずは現在の財政状況と今後の財政見通しの資料、この間も議会にはなかなか出てまいりませんでした。これらの資料は、議会に直ちに提出して議論を進めるべきだと考えますけれども、当局の見解をお伺いいたします。

2番目は、コインバス導入などについて伺います。

バス事業は、高齢者の移動手段の確保など、鉄道とともに交通政策やさらにはまちづくりに位置づけられ、このような流れは世界の大勢になってきております。これまで我が党市議団は、敬老バスの導入やさらには商店への買い物のためのバスの導入など提案をしてきた経過がございます。以下、3点について伺います。

1点目は、第4次長期総合計画の策定に当たって、平成12年4月の全世帯アンケート調査で回収された1,513件の中で、公共交通の項目のバス関連では79の意見が寄せられております。

「バスの本数をふやしてほしい」、「バスも通らない」、「まちのバス停にはベンチと屋根をつけるべきです」、「バス利用者はほとんど老人ですよ」など、多様な要望が寄せられております。本市は、狭い地域ながらも東北一の人口密度で、しかも坂道など傾斜地が多い地形となっております。高齢者も22%を超え、3年後の平成19年には24.3%、4人に1人が高齢者、このような予測となっております。病院や医院などへの足の確保、さらには市民の通勤・通学とともに各施設や公園への外出支援など、要望も多岐にわたっております。市としては、これらのバス関連の要望に対してどのような交通の課題があるのかお伺いいたします。

2点目は、今回8月末の民生常任委員協議会に示された市内循環バスを100円均一料金でここの12月から6カ月間試行運転すると報告されました。しかし、問題は、利用者が思うほど伸びない場合はもとに戻すことなども想定している、このように述べていることでもあります。私は、試行だけで終わるのではなく、今後低料金で運行されることによって市民の足の確保が保証されることに期待するものであります。当局は6カ月間の試行期間に当たって、どのような留意点を踏まえて、実施・実現に当たっては何が大切なのかお聞かせください。

3点目は、市内循環バスが通っていない大日向町や母子沢地域など、空白地域への対策及び高齢者の病院・医院・福祉施設への足の確保としての支援策はどのように考えているのかお伺いいたします。

3番目は、市長の行革についてお伺いいたします。

1点目は、憲法第92条には「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて法律で定める」と、このように述べられ、これを受けた地方自治法では自治体の役割として、「住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする」、このように定めております。

そこで、お伺いいたしますが、佐藤市長はどのような行革を目指すのかお聞かせください。

2点目は、小泉政権は構造改革なくして日本の再生はない、このように叫んで成立した政権でございました。この小泉構造改革は、市場優先で市場万能の理論を前提にしているためにこれまで公共で行ってきた事業についても公共主体ではなくて市場、民間主体へと転換を進めております。これは新自由主義とも呼ばれております。国においては、昨年指定管理者制度の法律をつくりました。今後公務員や委託されていた業務に株式会社を含む民間団体も行うことができ、このことによって50兆円もの市場が生まれると言われております。これもNPM行革の一つと言われております。

一方、地方自治体においてはこのNPM行革は官から民へという考え方に基づいて行政が進められて、このように進めているところもでございます。小泉政権の構造改革、地方分権の政治手法を用いたこのNPM行革、ニュー・パブリック・マネジメント行革、すなわち新しい公共型の維持管理の行革、または新自由主義とか脱公共化行革、このように呼ばれております。本市においては一昨日の田中議員の質問に対して、市長は、民間活力の導入ではすべての事業をゼロベースで見直して進める、このように述べております。私は、このことによってこれまでの事業の廃止、見直しが大きく進められるのではないかと危惧するものでございます。また、聖域のない行財政に取り組み、事業に当たっては予算の重点配分での選択と集中で行う、このように市長は答えております。私は、主権者としての市民のニーズにこたえにくくなるのではないかと思うのでございます。

また、市長は、改めて事務事業を総点検して、指定管理者制度に基づいて民間活力でより一層の公共サービスを行う、このように述べております。これは官から民へという立場ではないでしょうか。また、平成15年度は10%の事務事業の削減を目指した。私は、福祉、民生費、教育など機械的に一律カットはすべきではないと考えるものでございます。さらに、職員の削減では、平成10年度から進めてきた5%に加えて、5年間で100人を目指すと、このように述べております。私はどのような分野で職員を減らし、また財政の見通しのかかわりではどうなの

か。そして、議会にその根拠を示すべきだと考えます。

自治体研究者の新藤氏という方は、日本のNPM行革の特徴と問題点について次の五つにまとめております。

第一に、NPM導入の最大の動機が財政改革であり、国家・自治体の支出の削減、効率化が目的であること。第二は、トップダウンによる予算、職員、組織の重点配分、すなわち選択と集中、これを行うこと。第三は、市民の主権者としての視点が極めて弱いこと。そのために効率化と選択と集中の政策を採用すると公共部門への企業経営的手法が認められてしまうこと。第四は、日本のNPM、公共経営として競争原理の導入、業績・成果の評価、市民への公開、市民参加、行政組織の分権化、現場への権限移譲、これらの内容が四つの手法で混在していること、このように述べております。第五は、財政効率化とトップダウンと競争原理の行政改革は、これまでの中曽根臨調行革と比べてより強烈的な緊縮財政をもたらすものの、従来の減量経営がもっときつくなっただけではないかと思われ受けとめられていないこと。以上の五つにまとめております。

このようなNPM行革に対して、市長の見解を伺うものでございます。財政問題で今議会の中で議論になったのは、議会と塩竈再生委員会とのかかわりでございます。再生委員会から来年度の予算に組み込まれるようにと中間提言が市に提出されました。市当局は再生委員会に対して単なる提言だけでなく、提言がどのようにその後行われているのかチェック機能も持たせております。一昨日、市長は、再生委員会と当時の議会財政調査特別委員会のまとめが重複して認識は一致していると、このように述べました。再生委員会は市民参加型と言いますが、構成人数はわずか22名で、しかも半数は市長の推薦人でございます。市長は行政と議会は車の両輪である、このように言っておりますけれども、実際には再生委員会の方に重きがあるのではないかと思いますけれども、市長の見解をお聞きいたします。

4番目は、国保税の4年間連続値上げの問題について伺います。

国保加入者にとっては、年金、さらには所得の引き下げ、一方医療費や介護保険料の負担増の中で平成16年度に国保税が平均10.3%引き上げられました。当局の4年間連続値上げの根拠は、平成19年度まで20億円もの予想される赤字とさらに平成20年度には県一本化になる、そのための赤字解消、これが理由でございました。しかし、ことし7月の国保財政の見通しの修正が出されました。10.3%の値上げ分の増収があったものの、平成16年度から19年度までの4年間で20億4,700万円の赤字が何と7億4,100万円の赤字に大幅に下方修正されたのでございま

す。この間、議会においては国保税の値上げの審議はこの間出されたこれらの見通しの全く違っていた資料でもって議論を行ってきたのでございます。なぜこのような見通しの大幅な違いがあって下方修正となったのかお伺いいたします。

また、議会と市民に対するこのような資料の違い、大幅な見通しの違いを納得のいく形で説明責任を果たすべきだと考えますけれども、どのように果たそうとしているのかお伺いいたします。

また、平成20年度から県一本化になるという国の方針は、現在どのようになっているのかお伺いいたしまして、以上で第1回目の質問を終えさせていただきます。

ご清聴どうもありがとうございました。（拍手）

議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君）（登壇） 吉川議員のご質問にお答えをさせていただきます。

初めに、三位一体の改革につきまして、何点かご質問をいただきました。初めに、補助金削減案等につきましてのご説明をさせていただきたいと思っております。

全国知事会がまとめました 3.2兆円の補助金削減案の本市への影響についてのご質問でございました。全国知事会や全国市長会など、地方六団体の合同により平成17年度及び平成18年度に廃止し、税源移譲すべき国庫補助負担金を提示しており、その合計は施設整備補助金も含め約 3.2兆円となっております。例えば、施設整備事業の中の公営住宅などにつきましては、住民生活に直結するものであり、また、短期間に多額の財政負担を生じるものでございます。本市では平成15年度から梅の宮住宅の建てかえ工事を施工中でございますが、平成15年度では事業費が約1億 5,000万円、うち国庫補助金が 7,150万円とほぼ2分の1を占めております。このため、補助金削減の対象とする前提といたしましては、施設整備事業の円滑な執行が確保されるような地方財政措置、例えば地方債制度でありますとか地方交付税措置を通しまして財政負担の平準化が図られるといったようなことが、こういった制度を導入するとすれば絶対に不可欠であるということを考え、いろいろな機会をとらえまして国の方あるいは県の方に要望させていただいたところであります。義務教育費、保育費につきましても全く同様の考え方でございます。

また、生活保護費の補助率の引き下げにつきましては、前年度におきましても国庫負担率を4分の3から3分の2へ引き下げしようとする動きがあり、国から地方への負担転嫁に過ぎないものであるとして、地方からは大反発が起きたところであります。そもそも生活保護費は、

健康で文化的な最低限度の生活を全国一律に保障する重要な役割を担っており、今回の地方六団体共同による改革案におきましても、差別なく格差なく国による統一的な措置を行うべきものとして国庫補助負担金削減の対象外ということにいたしております。本市におきましても、景気の低迷や高齢化の進展の中で生活保護費は年々増加を続けており、平成16年度予算におきましては約10億円の生活保護費を計上いたしております。このうち7億5,000万円が国庫負担金でありますので、仮に4分の3から3分の2への補助率引き下げが行われるといたしますと、約8,000万円もの影響を受けることとなります。このような削減は、地方の裁量権を何ら拡大することのない単なる負担の転嫁でありますので、宮城県市長会、全国市長会などの場を通しまして絶対反対の立場を貫いてきたところでありまして、今後ともそういった声を上げてまいりたいというふうに考えているところであります。

次に、三位一体の改革による本市財政への影響についてでございます。

本市の財政は、市税の大幅な減少の中で大変厳しい運営を強いられております。昨年11月に取りまとめいたしました収支見通しによりまして、市税の減少傾向や扶助費、繰出金の増加が今後とも続くとした場合には、平成19年度までに約35億円の累積赤字が生じるであろうというような見通しを報告させていただきました。また、平成17年度以降の三位一体改革の姿もいまだ不透明な状況にあります。2004基本方針には、財源移譲として3兆円を目指すことが明記されておりますが、地方六団体では平成16年度に行われた1兆円規模の国庫補助負担金の削減に見合う税源移譲は、この3兆円の税源移譲とは別途実施すべきものとの見解でありまして、しかしながら、前にも述べさせていただきましたとおり、国におきましてはこの3兆円の中に16年度分が含まれるとの見解を示しておられます。16年度分が含まれる場合には、地方への税源移譲の総額は大きく減少することとなり、ひいては地方交付税にも大きな影響を与えるものであります。このように、極めて流動的な要素の多い中で財政の見通しを得ることは大変な困難であります。まずは今後の行財政改革の指針となる新たな行財政改善計画を策定することが不可欠と考えております。

あわせて、今後取りまとめられる三位一体改革の全体像策定の動向を見きわめながら、できるだけ早期に財政見通しを明らかにしてまいります。

次に、コインバス導入につきまして、何点かのご質問をいただきました。

市民のバス事業への要望と課題をどのように取り組んだのかというご質問でありました。

市民のバスへの要望と課題についてでございますが、長期総合計画策定時のアンケートの中

では、路線の拡充でありますとか便数の増加についての要望、意見が多く出されました。

これまでの本市の対応についてでございますが、市内循環バスにつきましては利用者が比較的集中する11時台の増便や東塩釜駅への新たな乗り入れなどを実現したところであります。また、市中心部の活性化などを目的に、北部団地と市中心部、魚市場、埠頭のある港町を結んでいる清水沢団地線がありますが、国の補助制度の大幅な見直しによりまして運行継続が危ぶまれましたが、必要な路線という認識のもと、市が一定額を補助し、継続維持を行ったところであります。さらに、本市を中心として近隣市町の多賀城市、七ヶ浜町、利府町を結んでいる路線につきましても、二市二町で協力して補助を行い、市民の足の確保に努めたところであります。

また、高齢者対策として、バス停に屋根までは無理としても、いすを設置してはどうかというようなご質問でございましたが、一部尾島町に屋根付きのバス停を設置いたしました。いかなせん道路事情でありますとか歩道の幅員狭小等により安全対策上設置がなかなか進まない状況にありますが、引き続き検討させていただきたいと考えております。

100円バスを成功させるためにはどういったことが重要であるかということのご質問でありました。

やはりバスが市民の移動手段として大変大きな役割を果たしているということにつきましては、全くご説のとおりかと思っております。今後 100円バスを導入し、これを定着させるためには、何よりも利用者増加対策が肝要であります。PR等も最も重要になるかと思ひますし、全世帯への時刻表配布やあるいは公共施設・関係機関での時刻表設置、さらにはバス事業者にもお願いいたしましてバス内や停留所へのお知らせ広告などもあわせて進めていくべきではないかと考えております。

利用者増の対策として、今、目安としては20%程度の増加があれば十分に採算性というものが見込めるような状況になるのではないかとといったような期待を持ち、問題、課題の把握に努めてまいりたいというふうに考えているところであります。

空白地帯へのバス路線の拡充ということについてのご質問でございます。

今回の循環路線のワンコイン化は、あくまで試行ということにとりあえずは取り組ませていただきたいというふうに考えております。その経過や結果を見て今後の方向性を検討してまいりたいというふうに考えております。試行後の結果の分析には、交通事業者に関係する方々あるいは利用者側の方々にも参画をいただく協議会などの設置も検討させていただきながら、い

ろいろな角度から分析し、将来のこの塩竈都市内の公共交通体系のあり方もひっくりめまして検討を行ってまいりたいというふうに考えているところであります。

行政改革の取り組みにつきましてご質問いただきました。

目指すべき行政改革の姿ということでございます。繰り返しになりますが、本市の行財政改革、昭和60年度に行政改革大綱を策定し、その後行財政改善推進計画、さらには平成13年度に準用再建団体転落回避のための財政健全化基本方針を作成するなど、時代とともに変遷を重ね、市民ニーズやその時々々の行政課題の適切な対応に努めてまいったところであります。しかしながら、昨今の本市を取り巻く厳しい財政状況でありますとか社会情勢の変化等のさまざまな課題に対処し、また地方分権にふさわしい自主・自立のまちづくりを市民の方々とともに推進していくためには、新たな改革の視点に立った抜本的な改革が必要ではないかというふうに考えております。

市政運営の基本的戦略を示す長期総合計画に基づき、「日本で一番住みたいまち・塩竈」を実現するために、行財政システムを徹底して見直し、塩竈市政はどうあるべきであるか、あるいは市役所は今市民のニーズにこたえるためにはどのように変わる必要があるのかといったような本市の行財政全般にわたる考え方、進め方を明示し、計画的に推進していくとともに、その過程で生み出した行政資源を本市が本来取り組むべき政策課題や将来のまちづくりに向けた重要施策に重点的、戦略的に投入していきたいという考えであります。

繰り返しになりますが、行財政改革はあくまでも手段でございます。目的はまた違ったところにあるというふうに理解いたしております。

平成15年度「財政再建元年」と位置づけて、聖域のない行財政改革を進めてきたことにつきましては説明をさせていただいたとおりであります。残念ながら道半ばで例えば財政規模の10%削減もいまだ達成されておられません。これは私の努力が足りなかったということだと自戒いたしているところであります。なお今後一層選択と集中により限られました予算を集中的に投資し、事業効果の早期発現に努めてまいりたいというふうに考えているところであります。

本市の経済の低迷は今後とも続くものと予想せざるを得ず、市税収入は下げどまりの気配すら感じられません。また、国におきましては先ほどのご質問にお答えいたしましたとおり、三位一体改革が進められておりますが、その方向性すらいまだ定かになっておりません。こういう中であればあるほど、全庁一丸となりまして、さらには市民の方々のお力をおかりしながら不退転の決意で行財政改革を進めてまいりたいというふうに考えているところであります。

ニュー・パブリック・マネジメントについてご質問いただきましたが、私、今ほど申し上げました行財政改革を進める基本姿勢がニュー・パブリック・マネジメントであるということを申し上げたことはないかと思っております。これは、今ほど議員の方からこういう方式を踏襲するのかという意味でご質問いただいたのかと思っております。内容として共通する部分もございしますが、私の意と反する部分もあるかと思っております。これはそれぞれいいところを取り上げさせていただくとともに、本来の市民サービスということの目的に合致しない部分については違った手法で実現を目指してまいりたいというふうに考えております。

本市におきましては、では具体的にどういうことかということでありましたのでお答えさせていただきますが、行政サービスに対する評価・提言をいただくための一つの方策として議会はもちろんであります。塩竈再生委員会ということを昨年度スタートさせたことについてはおっしゃられたとおりであります。一方、成果志向でいかに市民の満足度を上げていくかという視点がやはり今後一番大切ではないかというふうに考えております。そのためには、議会、市民、それから行政が三本足で今後の行政を進めていくということが何よりも肝要ではないかということにつきましては、今議会の質問の中でもお答えさせていただいたとおりであります。それぞれの立場を重要視しながら、連携と協力のもとで本当に住みやすい塩竈のまちづくりというものを図ってまいりたいと思っております。

市の行政の中ではということですが、私の平成16年度の当初の取り組みといたしまして、行政が何を目標に何を行っていくのか。また、それがどのような状況になれば達成されるのかということをも明確に説明できる計画作成が不可欠ではないかということで、部長段階では政策レベルの計画を、課長段階では事業レベルの計画を作成させていただきました。「ミッション2004」という呼び方をさせていただいておりますが、それぞれの課の目標課題、それぞれの部の目標課題を全庁的に共有しようということで、こういった取り組みを16年度始めさせていただきます。16年度末にその成果についてまたそれぞれの部署とヒアリングをさせていただきたいというふうに考えているところではありますが、そういった選択と集中の中でこのまちに今欠けているものを実現させていきたいというふうに考えております。いろいろ選択と集中につきましてさまざまなご意見があることは承知いたしておりますが、私どもといたしましては今塩竈市として必要な施策の大きな柱であるという認識をさせていただいております。

そういった中、予算の削減一律というお話がございましたが、私ども決して10%各部に一律でということではやっておりません。それぞれ必要なものにつきましては予算をふやしている

ものもでございますし、我々必要ないと判断させていただいたものにつきましては10%以上の削減も行っているものもでございます。そういったことのめりはりをつけた形の中で、予算の縮減に取り組んでいるということでございます。

定数削減につきましても、ただ単に100名を削減するというのではなくて、できるだけ、できる限り市民の皆様方のサービス水準を低下させないようにというような大きな目標のもとで取り組みを始めたところでもあります。その際に、将来の方向性といたしまして、指定管理者制度の導入を視野に入れていることにつきましては、おっしゃられたとおりであります。そのために今回新たな条例の制定をお願いしたところでもあります。

次に、国保税の問題、ご質問いただきました。

再編の動向を踏まえて4年間値上げということについての数字の違いということのご質問をいただきました。

まず、再編統合の動向についてご説明させていただきたいと思いますが、国では昨年閣議の中で基本方針どおり平成20年の医療制度改革あるいは国保の再編統合を進める考えを示されたわけでありまして。聞くところによりますと、平成18年の通常国会の関係法案の提出を目指しているというようなことであるそうでもあります。7月に開催されました厚生労働省の社会保障審議会医療保険部会において、再編統合の今後の検討の方向性を示され、次回からより具体的な議論を開始するというところで聞いております。また、仮に再編統合が実施されなかった場合におきましても、経常的に赤字が生じることは避けなければならないというふうに考えておりますし、こういったことを考慮して、収支改善は喫緊の課題であるというふうに理解をいたしているところであります。

国保財政の今後の見直しあるいは見直しの数値についてであります。

国保の財政見直しは、毎年最新の情報をもとに見直しを行わせていただくこととしており、今回の見直しは平成15年度決算見込み、平成16年度の国保税の賦課状況など最新の情報をもとにした見直しでございます。保険給付費につきましては、伸び率の大きな要因であります前期高齢者分についてはほぼ見通しのとおり推移をいたしておりますが、今回修正させていただきましたことは、前期高齢者以外の部分でございます。具体的には、前期高齢者以外の保険給付費につきましては、平成15年度の実績と被保険者の推移から伸び率をこれまで対前年度比1.5%増から1%増に修正をさせていただいております。税率改定以外の赤字の縮小は、平成15年度の税収の伸び、平成16年度からの老人拠出金の減少などの状況の変化をプラス要因とし

てとらえた結果でございます。今後、今回の財政見通しの結果をもとに収支改善計画の見直しを進めてまいりたいというふうに考えております。

また、10月に国保の財政状況について市民説明会などを行い、これまでの収支改善の取り組みでありますとか、今後の課題を説明させていただきたいというふうに考えているところであります。

私の方からは以上でございます。よろしくお願いを申し上げます。

議長（香取嗣雄君） 吉川 弘議員。

19番（吉川 弘君） では、2回目の質問をさせていただきます。

まず、三位一体の改革についてでありますけれども、昨日の河北新報の記事にも浅野宮城県知事が、三位一体改革で地方六団体がまとめた国庫補助負担金削減、この改革案が実現した場合、来年度は県の影響はどのようになるかと、こういう記事が出ておりました。それによりますと、430億円という試算が明らかにされております。あと、今議会にも私立の民間保育所の方々から議会に対して今回の補助金のカットをしっかりとやっていただきたいと、こういう要望書も出ております。あと、市長が先ほど言いました梅の宮住宅の建設ですけれども、これが平成15年度から始まって1億5,000万円と。そのうち国から補助が来ていると。それがありませんけれども、特に完成まで平成18年度までかかるんですね。ですから、17年度、18年度、この2年間、国の削減があってもしっかりとこの辺が大丈夫なのかどうか、その辺についてもう一度伺いたいと、このように思っております。

あと、特に三位一体の改革、これは本市にとっても今年度補助金とか交付税合わせて4億円の削減がされていると。あと市長が言うとおり、地方六団体と国においては、結局国においては今年度分も含めて3年間の削減だと。そして、国の方針としては結局4兆円、その8割を掛けて、そして3.2兆円にすると、そういう出し方なんですよね。ですから、そういう面ではやはり地方と国の違いというのが非常にずれがあると。そういう点で、このまま行くとすればこれはもう大変な大きな問題だというふうに思うんです。ですから、市長はこれまでも三位一体改革については基本的には賛成だと。しかし、出口がなかなか見えないと言っておりますけれども、そういう面でやっぱりこの間の経緯を見ても本当にしっかりと国に意見も言うし、あと国の基本的な考え、これも地方の立場からしっかりとやはり訴えていっていただきたいと、このように要望しておきます。

あと、生活保護費とのかかわりで、全国的にもこれは100人に1人ということで、塩竈も10

パーミール、100人に1人、1%になっているというのは聞いておりますけれども、これらの推移がどうなっているのか。あと、さらには県内10市比較で本市の場合生活保護の割合がどういうふうになっているか、もしわかればお聞かせ願いたいというふうに思います。

それから、コインバスに関してですけれども、尾島町のバス停には屋根つきのいすがつけられたということですが、今後ぜひ積極的な検討課題で進めていただきたいというふうに思います。

二つ目のコインバスですが、これは市長は確かに6カ月間の試行を踏まえて120%以上の客になればこれを導入すると、こういうふうに言われていますけれども、120%以上になればどの程度の負担割合、現在までも宮交に対する補助がありますけれども、さらにどのぐらいの費用が上乗せになるのか、その辺をひとつ出させていただきたいというふうに思います。

佐藤市長の選挙広報も読ませていただいておりますけれども、「大好きです、塩竈」のこの項の四つの公約の中で一番目に出てくるのが市内循環バスの一律100円、これが出てくるんです。ですから、私は公約というのは本当に吟味されて、単なる思いつきで出されているということではないというふうに思うんです。ですから、やっぱり財政的にもどういう裏づけがあって、赤字であっても政策的課題として市民が本当に願っているということであればそれを実現すると、そういう立場で検討された内容ではないかというふうに思うんです。ですから、6カ月間の試行だけでなく、そういう公約実現、これをやはり本当に守るという立場からも市長にもう一度その辺のご意見をお願いしたいと、そういうふうに思います。

それから、あとコインバスと同時に本市の場合やはり空白地域、西部地域だけでなく牛生、芦畔とか青葉ヶ丘、吉津、やはりバスが通っていないこのような地域があるわけですし、これから本当に高齢社会を迎えて施設とか病院に行く際、これらの方々が本当に安心して足の確保ができる、そういう点についてもぜひ検討していただきたいというふうに思います。

あと市長の行革について、NPM行革については一致できるところもあるけれども、そうでないところもあると。そういうふうに言われておりますけれども、確かに今国、それから地方、本当に大きな目まぐるしく変わっている状況がございますけれども、そういう面ではやはり財政指標をよくするとか、そういう立場からすれば市民のための事業とか職員削減、それから公共料金の値上げ、こういうことだけをやれば確かに財政再建は簡単にできるわけですが、やはり私も先ほど言ったとおり、地方自治の本旨としての福祉の増進、こういう立場からなお一層市長としての役割を果たしていただきたいと、そういうふうに思っております。

それから、国保税についてですけれども、これについて特にこの間議会では16年度の値上げに当たってもやはり15年の4月の20億円の赤字、その前には14年の10月には27億円と、そういう数字があって、本当にその資料でもっている判断せざるを得なかったという状況はあるんです。確かに市長は毎年そういう見直しをやるんだというふうに言っていますけれども、しかしその見直しが非常に大変なずさんさがあったというふうに思うんです。やはり本当に確かに中身としては医療費の伸びが1.5から1%に下げたということですが、この件に関しても私たちはこれが過大に見積もっているのではないかと、そういう指摘もしてまいりました。あと、老人保健拠出金についても、これが2年後に確定されるというずれがありますけれども、これも4億9,200万円の下方修正された。これも大変な額になっているんです。ですから、そういう面では本当に厳密な資料を出していただきたいというふうに思います。

これまでも例えば15年度の見込み、見通しとのかかわりからすれば、結局15年度の決算を見ますとその差が1億1,100万円、やはりこれがずれていたという問題がありますし、16年度に関しても2億2,000万円ほどのずれがあって、そしてやはり4年間で見ますと今回15年から16年の7月で8億円の修正なんです。ですから、そういう大きな問題。やはり確かにこれから10月、市民に説明会を行っていくということですが、議会とか市民に対して、本当に値上げというのは大変な痛みですから、やっぱりそういう面では本当に綿密な資料を出して、説明についても責任ある説明を行っていただきたいと、そういうふうに思います。

それから、今後の値上げの問題についても、やはり県では1億円の支援基金、これなんかも当初予算ではつけていますけれども、これが最終的にはこれまで使ってこなかったということがありますよね。ですから、こういう県の支援基金を使うとか、あと一般会計からの繰り入れについてもルール分は出ておりますけれども、やはり国保の第1条では社会保障という立場からもしっかり出ているわけなので、こういうことも踏まえて、やはり17年度の予測される1億7,000万円、これに関しても対応していただきたいというふうに思いますし、あと先ほど言いました本当に医療費の伸びとか資料についてももっと時間をかけて厳密にやるべきだというふうに思います。

それから、あと県一本化について、これは確かに国の方ではもう一本化という方向で進めているという状況はありますけれども、しかしこれがなかなか地方との関係では定まっていないという状況があるわけなので、それは定まっていない中で県一本化をやるのと、そういう面ではやはり市長が先走りをしていると、そういうふうに私は見ざるを得ません。そういう点でこ

れについてもお考えをもう一度お聞かせいただきたいと思いますというふうに思います。

議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 吉川議員のご質問にお答えいたします。

まず、三位一体改革の中で梅の宮の住宅建設が果たして補助金がカットされた場合に今までどおりできるかどうか心配だというご懸念をいただきました。先ほどご答弁させていただきましてとおり、我々の思いは補助金削減対象となる部分については地方財政措置がされるべきであろうということを地方六団体で申し上げてきているわけでありまして、ですから、それが地方六団体が提出しました 3.2兆円の補助金等の削減に対して 2兆 9,990億円の税財源の移譲というか、そういうお話で来ているわけです。ですから、3.2兆円が 3兆円ということで今までは国の方にお話をしてきた。ところが、先ほど私がお説明したのは、要するにそれは17・18の2カ年間で今後地方六団体としては 3.2兆円カットであります。ちょっとそこら辺が数字がごちゃ混ぜになっていますのでもう一度ご説明させていただきますが、地方六団体は17・18年度の2カ年間で 3.2兆円の補助金をカットしましょうと。そのかわり 2兆 9,900何ぼ、3兆円と言わせていただきますが、3兆円の今申し上げました地方財政措置が、例えば地方債制度でありますとか地方交付税措置でありますとかというような安定した財源が地方に入ってくるような、そういうことをお願いしたいということでお互いに紳士協定でやってきたと思っております。ところが、最近 3.2兆円は削ると。ただし、3兆円の財源移譲については17・18の2カ年間ではなくて、実は16年度に移譲した 6,000億円余も 3兆円の中身でありますよという話が出てきておりますから、これは大変な事態でしょうということを今申し上げているということなんです。ということをお互いに申し上げたわけなので、そこをまずご理解いただきたいと思います。ですから、そういった中で決して我々も座して死を待つわけではなくて、我々は大いに声を上げていきたいと思っております。

繰り返しますが、私は三位一体改革、賛成であります。それは地方が本来やるべきことをやれるような環境にできる。地方自立改革という意味で賛成だということを申し上げてきておりますので、そういったことにつきましてはいろいろな機会をとらえて訴えてまいりたいと思っております。

生活保護もしかりであります。これはもう決算特別委員会の中でも報告させていただいておりますのであえて繰り返しません、本市が宮城県内の10市の中で一番高い水準だということについてはご理解いただきたいと思います。

それから、ワンコインバス、まさしく私の公約であります。そのとおりであります。そういうことではなくて、それだけではなくて、この塩竈の地域を考えたときにやはり総合交通体系というのが必要なんだろうと。繰り返しますが、公共交通機関は比較的恵まれています。仙石線であり東北本線の駅があります。そういったものがどうも有機的に結びつけられていないということでは、バス路線とその他の公共交通機関というのが総合的にネットワークするともっと一般市民の足が大変便利になるのではないかというようなことでコインバスということも公約として申し上げさせていただきました。120%と申し上げましたのは、今から試行する期間内で採算性というか、今までの負担金以上のものを出さないとすれば20%増ぐらいのご利用をいただければ今までどおりの400万でしたが、ちょっと数字はご容赦いただきたい、そういった補助金の中でやっていけるという話であります。700万ですか。ちょっと数字はご容赦いただきたい。ただ、今までの補助金どおりでやっていけるだろうという意味でちょっと申し上げたつもりであります。誤解がありましたらご容赦いただきたい。

それから、財政再建、10%カット、それから5年間で100名の定数削減で簡単に実現できるというようなお話でございましたが、私は簡単なことではないと思っております。決してそれだけですべての目的が達せられるとは私は思っておりません。ですから、そういうことを当然明らかにすべきだと思っておりますので、先ほど申し上げましたような三位一体改革の不透明な部分を早く明らかにして、議会並びに市民の方々に今後の塩竈市の行財政改革の全容を明らかにさせていただきたいと思っております。

国保税、見通しがずさんだというお話をいただきましたが、ちょっとご説明させていただきたいと思うんですが、ことしの見通しが初めは15年度も場合によっては大きな赤字が発生するのではないかと思ったんですが、例えばインフルエンザの流行がことしございました。それだけでも大きな金額が変わってまいります。これは改めて数字でお示しさせていただいてもいいんですが、そういった変動要素があるということは事実であります。そのために実は基金というのがあるんだと思っております。我々はそのためにそういう変動要素を吸収できる受け皿が基金なんだと思っておりますが、残念ながら本市の基金は、底をついております。そういう中で、やはり今議会でも特別会計は独立採算ではないかということを再三ご指摘いただきました。私も全くそのとおりだと思っております。そういった独立採算の原則に立ち返りまして、極力健全化を図っていきたいということで今回このような値上げ案をご提案させていただき、ご説明をさせていただいたところでございます。

よろしくお願ひ申し上げます。

議長（香取嗣雄君） 23番伊藤博章君。

23番（伊藤博章君）（登壇） 塩釜ネットワーククラブを代表して、通告に従いまして一般質問を行います。

さて、私は、小さな市役所で大きなサービスを提供する行政組織を実現すべきと考えております。自主自立という地方分権の基本理念を実現するためには、組織の効率を上げ、財源の多様性を確保し、投資の有効性を高めるために住民の行政評価を事業運営に反映させるゼロベース志向を実現し、住民満足度の高い住民総参加の市役所を目指すべきという私の基本姿勢を明確にした上で質問に入ります。

まず初めに、地方分権についてお伺いをいたします。

平成12年4月に地方分権一括法が施行され、本年8月19日には全国知事会全体会議において三位一体改革案、国庫補助負担金等に関する改革案が決議されました。大まかな内容は、国から地方への税源移譲8兆円、これとセットになる国庫補助負担金の廃止額9兆円、地方交付税見直しを1期18年度までに、2期を19年度から21年度に分けて実施するということです。これにつきましては、ただいま吉川議員の質問に対して市長がご説明をいただきまして、私もよく内容がわかったところでございますが、ただしこの改革案提示の条件としては、国と地方の協議会の設置と、国が勝手に進めてはだめだよというふうなことを条件に上げながら地方六団体合わせて国に要望をしたところであり、このことに関して、私も地方分権が新たな一歩を踏み出したと見ておるところでございます。

しかしながら、市町村と都道府県を合わせた地方財政規模、これを約80兆円と見た場合、地方税収入は約35兆円と半分にも達しておりません。そして、この不足を補うため地方交付税、補助金など約29兆円程度が中央政府から市町村と都道府県に回され、これに支えられて地方財政が成り立つ仕組みとなっております。

一方、中央政府の一般会計、約70兆円と見ると、地方の財政を補うための金額などを差し引けば約41兆円弱となり、これが中央政府のネットの財政規模です。さらに、このうち約15兆円強が国債費であり、中央政府の実際の仕事量は約26兆円の規模に過ぎないと想定されます。比較検証するために地方財政総額から地方債費用約7兆円を差し引くと73兆円となり、地方が実に中央政府の3倍弱の仕事を実際には行っている結果になっております。これは地方分権の議論の中でよく皆様方にご説明をされている部分ではないかと思っております。

このように、中央に財源を集中させ、それを強い中央集権的なコントロールのもとに配分するシステム、すなわち強い中央集権的な財政構造を打破し、地方主権を実現することが地方分権の本意であるとまず私は考えていることをお話をさせていただきます。

しかし、先ほど来市長もおっしゃっているとおり、残念ながら現在の三位一体改革は全体像が不明瞭で、長期的な地方財政の姿を明確には示しておりません。地方は大変苦しい状況に置かれています。その一方で、本格的に到来する少子高齢社会においては、新たな財政支出をもたらす可能性が想定され、本質的な地方分権社会実現へのスピードを加速させなければならない状況にあると考えております。

私は、長引く景気回復の停滞や想定できない地方財政のあり方などの状況下でも塩竈市が将来に向かって生き残っていくために、持続可能な自立した基礎自治体の確立を目指し、市民と行政が一体となって市全体の構造を改革していく必要があると考えます。佐藤市長が打ち出した企画員や再生委員会という視点は理解できるものの、企画員には現状の活動を見る限り私が先ほど示した持続可能な自立した基礎自治体という認識なり理解が共有できていないのではないかと感じております。さらに、持続可能な自立した基礎自治体という塩竈市としての具体的なビジョンに基づき、地域力を養う、すなわち住民との協働、住民は意見を述べるだけでなく執行にも責任を持ち、行政は計画から執行まで住民と協働することと言われておりますが、この協働により多様な実施主体による公共サービスの提供体制を確立することを実現するためには、住民や知識人からなる再生委員会の議論というのも必要になるのではないかと私は考えているところです。

私は、行政評価システムの導入により、先ほどお話しした地域力を生かした住民満足度の高い市役所、コスト意識の高い市役所の実現という一層の努力が行政側に必要だと考えております。そのためには、どうしても公がやらなければならないものはあるものの、それを公務員だけがやらなければならないという既成概念は捨てるべきです。納税者、住民の皆さんにとり最も満足度が高いサービスを提供するものは株式会社なのか、NPOなのか、市民ボランティアなのか、それとも行政なのか、一番よいサービスを提供するものを選ぶという創意工夫が必要と思いますが、市長の見解をお伺いいたします。

次に、教育行政についてお尋ねします。

地方分権についての中で触れましたが、今年8月19日に全国知事会全体会議において三位一体改革案が決議されました。その大きな争点として、地方への3兆円減税移譲をする上で条件

とされている国庫補助負担金の廃止項目に義務教育費と公共事業を加えるべきかという点であったのではないのでしょうか。会議の中で、石原東京都知事は「義務教育は日本の将来の根幹に触れる問題、廃止項目に入れるかどうか話し合う前に教育論の議論をすべきだ」と問題提起した上で「地方にゆだねるべきではない。国家の責任としてナショナルスタンダードを維持すべきだ」と主張しました。結果的には石原都知事も改革案には地方からも参画している話を進めていくという前提で決議には賛成されたようですが、私は国と地方の税制構造の改革と国と市町村がそれぞれどのように責任を果たしていくのかの議論は別々にされるべきと考えております。すなわち、事業については継続ではなくいろいろな話し合いしながら計画をつくりながら、一度瞬間的にはリセットする瞬間が必要なのではないかと考えております。特に、都道府県にとっては道州制や連邦制への移行などという大変難しい結果が予測されておりますが、そういった方向性があるって初めて義務教育を聖域のない構造改革議論へ入れることができるのではないのでしょうか。

また、教育基本法の見直し議論が活発になってきております。国民の意識調査では、現状をそのままにするよりは基本法の見直しにより何か改善策が出てくるのではないかという希望による賛同があるようですが、教育現場を踏まれてこられた教育長としてはどのようにお考えかお伺いいたします。

さらに、三位一体改革案、国庫補助負担金等に関する改革案が現実のものとなった場合、宮城県版義務教育はどうなるのでしょうか。少人数制や離島、いじめ、不登校への対応などどうなるのでしょうか。教育長の見解を伺います。

さらに、絶対評価制度の導入によりこれまでのような体制で本当に複数の児童・生徒を担当が評価できるのでしょうか。また、週5日制の導入により教職員の労働環境が大きく変化しておりますが、夏休みなどの長期の休みにおける教職員のあり方など、どのように今後お考えになれるのかお伺いをいたします。

このように、学校を取り巻く環境は大きく変化しております。さらには、授業日数が減少していますが、現在の3学期制で本当に児童・生徒の評価が正しくできるのでしょうか。教育長のお考えをお伺いをいたします。

次に、環境行政についてお伺いします。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、設置者が一般廃棄物処理施設の維持管理をしなければならないと規定しているように読み取れるのですが、さきの決算特別委員会などの質疑

の答弁を聞いていますと、塩竈市の一般廃棄物処理施設の一部が運営委託されているという内容があったように記憶しているところです。その理由は、広域行政へ参加するために職員を早目に引き上げておく必要があるということだったと思いますが、本当に今そのようなことをする必要があったのかを伺います。

また、管理運営を丸投げすることはできないと思うのですが、対応はどうなっているのかを伺います。

さらに、さきの民生常任委員協議会において杉の入地区への東部衛生処理組合の缶類の持ち込みを許可した旨の報告がありましたが、都市計画審議会での議論では缶・瓶について隣接住宅への騒音問題になるので、これまでどおり伊保石の処理センターで行うという当局側の回答があったと認識しております。なぜ東部衛生処理組合からだけは搬入を許可したのか伺います。

塩竈市の埋立処分場は、平成18年度中にはいっぱいになると予測されているので、広域的取り組みが重要な課題だというお考えが示されているわけです。また、焼却施設についても、ごみの減量化や人口減少などにより燃えるごみの搬入量が減少し、焼却施設の連続運転をするために1週間に1回程度炉をとめながら稼働しているという話も伺っているところです。そういった意味では、総合的に考えれば、広域化は選択されるべき政策と考えます。その一方で、塩竈市は交渉相手がすんなりと受け入れてもらえる相手ではないことも理解していると思います。そこで考えなければならないのは、広域化の交渉時間と埋立処分場の寿命との関係をどう調整するかということではないでしょうか。また、焼却施設についても現状を考えれば、ドライ温度を下げる原因となる生ごみ等の炉内への搬入を極力避け、自然に還元していくという努力などが必要になるのではないかと考えますが、ご当局のお考えをお伺いをいたします。

最後に、防災についてお尋ねします。

阪神・淡路大震災以来、行政側は急激に「自分のまちは自分で守れ」と自主防災のすすめを唱え始めました。本市においても同様のことが言えます。このことを声高に訴える自治体側には、果たして地域防災は行政の仕事であるという認識があるのかどうか、不安に思えてきます。また、自主防災組織をつくる側は、仕事ではなく自主的な組織であるということなどをどの程度認識し、線引きしているのでしょうか。私は、地域の皆さんと一緒に自主防災組織づくりに取り組みながら、町内会の役員さんの苦勞を肌で感じ、このような感想を残念ですが共有しているところです。

さて、自助、共助と言われ、それぞれが取り組む最低限の課題が示されてきております。ま

ず自助では、災害発生時点で自分の身は自分で守るための知識と備えはどの程度住民に認識され、具体的な行動をとっているのか、どの程度住民がそういう認識を持って取り組んでいるのかの情報が行政にあるのかどうかお伺いをいたします。

またさらに、共助に関しては、自主防災組織づくりなどが進められておりますが、その地域内の住民がそれぞれの責任と持てる能力を最大限に出し合い、希薄になっている向こう三軒両隣の関係を再構築する必要がありますが、残念ながらこのことが大変難しいことだと感じています。いまや町内会や子供会などに入らない住民がふえてきている現状があります。また、やっとのことで自主防災組織を立ち上げ、具体的に活動を始め、備品や施設の整備のためなどに行政に資金の補助を要請してもなかなか順番待ちですぐには対応がされないという現状があります。町内会としては、いつ起こるかわからない災害に備え、町内会の少ない予算を切り詰めながら創意工夫を凝らし、自前で備えざるを得ない状況ではないでしょうか。まず、このことに関してどのようなご見解かお伺いをいたします。

次に、防災計画においては、地震・津波を想定しているようですが、近年の調査では地球温暖化により風水害被害の増加も指摘をされているところです。ことしも大変台風が多く、風、降雨、高潮被害が発生しております。この場をおかりしまして、今回の台風を含めまして被害を受けられた皆様には心からお見舞いを申し上げたいと思います。このような状況を考えたとき、地震・津波への対応では塩竈市では新聞報道にもあるように民間のビルを避難所にするための協定を結ぶなどの努力はされているようですが、風水害や高潮などにおいては住民が情報を得ようにも現状では同報無線または災害協定を結んだコミュニティFM放送、ケーブルテレビなどが考えられますが、状況がつかみにくく、結果的に周辺を見回る住民がいるのではないのでしょうか。特に、水害常襲地域の住民にとっては大変不安なことではないかと思えます。塩竈市の災害対策本部では、定点カメラによる情報などさまざまな情報が集まってくるシステムがあるはずですが、そういったものを地域住民も気軽に見られるような双方向通信システムのインフラ整備が必要と考えますが、また、避難が必要な状況になったときに自主防災組織との連絡ツールにもなるかと思えますが、ご検討するお考えはないかお伺いをいたします。

以上で第1回目の質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君）（登壇） 伊藤議員のご質問にお答えいたします。

初めに、地方分権に関しまして何点かご質問いただきました。

まず、三位一体改革の現状認識と今後の取り組みであります。

真の地方自立の確立に向けた地方分権改革の一つが三位一体の改革であろうというふうに私は考えているということを再三申し上げております。地方公共団体の自己決定・自己責任の幅を拡大し、自由度を高めて創意工夫に富んだ施策を展開することにより、真に市民ニーズに対応した多様で個性的な地域づくりを行い、豊かさゆとりを実感できる生活を実現できるよう財政面の自立を高めるための改革というふうに理解をいたしております。評価といたしましては、うまく行けば明治維新以来の改革という認識になるのかなというふうには思っております。

しかし、改革の初年度であります平成16年度は、国の財政再建のみを先行させた、我々が期待する地方分権改革にはほど遠い内容ではなかったかなというふうを考えております。税源移譲は先送りされたまま、国庫補助負担金や地方交付税の大幅な削減のみが行われ、国と地方の信頼関係を著しく損なう結果となったのではないかと危惧をいたしております。

こうした経緯を踏まえ、地方の意見を確実に反映させることを担保していただくため、国と地方六団体等との協議機関を設け、地方の自主自立につながる改革の具体策について協議を行っているところであります。今後、国に対し、改革の全体像の速やかな提示を要請していくとともに、平成17年・18年度改革の着実な推進と平成19年度以降も引き続き地方分権改革の趣旨にかなった改革が進められますよう強く要望してまいりたいというふう考えているところであります。

そういった中、持続可能な自立した基礎自治体のあり方について議員の方からご提言いただきました。少子高齢化の進行とそれに伴う人口減少の社会、さらには情報通信技術の飛躍的発展でありますとか、地方分権の進展による三位一体の改革など、社会経済環境は急激に変化をいたしており、これまで以上に行政能力の向上と行財政改革の積極的な取り組みが必要となっておりますというような認識であります。また、社会の成熟化に伴い、市民の市政への関心、参画意識が高まってきており、市政への市民参画を進めるための環境整備でありますとか、あるいは市民とともに協力しながらまちづくりを今後推進していくことが不可欠ではないかというふうに理解をいたしております。このような社会経済環境の急激な変化に的確に対応し、市民との協働による質の高い持続的な発展が可能な市政の実現を図るために、三つの視点に基づき行財政改革を推進してまいりたいというふうに考えております。

1点目が、市民との協働による改革でございます。

行政は、市民に対する最大のサービス産業ではないかというふうに考えております。より効

果的かつ効率的にサービスの提供が行われるよう、顧客主義でありますとか現場主義、また費用対効果などの経済性や成果重視を行った手法などを積極的に導入して、常にコスト意識を持ちながら最小の経費で最大の効果が上がるような改革・改善を進めるとともに、目標の達成の明確化を図り、成果を重視した行財政運営への転換ということが今こそ必要ではないかというふうに考えております。

2点目であります、やっぱりスピード、コスト、成果重視の改革であります。

市民、企業の意識やニーズが多様化し、行政需要が変化している現在、行政がすべての市民ニーズに対応することはもう若干困難になってきているのではないかなというふうに考えております。一方、市民の市政への参画意識の高まりとともに、市民活動団体の動きが活発化しておりますことから、市民民間団体と行政の役割分担を明らかにし、ともに市政を推進していくことが求められるというふうに考えております。市民生活の変化でありますとか、民間の活動などの動向を的確に把握し、市だけでは対応することができない個別のニーズや新たな地域の課題に対しては市民民間団体の協力を得ながらともに取り組んでまいるといふような意識でございます。

三つ目が、目標を設けた計画的な改革であります。各取り組み事項に年度の目標を設定し、各部の主体的な取り組みにより計画的な促進というものを目指してまいらるべきではないかというふうなことを考えております。

こういった取り組みをより促進するという一環で、塩竈再生委員会でありますとか行政の内部に企画員制度を導入し、さらには平成15年度より試行的に市民の方々の行政評価といったようなものも取り組み始めたところであります。議員の方からいろいろ再生委員会なり企画員に対しての問題提起をいただきました。そういった問題提起を数多くいただきながら、より実効性の高まる再生委員会であり企画員でありあるいは行政評価といったようなことに仕上げたいと思っております。

教育行政につきまして何点かのご質問をいただきましたが、後ほど教育長の方から答弁をさせていただきますと思います。

環境行政につきましてご質問いただきました。

今後のごみ処理についての取り組みであります。今後のごみ処理につきましては、宮城県ごみ処理広域化計画に基づき宮城東部衛生処理組合、黒川地域行政事務組合との広域化を基本として検討を始めたところであります。平成23年ごろの施設整備を目標として新たな組合を設立

して実施することとなるのかなというふうな予想をいたしておりますが、新たな広域の組合には基本的には本市職員の派遣というのはいかなる状況になるものと予想いたしております。こういったため、余剰人員を出すことなく広域化へ移行するためには、とりあえず平成20年を目途に退職者不補充による委託化を行い、段階的に配置転換を図ることといたしております。このようなことから、平成16年4月から中倉埋立処分場及び新浜リサイクルセンターの維持管理業務の一部を委託をさせていただいたところであります。

お尋ねの一般廃棄物処理施設の維持管理につきましては、基本的には設置者である市が管理すべきではないかということでございますが、基本的には設置者でございます市が管理をいたしており、一般廃棄物の選別回収等の処理と処分については外部委託という形をとらせていただいております。

なお、外部委託に際しましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律並びに施行令の一般廃棄物の収集、運搬処分等の委託の基準に基づき外部委託をさせていただいたところでございます。

次に、都市計画審議会において瓶・缶による騒音の問題が取り上げられた経緯がございます。これにつきましては、処理業の許可権者である市として今後とも事業者に対し適切な指導・監督をしていくという説明をしたとの報告を受けております。今回、宮城東部衛生処理組合の旧ごみ焼却施設煙突解体撤去工事が実施されることとなり、平成16年9月1日から平成17年2月末までの工事期間中の短期間におきまして、ごみ処理における相互援助の考え方に基づき、杉の入地区に宮城東部の資源物を処理することについて受け入れをいたしております。ご心配いただいております圧縮こん包施設においては紙類のみを扱い、缶については建物内で圧縮こん包はせず、選別のみを行うことといたしております。また、実施に際しましては、近隣住民へ十分な説明、理解、協力を得ることを前提といたしまして、騒音対策も十分行うことということで取り組んでいるところであります。

ご承知のとおり、本市の最終処分場は平成18年度中に満杯となる見込みとなっており、平成18年度以降の最終処分場につきましてはブロック広域化までの過渡的な対策として、一市三町で構成される宮城東部衛生処理組合と事務レベルでの協議を進めているところであり、受入条件等について文書で提示いただくことといたしております。今後早急にその条件整備について検討を行うことといたしております。

その際に果たして間に合わなかった場合というご心配をいただきました。そういったことも

想定し、市民の方々にはごみの減量化といったようなことをお願いをさせていただいているところでありますが、今のところは本市のごみ排出量、ここ数年残念ながら横ばいの状況にあり、環境への影響等を考慮し、ごみの減量化とともにリサイクルの推進ということに取り組みを始めたところであります。これまでもコンポスト等への補助を実施いたしておりますが、今後とも継続するとともに、全国的な運動でございます3 R運動という運動がございます。リデュース、まずはごみを減らそうということでありまして。それから、リユース、使えるものは再度使おう。それから、リサイクル、最後の手段はリサイクルという三つのRの運動をなお徹底していきたいと思っております。

平成22年度には市民1人1日当たりのごみ量を平成15年度の877グラムから667グラム以下に、リサイクル率を平成15年度の16.5%から平成22年度30%以上にすることを目標として鋭意取り組みを始めたところでございます。

次に、防災についてのご質問をいただきました。

阪神・淡路大震災のような大規模な地震等が発生し、甚大な被害が発生した場合、市や警察署、消防署などの防災関係機関の活動は著しく制限を受けることとなるということが経験的に言われております。このため、現在市は自主防災組織の普及促進を市民の方々をお願いをさせていただいているところであります。これは、自分の身は自分で守るという自助の精神のもとに市民の皆様方に初期段階ではぜひこういったことを心がけていただけないかというお願いであります。したがって、行政が担う初動期の防災行政は、被災地区住民の差し迫った危難や重大な危難の排除、さらにはライフラインの早期復旧がその大きな使命であるというふうに考えております。

阪神・淡路大震災は、我々に一つの大きな教訓を残していただいたと思っております。それは被災地区内で発生した危機を排除することに行政が全力を投入するためには、重大な市民個々の危機排除を除きまして個々の力で最低3日間は何とかしのいでいただくことが重要であるということでございます。これは決して行政責任を回避するというのではなくて、日ごろよりこういう心がけをお持ちいただき、初動時の危機回避、避難、排除はみずから行っていくことを認識していただくことこそが防災意識の高揚へつながることになるということでありますし、この地域から一人でも悲惨なこういう災害での死亡事故等をなくしていくためには、やはり必要なことではないかということ判断して、今各町内会をそれぞれ回りまして、こういう普及啓蒙活動に取り組みさせていただいたところであります。

本市におきましても、このような判断のもと、災害への自助の啓蒙と自主防災組織の普及啓蒙を大きな行政課題として進めてまいりたいというふうに考えております。現在、自主防災組織の設立状況、昨日もご説明申し上げましたが、10団体、14町内となっており、全町内会数157団体からいたしますと約1割にも満たない状況であります。市といたしましては、一つでも多くの町内会で自主防災組織を設立していただくため、現在出前防災研修会を開催し、それぞれの役割、心構えを研修していただいているところであります。また、新たに塩竈市自主防災組織助成要綱を制定させていただき、防災マップの作成でありますとか、防災資機材の整備に対してきめの細かい助成を行わせていただくことといたしております。さらに、初動態勢の重要性から、職員の初動時の行動マニュアルを作成し、携帯を義務づけていることにつきましては昨日もご説明させていただいたとおりであります。

次に、情報の提供でございます。

これにつきましては、議員ご提言のとおりであるというふうに理解をいたしております。災害時に一番恐れることは、情報不足から来る不安、恐怖をあおるような風評でございます。そのため、行政が収集した災害情報はリアルタイムに市民の方々に提供し、整然とした行動をとっていただくことが大変重要なことというふうに考えております。行政と被災地域住民との間で双方向の情報のやりとりこそが効果的な避難排除、復旧活動には欠かせないシステムであると思っております。また、被災時には市みずからも情報の収集に当たりますが、消防署、警察署あるいは消防団、交通指導隊等からの情報提供も受け、適切な対応をとることが必要であるというふうに考えております。

また、水害、高潮の常襲地帯に対しましては、災害発生の予測情報を確認後速やかに同報無線でありますとか広報車で周知を行うこととありますとか、パトロール車での施設点検に努めるといったようなことを常時行ってまいりたい。また、状況に応じ、水中ポンプでありますとか土のうの準備等も常日ごろ心がけているところであります。

私の方からは以上でございます。よろしくごお願い申し上げます。

議長（香取嗣雄君） 小倉教育長。

教育長（小倉和憲君） では、教育に対する質問を五ついただきましたので、それについてお答えいたします。

まず初めに、教育基本法の見直しについてでございますけれども、現行の教育基本法の理念は崇高なものであり、またこれまでの戦後の日本の教育を支えてきたものとして尊重されるべ

きものではないかと考えております。しかし、現在、21世紀の目指す教育のあり方を改めて検討する必要があり、そういうことから見直しの議論が出てきているものと認識しております。今後、これらの議論等の情報を得ながら、私自身も含めて勉強をしてみたいと考えております。

二つ目、三位一体改革が現実になった場合の宮城県版義務教育、少人数制とか離島問題とかいじめ、不登校等どうなるかというご質問にお答えさせていただきます。

一般的には、宮城県並びに各自治体の首長さんが子供の教育に対して意欲と識見をお持ちですので、現在もしくは現在以上の財源がきちんと確保され、地方の裁量で使えるようになればきっと教育に対しても創意と工夫に富んだ施策を展開していただけるものと考えておりますし、またそうあってほしいものと願うものであります。

3点目の絶対評価制度の導入によりこれまでのような体制で本当に複数児童生徒を担当が評価できるのかということでございますけれども、これまでは相対評価で成績をつけておりました。この方式は、全体の中でどの順位にいるのかということに成績をつけるものでございます。平成14年度からは子供の意欲や指導の効果を上げるために、全体の順位は関係なく、学習内容をどの程度理解したのかということに評価するいわゆる絶対評価を導入されております。単にテストの点数のみでなく、常日ごろから子供たちの意欲や興味、関心の度合い、技能の習熟状況、知識理解の程度等を総合的に判断して評価するものでありまして、平成14年度のスタート以来これまでも市内の各学校におきましては絶対評価で評価しておりますし、今後もさらに子供たちの意欲、関心を紐帯にして各学校を指導してみたいと考えております。

次に、長期休業中の教職員の勤務についてのご質問にお答えさせていただきます。

夏休み中の期間中におきましても、教職員は公務員として与えられた特別休暇5日間を除き、原則出勤日となっております。この期間には、県や市の主催する各種の講習会、研修会、校内での職員会議への参加を初め、小学校ですと家庭訪問とか三者面談とかを実施している学校、あるいは学力向上のための個別指導を行っている学校など、夏休みにしかできない事業でそれぞれ積極的に取り組んでおりますし、またそれに加えて中学校では部活動の指導などに精力的に取り組んでおります。そのほか、1学期の事務整理並びに新学期の授業の準備など、児童生徒の学力向上等のために教職員が精いっぱい努力しているところでありますし、ご理解をいただきたいと思っております。

最後になりますけれども、議員ご指摘のように完全学校5日制の導入により、授業日数は減

少しておりますが、その分の学習内容の方も精選され、少なくなっております。評価につきましては、毎時間、興味・意欲・関心・態度、思考・判断、技能・表現、知識・理解の四つの部類の中から適宜選択し、授業中の観察、ノート、レポート、作品、自己評価、相互評価、ペーパーテストを用いて子供一人一人を評価し、学期分や年間分を累積評価して最終的評価を下しておるところでございます。現在の3学期制において、市内の小中児童・生徒評価につきましては、各学校の各教師が常に先ほどお話ししましたように児童・生徒の思い、子供のよさを見つけ、認め、伸ばしという視点から研修を積み重ねて的確な評価に努力していると認識しております。

私からは以上でございます。

議長（香取嗣雄君） 伊藤博章議員。

23番（伊藤博章君） ご答弁ありがとうございました。

それでは、2回目の質問に入らせていただきたいと思います。

まず、最初の地方分権に関します質問につきましては、市長の方から今後の塩竈市のあり方、佐藤市長として目指すべき行政運営の視点と申しますか、そういったものを3点具体的にお伺いをしたわけです。これにつきましては、基本的に私もそんなに遠くなくそういう認識を持っている一人ということで先ほどご提案をさせていただいたところでございます。

そういった認識が一定程度共有されているという前提で議論を若干深めさせていただきたいと思うんですが、確かにこれまでの議論の中でもありましたとおり、国の補助金と申しますか、特に交付税、これの要は財政を調整する財源がなかなか確定し得ないというのが最も今大きな要因ではないかと言われているわけですが、そういった中でもやはり地方としては一定の水準というか、この程度の目標というものを設定しながら財政というのは組んでいかなければいけないんだと思うんです。今、もし約60億円の市税収入を確保できるかどうかかわからないと、市長が市税の下げどまりが底が見えないということですから、そういったことをおっしゃっているんだと思いますが、であれば、よしんば55億円だったとすると。そういった低い想定でやはり一定程度の財政を計画を立てていくということもまず必要なのではないのでしょうか。そういったときに、市長は確かに聖域なき構造改革というか、行政改革が必要だということと取り組んでいるわけですが、やはりこの問題を考えたときには扶助費の問題にも手をつけざるを得ないというか、これが増加しないような、要はアップ率を2%に抑えるとか、全くアップ率がないということはないのでしょうか、そういうふうに増加率を一定程度低くするた

めの施策をどういうふうにするんだとか、そういったことをやはり具体的にもう行政の中で考えながらやっていく時代に来ているのではないかと思うわけです。そうしないと、やっぱり結果的な理由として扶助費がこれだけ多かった、何がこれだけ多かった、いや、収入はこれだけ少なかったという理由を毎回決算なりなんのたびに繰り返しながらやっていかざるを得ないと。やはりよく過去においてオイルショックのときに民間企業が最低レベルの想定をして、それに企業経営を合わせる形で必死になってコスト縮減しながら企業の体力を損なわないように頑張ったわけです。それが結果的には一番今になってみれば日本の企業経営の中でコスト意識があるというか、そういったことが今指摘をされているわけですから、やはり行政もそういう認識を持ちながら取り組まなければいけないような、それを市全体で共有するような状況に今来ているんだと思いますので、この扶助費の問題についても法律、それから確かに憲法でも保障されているんでしょうけれども、その一方でやはりやらなければいけない、手をつけなければいけない部分というのはあるんだと思うんです。

その中で、今、こういう苦しい時代、特に地方分権の中でどうやったら生き残っていくかというときに、平成14年に経済産業省の中小企業庁が市町村の産業振興策という考え方を示しております。これを見ると、結論は、産業振興に一生懸命でない首長さんがいる自治体は、この地方分権の中では生きていけないということなんです。それはもう市長もこれまでもいろんな発言の中でおっしゃっていることだと思います。では、そのことをどうやはり具体的に実現していくかということが必要なんだと思います。やはり一番必要なのは、製造業がよく提案されるわけですが、製造業の人は確かにマンパワーですから、人手が要るということで製造業なんかを提案されるわけですが、そういう以外にはこの議会の中でもいろいろ話としてありましたが、今度宮城県ではプロ野球の問題がありますけれども、ああいうIT関係の企業はコールセンターなんかのサービスを提供している企業体でもありますので、そういう今まで言えば第三次産業的なマンパワーの必要な企業の集積ということもどこかに早急にやはりこの市政の中で具体的に示されて、たしか企業立地条例が塩竈市にもあるはずですので、そういったものを活用しながら、ほかの自治体なんかはやられています。市長がこの間お話しになった三重県のお話というのもそういうお話だと思いますので、ぜひそういうことを塩竈でも実現できるようにご提案を早急にいただきたいと思いますので、この辺についてはやはり収入を上げるということも必要なわけですから、そういった全体的なバランスの中で行政運営をなさるためには具体的にもう一つ一つやっていかなければいけないということをご指摘をしておきたいと思

ますので、ご努力をいただければと思います。

それからもう1点、市の現状の財政規模、財政を検討する場合、よく市で保有している土地なり土地開発公社の土地なんかを、市で保有しているものについては何とか売れないのかとか、それから土地開発公社の保有している土地も長期にわたりますと事業目的が薄れてなかなか取得時の事業目的に合ったことができなくなるのではないかとされているときに、横浜市なんかはやはり簿価での評価ではなくて時価評価しながら、実際正味の今、塩竈市の財産はどれぐらいなんだと。それから、どれぐらいの累積欠損というか、赤字が出ているんだということとをちゃんとやっぱり自分自身が自己評価しながら自分の足元の財政の強さといいますか、そういったことをちゃんと自分で判断できるような状況というのをつくり出していかなければならない。それが地方分権における自主自立という、いわば判断をしていかなければいけないわけですから、自分で持っているものを甘く判断するのではなくて、やっぱり厳しく見ながらやっっていかなければならないという視点も必要なんだと思いますので、そういったこともやはりこの地方分権の中でのぜひ塩竈市のあり方としてご検討をいただければと思います。

それから、自主自立という考え方を思ったときに、やはり合併問題というのは先に考えるべき問題では私はないと思っています。これは私の考えですから、その部分だけをご提言をして、合併があるなしではなくて、合併がなくとも基礎自治体として他市町村に比べて胸を張って自分のまちを他市町村に述べるができるような、やはり力強いまちづくりというものを目指さなければ結果的に合併という話もわいて出てこないんだと思いますので、そういった点では合併を逃げ口にせずに、ぜひ自主自立で頑張っていたいただきたいと思いますので、この辺をお願いをしておきたいと思います。

それから、あと教育問題、教育行政につきましては、今いろいろとお話をいただきました。なかなか教育、1足す1は2の世界ではございませんので、難しいところもあるかと思います。ただ、学校経営そのものが学校長の権限というのが大変強くなっています。こういったものもやはり教育委員会、それから学校、地域というのがそこに入って評議員なんかあるわけですが、そういった機能が十分働いてぜひ学校運営を学校長が適切に行えるような指導を教育委員会としても行いながら、地域のそういう地域力の活用ということも考えていただきたいと思います。

そういう中で、これは防災の方でもお話ししたかったんですが、確かに今学校のサポート制度を一生懸命つくっていただきました。だけれども、本来これは住民が自主的にそういったこ

とをしていかなければならない、これこそ地域力なんです。ですから、ぜひサポートの部分については自主防災組織という今は小さな動きですが、少しずつそういう地域力を生かしながら何とか動こうというものがあるわけですから、そういったところとうまくやっぱり連携をとりながらやらないと、これはもう本当に「こいつはおらいの隣のうちの子供だよな」とわかるぐらい、これは地域の子供たちだとわかるぐらいの状況、昔の状況というのをやっぱり作り出すことが必要なんだと思いますから、この辺のところは縦割りではなくて、よく横の連携をとりながらやっていただきたいと思いますので、お願いをしておきます。

環境行政については、私はアウトソーシング、要は外部委託を進める立場におりますので、別に今回外部委託になったことをどうのこうの言っているわけではありません。要は一般廃棄物の運搬も委託をしているわけですから、そういうのと同じことなわけですね。廃棄物の処理及び清掃に関する施行令でいくとそういうことですよね。ですから、ただし一つ考えていただきたいのは、この廃棄物の処理及び清掃に関する法律を見ると、せっかく市長がこういった分野も民間に開放してやっていくという、僕はこれはある意味で大変すばらしい行政選択だと思います。それが施政方針にも載せない、報告もない、これは残念なことだと思うからです。法律を見ますと、法律の6条の5項では「市町村が一般処理計画を定め、またこの変更があったとき、これは公表しなければならない」となっていますよね。ですから、そういった意味でも私はやはりぜひ市長に胸を張ってこういったすばらしい事業をやったときには皆さんにこういうことに取り組んでいますよという、これは残念ながら指定管理者制度の中ではまだ廃棄物処理施設というのは指定管理者になり得ない、どうしても障害要因が含まれているものだと私は思っていますから、だからそういうところを今そうやって民間に開放しながらやっているというすばらしいことをやっているわけですから、ぜひそういったときには議会の方、また住民にもお知らせをいただければと思いますので、その1点だけでございますので、よろしく願いをしたいと思います。

それからもう1点は、そういうふうにした以上は、ただ管理は塩竈市ですから、僕は人を丸々引き上げるのではなくて、管理者である以上はやはりそこに市の職員を置かざる得ないと。これはすってまはってまやはりそういうことをしながらやっていかなければいけない状況というのはあるのではないかと思いますので、この辺は改めてご検討をいただければと思います。

それから、最後に防災の件、これは時間もありませんので要望になるかもしれませんが、自主防災組織、今大変厳しい状況で私どもの町内でもやっています。それはなぜかというと、地

震当初は大変皆さん興味を持ってというか、認識を持っているんですが、北部地震から随分たちますと、もう自主防災組織のお話を出してもなかなか町内会でもみんなが乗ってこないというか、意識が薄れてきているところがあるわけです。だから、僕はそのときに、今うちの町内会なんかでもやっているのは、地域力を生かすと。地域にどんな職業の人がいるのか、どういふうな技術を持っている人がいるのかということ、消防署の職員さんがいたり市の職員さんがいたり、いろんな人がいるんです。そういった方みんなに声をかけて、やっぱり啓蒙活動をしたりいろんなことを教えてもらったりということをしているわけです。そういったところというのが、残念ながら今防災課の中で本当に資料としてあるのかなというのがあるものですから、どちらかというところづくりにばかりいって、もうちょっと自主的にそういう人たちを集めてこうやってつくりますよと最初から皆教えるのではなくて、地域のそういう人たちを一回集めてみませんか。みんなで話し合ってもらってから、ではこういうことがあるな、ああいうことがあるなとやりながら行政側もお手伝いをしていくということが、やはり自主的にやるということが必要ですから、ここの部分を取り違えないようにだけひとつお願いしたいと思いますし、やはりそれなりの費用もかかるわけです。これについては一定程度行政側としても財源確保しながらお取り組みをいただきたいと思っておりますので、この辺強く今感じておりますものですから、ぜひお考えをいただければと思っておりますのでございます。

それから、おかげさまでこれは議会の方から質問があって、このとおりきょう先ほど市長のお話にあった災害時の職員活動マニュアルが出されました。この中に、今私が冒頭言ったんですが、平常時においては市の職員さんとかそういう方も自主防災組織づくりの中に積極的に参加してくれと、地域で呼びかけをしてくれと、その文言が残念ながら入っていませんので、そういったこともやはり職員の意識啓発としてぜひ入れていただければと思っておりますから、その辺をお願いして2回目の質問を終わりたいと思います。

議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 地方分権、交付税云々という話がありましたけれども、ですからこそ我々の方ではそういう安定的な基幹税、税財源の移譲ということをやっぱり声を上げていくべきだと思っております。市が所有する財産云々につきましては、決算特別委員会でもバランスシートでありますとかチャート等を初めて出ささせていただいて、いろいろ総合的な見方というものを取り組んだところであります。

それから、学校問題、地域そのものが魅力のある都市であるべきだろうということについて

は全くそのとおりだと思っております。そういった塩竈のまちづくりに今踏み出したところがありますので、今後ともそういうほかの地域の方々が住んでみたいと思われるようなまちづくりを進めてまいりたいというふうに考えております。

自主防災組織につきましては、今は地震とかを中心に話しておりますが、逆に先ほど議員からご指摘ありましたとおり、災害というのは地震だけではないわけでありまして。風もありますし水害もあるものだと思っております。そういうものを話し合っていたきながら、自分たちが住む地域を考え直していただけるという機会でもあるのかなと思っております。ぜひそういった場にご活用いただければ大変幸いだと思っております。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

議長（香取嗣雄君） 伊藤博章議員。

23番（伊藤博章君） 最後に要望と申しますか、この辺ちょっと押さえていてほしいということがありますのでお話ししておきますが、自主防災組織、これは有事関連7法案が通過いたしまして、国民保護法の中では、有事が発生した場合、避難誘導を担当する組織という国の見方をしております。この辺やはりどの自主防災組織の中身を見てもないわけですから、これは国で法律で定まったことですから、こういうこともしっかりと国民の一人である住民の皆様に行行政からちゃんと説明をしていただきながら、その必要性についてもお話をいただければと思いますので、このことを申し上げて終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

議長（香取嗣雄君） 暫時休憩いたします。

再開は3時15分といたします。

午後3時00分 休憩

午後3時15分 再開

議長（香取嗣雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

4番伊藤栄一君。

4番（伊藤栄一君）（登壇） 平成16年9月議会もきょうで終わりでございます。私は、質問の通告を9月3日、一番先に出したんですが、今回も最後となりました。極力重複することを避けたいと思いますが、内容に重複する点がありましたらご容赦のほどよろしくお願い申し上げます。

ニュー市民クラブを代表しまして、通告に従って質問をいたします。

質問の前に、一言弔意とお見舞いを述べさせていただきます。

去る7月、北陸豪雨災害に引き続き、再度にわたる台風の上陸により九州、関西、福島、北海道と各地域に大きな災害をもたらしました。さらに、今回の台風21号ではまた大きな災害となりました。亡くなられた方には心より弔意を申し上げますとともに、罹災されました方々には衷心よりお見舞いを申し上げます。一日も早い復興と通常の生活に戻られますようご祈念を申し上げます。

さて、災害と申しますと、平成の初期ころまでは塩竈市でも特に大雨のときなど低地帯に住む方々には恐怖感におびえ、眠れない夜などが年に何度か繰り返す生活がありました。このたびの豪雨台風災害よりも災害の汚水、汚濁、そして床上汚泥などの悲惨な状況を新聞・テレビで見る限り、昔の塩竈を思い浮かべられます。塩竈市も、平成3年より「水害のないまちづくり」をキャッチフレーズに多額の費用を使用し、市内至るところを改善してまいりました。おかげさまで、水害に対しては安心・安全のまちに大きく変貌してまいりました。今日まで環境整備と水害にご尽力いただいた地域の方々、そして市長初め職員の方々に市民を代表いたしまして感謝と御礼を申し上げます。なお、引き続きこのような災害対策にご尽力をいただきますようお願いを申し上げます。

さて、質問に入りますが、災害には水害だけでなく地震、津波、火災などいろいろの災害が予測されますが、特に当市内は起伏の差が大きく、対策も異なり、地域ごとにどのような指導をされておるかをお尋ねいたします。

次に、市町村合併について伺います。

合併については、毎日のようにテレビ・新聞で報じられております。いまだに二市三町についてはどこが口火を切るものか見えてきません。私は、何度か二市三町合併について質問をいたしております。現在、二市六町一村未来都市づくり研究会で議論をされておると伺っております。市長の答弁では、数合わせの合併では余り好ましくないとのこと。まさにこの未来都市づくり研究会は、人口30万中核都市、地球温暖化対策の一環としてごみ処理焼却炉の建設など広域化を目指した地域づくりの数合わせの合併でないかと思われ。それを口実に二市三町合併の議論は避けて通っておるような気がいたします。

なぜ私は声を大にして二市三町合併を推進するのか。今、地方の財政は非常に苦しいです。この財政危機を脱皮するには、二市三町が一丸となり合併することが一番の良薬と私は信じて

おります。私は前回の質問で人件費だけで1年に40億円以上が浮くと申し上げましたが、ここに来て国家百年を唱えるとき、二市三町合併がスタートすればこの先20年、私なりにシミュレーションすれば、職員・議員の削減、また補助事業、地方交付税の確保など約1,500億円以上の財源が見込まれます。現在の時の流れの早いには20年後などはすぐ到来します。港奥部の再開発、ポートルネッサンス61から約20年、いまだに変わってはおりません。仙台市も急に大きくなったわけではありません。長町、八幡町、原町と合併、市電でつなぎ、現在では泉、作並、秋保とまちもつながり100万都市となりました。塩竈市に隣接する二市三町、ポテンシャル区域としてまちがつながっております。なぜ合併という良薬を口にしないだろうか、考える余地であります。

市長は、まず広域行政を推進と外堀から固めていこうとしておるとは思いますが、広域行政と合併の差異についてお尋ねいたします。

また、広域行政のメリット、デメリットについてもお伺いいたします。

次に、市立病院についてお尋ねいたします。

市民の方々の生命と健康を守り、安心してすこやかに暮らせるよう日夜頑張っておられる先生や看護婦さん、そして職員の方々には心から感謝と御礼を申し上げます。

さて、病院事業の概要と沿革については報告されておりますが、昭和20年、終戦にて衣食住はもとより、医療機器も事欠いておりました。当時の市長がいち早く市民の健康を守るため旧多賀城海軍共済病院の医療機器をゆずり受け、本町の石母田医院に開院されたそうです。当時、物が無い時代、医療機器は大変な貴重なものでありました。物不足、品不足、市役所は鉛筆や紙まで不足しておりました。そんなとき、薬の袋がたくさん余っておったようです。後にはその袋が市職員の給料袋として使われたそうです。昭和22年、現在地に旧共済病院の1棟を移設、移築、さらに新築、増築が行われました。皆さんご承知と思いますが、当時遠山先生、金田先生、沖津先生、平賀先生などが医療に従事され、市民が安心してすこやかに暮らせるまちを目指し頑張ってくれたそうです。市民からは「市立病院、市立病院」と大変感謝されました。

しかし、現在は赤字、黒字の経営効率だけにとらんだ議論だけが先行しておるようです。病院は多くの患者さんを診てあげれば採算がとれると思いますが、市立病院の場合、目的が異なっているのではないのでしょうか。市民の方々はいつも多くの先生方と看護婦さん、余裕を持って診察を受け、心の相談、メンタルヘルス、心の健康までを受けられることを願っておると思います。住民の健康と生命を守る病院本位を考えると、利益追求が先行するようでは青臭い議

論ではないかと思えます。累積赤字41億円を口実にいつも議論されることは、赤字経営のその一言です。一生懸命努力される先生や看護婦さん、そして職員の方々は、余りにもかわいそうだと思います。現在、利用者の統計を見ますと、市内で約50%、隣接一市三町が約40%、その他10%ということです。塩竈市民だけでなく市外の多くの方からもご利用いただいております。全国的に医師不足、そのあおりで市立病院も大変です。先生方は少ない人数で24時間体制で医療に従事しておられます。

そこで伺います。累積赤字41億円を背負い、今後の市立病院の運営についてお尋ねをいたします。

次に、教育問題について伺います。

ことし2月、議会において私が質問いたしました。小中学校生徒の路上犯罪から守るには目立つ服装にてパトロールを強化、シルバーの方々や保護者などをお願いしての質問に、市長答弁は、腕章などを考え、積極的に検討するとのこと。また、教育長は、ユニフォームも効果だと思えますが、逆に気軽に参加した方がいいというボランティアの方もおり、ユニフォームになると本人の責任が重過ぎるという感じから腕章を考えておるとの答弁でございました。どちらも腕章ということ、またボランティアで子供を守るということは同感です。

しかし、私の質問の翌日、仙台の南中山ほか数人の方から電話があり「大変よいことです、どうかアイデアをいろいろお教えいただき何とかすぐに行きます」という返事をちょうだいしました。その後、4月21日に河北新報に「仙台南中山地区で散歩しながらパトロール」と題して掲載されました。その中の一行を読ませていただきますが、「黄色いジャンパーを着たメンバーは、散歩しながらパトロールに精を出している」と書いてあります。さらに、5月14日にも仙台市旭ヶ丘地区でも子供安全守り隊として掲載されました。私は2月に質問したのですが、それから7カ月、我が月見ヶ丘小学校から9月14日に委嘱状と腕章が渡されました。余りにも塩竈の対応が遅いのではなからうかと思えます。

そこで伺います。市内小中学校全校に登下校に対する安全対策を連絡が行き届いておるものかどうかをお伺いします。

さらに、ユニフォーム着用や災害保険についてもお伺いいたします。

次に、浦戸小中併設校に伴う残された空き教室の利用についてお尋ねをいたします。

さきに我が会派の鈴木議員や何人かの議員より当局の計画を伺いました。その伺いのほかに、塩竈で育って船に乗ったことのない子供たちがたくさんおるそうです。そこで、市内小学

5校、中学4校で校外学習で利用できれば、毎日あいた学校を使えるのではないかと思います。ご当局のお考えをお伺いいたします。

私の第1回目の質問とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君）（登壇） 伊藤議員のご質問にお答えをさせていただきます。

初めに、災害対応について何点かご質問いただきました。

その前に、平成2年度に本市に発生しました水害対策の促進ということにつきましては、議員の方からもお話しいただきましたが、関係者のご助力によりまして水害についてかなり強い地域づくりができましたことに感謝を申し上げるところであります。

そういった中で、今現在、非常に高い確率で発生が予想されております宮城県沖地震による被害想定であります。本市におきましても単に地震ということだけではなく、例えば建物の倒壊あるいは津波被害など、大きな災害が予想されております。本市の地形的なものから考えますと、やはり沿岸部では津波の被害が、それから丘陵地におきましてはがけ崩れでありますとか建物の倒壊などの被害が予想されるところであります。大規模な災害が発生したときは、公的な機関の救助、救援活動はもちろんであります。先ほどご質問にお答えいたしましたとおり、初期対応というものが大変重要になるかと考えております。そういった点から、地域の皆さんにもぜひ初期消火や避難誘導、近隣の安否確認など地域ぐるみでのご支援をよろしくお願ひしたいということをお願いさせていただいたところであります。

このようなことから、自分たちのまちは自分たちで守るという共助の精神、それから自助、それから公助という三位一体といいますが、が相まって災害に強い地域づくりというものができるものというふう考えているところであります。

なお、その際の情報伝達等につきましても、先ほどお答えをさせていただいたとおりであります。

次に、町村合併、市町村合併についてご質問いただきました。

まず、伊藤議員の方から年間少なくとも20億円ぐらいの経費が浮くのではないかというふうなお話がありました。今現在、二市六町一村で構成しております未来都市づくり研究会の中で今こういったコストの面もひっくるめまして地域が合併した場合にどういったメリット、デメリットが発生するかというようなことの検証を行っているところであります。11月にはおよそ全体の概要がお示しできるものかというふう考えているところであります。

そういった中、二市三町の合併についてご提案いただきました。都市のサービス機能の利用でありますとか通勤・通学あるいは買い物など日常的な面におきましては常に活発な交流が行われている地域のことでございますので、共通の行政サービスを提供できる生活圏というのが私も二市三町ではないかというふうには考えております。このようなことから、現在広域行政の積極的な推進に取り組んでいるということについてはお話のとおりであります。例えば、消防事務組合、環境組合等がそういった代表になるかと思っておりますが、介護認定等についても広域的な事務として取り組まれているところであります。

広域行政のメリットであります。やはり効率化、サービスをある程度広域的に統一化できる。また、その結果といたしまして、サービスの質の向上あるいは人や物の行き来によりまして地域全体の活性化につながるのではないかなといったような点がメリットとして挙げられるのかなというふうには考えております。

デメリットという表現が穏当ではないんですが、強いて言えば、地域の個性というものがなかなか出しにくくなるというようなことであるかと思っております。

また、合併との違いということもご質問いただきました。合併との違いというのは、必要なところから事務の共通化を始めることができ、段階的に進められるということが広域事務と合併との違いであるのかなと思っておりますが、私はいずれ広域行政の実績を積み重ねます先はやっぱり合併という問題にあるのかなというふうには考えているところであります。

ちなみに県内の動きを見ますと、かなり18年3月の合併期限をにらんだ動きが活発になってきておりますが、これも回答で申し上げましたとおり、二市六町一村の未来都市づくり研究会では18年3月にこだわらないでということの進め方がされているということをご報告させていただければと思っております。

いずれ、合併の目的といいますか、かかわらず市民サービスの向上ということが我々地方公務員に課された最大の責務であると思っておりますので、今後ともそういったサービス水準の向上になお一層努力を重ねてまいりたいと考えております。

市立病院の運営につきましてご質問いただきました。

市立病院関係者につきまして一定のご評価をいただきましたことにつきましては、私の方からも御礼を申し上げさせていただくところでありますが、今、病院の経営環境は本当に厳しい状況でございます。繰り返すようではありますが、14年度には史上初めての診療報酬のマイナス改定というものが行われました。また、15年4月からは医療保険の本人負担が3割に引き上げ

られております。さらには卒後医師の臨床研修制度が開始されたこともありまして、医師不足という問題が全国的な問題となってきております。これは市立病院の事例でご紹介させていただきますと、市立病院、現在整形外科医が常勤でおりません。そんな関係で、入院患者もなかなか対応できないといったようなことで、結果的に整形外科の常勤がいた場合と非常勤での診療というだけの差が年間で1億円ぐらいの差が出てきております。このように、医師がいる、いないということが、実は病院経営にとっては大変大きなファクターになっているということでありまして、私も病院長ともども常勤医の確保に今後とも努力を重ねてまいりたいと思っております。

こうした中にありましても、市立病院は急性期医療や救急医療はもとよりであります、在宅医療や慢性期医療など、市民生活を安心して送っていただくための医療を担ってきたところでもあります。今後ともこうした公立病院として役割を果たしていきながら、なおかつ経営の安定と医師の確保に努めて良好な医療環境を市民の方々に提供できるよう努力を重ねてまいりたいと考えております。

経営健全化への道筋であります、医師確保が困難なここ1年の収支をどう改善させていくかということがまず緊急課題であります。これを緊急プランということで取り組んでまいりたいと思っておりますが、こういった状況が一段落した後、将来とも安定して必要な医療を提供していくための方向性を示させていただく再生プランという二つに分けて取り組んでまいりたいと考えておりますが、当面の経営改善を図るためには、各種手当の見直しを含めて職員の協力が不可欠であります。こういった話し合いを根気強く続けさせていただきたいと思っております。

以上、市民の健康な暮らしを守るため、あらゆる方策を講じながらよりよい医療環境づくりになお一層努力を重ねてまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解をお願い申し上げます。

次に、小中学生の登下校に対する安全対策の一環としての子供安全地域サポーター制度についてであります。

児童・生徒の登下校時におきます安全対策につきましては、児童みずから自分自身の身を守るということが重要ではありますが、何せ小さいお子様方のことでもあります。やはり周辺から一生懸命サポートしてやるということも大切な課題ではないかというふうに考えております。子供さんたちがまず自分の身を守る方策といたしまして、万一の際にいち早く助けを求め

る手段として現在防犯ブザーの携帯を保護者の皆様をお願いをさせていただいているところですが、こういうことによりまして集団登下校時あるいは個人の登下校時の危険を若干ではありますが防止することに役立つのかなというふうに考えております。

また、登下校の際に子供さんたちを見守ってやる体制づくりが重要との判断のもとで、ご父兄や地域の皆様のご理解、ご協力により、子供安全地域サポーター制度を順次展開してまいったところであります。今月中には浦戸地域を除く各小学校に全校に配置され、登下校時の安全確保にとってかなり心強い味方がふえるものというふうに考えておりますので、ご協力いただいております皆様方には心より感謝を申し上げたいと思っております。

このほか、地域のかかわりと学校の連携のもとでの安全対策といたしましては、以前からスタートいたしております「子ども110番の家」等も今後とも積極的に活用を図ってまいりたい。また、青少年相談センターを中心に行っております教職員による街頭巡回指導の実施でありますとか、安全パトロール車での巡回活動の強化等も引き続き進めてまいりたいと考えております。

そういった中で、そういう指導を行う方が判別しやすいようにジャンパー等のというお話がございましたが、後ほど経過につきまして教育長よりご説明をさせていただきたいと思っております。

最後に、浦戸小中併設校に伴う空き教室の利活用についてでございます。

浦戸小中学校の併設ということに伴って生じた空き教室を市内の中学校が定期的に校外授業活動に活用してはどうかというようなご質問であったかと思っております。

現在、市内の各学校におきましては、年間10件程度であります、1,000名前後の子供たちが浦戸地区におきまして総合的な学習でありますとか生活科等の授業の一環として活動しているところでもあります。このように、年間1,000人ぐらいでありましても、浦戸を数多くの方々に訪れていただくということが浦戸地域全体の方々の活力になっております。昨日もご回答申し上げましたように、小中学生のみならず、例えば老人クラブの皆様方ありますとか婦人会の皆様、あるいはスポーツ少年団でありますとか各種の社会教育団体等にも数多く呼びかけまして、浦戸地域を多面的な活動の場ということで積極的にご活用いただきますような一層働きかけを強めてまいりたいと思っておりますので、よろしくご理解をお願い申し上げたいと思っております。

私の方からは以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

議長（香取嗣雄君） 小倉教育長。

教育長（小倉和憲君）（登壇） では、私の方から地域サポーターへのジャンパーの支給と保険の公費負担ということについてお答えさせていただきます。

現在、各小学校で整備されております地域子供サポーター制につきましては、文部科学省の研究委託事業の地域ぐるみの学校安全推進モデル事業を活用して行っております。この事業については、各県1指定地域でございます。そういう事業を活用して行っているわけでございますけれども、今年度はただいま議員ご指摘のとおり理由で腕章で対応させていただいておりますけれども、このジャンパーの支給につきましては今後サポーターの皆様のご意見等を聞きながら検討していきたいと考えております。

また、保険関係につきましては、今年度はPTAの理解、支援をいただきながら進めてきたわけですが、17年度については何とか公費負担でできないかということを目ざして視野に入れて検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（香取嗣雄君） 伊藤栄一議員。

4番（伊藤栄一君） ご丁寧なご回答、ありがとうございました。

第2回目の質問に入りますが、1番目の防災関係でございますが、きのう福島議員からもお話が出まして、水門の開閉とかあいうもので、それからその地域地域で消火栓のあるところにはいろんな災害のとき、例えば火事のときはそこに寄らないようにとか、そういう面とか、あと水害はどちらから水が来るか知りませんが、その地域地域で逃げる方向とか、そういうものをやはり地域地域にマッチした安全対策というものの説明が必要ではないかなと私は思っています。特に、八幡築港線なんかは、貞山堀から水があふれるということで、道路が高くなっているわけです。そうすると、あの裏にある芦畔とか牛生町、あの辺がもう低い土地になる関係上、きのう福島議員がおっしゃったように水門の開閉とかいろいろあの辺に水がたまる箇所のポンプアップとかいろいろあるかと思っております。これは人間の長い生活状況でいろんなところが変わっておろうかと思いますが、また同じ水害ですと白菊町、それから玉川1・2・3丁目、西玉川の方から流れてくる水は法務局の下あたりで大体堆積するということではなからうかと。それから、東玉川、野田、袖野田などから流れてくるのはヨークベニマルの駐車場あたりと。そして、笠神1丁目あたりから来る芦畔、牛生、先ほど申したのが大体天満崎付近、あの辺が水のたまる場所ではないかなとは私は見ておるんですが、これもいろいろ地域住民の生活の知恵でよその方、今言ったところなんかは鉄道が水没しないように皆鉄

道を上げたために堤防みたいになってしまっているということで、この辺の水処理、今いろんなところで貯留槽ということで考えておるようですが、今のこの4カ所、それからもう一つちょっと心配なのは、今分室のある前、あそこに今1軒解体したところがあるんですが、あそこに水路が中に入っているわけです。その水路が満潮でこの間いっぱいになっているんです。縁の下まで来ているということです。あと、あの隣に今あそこはお菓子屋さんがあるんですが、あの辺もずっとその水路が通っているわけです。あれは上の雲上寺の方から川が流れてきている、昔の川ですよ。あれが一応水路には入るようになっているんですが、今度の水路に入って満潮のとき、恐らくあれがあふれるのではないかな。その辺も建設部の方では計算しておられるとは思いますが、その辺の各地域地域でいろんな心配事があるのではなからうか。そういう面をやはり市内全体のマニュアルではなく、地域地域に出回って職員の方々、出前説明といいますが、そんなふうにはひとつやっただけに足りないだろうかというふうに思っております。

それから、2番目の市町村合併の問題でございますが、いろいろその人その人の考える考えが違ふとは思いますが、自主自立ということもあると思うんですが、これはやはり相当市民の痛みもあるし、昔江戸時代は7万もあったわけですから。それで、やはり町場をつくるために国の施策として明治の大合併で1万5,000、それから昭和の大合併で3,500、今度平成の合併で1千2、三百というふうな数字を出してきているというのは、それなりに自主自立がなかなか難しいということです。皆さんご承知のとおり、ここ宮城県内でも自主自立するからといって、道路も要らない、それから鉄道が来て困ると、鶏が卵をなさない、牛の乳が出ないといった箇所は今もう過疎化になっています。そういうところもあるということをややはり自粛していただきたい。私は自主自立できる電力補助とか、いろんなところもあると思います。それは全然ゼロではないですが、ただ塩竈の場合ここ二市三町についてはやはり合併するのが一番得策ではないかなというふうに私は考えております。

それについては、やはり市民にフローチャートとかバーチャートのいろいろの計画を立てたものを示しながら説明をしなければならない。やはり合併をすればこういうふうな財源が出てきますよ、地方交付税もこのくらい入りますよと。あと補助事業もこれくらいできますよということをお教えしないと、やはり市民は全然そういうことはわからないわけです。そういうものがわからないせいもあると思うんですが、今度の古川の合併でやはりアンケートをとったのも、何にも書かないで反対というアンケートです。それから、皆さんも恐らく見ておられるかと思うんですが、市民合意ということで反対。市民合意であれば、市民のいろんなアンケートが出

てくるまでは本当は無回答でいいわけです。それが反対なんです。だから、そういうもので古川にしるアンケートが出ているのを私は参考にできないと思っているんですが、やはり塩竈の場合はそういうのをいち早く、市長は財源10%カットとかいろいろと苦しみがあると思うんですが、この苦しみはみんな市民にしわ寄せなんです。だから、私は合併した場合こういうものが財源が出ますよということもやはりひとつ教えるのも行政の立場ではなかろうかなと。これは市にある市の財産ではないんですから、みんな市民の財産ですから、だからそういうことも市民にやはり教えるべきではなかろうかなと私は思っております。

それで、これは私事なんですけれども、合併ももし選定としてするならば、そういう浮いてくる金を使い、半分は合併調整課とかつくって徐々にすり合わせしていくとか、そうでないと今の塩竈 670億円とか、多賀城 510億円の借金とか、そういうものをすり合わせてから合併しましょうなんていったら、いつのことだかわからないと。私はそういうふうに考えております。そのようなことを踏まえながら、ぜひご当局の方でも市民にわかるようなご説明もしていただきたいと、かように思っております。

次に、市立病院でございますが、現在の41億円の借金を抱えて、これを据え置きとか棚上げでもしてゼロからでもスタートしないと、広域行政とか、それから公立病院とか唱えても恐らくだれも見向きもしないのではないかなと私は思っております。採算をベースとして、公共の我が塩竈の箱ものをちょっと調べたのを申し上げますと、箱ものの維持管理だけで、これは公民館、エスプでは約2億 2,300万円。それから壱番館と称している市民交流センター、図書館、これが図書館が1億 4,500万円、それから交流センターが1億 2,000万円、せめて壱番館、壱番館と言っているのが2億 6,500万円これは使っております。それから、体育館ですが、2億 1,300万円と。このように箱もので市民の便利ということで使っているんですが、市立病院もそんな方向で赤字の部分まではとにかく表に出ない繰出金で何とかそういうふうに市民の便利屋としてできないものかどうか。これは私事なんです、そんなふうにして赤字を残さないというふうにしてあげたいというふうな気が当局ではないか。当局では今の時世で繰出金、本当はないんだということを常々口が酸っぱくなるくらい聞いておりますので、大変だろうと思いますが、その辺のお考えもお尋ねしたいと思います。

次に、文科省からの補助、これは文部科学省から今教育長がおっしゃった 130万円今年度来ていると思うんですが、その前に先ほど私が質問で申した、ほかの方でパトロールのこんなに大きく出ているわけです。これが4月21日。これは南中山です。それから、あと5月1日、こ

れもやはり老人クラブの安全守り隊と、こんなに大きく出ているわけです。こういうものを仙台市とかそういうところでみんな動いているのに、塩竈はちょっと手ぬるいのではないかと。きのうもいろんな会議があって、清水あたりでここ8月、9月の間に7件もの空き巣があったということでございます。あと、そのほか駅前あたりで刃物を持った男がいるというようなこともちょっと聞いておりますが、まず今のところ子供に何も災害がないので本当に幸いだと思っておりますが、そういうことのないように、やはりこういう対策として至急当局の方で、せっかく補助をもらっているんですから考えていただきたい。

それと同時に、もう一つやはりサポーターにいろいろ頼む場合、保険の方もやはりひとつ大した金ではないので、何とかサポーターの方々が安全で見守りしてやる、パトロールしてやるということから、そういう災害保険なんかも当局で掛けてしかるべきではなからうかなと。ご承知のように、月見などはこれから寒くなって雪が降ると、学校から雪が降った道路なんか栄町の交差点まで滑ってきますからね。そんなところなんかを見ると、本当にけがなどされたら大変ではなからうかなと思いますので、その辺もひとつ保険料くらいは市の当局で支払ってもいいのではないかなと。

そのほか、夕べ遅く私通ったんですが、本当に腕章なんか全然見えないです。人の顔もよくわからないです。だから、やはりジャンパーとか、きのうの打ち合わせではジャンパーを寄附しますよという話も出ていますので、ぜひそういうものでやはり目立つ服装が一番ベターではなからうかなというふうに私は思っております。その辺のお考えもひとつ伺いたいと思います。

次に、浦戸の学校ですが、先ほど市内からもいろいろの学校の生徒が向こうに行くと。浦戸のにぎわいもそれに絡んでおるんですが、やはり我々小さいときから遠足なんかというと、みんなで手を握って歩いたこととか、いろいろ危険なときはみんなよけて歩くとか、そういうものの思い出がいっぱいあります。そういう面から、今ここで小学校、中学校合わせると11校あるんですから、それを本当に交互に100人ぐらいずつ分けて使っても250人ぐらい1年毎日のように学校に行くのではなからうか。それで、浦戸に行けば浦戸のおばちゃんたちが本当に自前で昼食を出してくれるとか、そのようなことがあれば、浦戸もにぎわってくるし、ぜひそういうことをやっていただきたい。そして、やはり海に面した塩竈に住んでいる子供たちが塩竈の船に乗ったことがないというのはおかしいと私は思います。そういう面で、ぜひ船にも乗せて、浦戸へ校外学習ということでひとつ教育長の方でお考えできないかどうか、もう一度お尋

ねをいたしたいと思います。よろしくお願いいいたします。

議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 議員のご質問にお答えいたします。

まず、災害対策であります。

消火栓の場所ですとか、それから地下貯留槽とか、それから避難する経路をやっぱり地域ぐるみで確認ということにつきまして、今、町内会単位の防災マップの作成をお願いいたしております。それはただ単に防災マップをつくるだけではなくて、地域の方々とその地域と一緒に歩いて、こういった場所に危険が内在されているでありますとか、こういった場所に消火栓がある、あるいは防火水槽がここに埋設されているというようなことを自分の目、足で確認しながら町内会単位の防災マップを策定するというので、今取り組みを始めたところであります。

また、水害であります。ご案内のとおり、本市は総合治水に取り組んでまいりました。駐車場を切り下げして洪水時には雨を少しためていただくでありますとか、あるいは学校の校庭を水害のときの貯留施設として活用する。さらには、昨今の新しい開発につきましては、防災調整池の設置というものを開発者に義務づける等々、流出抑制策にいろいろな取り組みをしております。そういったことの成果が上がって、今、塩竈から比較的水害というものの心配が小さくなってきたのかなというふうに考えておりますが、なおそういった総合治水という観点からこういった場所をどういうふうに使って地域の皆様方の水害の安全を守るかというようなことに取り組みさせていただきたいと思っております。

市町村合併、繰り返すようではありますが、二市六町一村の未来都市づくりでは、一応11月末を目途に二市六町一村が合併して一つのまちになった場合、こういう新しいまちづくりができますというような基本構想を出させていただくことになっております。その中には、必要経費でありますとか、公共インフラの状況でありますとか、それから体育館、公民館、集会所等々の利用施設等についてもお示しをするということになっております。繰り返すようではありますが、本当に数合わせの合併であってはならないんだと思います。地域の皆様方が望まれるような合併ということなんだと思っております。これは二市三町についても全く同じだと思っております。こちらからすり寄るのではなくて、やっぱりほかの地域からぜひ塩竈とだったら一緒にやってみたいと言われるような、そういう塩竈にしてみたいと思っておな一層努力を重ねてまいりたいと思っております。

市立病院であります。市立病院の必要性、重要性について議員の方からいろいろ指摘してい

ただきまして、大変感謝を申し上げます。かなりの維持管理経費がかかっていることも事実であります。そういった中で、赤字を一般会計からの繰り出しでというお話がございました。ちょっと説明させていただきますと、今現在でも年間4億円ぐらいの一般会計からの繰り出しを行っております。これは市民の皆様方に良好な医療環境を提供させていただくという前提であります。ただ、繰り出しにつきましても、いわゆる繰り出し基準に合致したものと繰り出し基準に合致しないものというものがあります。例えば今の説明しました4億円の中の2億9,000万円については繰り出し基準に合致いたしております。これらにつきましては、後年度で地方交付税、交付金措置がされることになっているわけでありまして、100%市費ということではなくて、むしろ国からかなり負担がしていただけるという金額になっておるわけでありまして、ですから、我々一切繰り出しをしないということではなくて、特別会計等についての繰り出しもそういうルールにのっとった形のものにできるだけ圧縮をしていきたいと。ルール外のものについては、なるべく繰り出しをしないような形での管理運営、維持ができるようなという体制づくりをやるということは今取り組み始めたところでありまして。

地域サポーター制度については、後ほどまた教育長の方から説明させます。

それから、浦戸につきましても、本当にすばらしい島だと私も思っております。ぜひ今後ともそういったことで塩竈市内の方々に積極的に浦戸に足を運んでいただけるような環境づくりに市も一緒になって取り組んでまいりたいと考えております。

私の方から以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

議長（香取嗣雄君） 小倉教育長。

教育長（野村和憲君） では、地域サポーターの、特にジャンパー等の問題も含めてお答えいたします。

文科省のこの地域ぐるみの委託事業でございますが、この中では腕章を出すことはできますけれども、いろんな縛りがありましてジャンパーまではこの補助事業の中では出せないようになっていますけれども、私もやっぱりせっかく地域の方々がそういう意識でもって地域の子供たちを守ってくれるということですので、ジャンパーなどあればさらに意識を持って子供たちを見守ってくれるのかなというふうに思いますけれども、先ほど議員からもお話があって前回にもお答えしましたけれども、中にはちょっと気軽にしたいという方もおりますけれども、今後それらも含めて、同じことになりますけれども、サポーターの方々のご意見等を聞きながら進めていきたいと思っております。以上でございます。

保険関係につきましては、先ほどもお話ししましたけれども、できるだけ公費で負担できるような形で考えていきたいと思っております。

議長（香取嗣雄君） 伊藤栄一議員。

4番（伊藤栄一君） 最後になりますが、ジャンパーもやはり検討してもらおうということでありがたいんですが、やはり地域地域の色が片方は赤、片方が黒とか、片方が緑とかになったのではおかしいし、それとサポーターの方々も大変張り切っております。それで、その捻出方についてはいろいろご相談あれば、かなりの皆さんが同意してくれるかと思しますので、積極的にそういうものを塩竈から発信ということで、せっかく宮城県でも塩竈だけが一番最初にして補助をもらっているんですから、そういう面でその補助を全部これに賄ってくれということではないので、できるものからひとつ塩竈からよい方法を傾けていただきたいと、かように思っております。

あと、最後になりましたが、市立病院も本当に今の形態で何とかしていこうと言っても、なかなか今の面積、それからあそこに増築、いろんなことをしてこれからの赤字体制なんていうのも大変ではないかと思うので、やはり今後の運営と先生方、働いている方々に本当に感謝しながらも、そういう対策をひとつご当局で考えていただきたいと。これはなかなか病院の先生なんて特殊なもので難しいと思うんですが、やはり患者さんたちが問診、打診、健診で、恥ずかしいからへその上が痛くともわきの方が痛いんだなんて言うのは誤診になってしまうわけですよ。だけれども、ほかへ行って「あの先生、うそばかり言っている」なんて、自分で言っていることが間違っ、そういう面でも先生方は本当によくやってくれてもともとで、何かあるとやはり患者さんはもういらいらしてきているものですから、1分、2分待たせられてもまた文句を言うと。本当に大変なお仕事ではないかなと思っております。福島県ですか、今度も1カ月で院長先生がやめられて、私はその先生のお気持ちもよくわかるような気がいたします。そんなことから、本当に先生方も張り切って病院の業務に市民を大事に皆さん方の健康を見守っていただけるように、ひとつ行政としてもそういうことを手を差し伸べていただきたいと、かように思いまして、私の最後の質問とします。ありがとうございました。

議長（香取嗣雄君） 以上をもって本定例会の全日程は終了いたしました。

よって、本日の会議を閉じ、本定例会を閉会いたします。

ご苦労さんでございました。

午後4時10分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成16年9月30日

塩釜市議会議長 香取嗣雄

塩釜市議会議員 伊藤栄一

塩釜市議会議員 志子田吉晃